

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

政策集2024

目次

内閣	1
NPO・市民社会	6
デジタル・IT	7
拉致問題	13
孤独・孤立	14
経済政策	17
ジェンダー平等	24
SOGI	37
多文化共生社会(外国人)	38
選挙・政治改革	42
行政改革・行政監視	46
消費者	51
災害対策	57
東日本大震災からの復興	61
財務金融・税制	69
総務・地方分権	77
法務	86
外交・安全保障	94
文部科学	102
厚生労働	113
障がい・難病	139
子ども・子育て	146
経済産業	156
エネルギー	162
環境	173
国土交通・沖縄北方	182
農林水産	191
憲法	203
ビジネスと人権	212

内閣

総論

過度でいびつな「官邸主導政治」の是正

- 内閣官房の強化と内閣府の新設以降、両組織が肥大化した結果、出向元の人員不足のほか、政策の責任の所在の不明確化や指揮命令系統の複雑化、それに内閣委員会における審議の渋滞など弊害が目立ちます。
- 縦割り行政によるムダの排除や、省庁にまたがる政策遂行を円滑に進めるための必要最低限の司令塔機能は維持すべきですが、過度の「官邸主導政治」の弊害は是正する必要があります。
- こうしたことから、内閣が国政の重要課題に適宜適切、かつ戦略的、機動的に取り組めるよう、内閣官房・内閣府には必要最低限の政策司令塔機能を持たせつつ、それ以外の事務は関係省庁に移管するなどして事務分担を見直します。

政官関係の適正化

- 安倍政権下で起きた森友問題、加計問題や黒川検事長問題など、官僚が政治家に忖度した結果、法の執行・運用が歪められたり、文書改ざんなど数々の不正事案が発生しました。また、政権の政策に異を唱えた官僚が左遷される事案も枚挙に暇がなく、これは菅政権以降も基本的に変わっていません。
- また官僚は、言うまでもなく国民全体の奉仕者であって、特定の政党や政治家に忖度して行政の公平・公正性を失わせるようなことがあってはなりません。
- こうした現状を改善し、公務員が誇りを持って仕事ができる環境を整えるため、また、総合職への志願者の減少や、中途退職者の増加など「負のスパイラル」を是正するためにも、内閣人事局による幹部人事の在り方の見直しなど、公務員の人事制度を客観的で透明なものに転換します。

真に国民に奉仕する公務員制度の実現

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった社会的危機や、頻発する激甚災害などに対応するためには、質・量ともに高い公務公共サービスを実現する必要があり、そこで働く全ての者に保障されるべき権利としての労働基本権回復と、自律的労使関係制度の確立は急務です。
- 公務員のなり手不足への対応と、仕事のやりがいや働きがいの実現、さらにはワーク・ライフ・バランスと、少子化に対する「共働き・共育て環境」の実現などさまざまな観点から、公務員の残業時間の削減を含めた「働き方改革」を徹底的に進めます。
- 民間と同様に公務員においても正規・非正規雇用の格差や、官製ワーキングプアが大きな社会問題ともなっており、こうした雇用の在り方の見直しや同一価値労働同一賃金の原則の徹底を進めます。

- 我々が目指す行政改革は、あくまでも無駄遣いの廃止にあり、いわゆる「小さな政府」や「身を切る改革」による住民サービスの切り捨ては論外です。国民の命と暮らしを守り抜き、ベーシックサービスを充実させます。

公務員制度改革

- 公務員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、民間企業同様、超過勤務縮減の徹底、業務の効率化や職場環境の改善など「働き方改革」の具体化に向けた取り組みの実施、テレワークの推進強化等を行います。特に子育て、介護等を行っている者については配慮するようにします。透明で民主的な公務員制度を目指し、公務員への労働基本権の回復・保障を図り、労働条件を交渉で決める仕組みを構築します。消防職員の団結権・協約締結権、刑事施設職員の団結権を保障します。
- 国有林野職員について、自律的な労使関係の下で労働関係の調整が行われてきたことに鑑み、引き続き労使関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革による自律的労使関係制度が措置されるまでの間、暫定的に、労使関係に関する従前の法律関係を確保するための措置を講じるとともに、人材の確保を図ります。(再掲)
- ハローワークの職員や消費生活相談員、図書館司書など国家公務員・地方公務員の正規雇用化を進め、期待される役割を担える体制を取り戻します。
- 担当事務事業の予算を適正に削減した部署や公務員個人が評価される仕組みを導入します。
- 行政機関等の事務・事業の公正さに対する国民の信頼を得られるよう、行政機関の職員等が国会議員等と接触した場合における当該接触に係る記録の作成等に関する事項を定める「政官接触記録の作成等に関する法律」を制定します。
- 職員OBを介した再就職あっせん行為等の規制の新設など「天下り規制法」を制定し、「天下り」によって政策決定過程が歪められることを防止します。
- デジタル化は必要不可欠であり体制整備は急ぐべきですが、安易な人員削減に結び付けることなく、適切に人員を配置し、住民サービスの充実・向上を図ります。(再掲)

国民の知る権利の保障

- 森友学園・加計学園問題や桜を見る会問題など、政治家が行政による法の運用・執行を歪めた疑いのある事案について、情報公開を徹底し、総理直轄の真相究明チームを設置して真実を明らかにします。
- 「公文書管理法改正案・公文書院設置推進法案」を制定し、行政文書の作成・保存・移管・廃棄が恣意的に行われないようにするとともに、公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもった新たな機関として「公文書院」を設置します。
- 情報公開法を改正し、行政機関の長に、自発的に分かりやすい情報提供を行うことを義務付けるとともに、不開示情報規定および部分開示規定を見直し、開示情報を

拡大します。不開示決定の通知に、その根拠条項および理由をできる限り具体的に記載することにより、運用の明確化を図ります。また、開示請求手数料を安くするなどし、手続きの簡素化を図ることで、税金の使途や行政情報を透明化します。

- 特定秘密保護法については、民意を顧みずに強行採決された経緯にも鑑み、国による情報の恣意的・不適切な秘匿を防止するため、廃止します。廃止されるまでの間は、国民の知る権利を守るため特定秘密保護法を見直し、国会や第三者機関の権限強化も含め行政に対する監視と検証を強化します。具体的には、当該行政機関の恣意性を排除するため、内閣府に設置する第三者機関(情報適正管理委員会)が指定基準を定め、基準非該当の秘密指定を知った秘密取扱者は、委員会への通知義務を負うこととします。
- 情報監視審査会に対し、秘匿の適否を判断する権限を与え、適切な情報提供や、「黒塗り」部分の開示を促進させます。

カジノ法廃止・ギャンブル依存症対策

- 「IR(統合型リゾート施設)推進法・整備法」を廃止し、賭博性が高く、治安の悪化が懸念されるカジノ事業は中止します。
- 当事者であるギャンブル依存症の患者団体や家族の会などと連携し、ギャンブル依存症対策を進めます。

学術会議のより良い役割発揮

- 日本のナショナル・アカデミーである日本学術会議がより良い役割を発揮できるよう、十分な財政基盤を保障します。組織・制度については政府からの自立性・独立性を担保します。会員選考等については、透明性の向上を図りながらコ・オプレーション方式を維持し、日本学術会議が推薦した候補者をそのまま任命します。

警察行政の質の向上

- 国民生活を守るため、特殊詐欺(オレオレ詐欺等)への対策など、身近な犯罪の取締りを強化します。
- 国内外での犯罪行為により不慮の死を遂げたり、被害を受けたりした方への給付金・弔慰金等支給制度の拡充を図ります。
- 検挙率を向上させるため、専門能力を持つ人員等、資源配分が適切にされるよう必要な支援を行います。警察本部・警察署等の耐震診断実施率を向上させるなど、拠点施設や交通安全施設の老朽化対策を進めます。
- 警察組織の健全な運営のため、公安委員会制度・監察制度の機能強化、公益通報制度の適切な運用を図ります。

悪質ホストクラブ問題

- 悪質ホストクラブによる被害の防止・救済のため、必要な法整備・法改正を行います。

宇宙の開発利用促進

- 「宇宙資源法」の執行も含め、新型基幹ロケット「H3」の開発を促進し、世界トップクラスの宇宙開発能力を維持・強化するための先端的研究開発を推進します。「はやぶさ2」による小惑星探査を通じた生命起源の探求といった宇宙科学・探査を戦略的に推進します。
- 政府系宇宙インフラ(気象、測位、リモートセンシング等)を拡充し、宇宙産業の基盤技術の発展を推進します。
- 準天頂衛星システム等の衛星データを活用し、自動運転や農機・建機の自動走行等による生産性革命を推進します。
- ベンチャー企業をはじめとした民間事業者の宇宙ビジネスへの参入を促進します。

安定的な皇位継承

- 皇位の安定的継承と女性宮家の創設に向けて、立憲民主党「安定的な皇位継承に関する検討委員会」の「論点整理」に基づいて、拙速にではなく、丁寧に国民の総意を作っていくための議論を行います。

アイヌ政策

- 先住民族であるアイヌの人々の尊厳を第一に、生活支援および教育支援に資する事業等、アイヌ文化の振興策等を実施します。
- アイヌ民族の先祖の尊厳を蹂躪し、現在に至るまでアイヌ民族に苦難を与えてきた歴史的事実を厳粛に受け止め、「先住民族の権利に関する国連宣言」、国連人権条約監視機関による勧告等に基づくアイヌ政策を進めます。
- アイヌ民族差別を解消し、アイヌ民族の誇りを尊重するために、サケ漁などの権利の回復を目指します。
- 盗掘されたアイヌ遺骨の返還・再埋葬を国等の責任で行うとともに、アイヌ差別禁止のために実効性ある行政措置を行います。
- 子どもたちがアイヌ語やアイヌの歴史・文化に触れる機会を増やします。
- アイヌ政策を進める際には、決定機関にアイヌ民族が参画し、その声を尊重できるように、体制を整備します。

フリーランス支援

- 従業員のような扱いをされているフリーランスが、労働者として保護されるように、労働関係法令を見直します。
- キャンセル料や経費、著作権などでフリーランスが損をしないように、国の作った標準契約書による安全で対等な契約を推進します。
- 労災保険・社会保険の適用対象を拡大するとともに、フリーランスの特別加入労災保険への加入を支援します。
- フリーランスや芸術家・芸能従事者のために、ハラスメントとメンタルの相談窓口や第三者調査機関をつくります。
- 芸術家の地位と権利を守り、生活基盤を支える「芸術家福祉法」を制定します。

NPO・市民社会

新しい公共

- NPO などの多様な主体を支援します。ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスや協同労働をさらに推進し、官民で雇用創出・社会的課題の解決に取り組みます。
- 認定 NPO や公益法人等に対する寄付税制を維持・拡充します。
- 新しい公共の担い手を支える税制をさらに拡充します。NPO 等に対する支援税制（市民公益税制）について改善を図り、大学等に対する寄付金税制を充実させるとともに、現行の寄付控除の拡充や NPO をはじめとする中間支援組織などへの新たな税制上の措置を創設します。また、不動産、有価証券等資産による寄付が促進されるよう新たな控除の創設等、税制上の措置を講じます。
- 認定 NPO 法人や公益法人等に対する寄付税制を維持・拡充します。認定 NPO 法人等への寄付とふるさと納税との競合状態を是正するとともに、遺贈・相続財産寄付やフードバンクへの食品寄付といった現物寄付の推進等、寄付文化の醸成につながる税制面での支援措置について改善を図ります。併せて、特定寄付信託（ブランドギビング）において、現金だけでなく土地・建物も信託対象となるよう制度の在り方を検討します。
- 中小企業が利用できる制度を NPO などにも適用を拡大します。
- 休眠預金活用法が社会的課題の解決のために活用されるよう検証します。

デジタル・IT

デジタル 5 原則

- 国民のための行政と社会のデジタル化を推進する政党として、個人情報保護とセキュリティを十分に確保し、行政の監視や統制の手段ではなく、国民の利便性の向上に資するデジタル化を目指していきます。
- 政府による国民の監視手段にしない、②個人情報の保護の徹底、③セキュリティの確保、④利便性の向上、⑤苦手な人も含め誰も取り残さず、使わない人が不利にならない——の 5 原則をもとに、行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。

誰ひとり取り残されないデジタル社会

- 情報インフラである通信の基盤を強化し、誰もがアクセス可能な環境の整備を進め、真に「人にやさしいデジタル化」による「誰ひとり取り残されないデジタル社会」を目指します。
- 情報技術格差(デジタル・ディバイド)を最小化するとともに、国民の多様な要望、ニーズに応えられるよう、行政サービスにおける対面業務、電話対応、紙による手続き等を維持し、通信料の補助等の支援策を講じます。

個人情報保護・セキュリティの強化

- 個人の情報の権利利益の保護を図るため、個人情報保護法など国内関連法を EU 一般データ保護規則(GDPR)など海外の法制度を基準に改正します。自己に関する情報の取り扱いについて自ら決定できる権利(自己情報コントロール権)、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行う権利(データポータビリティ権)、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求める権利(忘れられる権利)、本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されない権利(プロファイリングされない権利)を法律上、明確化します。
- インターネットのターゲット広告、投資詐欺等に誘導する著名人のなりすまし広告の規制など、個人情報保護や広告審査基準の明確化の促進を強化します。デジタル広告、不正または悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益保護の観点から必要な対策を検討します。
- 誹謗中傷やフェイクニュースなど自己実現や民主主義を阻害する有害無益な情報が膨大に流通しています。インターネットや SNS 上の差別や誹謗中傷、人権侵害等への対策を強化します。「表現の自由市場」に委ねるだけでは、実質的な保障に資さないことから、個々人が多様な情報にバランスよく触れることで、フェイクニュー

ス等に対して一定の「免疫」(批判的能力)を獲得している状態を実現するため、「情報環境権」を保障し、そうした環境を積極的に作り出します。

- オンラインでの商取引について、消費者の利益保護の観点から、取引の場を提供するプラットフォーム企業や販売事業者への保護措置の義務付け、表示誤認の回避対策等、法整備を含めて検討します。(再掲)
- フィンテックの発展に伴いデジタル格差、情報格差が生じないための環境整備を行います。(再掲)
- 消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会で身に付けるべき知識を習得するための消費者教育を充実させます。(再掲)
- インターネット・SNSの発達、DXの急速な進展が国民に数多くのメリットをもたらしている反面、個人の意思を離れたデータの収集・分析に起因した「アテンション・エコノミー」「マイクロターゲティング」「フィルターバブル」「エコーチェンバー」といった問題が生じています。GAFAなどの巨大デジタルプラットフォーム企業に対し、データの利活用とのバランスを図りつつ、「自己情報コントロール権」に基づき、個人情報保護やセキュリティ確保の観点から、適切な規制を行います。
- 個人情報保護委員会が、行政機関等への監視、資料の提出、実地調査、勧告や報告の要求を遅滞なく行えるよう体制を強化します。
- 行政機関等が個人情報を利用する際、マイナポータルで自己情報の利用状況を把握できる仕組みを構築します。
- 安心・安全な情報管理を実現するため、官民の連携を進めてサイバーセキュリティを強化します。
- 行政手続のデジタル化の推進に当たっては、システムの安全性と信頼性の確立が重要であり、国産クラウドサービスを確立するとともに、委託先を含め、データを管理するサーバーの設置を国内に限定します。
- 闇取引をまん延させるダークウェブやブラック・マーケットの監視・摘発の強化に向けて、海外の捜査機関などとの連携・協力を推進します。
- 重要インフラ施設(発電所、空港、水道等)も直接監視できるよう、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)の権限を拡大し、テロや頻発するサイバー攻撃を防止します。

政治のDXの推進

- 全ての人の選挙権行使を保障するため、通常の紙による投票に加えて、公示・告示から投票前日まで 24 時間、いつでもどこでも投票可能なインターネット投票を目指します。まずは、手続きに時間がかかり、投票が間に合わないこともある在外投票から先行して実施します。
- 危機管理、共生社会、業務効率化の観点から、国会・地方議会での議会活動のデジタル化を進めます。
- 感染症や自然災害の際に政治機能を維持し、障がい者や妊娠・子育て中の人等も望めば議論に参加できるよう、国会と地方議会におけるオンライン会議の解禁に向けた課題・問題点の整理を行います。

- 請願のデジタル化や、オンラインで多様な市民の意見を集め、議論を集約し、政策に結び付けていく市民参加型合意形成プラットフォームの活用など、国民が行政や立法の意思決定プロセスに直接参加できる「シビックテック(市民によるデジタルを活用した課題解決)」を推進し、民主主義をアップデートします。
- 若者を含めた国民の政治参加促進のため、インターネットの活用等により、①政策づくり、②選挙運動、③投票の各場面で参加しやすい環境づくりを進めます。(再掲)
- リコールや住民投票などの直接請求署名について、不正防止や事務負担軽減等のため、デジタル技術を活用した署名を可能にします。(再掲)
- 政治資金の透明性向上の観点から、全ての国会議員関係政治団体、政党及び政策集団・派閥の政治資金収支報告書を検索可能な形でデジタル化し、オンラインで提出することを義務付けます。(再掲)
- 政治資金収支報告書のインターネットによる公開を義務付けるとともに、総務省において全ての情報を横断的に検索できるようにします。個人情報を保護し、個人献金を促進するため、インターネット掲載する寄附者の住所は市町村名までとします。(再掲)

行政のDXの推進

- 政府のデジタル化による行政手続の迅速化を図ります。(再掲)
- デジタル技術を活用したプッシュ型支援の促進など、行政サービスの利便性向上を図ります。
- 母子手帳について、名称を親子手帳と併記することや、電子化に対応することなどを含め、検討を進めます。(再掲)
- デジタル技術を活用して地域住民の意見を反映できるよう、日本版 BID 制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の拡充を検討します。
- 地方への人口の移転の促進、都市への人口の一極集中の解消に向け、地方で生活しながら仕事をするテレワークを全国各地で促進します。そのため、電子署名と認証業務に関する法律の改正を検討します。

経済のDXの推進

- 環境・エネルギーインフラ分野、医療・介護分野、地域活性化・観光分野など、あらゆる産業分野におけるデジタル関連の研究開発などを支援します。
- 特に働き手の足りない介護・福祉・医療分野・農林水産業の DX を促進します。
- デジタル教育を推進し、デジタル人材の育成を徹底的に進め、官民のデジタル化を強力に推進するとともに、スタートアップを効果的に支援します。(再掲)
- 次世代通信技術、光電融合、量子暗号、AI、メタバース、航空宇宙、超電導、次世代モビリティなどの分野を大規模かつ中長期的・計画的に推進します。(再掲)
- 先端半導体の国産化を推進します。(再掲)
- 国産クラウドサービスを確立します。(再掲)
- 国産ドローン開発・活用を推進します。(再掲)

- 暗号資産の健全な発展を目指したルールを整備します。(再掲)
- 国際競争力確保の観点から、Web3.0 の発展に大きく関係する暗号資産税制を見直します。
- 法律上の位置づけ、構成員・参加者の法的な権利義務関係等を明確にするよう、ブロックチェーンの応用の一つである分散型自律組織(DAO)の法人化を認める法制度の整備を目指します。
- デジタル証券の流通市場の整備に向けた適切な法制度を検討します。
- 決済手段の多様化と低コスト化を図るため、世界に後れを取ることがないように、日銀が行っている中央銀行デジタル通貨(CBDC)の実証実験や研究などの検討を促進します。(再掲)
- 次世代通信網のインフラ整備を推進します。(再掲)
- 完全自動運転に向けた環境整備を行います。(再掲)
- 量子技術の実用化を後押しします。(再掲)
- 次世代インターネットの開発を後押しします。(再掲)
- フィンテック等、金融サービスの環境変化への対応を促進します。(再掲)
- 先端技術や知的財産権の保護・強化を図ります。(再掲)
- データ流通などデジタル貿易の国際共通ルール作りに取り組みます。(再掲)
- 医療・介護の IT 化をさらに推進します。在宅患者も含めた情報集約による地域医療連携ネットワークの構築や、情報共有による日常生活圏を中心としたシームレスな医療・介護サービスの提供を目指します。また、医療・健康・福祉のスマート化(いつでもどこでも健康状態を確認できるオーダーメイドの健康管理システム等)を推進します。(再掲)

地域のDXの推進

- 地域分散型で進められる自然エネルギーによる発電と需要のマッチング、需給をコントロールするデジタル技術の開発を支援します。IoT 化を進めてデマンドサイドの効果的なコントロール(ピークカットなど)を実現するとともに、省エネなど ESCO 事業を推進します。
- 電力システムのデジタル化を進め、電力市場を拡大・活性化し、より柔軟な需給調整を行います。(再掲)
- BEMS(Building Energy Management System)・HEMS(Home Energy Management System)を利用した需要側と供給側のデジタルでの連携をより一層進めます。真のスマートコミュニティ実現に向けて施設や技術を適切に配置・構築します。熱伝導管、送電線、データ通信網等の整備については、地域のインフラ更新時に合わせて、自治体と国が一体になって計画的に取り組みます。(再掲)
- 地域主導でエネルギーマネジメント事業を立ち上げ、DX を活用したエネルギービジネスによって、地域でお金が回る経済を実現します(日本版シュタットベルケ)。

- さまざまな地域のデータを地図の形で共有してまちづくりに活用するため、地域のコミュニケーションツールとして、GIS(地理情報システム)の有効活用を検討します。災害時の救援や復興支援にも活用できるようにします。

教育のDXの推進

- プログラミング教育を実施し、デジタル人材の育成に向けた取り組みを進めます。
- GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末環境が整備されたことを受け、健全な教育の情報化を目指し、ICT の支援員や通信環境の充実、機器更新時のフォロー、授業内容や教員養成課程の見直しを図ります。(再掲)
- ICT リテラシー教育や身体に与える影響の調査、ネットいじめの防止などに取り組めます。(再掲)
- AI・IoT・VR・ブロックチェーン等の先端技術や安定期に入った汎用技術等のデジタルテクノロジーを活用して、個人情報保護と情報セキュリティに配慮しつつ、学習効果の向上、教育の仕組み改革等を目指します。(再掲)
- 適応学習(アダプティブラーニング)により最適化された学習の提供ができるようにします。習熟度チェックをコンピューター上で行う CBT(Computer Based Testing(Training))の導入と、習熟度に応じた教育の在り方を検討します。(再掲)
- ICT を最大限活用し、限界集落や離島などをはじめとする住民に対して都市と遜色のない学習活動を支援するとともに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」を進めます。(再掲)

AI

- AI の利活用に当たっては、規制とイノベーションのバランスが重要です。著作権や個人情報の侵害、誤情報の拡散、監視や差別につながることを防ぐよう、倫理的な考慮や技術的な対策を講じつつ、社会的な規制のルール作りを行います。イノベーションを育むためにデータサイエンスなどの基礎的なリテラシーとディセントな価値観を醸成する教育及び人材育成を進め、生産性、効率性、成長率を高めることで豊かな社会づくりを牽引します。
- 人工知能の倫理基準の国際標準化に取り組めます。(再掲)

マイナンバー

- デジタル化は喫緊の課題であり、「国民にとって役に立つデジタル化」、真に「人にやさしいデジタル化」による「誰ひとり取り残されないデジタル社会」を目指すためにも、国民の納得と不安払拭が不可欠です。政府として、信頼を高めるとともに、安全性をより高める制度設計に努め、国民のマイナンバー制度やカードに関する懸念を一つ一つ払拭するようにします。

- マイナンバー制度及びマイナンバーカードの在り方について、自己情報をコントロールする国民の側に立った「番号に関する原口5原則」(Ⅰ権利保障の原則、Ⅱ自己情報コントロールの原則、Ⅲプライバシー保護の原則、Ⅳ最大効率化の原則、Ⅴ国・地方協力の原則)に基づき、いったん立ち止まって見直します。
- 政府は、携帯電話の取得や口座開設の本人確認にマイナンバーカードの利用を強要しようしていますが、マイナンバーカードによらない確認方法を残すようにするなど、あくまでもマイナンバーカードの取得が任意であり、保有が義務付けられるものではないことを踏まえて対応します。
- 医療 DX の推進は喫緊の課題であるものの、「不安払拭なくしてデジタル化なし」です。国民の不安を払拭し、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するために、2024年12月の健康保険証の廃止を延期し、一定の条件が整うまで現在の健康保険証を存続させます。(再掲)
- 現行法においてマイナンバーカードの取得が申請主義であることを踏まえ、マイナ保険証の利用は、リスクと便益を自分で判断して決めるべきであり、本人の選択制とします。(再掲)

拉致問題

一刻も早く、拉致被害者を取り戻す！

- 拉致被害者との再会を果たせずにご家族が亡くなるなど、北朝鮮に拉致された被害者と被害者家族の高齢化が進んでいます。主権と人権の重大な侵害である拉致問題について、関係者が一体となって取り組んできた国際世論への喚起が実を結び、2014年に国連が「人道に対する罪」と認めました。もう一刻も猶予がありません。国際社会と連携しつつ断固たる措置を実施し、「特定失踪者」も含め全ての拉致被害者の救出に全力を尽くします。
- 政府拉致対策本部及び警察・外務省も含めたオールジャパンで取り組み、国連人権委員会等にさらに働きかけるなど、関係機関・関係各国と連携しつつ、北朝鮮との直接交渉に向けて日本政府自ら打開策を見出すよう最大限の努力をしていきます。
- 米国任せではなく、日朝会談を実現するなど、日本政府として主体的に取り組んでいきます。

孤独・孤立

望まない孤独・孤立に寄り添う

孤独・孤立の視点に立った政策全般の見直し

- 自殺・貧困・格差といった社会問題全般について、孤独・孤立という視点から問題の所在を見直し、就業支援のほか、政策・法制度・社会システムの見直しにつなげます。
- 高齢者も含めた孤独(独居・寡婦等)対策を強化し、社会的包摂を進めます。

社会問題としての孤独・孤立

- ヤングケアラー、引きこもり、不安定就労の就職氷河期世代(ロスジェネ世代)、感染症流行下での高齢者施設入所者など、必要な社会的支援につなげることができず孤独・孤立を余儀なくされている人たちの抱える困難について、まず実態を調査・把握し、施策の改善につなげます。
- 感染症流行時に家族や知人と会えない高齢者施設入所者の心のケアのため、カウンセリングなどの支援を拡充します。
- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。
- 自治体がヤングケアラーのアセスメントおよびケアマネジメントを行う部署を設置したり人材を確保したりできるよう、国が支援を行います。
- 経済的な理由で生理用品が買えない女性に対し、学校での支給などを含めて支援を行います。「生理の貧困」により学業・アルバイトなどに支障をきたすことのないよう、公的施設に生理用品を備え置く対策を取るとともに、必要な人に経済的支援を届けるアウトリーチ型支援を拡充します。

相談体制の拡充

- 「身近な相談員」である民生委員(特別職の地方公務員・非常勤、給与なし)の処遇を改善するとともに増員し、現場の実態把握を進めます。
- 孤独・孤立を余儀なくされた人々への民生委員による寄り添いサポートを拡充します。
- 自治体の把握する個人情報と民生委員と共有する仕組みを構築し、個人の事情に応じたきめ細かいサポート体制をつくります。
- 電話、メール、SNS カウンセリングなど、多様な相談手段をつくります。
- 孤独を理由に自死する人が絶えないなか、自殺統計原票の調査項目を増やすなどして、自殺の原因・動機の究明を進め、対策を講じます。

「おひとりさま」の安心 一家族にこだわらない、個を尊重する生き方

多様な人生の尊重

- 夫婦・子どもの世帯を標準として設計されてきたこれまでの税・社会保障制度を見直し、単身者も老後の不安なく、尊厳を持って人生を送ることができる社会制度の構築を目指します。

「幸せな在宅ひとり死」へ

- 介護の社会化を進め、サービスを拡充し、「おひとりさま」でも、病院や施設でなく、慣れ親しんだ自宅で自分らしい最期を迎えられる「在宅ひとり死」もまた幸せな最期とされる社会を目指します。

多様な住まい方の支援

- ひとり暮らしのお年寄りや老夫婦などが、気の合った仲間と助け合いながら共同生活をするグループリビングやシェアハウス、子育て世帯・ひとり暮らし・大人だけの世帯がともに暮らすコレクティブハウス等を支援します。

高齢単身者の住まい確保の支援

- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」など関連法制度を拡充し、単身者が高齢になっても安心して賃貸住宅に住み続けられる仕組みをつくります。

医療・介護・住まいの連携

- 地域包括ケアシステムを構築し、まちづくりのなかで高齢者の居住の安定を図るとともに、サービス付き高齢者住宅の供給を促進するなど、医療・介護・住居が連携した施設の拡大を図ります。
- リバースモーゲージの拡充・活用促進などを図ります。

単身者の入院

- 保証人のいない単身者が必要な医療を受けられないということがないように、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の普及とフォローアップを図ります。

単身者の葬祭

- それぞれの人の生前の意思が尊重され、尊厳を保ちながら、分かりやすく公正なルールで墓地の確保・供養を受けられるよう、必要な法制度の整備・事業などを促進します。

終活支援

- 単身者の認知症・ひとり死に対する不安を取り除くため、成年後見・身上監護・死後事務の委任(デジタル遺品の処理、ペットの引き取りあっせんなど)等の「おひとりさま終活支援事業」を支援するとともに、事業の適正さをチェックする仕組みをつくります。
- エンディングノートを活用し、自分らしく生きるために必要な公的サービス・民間サービスを適切に利用できるようにします。

経済政策

「人から始まる経済再生」

基本戦略

- 他の先進国に比べて日本が手薄になっている「人への投資」を伸ばし、一人ひとりの持ち味が活きる社会を創造します。同時に、思い切った重点投資で GLLD 分野(グリーン(Green:環境エネルギー分野)、ライフ(Life:医療・介護分野)、ローカル(Local:農林漁業・観光分野)、デジタル(Digital))を伸ばし、世界をリードする日本の「飯のタネ」を作り上げます。そして、セーフティネットの整備とフェアな分配・再分配により「安心」を確保し、幅広く消費を伸ばします。

目標

- この間、実質賃金の低迷が日本経済停滞の大きな原因となっていることを踏まえ、日本を伸ばすための目標として「物価を上回る年収アップ」を掲げます。併せて、当面の目標として「3%の名目賃金上昇率の実現」を掲げます。

「人」を伸ばす

基本的な考え方

- これまでの政治は、人を粗末にしすぎていました。生まれた環境によって受けられる教育が左右されてしまい、結果として能力が発揮できていません。賃金が上がらないことで、個人消費も伸びていません。また、女性の幹部登用が少ないなど、同質集団による同調圧力によって創意工夫が失われています。立憲民主党は、とにかく賃金を引き上げます。多種多様なライフスタイルや意見を反映させるための仕組みを整備します。徹底して「人」に寄り添うことで、誰もが自分の能力を十分に発揮することのできる、温もりのある環境をつくります。

徹底的な「人への投資」

- 学びなおしのための休暇制度の整備や公的職業訓練の拡充、リスキリングの徹底支援、正規・非正規を問わない機会の提供、中小企業等を中心に助成すること等により、希望する全ての人の学びなおしを支援します。
- 大学・給食の無償化など、教育の無償化を強力に推進します。
- 時給 1500 円以上を目標に、中小零細企業を中心に公的助成をしながら、最低賃金を段階的に引き上げます。(再掲)
- 性別、雇用形態にかかわらず同一価値労働同一賃金を実現します。
- 望まぬ非正規雇用を正規化します。

- 残業代の支払いを厳格化します。
- フリーランス・労働者性のある個人事業主やギグワーカーなどの就労環境を向上させます。
- 生涯を通じて社会人の職業訓練を支援するとともに、セーフティネットを強化した上で成長分野への人材移動と集積を進めます。(再掲)
- 安定雇用により高度な技能を持つ人材を育成し、自社内の技術開発に努める企業を支援します。
- 外国籍の人々が日本国内で安心して生活し、就労できる「多文化共生社会基本法」を制定します。
- 日本の地域・産業を支える外国人労働者の受入れを進めるため、現行の特定技能および育成就労の在留資格を見直し、外国籍の人々を尊重する新たな雇用制度の確立を目指します。
- 適正かつ公正な取引環境の整備を進め、価格転嫁と下請取引の適正化を実現することで、賃上げの環境を整えます。
- 派遣業の在り方について見直します。
- 就職氷河期時代に学校を卒業し、不本意ながら非正規雇用で社会人としてのスタートを切り、その後も正規雇用への道が閉ざされている世代に対して、各種の積極的労働市場施策を講じ、正規雇用化・無期転換の促進を図ります。(再掲)
- 選択的夫婦別姓制度を早期に実現します。
- 「LGBT 差別解消法」を制定するとともに、同性婚を可能とする法制度を実現します。
- 産休・育休、有給休暇の取得促進など働きやすい労働環境を整備します。
- ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、協同組合や NPO など株式会社以外の組織への支援を強化します。

「産業」を伸ばす

基本的な考え方

- いまや「経済か環境か」という二者択一の時代ではなく、環境を守れないと経済は成長しません。調和と共生を重視する方向へ、市場メカニズムを軌道修正します。グリーン(Green:環境エネルギー分野)、ライフ(Life:医療・介護分野)、ローカル(Local:農林漁業・観光分野)、デジタル(Digital)の「GLLD」で、地域のニーズに応じた新たな産業、10年後の日本の「飯のタネ」を創出し、国内市場を大きく成長させるとともに、その担い手たるスタートアップを徹底支援します。持続可能な都市計画やまちづくり、住宅政策へと転換し、分散型社会への転換を図ります。食料・エネルギーの自給率向上は、国富流出の防止、経済安全保障の観点からも強力に推し進めます。

グリーン(Green:環境エネルギー分野)

- 2030年までに省エネ・再エネに200兆円(公的資金50兆円)を投入し、年間250万人の雇用創出、年間50兆円の経済効果を実現します。(再掲)
- 自然エネルギーの普及、エネルギーの地産地消で、地域に雇用と所得を創出します。
- 気候危機対策を強力に推進し、2030年の再生可能エネルギーによる発電割合50%および2050年100%を目指し、2050年までのできる限り早い時期に化石燃料にも原子力発電にも依存しないカーボンニュートラル(温室効果ガス排出実質ゼロ)達成を目指します。(再掲)
- 脱炭素分野のイノベーション支援(産学共同研究の推進等)を行います。
- 省エネ技術や蓄電技術の開発を支援します。
- 建物の断熱化を促進し、省エネや地場産業(建設業等)を振興します。
- 公共施設や新築住宅等への太陽光パネル設置、コージェネシステムの普及促進を行います。
- 高性能太陽光パネル、洋上風力の国産化を後押しします。
- 電気自動車(EV)の充電ポイントや燃料電池車の水素スタンドの設置支援、EV・燃料電池車の開発・普及促進、次世代の蓄電技術の開発・製造支援、燃料の脱炭素化推進など、自動車産業の脱炭素化の基盤整備を強力に進めます。
- 水素発電、水素還元方式による製鉄、水素運搬船等の実用化を支援します。
- 送電網・地域間連系線の増強、スマートグリッド導入等への公的支援を行います。
- 環境負荷軽減の新素材開発を支援します。
- レアメタルのリサイクルを促進します。
- 再エネファンド、グリーンボンドを促進します。
- グリーンインフラの活用により、グリーン成長を社会の大変革につなげ、関連する分野をわが国の主要産業へと育成します。

ライフ(Life:医療・介護分野)

- 創薬・バイオ、ゲノム医療などの分野を大規模かつ中長期的・計画的に推進します。
- 予防医療促進の視点も踏まえ、ビッグデータ活用による健康増進、健康寿命長期化のためのまちづくり、高齢者向け住宅リフォーム、IoT機器の活用等を進めます。
- 介護・医療従事者の身体的負担を軽減するため、ロボット技術の開発と運用を支援します。(再掲)
- 介護・福祉・医療分野のDXを促進します。
- ワクチン開発を支援し、日本企業の国際競争力を高めます。(再掲)
- iPS細胞を利用した再生医療研究等の促進、創薬への支援や創薬の環境整備を進め、日本の先進医療、画期的な新薬などの医療技術を海外に輸出するための産業育成、発信力強化を図ります。(再掲)
- 開発途上国が必要とする医薬品の開発を支援し、日本の医薬品が海外で使用される基盤づくりを進めます。(再掲)

- 医療・介護分野で研究開発型の独立行政法人を最大限活用します。研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。(再掲)
- 医療・介護のIT化をさらに推進します。在宅患者も含めた情報集約による地域医療連携ネットワークの構築や、情報共有による日常生活圏を中心としたシームレスな医療・介護サービスの提供を目指します。また、医療・健康・福祉のスマート化(いつでもどこでも健康状態を確認できるオーダーメイドの健康管理システム等)を推進します。(再掲)
- 抗生物質などの研究開発、難病治療を促進します。(再掲)
- AMED(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)の研究室併設を含む抜本的改革による研究開発環境を整備します。(再掲)
- 医学部では基礎医学に留まらず、臨床科目の教室における Ph.D.のポスト増加、特に教授ポストの新設・確保により欧米並みの研究力を確保します。(再掲)
- 臨床研究法に基づき、実効性のある取り組みを進め、研究の中での多様な利益相反を適切に管理し、研究対象者の健康と人権を守ります。(再掲)
- 国産医薬品・医療機器の開発と既存の必須医薬品・医療機器の国産化のため、国主導で産官学一体支援の体制を構築します。また、ドラッグラグやデバイスラグの解消を念頭に置きつつ、PMDA(医薬品医療機器総合機構)の機能強化をはじめ、高度管理医療機器の申請と更新の適正化、国産医薬品・医療機器推進政策を進め、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。さらに、医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上と過度な規制緩和の抑制に努めます。(再掲)

ローカル(Local:農林漁業・観光分野)

- 農林漁業、観光、自然エネルギーで豊かな地域経済の基盤を整備します。
- 農業・農村、森林、水産業・漁村の多面的機能を発揮しつつ、有機農業、スマート農業、国産種子の開発・普及、ソーラーシェアリング、自然エネルギーの供給、国産材の安定供給・利用促進、木材利用の技術革新(CLT、CNF 等)を推進します。また、地域の特産品のブランド化、ブランド価値の向上、日本の食文化の魅力発信等による農林水産物・食品の輸出を進めます。
- かつて実施された農業者戸別所得補償制度を、食料安全保障の確保と多面的機能の発揮に貢献する農業者の所得向上等に資する農地に着目した直接支払に転換し、わが国農業の中心である家族経営や集落営農等を積極的に支えます。
- 農林水産業のDXを促進します。
- 住民にとって誇りと愛着を持てる観光地域づくりを目指し、年次有給休暇の取得促進及び休暇の分散取得などの休暇改革に取り組むとともに、観光人材の育成、観光資源の付加価値化・ブランド化の促進、旅館・ホテル業の振興、観光圏の開発など、観光環境を変革し、観光立国を強力に推進する施策を講じます。(再掲)

- エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進し、またバリアフリー化に取り組む公共交通事業者や小規模店舗等への支援などを通じ、持続可能な観光を目指します。
- グリーンインフラを生かした災害に強いインフラの整備を着実に進めるとともに、豊かで多様な社会資本を再生させ、それらを有効に活用します。
- 一括交付金の復活、地方交付税の法定率の引き上げ、権限と財源のより一層の移譲などで、自治体の自主性・自律性を高め、真の地域主権改革を実現し、活力ある地方をつくります。

デジタル(Digital)

- デジタル教育を推進し、デジタル人材の育成を徹底的に進め、官民のデジタル化を強力に推進するとともに、スタートアップを効果的に支援します。
- 次世代通信技術、光電融合、量子暗号、AI、メタバース、航空宇宙、超電導、次世代モビリティなどの分野を大規模かつ中長期的・計画的に推進します。
- 先端半導体の国産化を推進します。
- 国産クラウドサービスを確立します。
- 国産ドローン開発・活用を推進します。
- 量子技術の実用化を後押しします。
- 完全自動運転に向けた環境整備を行います。
- 次世代インターネットの開発を後押しします。
- 次世代通信網のインフラ整備を推進します。
- 政府のデジタル化による行政手続の迅速化を図ります。
- 決済手段の多様化と低コスト化を図るため、世界に後れを取ることがないように、日銀が行っている中央銀行デジタル通貨(CBDC)の実証実験や研究などの検討を促進します。(再掲)
- フィンテック等、金融サービスの環境変化への対応を促進します。
- 安心・安全な情報管理を実現するため、官民の連携を進めてサイバーセキュリティを強化します。
- 巨大デジタルプラットフォーム企業に対し、個人情報保護やセキュリティ確保の観点から、適切な規制と起業の促進に取り組みます。
- 先端技術や知的財産権の保護・強化を図ります。
- データ流通などデジタル貿易の国際共通ルール作りに取り組みます。
- 人工知能の倫理基準の国際標準化に取り組みます。

産業基盤の強化

- 基礎研究費や研究開発費を今後 10 年間で大幅に引き上げます。
- 標準、規格、特許の分野での人材育成を強化し、国際標準を主導します。
- 中小企業憲章の理念に基づき、産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育て、地域資源を生かした事業への投資を促進し、事業継続、生産性向上、新事業の創出、事業承継などへの支援・拡充を総合的に行います。(再掲)

- 持続可能な社会に向け、企業や投資家による公益目的の投資(「インパクト投資」)を促すための仕組みを導入します。
- スタートアップを徹底支援します。
- 「社会的起業」を後押しします。
- ESG 投資(環境、社会貢献、企業統治に配慮する企業への投資)を促進します。
- ソーシャルボンド(社会的貢献債)の発行を後押しします。

「消費」を伸ばす

基本的な考え方

- 一人ひとりの「安心」が消費の確かな基盤となり、社会や経済を発展させます。いまの日本社会は、自己責任を強調するあまりに、セーフティネットの整備が遅れ、将来不安が高まっています。子育ても、自己責任に重きを置く政府の発想が少子化の流れを加速させています。誰もが安心できる、ほころびのないセーフティネットを構築するとともに、フェアな分配・再分配を実施します。これにより将来不安を解消し、幅広く消費を喚起することで、力強くしなやかな社会・経済を築きます。

セーフティネットの整備

- 少子高齢社会に対応し安心して暮らせる社会に向けて、医療・介護・障がい福祉・保育・教育・放課後児童クラブなどのベーシックサービスの質・量を拡充し、誰もが必要なサービスを受けることのできる社会を目指します。(再掲)
- ベーシックサービスを支える人材を確保するため、ベーシックサービス従事者の処遇改善を図り、希望する非正規職員について正規化を図ります。(再掲)
- 児童手当は、世帯内の子どもの数にかかわらず、月額 1 万 5 千円に増額します。(再掲)
- 住まいの安心を確保するために、新たな家賃補助制度を創設します。(再掲)
- 医療・介護・障がい福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。(再掲)

フェアな分配・再分配

- 所得税については、「分厚い中間層」を復活させるため、勤労意欲の減退や人材の海外流出等の懸念に十分配慮した上で累進性を強化します。また、所得控除から税額控除へ、さらに税額控除から「給付付き税額控除」への転換、基礎控除の拡充をはじめとした諸控除の見直し等により、所得再分配機能を強化し、高所得者に有利な税体系を中低所得者の底上げにつながるものに改めます。(再掲)
- NISA(少額投資非課税制度)の拡充が実現した一方で、貯蓄ゼロ世帯の増加などを踏まえると、所得格差の拡大・固定化を是正する取り組みは依然として不十分であるため、所得再分配機能を強化する観点から、金融所得課税につい

て、当面は分離課税のまま超過累進税率を導入し、中長期的には総合課税化します。(再掲)

- 法人税については、「租特透明化法」に基づき精査を行い、租特の抜本的な見直しを実行した上で、法人の収益に応じて応分の負担を求める税制に改革します。(再掲)
- 消費税の逆進性対策については、軽減税率制度に代えて、中低所得者が負担する消費税の半額相当分を所得税から税額控除し、控除しきれない分を給付する「給付付き税額控除」(消費税還付制度)の導入により行います。併せて、迅速・簡素な給付の方法を検討します。(再掲)
- 資産格差が拡大・固定化している現状に鑑み、税率構造や非課税措置の見直しなどにより、相続税・贈与税の累進性を高めます。(再掲)
- 社会保険料負担の上限額を見直し、富裕層に応分の負担を求めます。また、負担と給付の関係性を重視しつつ、低所得者への保険料軽減措置などを拡充します。(再掲)
- 巨大 IT 企業等のいわゆる国際プラットフォーム企業が、ビジネスを展開し利益を上げている国でほとんど納税していない実態に対し、法人税の最低税率に関する国際合意が実現したことも踏まえ、国際課税の枠組みをさらに強化します。(再掲)
- 日銀の物価安定目標を「2%」から「0%超」に変更するとともに、政府・日銀の共同目標として、「実質賃金の上昇」を掲げます。(再掲)
- 日銀が保有する ETF は、簿価で政府に移管した上で、その分配金収入と売却益を、少子化対策等の財源に充当します。(再掲)
- 国会の下に独立財政機関を設置して、主要政策の費用対効果や財政の見通しを客観的・中立的に試算・公表するとともに、その試算に基づき「中期財政フレーム」(3カ年度にわたる予算編成の基本的な方針)を策定することを政府に義務付けることで、放漫財政を改めます。(再掲)
- 「公益資本主義」を導入し、株主・金融偏重のコーポレート・ガバナンス改革、ROE 経営、短期主義経営などを見直し、従業員・消費者・取引先・地域社会など多様なステークホルダーへの利益の公正な分配の実現を目指します。

ジェンダー平等

ジェンダー平等の推進

- 女性の人生のさまざまな場面(進学・就職・結婚・出産・育児・介護など)での選択を広げ、男女ともに生涯を通じたジェンダー平等教育を進め、性別を問わずその個性と能力を十分に発揮することのできるジェンダー平等の共生社会の実現を図ります。
- 女性に対するあらゆる形態の差別や経済的・社会的不利益、不合理を解消し、社会における女性の地位の向上を図るとともに女性の参画を促進し、その意見を反映させ活力ある社会の実現につなげます。

男女共同参画基本計画の着実な推進

- 男女共同参画社会基本法のもと各次の男女共同参画基本計画が実効あるものとなるよう、内閣府や男女共同参画会議等による監視体制を強化し、重点方針を中心に各省での予算の金額や執行状況などをフォロー、分析します。
- 「ジェンダー・ギャップ指数 2024」では 146 カ国中 118 位と世界最低のレベルが続いています。あらゆる分野にジェンダー平等の視点を取り込むジェンダー主流化を推進し、第 5 次計画の不備を補うべく、立法化、政策立案を進めていきます。

ジェンダー統計の整備推進

- 女性の貧困、労働、健康等の現状と施策の影響を正確に把握・分析する観点から、ジェンダー統計の整備を推進します。政府の各種計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すようにします。

自治体の実態把握

- 政府が、全国の自治体における男女共同参画の推進に関する条例の制定状況を把握するとともに、条例制定や制定後の運用状況の監視について、積極的に情報提供・助言等を行うようにします。

ジェンダー平等に関わる条約の批准

- 個人通報制度や調査制度を定める女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、ジェンダー不平等な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めます。
- 「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」(ILO 第 111 号条約)、「パートタイム労働に関する条約」(同第 175 号条約)、1952 年の「母性保護条約(改正)に関する改正条約」(同第 183 号条約)、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関

する条約」(同第 189 号条約)、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」(同第 190 号条約)を早期に批准し国内法の整備に取り組みます。

選択的夫婦別姓制度の実現と個人の尊重

- 女性が結婚・出産後も働き続けるだけでなく、社会のリーダーとして活躍することも増えてきました。しかし、結婚のときに女性の多くが改姓することによって、それまで「旧姓で」積み上げてきた経歴が本人とつながらなくなる問題や愛着ある姓を変更せざるを得ないといった自己同一性喪失の問題が生じてきました。個人の尊厳と両性の本質的平等を実現するため、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に導入します。(再掲)
- 2022 年の民法改正で、女性の再婚禁止期間が廃止され、離婚後 300 日以内の子でも再婚した際は再婚後の夫の子と推定する嫡出推定制度に見直されました。いまだ不十分な無国籍児の救済をさらに進めるとともに、国籍取得に関する国籍法 3 条 3 項を改正して、子どもの身分の早期安定を図ります。(再掲)
- 事実婚カップルに対しても法律婚と同等の支援が受けられる制度を検討します。

政治分野 — パリテ(男女半々の議会)の実現

- 政治分野でのジェンダー平等実現に向けて国政選挙においてクオータ制を導入し、男女半々の議会「パリテ」の実現を目指します。人口の半分を占める女性が政策を立案・決定する政治の場に参画し、より多様な声が公平に反映され、だれもが生きやすい社会を実現します。
- 政治分野のジェンダー・ギャップを解消するために、IPU(列国議会同盟)「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」に基づく監査の導入を検討します。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、男女が政治や社会の政策・方針決定過程に参画し、ともに責任を担うとともに、多様な意思が公平・公正に反映されるようにします。
- 地方議会における女性議員ゼロ解消を目指します。
- 2030 年までに立憲民主党の候補者、地方を含めた所属議員、党職員の女性比率を 3 割にすることを目指します。党の取り組み状況・実績の「見える化」を一層進め、政治分野の男女不均衡の是正を先導します。
- 女性が議員になることの障壁となっている経済的・社会的・心理的な阻害要因(根強い性別役割分業意識やハラスメントなど)を取り除き、女性の立候補を促すために必要な法制度(立候補休暇制度など)や議員の出産育児のための環境を整えます。ジェンダー視点を持った政治への変革を求めて結成された立憲民主党の「女性議員ネットワーク」のさまざまな活動の展開で、議員活動を支えます。

雇用におけるジェンダー平等の促進

- 男女ともワーク・ライフ・バランスの実現が可能な職場・地域・社会の環境整備を目指します。
- 女性活躍推進法(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」)の実効性を高めるため、男女の賃金格差と女性労働者の非正規比率、女性管理職比率等について、101人以上の企業等が目標値を設定し、公表することを義務付ける法改正を行います。(再掲)
- 妊娠出産の権利と「家族と過ごす時間」を保障するためにも、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を義務付ける「勤務間インターバル規制」を導入します。
- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に際しては、「継続就業のための環境整備」にとどまらず、物理的な「職場環境の整備」も進めます。(再掲)
- 男女雇用機会均等法を「男女雇用平等法」とするとともに、「男女労働者の仕事と生活の調和を図る」ことを目指します。(再掲)
- 日本が未批准のILO第183号条約(改正母性保護条約)の批准を求め、雇用形態に関係なく、全ての女性労働者に対する母性保護と母性を理由とした差別の禁止が法令で担保されるよう改革していきます。(再掲)
- 母性保護、授乳権の確保の観点からも、妊娠・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援を拡充します。(再掲)
- 結婚、出産、介護、看護などさまざまなライフステージで、子育てや介護など、家族的責任がある労働者も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど働き方の工夫を支援します。またやむを得ない休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。(再掲)

同一価値労働同一賃金の実現

- 女性の賃金水準は男性の水準の7割台にとどまり、賃金格差が大きく開いたままです。また、同じ価値の仕事でも、非正規雇用などを理由に賃金が低くなる 경우가多く、不公平です。こうした処遇の改善を目指し、まずは立憲民主党が提出した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律」(非正規雇用処遇改善法案)を制定します。法律には、合理的と認められない待遇の相違を禁止すること、待遇に関する事業主の説明責任を強化するために、待遇の相違の内容や理由の他、賃金体系等の基準、待遇の決定方法等を説明事項として追加すること、待遇格差の是正は正規雇用の待遇を低下させるのではなく、非正規雇用の待遇の改善によって行われるようにすること等を盛り込み、現行の同一労働同一賃金の法制度の不備を改めます。(再掲)
- その上で、ILO第100号条約の遵守徹底を図るため、職務にふさわしい待遇を設定するための職務の価値の評価方法の調査研究等を進め、同一事業主の下だけで

なく、産業間・地域間・企業規模間においても同じ価値の仕事をすれば同等の賃金が支払われることを確保し、処遇格差の是正が図られるよう、「同一価値労働同一賃金(均等待遇)」の法定化を目指します。(再掲)

- 公務員についても民間企業同様、ジェンダー平等の推進、常勤・非常勤を問わない同一価値労働同一賃金、長時間労働の是正を促進します。
- 国・自治体が率先して非正規雇用問題に対応するため、公務部門での非常勤雇用問題や官製ワーキングプア問題の解決を目指します。

職場におけるハラスメントの禁止

- セクハラ、マタハラ、パワハラ、パタハラ(パタニティ・ハラスメント:育児のために休暇や時短勤務を希望する男性に対する嫌がらせ)などあらゆるハラスメントを禁止するとともに、防止のための職場環境を整備します。
- セクハラ、マタハラ、パワハラ、いじめなど職場でのあらゆる形態のハラスメントを禁止する法制の整備を目指し、防止対策の強化を図ります。全ての働く人を保護し、被害者を救済する制度を整えます。(再掲)
- フリーランス、就活中の学生などへのセクハラも含めた「セクハラ禁止法」を制定します。同法でセクハラを行った社員などに対して処分を課す、被害者に対して支援情報を提供するなど、会社が社員などのセクハラに厳正対処することを義務付けます。また、国・自治体は、セクハラ禁止の対象となる言動の具体的内容等を定めた指針を作成し、相談体制を整備するとともに、人材を育成します。(再掲)
- 取引先などの他の会社の労働者からのパワハラ、下請け会社などの他の会社の労働者へのパワハラに対して、労働者の安全・健康を守る観点から必要な予防・保護のための措置を講じることを事業者に義務付ける法律を制定します。
- 研究現場でのアカデミックハラスメントやセクハラ対策を推進し、意識・慣行の見直しを促進します。
- 女性の身だしなみやマナーを理由に就職活動や職場でヒール靴の着用等を強制する社会慣行を改めるよう、呼びかけていきます。

個人の自立に向けた経済支援

- 社会的起業・小規模企業等へのマイクロクレジットなどにより、中小・小規模企業の若者・女性経営者を支援します。

女性医師・研究者支援

- 医学部入試での女性差別は認められません。女性医師が圧倒的に少ない現状に鑑みて、再発防止策を徹底します。女性医療従事者の就業継続・再就業支援、就労環境整備等を強化します。

- 女性研究者が能力を最大限発揮できるようにするため、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取り組み、欧米諸国などと比較して低い女性研究者の割合を引き上げます。(再掲)
- 雇用形態・給与等の処遇や研究資金等、女性研究者の研究環境についてジェンダー平等の観点から点検し、見直しを促します。研究活動と子育ての両立を実現する体制整備を進めます。

尊厳ある暮らしの実現

- 男性が女性の補助としてではなく、ともに家庭的責任を担う立場で家事や育児に参加する権利を持つことを明確にします。
- 家事・育児・介護など、無償労働の負担の男女間の偏りを是正します。
- 無償労働の把握・分析および経済的・社会的評価のための調査・研究を推進し、無償労働が公正に認識・評価されるよう取り組みます。

中立的な税制・社会保障制度の実現

- 固定的な性別役割分担を前提とした税制や社会保障制度の見直しを積極的に進めます。
- 税制や社会保障制度を世帯単位から個人単位へ転換します。
- 共働き世帯やひとり親家庭の増加など社会の構造変化に対応し、ジェンダー平等社会に資する、性やライフスタイルに中立的な税制の実現に取り組みます。世帯の態様の変化や家計の実質的な負担に配慮しつつ、配偶者控除も含め、人的控除全体の見直しを行います。(再掲)
- 配偶者控除などにより就労調整が起こることのないように、関連する制度全体での整合性を確保しつつ、当面は最低賃金の上昇等に対応した控除額の引き上げ、中長期的には所得税の人的控除等の抜本的な見直しを図ります。(再掲)
- 所得税法第 56 条については、恣意的な所得分散を防止するため、対価の授受を行う親族の双方が正規の簿記の原則に従った帳簿を備え付け、契約によって支払いの事実や適正な対価であることを明確にすること等の要件を付した上で、廃止を含め、見直しを行います。(再掲)

性暴力の禁止

- ポルノや売買春、痴漢等の被害からインターネット上の性犯罪、子ども・高齢者・女性を対象とする性的虐待・暴力、あるいは性的指向や性自認に関する暴力に至るまで、性暴力は被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大で深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではありません。被害者の権利擁護、犯罪防止等、総合的な性犯罪・性暴力対策を推進します。

- メディアにおける性・暴力表現について、子ども、女性、高齢者、障がい者をはじめとする人の命と尊厳を守る見地から、人々の心理・行動に与える影響について調査を進めるとともに、情報通信等の技術の進展および普及のスピードに対応した対策を推進します。
- 売買春等における買い手を生まないための教育・啓発など、「女性の性を商品化する風潮」を変える取り組みを具体的に進めます。

性犯罪刑法改正

- 性犯罪の被害の実態を踏まえた刑法の見直しを引き続き進めます。強姦罪を強制性交等罪とするなど性犯罪を厳罰化する 110 年ぶりとなる刑法改正が 2017 年に行われましたが、2019 年には性暴力事件の無罪判決が相次いだため、2023 年に不同意性交等罪と罪名を変更して要件を例示、明記しました。改正刑法の附則には 5 年後見直し規定も与野党修正で追加されました。今後とも、公訴時効の延長・撤廃や地位利用の性犯罪規定など、さらなる見直しに取り組みます。(再掲)

性暴力被害者への支援

- 性暴力被害者とその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性に鑑み、「性暴力被害者支援法」(「性暴力被害者の支援に関する法律」)を制定します。
- 各都道府県の性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害発生直後の緊急対応(72 時間以内の緊急避妊、証拠保全、医療ケア、心理的ケア、被害届等)が可能となる医療拠点型を目指します。
- ワンストップ支援センターの安定的な運営、支援員の確保、育成等が行えるよう、財政支援を行います。
- 警察への届け出の有無に関係なく、急性期・中長期それぞれに適した十分な被害者支援を行うことができるようにします。
- 性犯罪捜査での関係機関の連携等により被害者支援を制度化し、子どもと女性の人権と一生涯にわたる健康を守ります。
- 被害者が子どもである場合、性犯罪捜査・公判などの過程で、さらなる負担を負わせることがないよう、司法面接制度を改善・普及させ、人材育成とともに、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。
- 被害の未然防止、被害者救済には加害者対策が必須です。加害者のカウンセリング・治療、調査・分析、加害者更生に取り組む団体への支援、人材育成などについて法整備を検討します。
- SNS の活用をはじめ、誰もが相談しやすい窓口の整備を早急に進めます。
- いわゆる「デートレイプドラッグ」を悪用した性犯罪被害を防止するとともに、被害者支援に取り組みます。
- アフターピル(緊急避妊薬)を処方箋なしで薬局で購入できるようにします。
- セーフアブーション(安全な人工妊娠中絶)のため、当事者に対する経口中絶薬の適切な情報提供等を行います。

- 性暴力や児童虐待などによる被害者を支援するため、公認心理師・臨床心理士等からカウンセリングを受ける場合も、その費用を医療費控除の対象にします。(再掲)

性犯罪防犯教育プログラム

- 学校教育や社会教育で、男女ともに性暴力の加害者や被害者にならないように、性についての正しい知識を身に付けられる人権としての性教育(包括的性教育)を推進し、子どもたちへの犯罪を根絶します。性に関する包括的な知識を得る機会や環境の不足等、性教育の停滞を招く要因の一つとなっている「はどめ規定」は撤廃します。(再掲)

子どもに対する性犯罪の根絶

- 日本版 DBS 制度(子どもと接する仕事に就く人に特定の性犯罪の前科がないか確認する制度)について、対象犯罪の範囲が狭い、ガイドラインに多くが委ねられ実際の運用が不透明といった懸念・課題の解決を図ります。(再掲)
- 子どもたちへの性犯罪被害を未然に防ぐため、空き教室をはじめ学校内等での死角をなくすための人的配置等を推進します。(再掲)
- わいせつ行為を認知できるようになるための、子どもへの教育を推進します。(再掲)
- 特別支援学校教員やベビーシッター等による知的障がい児等への性的虐待の増加を踏まえ、具体的な対策を検討します。(再掲)

性ビジネスへの対策強化

- アダルトビデオ(AV)やいわゆる JK ビジネスによる女性・子どもの被害防止、被害者救済・支援、加害者取締り等のために、実態把握を進めます。既存の法制度を適切に運用・周知するとともに、包括的な法整備を含む必要な改善策を検討します。(再掲)

痴漢対策

- 痴漢は犯罪であり、国として痴漢対策に取り組むよう、関係省庁、鉄道会社等の連絡協議会を設置し、具体的な施策を検討します。
- 痴漢抑止バッジ、ポスター、女性専用車両の増設など痴漢を防止する効果のある方策について、民間団体、鉄道会社等と連携し、開発します。
- 政府は鉄道会社等と連携し、痴漢の実態調査を行い、防犯アプリの活用・普及など効果的な施策の検討につなげます。
- 痴漢被害にあった場合の学校、家庭、警察、鉄道会社等の対応をマニュアル化・周知し、二次被害を防ぎ、被害者が相談と支援を受けることができますようにします。

DV・ストーカー対策の強化

ストーカー事案への対応のさらなる充実

- 改正「ストーカー規制法」(「ストーカー行為等の規制等に関する法律」)について、さらに実効性を高めるために不断の見直しを行い、ストーカー被害者等の安全が確保されるよう、的確な運用を進める等、総合的に推進します。
- 恋愛感情以外によるストーカーにもストーカー規制法が適用されるよう法改正します。
- ストーカー事案の特性を踏まえ関係機関等が適切に対応・支援できるよう、専門的能力や経験を有する人材を育成します。
- 実効的な加害者更生プログラムの提供体制を整備します。

DV 防止法の改正

- DV 被害者が適切に保護されるよう、DV 防止法(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)のさらなる改正を検討します。
- 専門職であるにもかかわらず、ほとんどが非正規で低賃金という実態にある女性相談支援員の待遇改善、雇用の安定、専門性の確保等を進めます。
- 家庭裁判所等での DV 被害者、支援者の安全を確保するための工夫を進めます。
- DV、ストーカー対策等について、精神医学的・心理学的観点も含め加害者更生プログラムや啓発・教育を具体的に進め、加害者対策・研究を充実させます。
- 児童虐待と DV の密接性を踏まえ、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化を図ります。

DV 被害ワンストップ支援センター

- 女性センター等の担当者の専門性を高め、定着を図ります。
- DV 被害者支援をワンストップ支援センターで行い、人材を確保し、継続的に支援を行える体制を整えます。DV 被害者支援者養成講座を充実させ、DV 裁判専門スタッフの育成、加害者の加害行動更生プログラムを提供します。
- DV 被害にあった母と子どもの安心・安全を保障する「レスパイトハウス」(仮称)作りを支援します。
- DV やストーカー、性暴力等の被害者が就業を継続できるよう、加害者の接近や個人情報漏洩を防ぐ等の支援策を検討します。
- DV 被害者支援団体が安定的に活動を継続できるよう、人件費を含め、国や自治体が予算を助成し、効果的な支援プログラムの全国展開を可能にします。

DV 等被害者情報の保護

- 現行制度において、DV 等被害者は、住所を加害者等に知られないようにするために、住民基本台帳の閲覧を制限したり、住民票の写しの交付を制限したりすることができる支援措置を受けられますが、この支援措置は 1 年ごとの更新が必要となっています。毎年の更新は被害者にとって精神的・物理的に大きな負担であること

に加え、そもそも DV は短期間で解決するような単発の出来事ではなく当事者間の関係性の問題であり、1 年ごとの更新には合理性がないことから、更新が不要となるようにします。

- 自治体で誤って加害者に被害者の住所等の情報を漏洩してしまうことを防ぐよう①研修・マニュアル整備への支援、②税務、社会保障、子ども・子育て支援などのさまざまな分野との連携強化への支援、③人為的ミスが起こりにくい情報システムの整備を支援するようにします。

ひとり親等支援

- 全ての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。
- 剥奪指標(社会の中で生活に必要と判断される、衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの)など子どもを取り巻く困窮度が分かる実態調査を行います。(再掲)
- 相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定するとともに、生活困難度等について多面的に「見える化」を図ります。(再掲)
- わが国のひとり親家庭の貧困率は OECD 加盟国の中で最悪の水準にあることから、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給月額を 1 人当たり 1 万円増額するとともに、支給期間を 20 歳未満に延長し(現行制度では 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学を後押しします。また、支給は毎月に変更することで、月ごとの収入のばらつきをなくし、ひとり親家庭の家計の安定を図ります。さらに、ふたり親低所得世帯にも月額 1 万円を支給します。(再掲)
- ひとり親家庭や生活困窮世帯の育児・生活・就業支援の充実、雇用の確保を進めるとともに、居場所づくりにより孤立を防ぐなど、個々の家庭の実情に応じた支援を行います。
- ひとり親が資格取得のために講座を受講する際の負担の大幅な軽減や、講座受講時の子育て支援サービスの提供などの拡充を進めます。(再掲)
- ひとり親家庭に対する病児・病後児保育事業、子育て・家事のヘルパー派遣を拡充します。
- 障がいのあるひとり親家庭や生活保護家庭を支援する障害者加算、母子加算を継続し、障害年金、児童扶養手当の制度拡充を行います。(再掲)

養育費の確保

- 養育費は子どもの成長・発達のために必要であることから、子どもの権利として位置付けます。(再掲)
- 日本は離婚の 9 割近くが協議離婚であり、その半数以上で養育費の話し合いができていません。養育費の取り決めが必ずしもなされていない現状に鑑み、当事者にとって精神的・経済的・物理的に簡便な方法を促進し、親の義務の履行を促します。(再掲)

- 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度の創設など公的関与の拡大を進めます。「不払養育費立替・取立制度導入法」の制定により、政府が「不払養育費立替・取立機構」を設立し、不払いの養育費の取立てを行う仕組みをつくります。(再掲)

困難を抱える女性への支援

- DV や性犯罪被害、家族破綻、貧困、障がい、社会的孤立など、さまざまな困難を抱えた女性が増えているにもかかわらず、法律の狭間にあって適切な支援を受けにくい状況が指摘されています。切れ目なく人生のそれぞれの段階で適切な支援が受けられるよう制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援が実効性あるものとなるように、法の運用状況を検証し、関係団体の意見も聴きながら、必要な制度改善を進めます。
- 困難な女性支援新法では、市区町村に女性支援の責務が明記され、支援の実施主体としての役割が大きくなりました。身近な市町村が、アウトリーチや居場所づくりなど、相談の端緒から生活再建支援までをしっかりと担えるようにします。
- 女性相談支援員や女性保護施設職員など支える側の人員の増員及び配置の拡大、専門性の向上、待遇改善を行い、女性の人権を擁護し、アドボケーター(代弁者)としての活動が行えるよう体制を強化します。
- 官民、民間団体間での緊密な連携を推進し、困難を抱える女性への積極的な支援活動を可能にします。

さまざまなニーズへの対応

- ひとり暮らしの高齢女性に正しい情報と支援が行き渡るよう、施策を講じます。
- 障がいのある女性に対する複合的な差別の防止のための必要な措置を講じます。
- 外国人女性に対し、多言語での情報提供を行い、相談窓口へ接続できるよう環境を整備します。

障がい者への支援

- 「女性障がい者」の枠組みでの実態調査を行い、直面する課題への対応を強化します。
- 女性障がい者の意思決定の場への参画を進めていきます。
- 障がい児・者に対する性暴力、DV 被害の実態調査・研究を行い、対策を推進します。

高齢女性に対する支援策

- 今後、単身高齢者世帯が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含め、要介護度にかかわらず、低所得の高齢者であれば入居できる支援付き住宅の整備を進めます。(再掲)

- 生活保護が適正に運用され実施されるよう、福祉事務所の実施体制について抜本的な見直しを行うとともに、総合相談体制、行政処分のチェック機能、人材育成、権利擁護を強化します。生活保護受給資格の要件を分かりやすく提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応します。(再掲)
- 住まいの安心を確保するために、新たな家賃補助制度を創設します。(再掲)

ジェンダー平等を推進する教育

ジェンダー平等教育

- 男女が真に平等な社会こそ全ての人に幸福が訪れる最低条件であることを、小さい時から実体験に基づき学べるようにし、就学以前の「性別役割分担意識を固定させないための教育」を行い、学校教育でのジェンダー平等を進めます。

包括的性教育の推進

- 「性の権利」を知り、性を自分のものとして行動するための包括的性教育を推進します。生涯を通じた女性の健康を保持するためには幼児期からの教育が重要であることから、学校等での性に関する指導の実施や科学的な知識の普及などを推進します。
- 国連人権理事会における勧告を重く受け止め、全ての人々のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(SRHR:性と生殖に関する健康と権利)の早期実現を目指します。
- 女性が、子どもを産む・産まない、性的指向・性自認(SOGI)等にかかわらず、また人生の段階に応じて、健康保持・向上のために必要な支援を受けられるよう施策を拡充します。
- 望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、自己決定権を尊重する包括的性教育を行います。
- 性暴力・性虐待被害者や若年妊婦等について、迅速に必要なサポートにつながるよう、他の行政機関や民間団体との連携を強化し、包括的な支援を提供します。

リカレント教育

- 妊娠・出産などで高校への進学や卒業を諦めざるを得なかった女性の高等学校卒業程度認定の取得支援、リカレント教育(学びなおし)の支援など、家庭のさまざまな事情に寄り添った施策を行います。妊娠・出産などで高校等を中退することのない支援も行います。
- 教育機関が非正規雇用労働者、女性などに学びなおしの機会を提供し、複線型のキャリアパスの形成を支えていくことを可能にします。

生涯を通じた女性の健康の保障

- 性と生殖に関する女性の健康と権利を守るための施策の拡充を図り、女性が自己決定権に基づき心身ともに健康で生き生きと自立して過ごせるよう、総合的に支援します。

性差に着目した医療の充実

- 女性と男性の生物学的性差や社会的性差に着目しつつ、女性の心身の症状を診る「性差医療」を拡充します。女性の健康、性差医療等に係る調査・研究を行うとともに、その成果等について教育・研修および普及・啓発を推進します。
- 適正な性・生殖に関する情報の提供を進めるため、妊娠前の健康管理(プレコンセプションケア)や若い世代の男性(泌尿器科)、女性(婦人科)の検診の普及・促進を図ります。(再掲)
- 女性特有のがんである「乳がん」「子宮がん」は若年化が進んでいることから、若い女性への普及・啓発を一層進めるとともに、患者が治療と仕事や子育てを両立できるよう支援します。
- 男性に固有の病気、生活習慣などに着目し、生涯を通じた健康保持策を推進します。
- 更年期障害の軽減、成年期・高齢期の健康づくりを支援します。

民間団体への支援

- 地域の中で人材を育成し、子どもの育ちや助けを必要としている人を支える体制を作ります。
- 子育て支援、暴力被害者支援などを行う NPO などの民間団体が行政と対等な立場で連携し、活動しやすい環境を整えます。
- NPO などの民間団体の事務処理の負担を軽減する体制を作ります。

災害対応におけるジェンダー平等

- 防災計画・災害対応を女性の視点で見直すため、各レベルの防災会議への女性の参画を進めます。
- 避難所運営への女性の参加、女性や性的指向・性自認(SOGI)で困難を抱えている人のニーズ把握や相談に応じる体制の整備、知識・経験を有する NPO 等との連携など災害対応におけるジェンダー平等を推進します。

ジェンダー平等に基づいた国際協力

- 持続可能な開発目標(SDGs)の 5 番目の目標であるジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図ることを、国内外を問わず推進します。
- 紛争国や開発途上国で女性の教育水準向上と仕事の充実を図り、貧困を是正し、男女格差・国際間格差の解消に資するよう、政府開発援助(ODA)の予算配分と実施に際して調査・計画・立案・実施・評価の各段階にジェンダー平等の視点を取り入れます。

DV、児童虐待、性被害への対応拡充

- 24 時間体制にするなど相談窓口の拡充を行うとともに、DV シェルターや子ども、若年女性を保護する施設の増加を図ります。
- SNS などを利用した相談体制を拡充します。
- 緊急事態宣言下でも支援につながる体制を整備し、自治体や民間支援団体等の相談窓口を閉鎖しないよう整えます。
- 一時保護期間について、状況を踏まえて柔軟に延長できる対応を促します。

SOGI

LGBT 差別解消法の制定

- レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーをはじめとする「性的少数者」などが差別を受けず自分らしく生きることができる社会をつくるため、性的指向や性自認(SOGI)による差別について、①行政機関等による差別の禁止、②雇用の分野での差別の解消、③学校等での差別の解消等の施策を盛り込んだ「LGBT 差別解消法」(「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」)を制定します。

支援団体との連携

- 支援団体と協力して、性的指向・性自認(SOGI)による差別や偏見、ハラスメントがない社会を実現します。

婚姻の平等・同性婚の法制化

- 同性婚を可能とする法制度を実現します。性的指向・性自認(SOGI)にかかわらず、全ての人に結婚の自由を保障するため、婚姻平等を実現する「民法の一部を改正する法律案」(婚姻平等法案)を成立させます。
- 戸籍上の性別変更要件のうち、最高裁が 2023 年 10 月に違憲判決を下した「生殖不能要件」に加え、「未成年の子なし要件」「外観要件」を削除する「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(GID 特例法)の一部を改正する法律案」を成立させます。ICD-11(国際障害疾病分類第 11 版)の採択に伴い、GID 特例法の名称変更を検討します。ホルモン療法の保険適用拡大を検討し進めます。
- コロナ禍の下で生じた性的マイノリティの不利益や懸念に鑑み、平時から機微な個人情報扱いやプライバシーの在り方を見直すとともに、保健所の体制強化、トランスジェンダーのホルモン治療、性別適合手術などの中止・延期が起きない医療体制の構築など、緊急時を見据えた安心・安全な社会を実現します。

人権教育

- 学校設備、授業や学校生活全体を通じて、性的マイノリティを含めて人権の尊重を貫き、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、学校と地域が協力して人権の砦となることを目指します。

多文化共生社会(外国人)

基本法制定と多文化共生庁創設

基本的な考え方

- わが国は、すでに本格的な人口減少社会に突入し、特に地方での過疎化や高齢化が加速化する中で、農林漁業など第一次産業、地場企業の技術者や開発者、医療・介護・福祉・子ども子育て・教育などを含むベーシックサービスの担い手などの育成や確保が大きな課題となっています。
- そのため、国内ではすでに 200 万人以上の外国人労働者が経済活動を担い、学齢期の子どもを含め 300 万人以上の外国籍の人が生活者として在留していますが、活力ある日本社会・経済を維持・増進していくためには、今後も、多くの外国人労働者が夢と希望を持ってわが国に来日し、安心して働いて生活することのできる環境の整備が必要不可欠です。
- コロナ禍において、わが国の外国人受入れ制度の制度的な欠陥が浮き彫りになりました。社会や経済を支える人材の不足が世界的に広がり、人材獲得競争が激化する中、このまま問題を放置すれば、いずれ日本が選ばれなくなるという強い危機感を国民全体で共有し、日本で働き、生活してもらうためのシステムを早急につくりあげなければなりません。
- 政治の責任として、20 年後、50 年後の日本社会をも見据え、外国人労働者や生活者の人権を保護し、わが国へ移住して安心して働き、生活し、共に学び、社会・経済の担い手として定住してもらえる外国人受入れ制度の構築およびそのために必要な多文化共生社会政策を実現します。

多文化共生社会実現のための基本法の制定

- 多文化共生社会の形成を目指し、人権の尊重を基本とした在留外国人を包摂できる社会の実現と、在留外国人の増加による社会経済情勢の変化への配慮を基本理念とする「多文化共生社会基本法」を制定します。

国および地方における多文化共生社会基本計画の策定とその実践

- 「多文化共生社会基本法」に基づき、国や都道府県・市町村は①国籍または社会的・文化的背景が異なることを理由とする差別の禁止、②差別に関する相談および紛争防止等のための体制の整備、③教育・啓発、交流促進等による国民と在留外国人の関心と理解の増進、④日本語等の習得機会の確保、住居の確保に関する支援、情報提供等による生活の円滑化、⑤学齢期の者の就学等の未成年の在留外国人に対する教育の機会の確保などの施策について基本計画を定め、その施策を推進します。

多文化共生庁の創設と一元的な政策の推進

- 「多文化共生庁」を創設し、国籍や民族の異なる人々が、互いに文化的・社会的背景等の違いを認め合い、相互理解と協調を基本に社会の対等な構成員としてお互いさまに支え合い、ともに生きる「多文化共生社会」を実現します。「多文化共生庁」の創設により、国と地方自治体とが密接に連携・協力しつつ、多文化共生政策に一元的に取り組むことのできる環境を整備します。

労働・教育・地域交流

外国人労働者の受入れ制度の抜本改革と権利の保障・保護

- 外国人技能実習制度に代わる新たな雇用制度として、政府提案の育成就労制度が創設されましたが、外国人労働者に対する人権侵害問題は温存されたままです。外国人労働者の適正な受入れと適切な就業環境を実現するため、「外国人労働者安心就労法」を制定し、現行の在留資格を廃止して新たに一般労働1号、2号の在留資格を創設するとともに、就労資格全般の見直しや雇用手続きの公的機関への一元化など、外国人一般労働者雇用制度の整備を推進します。
- 経済連携協定(EPA)に基づく看護師や介護福祉士の受入れ、国家戦略特区による家事支援外国人材の受入れ制度などについては、新たな雇用・労働許認可制度の創設に合わせ、抜本的な見直しを行います。
- 外国人労働者を雇用する事業主については、雇用上の責任を果たすことはもとより、地域コミュニティとの橋渡し役など、多文化共生社会の推進のための環境づくりに努めることを求めています。

外国人在留者・労働者の日本語・コミュニケーション能力向上のための支援策

- 日本で生活・就労する外国人については、「多文化共生社会」の構成員として職場や地域での意思疎通、コミュニケーション手段の確保と、異文化や慣習等の相互理解の促進が必要不可欠であることから、①外国人在留者・労働者側には職業上および生活上必要な日本語能力などの習熟を求める一方、②迎え入れる日本側(国、自治体、雇い主等)にはその習熟機会の提供や保障と、応分のコスト負担を求める新たな制度を創設します。

自治体への支援と連携・協力

- 外国人受入れ制度の構築・整備に当たっては、特に人材確保が困難な地域に必要とされる人材が集まるよう、人材の確保や育成、生活支援や交流事業、教育や多言語に対応したワンストップセンターの整備などに積極的に取り組む自治体等に対する制度上・財政上の支援策を検討します。

外国人の子どもたちの教育の保障

- 外国人労働者の子どもについては、学校教育の機会を保障するとともに、その受入れ体制の整備を行います。
- 中長期に渡って日本で暮らす外国人が増加していることから、外国人の子どもの就学機会の確保や就学・学習支援を行います。
- 外国をルーツとする子どもたちへの幼児教育を含めた教育の在り方を検討するとともに、不就学や不登校の問題に取り組みます。
- 海外における日本語教育の推進を図るとともに、日本語学校の普及を進めます。

社会保障の確保

- 外国人労働者が国内で安心して働き、生活できる環境を確保するため、就労環境の整備と合わせて、外国人労働者およびその家族についても、社会保障制度の担い手としての位置付けを明確にし、制度への参加を確保します。また、在日外国人の無年金問題を解決するため、特定障害者特別障害給付金制度の改正および老齢基礎年金相当の給付金を支給する制度をつくります。

住民自治と多文化共生

- 外国人の政治参加や行政サービスの参画の在り方について検討を進めます。特に、地域での外国人の増加により公共サービスのニーズが変化していることを踏まえ、意見・要望を反映する仕組みづくりを目指します。

多文化共生教育や人権教育の推進

- 多文化共生社会の実現に向けて、地域社会や学校での多文化共生教育や人権教育の実践、相互に交流する機会の確保などを制度的に位置付けることを目指し、必要な措置を講じます。

在留制度の見直し

- 就労目的で来日する外国人について「労働者」としての在留を認め、「生活者」として安心して暮らしを営むことができる体制や環境の整備を段階的に進めます。
- 特定技能制度にとどまらない抜本的な外国人労働者受入れの在り方について、①地方の人材確保、②客観的かつ合理的な受入れ人数の上限の設定、③適切な外国人労働者の待遇、④在留資格変更時の一時帰国、⑤現行諸制度の抜本的見直し、⑥適切な社会保障制度と教育制度、⑦家族帯同など人権的な配慮、⑧多文化共生施策の充実の 8 項目の観点から早急に再検討します。
- 在留特別許可に関する許可基準を明示するとともに、児童の最善の利益の考慮、児童が父母と分離されないことへの配慮、家族がそろって在留できるような配慮等を行います。

- 多文化共生社会を実現する観点から、出入国管理制度の見直しを行い、出入国管理行政と外国人労働者や生活者の支援・保護行政を区分けし、法制度上の措置を講じます。

難民等保護

- 国際法違反との強い批判を受けている現行の難民認定制度・収容送還制度を抜本的に見直し、わが国が締約国となっている「難民の地位に関する条約」や「国際人権規約」等の国際ルールに基づいて、保護すべき難民申請者や補完的保護対象者等を適切に保護できる新たな難民認定・保護制度を確立するため、政府から独立した第三者機関である「難民等保護委員会」の創設等を柱とする「難民等保護法・入管法等改正法」の制定を目指します。

差別解消

包括的な差別禁止法の制定

- 日本は国連人種差別撤廃委員会から再三にわたり厳しい勧告を受けています。国際人権基準に立つ「包括的差別禁止法」を制定します。

個人通報制度

- 人権条約に認められた権利を侵害された個人が、条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書を日本が批准することを目指します。

政府から独立した人権救済機関の構築

- あらゆる人権侵害行為を受けた人を救済することのできる、独立性を有し、公正・中立さが制度的に担保された、より実効性のある人権救済機関(「人権委員会」(仮称))を設置し、救済活動を行う仕組みを創設します。

ハイトスピーチ対策の強化

- 2016年に成立した「ハイトスピーチ解消法」における取り組みを拡大し、国際人権基準に基づいて、人種・民族・出身などを理由とする差別的言動を禁止する法律の制定など、あらゆる差別撤廃に向けた動きを加速させます。
- インターネットを利用した人権侵害を許さず、速やかに対応できるように、プロバイダが被害救済のための対応をとることを義務付けるなどの法改正や窓口の創設を実現します。

選挙・政治改革

選挙制度

パリテ＝男女半々の議会の実現

- 政治分野でのジェンダー平等実現に向けて国政選挙においてクオータ制を導入し、男女半々の議会「パリテ」の実現を目指します。人口の半分を占める女性が政策を立案・決定する政治の場に参画し、より多様な声が公平に反映され、だれもが生きやすい社会を実現します。(再掲)

選挙制度改革

- 選挙制度、議員定数、衆議院と参議院の在り方などについて、不断の見直しにより、国民の声がより反映される政治を実現します。
- 衆議院では1票の較差、議員定数不均衡の是正を図りつつ、市町村境界等の地域・生活圏的な区分と小選挙区割との極端な乖離の解消を求めます。
- 参議院では、合区を解消し、各都道府県選挙区で議員が選挙されるよう、選挙制度の抜本的な見直しを行います。
- 地理的状況・身体的状況により投票所への移動が困難な人を含め、全ての人の選挙権行使を保障するため、速やかにインターネット投票(在外投票を含む)を導入できるようにします。
- 仕事を辞めなくても立候補を可能にする立候補休暇制度の創設、議員の出産・育児や介護を支援する環境整備などに取り組み、より幅広い人材が公職に立候補できる環境を整備していきます。
- 一般有権者もメールによる選挙運動を行えるようにすることを目指します。
- 外国人の政治参加の在り方について検討を進めます。
- 自治体議員のなり手不足が生じている現状にも鑑み、地域の実情に適合し民意が反映される地方議会の在り方、選挙区割を含めた選挙制度の在り方の適正化に取り組みます。
- リコールや住民投票などの直接請求署名について、不正防止や事務負担軽減等のため、デジタル技術を活用した署名を可能にします。
- 最近の選挙で、選挙妨害や選挙運動用ポスター、政見放送などに関わる問題が生じています。選挙の公平・公正や民主主義への信頼の確保の観点から、表現の自由や選挙運動の自由を尊重しつつ、公職選挙法の改正に取り組みます。併せて他の先進民主主義国にはない日本の選挙運動規制を抜本的に改める観点から、中長期的な課題についても議論を深めます。

政治改革

政治とカネ

- 自民党派閥による裏金事件の幕引きを許さず、真相を徹底究明するとともに、関係者の責任を徹底追及します。
- 政治・政策決定を特定の企業・団体が歪めるような状況を是正し、国民の政治に対する信頼を取り戻すため、本気の政治改革を断行します。
- 裏金事件の再発防止に向け、政治資金の透明性を高め、「抜け道」を塞いだ実効性ある内容になるよう、政治資金規正法を再改正します。
- 政治資金収支報告書の不記載や虚偽記入等に故意・重過失がある場合の政治家本人の責任を強化するため、政治資金収支報告書等の記載及び提出義務者に政治団体の代表者を追加します(いわゆる「連座制」)。
- 政治資金収支報告書の保存期間及び会計帳簿等の保存期間を 3 年から 7 年に延長します。政治資金収支報告書の公開時期(現行は 3 月提出、11 月公表)を早めます。政治資金収支報告書の要旨の廃止を取りやめます。
- 政治資金の透明性向上の観点から、全ての国会議員関係政治団体、政党及び政策集団・派閥の政治資金収支報告書を検索可能な形でデジタル化し、オンラインで提出することを義務付けます。
- 政治資金収支報告書のインターネットによる公開を義務付けるとともに、総務省において全ての情報を横断的に検索できるようにします。個人情報を保護し、個人献金を促進するため、インターネット掲載する寄附者の住所は市町村名までとします。
- 登録政治資金監査人による外部監査を政党及び政策集団・派閥にも拡大するとともに、監査の範囲を見直し、支出だけではなく、収入についても監査を義務付けます。
- 政治資金を監督する独立の第三者機関を国会に設置します。
- 政党から政治家個人への寄附を禁止するとともに、政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法による経費の支出を禁止し、用途の不透明な「政策活動費」を禁止します。
- 選挙区の区域を単位として設けられる政党支部で、当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附については、寄附金控除の特例等の適用対象としないようにします。
- 国会議員関係政治団体からその他の政治団体に寄附をすることで厳しい公開規制を免れるいわゆる「茂木方式」の「抜け道」を塞ぐため、国会議員関係政治団体から 100 万円以上の寄附を受けた政治団体の収支報告は、国会議員関係政治団体並に厳しい規制を適用します。
- 特定の企業・団体が政治・政策決定を歪めることのないように、企業・団体による政党本部・支部、政治資金団体への献金を禁止します。
- 政治資金パーティーについては、まず、企業・団体や外国人による政治資金パーティー券の購入を禁止します。政治資金パーティー収入についても寄附と同様、年 5

万円超を公開対象とするなど公開規制を強化します。オンラインパーティーも政治資金パーティーに位置付けます。

- 個人献金を促進するため、個人が政治活動に関する寄附を行う場合の税額控除を抜本的に拡充します。
- 国民の政治不信を防ぐために、選挙買収等の罪で起訴された国会議員には、憲法が定める身分保障の趣旨を踏まえつつ、歳費を支給停止・返納する法律を制定します。選挙買収等に政党交付金を使用した疑いがある場合には、政党に調査・公表義務を課し、一定額の政党交付金の返納や受取り辞退を可能とする法律を制定します。
- 調査研究広報滞在費(旧文書通信交通滞在費)については、支出可能な範囲を明確にするとともに、旧文通費の用途報告・公開と、残余金返還などを定めた法案を直ちに成立させます。
- 資金面での候補者間の公平を期すことで、多様な人材が政治の世界へ参画できるよう、引退や亡くなった国会議員の政治団体や政治資金を親族が引き継ぐことを禁止する「政治資金世襲制限法案」を成立させます。

若者の政治参加

- 若者を含めた国民の政治参加促進のため、インターネットの活用等により、①政策づくり、②選挙運動、③投票の各場面で参加しやすい環境づくりを進めます。
- 現行の各種選挙の被選挙権年齢を7歳引き下げ(衆議院議員と自治体議員、市町村長は18歳以上、参議院議員と都道府県知事は23歳以上に)、若者の政治への直接参加の機会を増やします。
- 現実にある課題や争点について学び、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考えて判断し行動する能力を身に付けるための主権者教育を、高校だけでなく小・中学校から積極的に行うことを推進します。「模擬選挙」等の実施について支援します。(再掲)
- 高校生の政治活動・選挙運動については、主権者・有権者にふさわしい対応とし、無用な制限に向かわないように取り組みを進めます。(再掲)

国会改革

- 議員提出法案の審議活性化を進めるため、委員会ごとに議員提出法案の質疑のための定例日を設けるなど、与野党の議員間で活発な政策論議ができるよう配慮します。
- 国会審議の中で内閣提出法案を柔軟に修正できる環境を整えます。
- 疑惑解明に必要な場合は、行政職員の国会招致が可能となるよう、政府参考人の範囲を広げます。
- 国会審議の充実・活性化につながるよう、国会の資料要求の在り方や党首討論の在り方を見直します。
- 国会に対し、ねつ造あるいは偽造された文書を提出した場合などには、その違反について刑事告発するなど、厳格に対応を行います。
- 国会議員間の討議の活性化のため、委員会で法案審議がない時期には、議員間の自由討議を積極的に行います。

- 憲法 53 条後段に基づく要求を内閣が放置する憲法違反の繰り返しが常態化していますが、いずれかの院の総議員の 4 分の 1 以上から臨時国会召集の要求があった場合、20 日以内に臨時国会を開会することを法制化します。
- 政府が国会議員の質問主意書に対して閣議決定する答弁書で、質問内容に対し「意味するところが必ずしも明らかではない」と留保する文言が急増するなど、不誠実な回答が横行している現状を改善するための方策を検討します。
- 国会事務局の部署もスクラップ・アンド・ビルドし、統廃合できる部署の人員配置を見直し、国会改革で新設する部署や増強すべき部署の人員に回します。
- 国会職員の府省や在外公館、国連機関等への出向・人事交流や長期研修を増やし、国会職員の専門性や国際性の向上を図ります。
- 国会の調査室で調査・研究に当たる職員の採用は、衆参事務局の総合職・一般職の採用試験と切り離し、「研究職」として独自の採用枠を設けます。「研究職」には、新卒採用の他に博士号取得者や弁護士等、実務経験者等の採用を行い、国会の調査・研究能力を強化します。
- 質問の事前通告の適正化のため、委員会開会の前々日など適切な日時までに質問を通告する慣行を徹底します。
- 国会の印刷物のペーパーレス化を推進します。
- 請願審査の形骸化を食い止めるため、会期中で請願審査を実施して、国民の声をより国政に反映するよう努めます。また、その結果についてホームページ等で公開し、請願者が審査結果を知ることができるようにします。
- 国民から期待された行政監視を実現するため、証人喚問をはじめとする国政調査機能の強化等を検討します。
- 政府による違憲・違法の解釈変更などを防ぐため、新たな解釈をつくる際に歴代政府が国会に答弁している「法令解釈の考え方(ルール)」への適合性の文書作成および国会への提出義務を課します。
- 危機管理、共生社会、業務効率化の観点から、国会・地方議会での議会活動のデジタル化を進めます。(再掲)
- 正当な理由なく国会に登院しない国会議員への、歳費の支払いを制限するための法案を成立させます。

行政改革・行政監視

行政改革

総論

- コロナ禍の下での給付金の支給の遅れや使い勝手の悪いアプリ、「アベノマスク」の無駄遣いなど、国民のニーズから乖離した施策の数々は民意を顧みない無責任な政治の帰結です。納税者の視点で行政の施策を見直すとともに、必要な施策には人員と財源を移し、適材適所の資源配分を行います。
- 未来を考え、①国民に開かれた行政組織の再編、②「ブラック霞が関」を脱却して職員のやる気を引き出す適材適所の人事行政を提案するとともに、国会活動が公務員の過度な長時間労働などを助長しないよう国会改革に努めます。
- 保健所の削減によるコロナ禍の下での医療崩壊や、度重なる豪雨災害等への対応の不備など、「小さな政府」「身を切る改革」が必要以上に進んだため国民の生活に負の影響が出ています。安易な人員・経費の合理化による住民サービスの切り捨てではなく、国民の命と暮らしを守り抜き、ベーシックサービスを充実させます。
- デジタル化は必要不可欠であり体制整備は急ぐべきですが、安易な人員削減に結び付けることなく、適切に人員を配置し、住民サービスの充実・向上を図ります。①政府による国民の監視手段にしない、②個人情報保護の徹底、③セキュリティの確保、④利便性の向上、⑤苦手な人も含め誰も取り残さず、使わない人が不利にならない——の5原則をもとに、行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。(再掲)
- 政府による民間への業務委託について、全府省統一の適切なルールを設けます。
- 経済財政諮問会議をはじめとする重要な会議の委員・議員に、働く者の代表者を加えます。

行革実行体制

- 既得権や癒着の構造を断ち切り、国民本位で時代に即した質の高い行政の実現のために、常に行政構造の見直しを続けます。国の取り組む行政改革の理念、行革実行体制を確立し、実際に取り組む施策を明確にすることで、国民本位の行政を実現します。また、国から地方への財源と権限の移譲を抜本的に進めます。

市民参加の行政改革

- 法律の制定・改廃を国民が発議できる国民発案(イニシアティブ)制度を導入します。
- 問題があると思われる国の財務行為について、国民が、会計検査院に対して監査を請求し、会計検査院の対応が不十分なときは、国などを被告として必要な措置を取るよう請求する訴訟を提起できるよう、公金検査請求訴訟制度を創設します。

- 請願のデジタル化や、オンラインで多様な市民の意見を集め、議論を集約し、政策に結び付けていく市民参加型合意形成プラットフォームの活用など、国民が行政や立法の意思決定プロセスに直接参加できる「シビックテック(市民によるデジタルを活用した課題解決)」を推進し、民主主義をアップデートします。(再掲)
- デジタルを活用して民主主義の進化や社会問題の解決に役立てます。
- デジタル技術を活用したプッシュ型支援の促進など、行政サービスの利便性向上を図ります。(再掲)

中央官庁改革・国の機能の分散化

- コロナ禍で機能不全が明らかになった中央官庁の再編を含む抜本的な改革を進めます。
- 中央官庁については、厚労省の肥大化や内閣府・内閣官房への業務集中が進んだ弊害が指摘されています。場当たりの官庁の新設などはせず、①肥大化しすぎて行政事務や国会対応に支障が生じていることが明白となっている中央官庁の分割、②消費者保護や子ども・子育てなどの分野での縦割り行政の弊害の除去、③総務省の放送・通信の免許・許認可行政の独立行政委員会への移行などの観点で改革に取り組みます。
- 頻発する自然災害や感染症への対応等で、公務の職場での超過勤務の常態化や、職員の健康維持の問題等が課題となっています。ベーシックサービスを充実させる観点から、機構・定員の過度な削減や独立行政法人の効率化係数の杓子定規的な遵守を見直します。「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(2014年7月25日閣議決定)に基づく定員合理化目標を見直し、適正な労働条件の下でゆとりをもって質の高い行政サービスを提供できるよう、業務に必要な定員確保を図るようにします。
- 中央官庁などの国家機能については、今後の自然災害の可能性や国土の人口バランス、テレワークの普及などの視点も踏まえて、分散配置を進めます。

公務員の働き方改革

- 総合職への志願者の減少、中途退職者の増加など、公務員を取り巻く危機的な状況が表れています。内閣人事局による幹部人事の在り方を見直し、庁内公募制度の活用なども含めて適材適所でやりがいのある人事運用を通じて有能な人材が国家公務員を志願するよう、開かれた透明性の高い人事行政を目指します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった社会的危機や、頻発する激甚災害などに対応するためには、質・量ともに高い公務公共サービスを実現する必要があり、そこで働く全ての者に保障されるべき権利としての労働基本権回復と、自律的労使関係制度の確立は急務です。(再掲)
- 公務員のなり手不足への対応と、仕事のやりがいや働きがいの実現、さらにはワーク・ライフ・バランスと、少子化に対する「共働き・共育て環境」の実現などさまざまな観点から、公務員の残業時間の削減を含めた「働き方改革」を徹底的に進めます。(再掲)

- 公務員の若年退職者の増加と志望者の減少に鑑み、多様で優秀な人材の確保のための対策を強化します。適材適所でやりがいのある人事運用を通じて多種多様な意欲ある有能な人材を招き入れるため、採用総数に対する合格者数比率の引き上げ、応募者増加のためのインターンシップの機会の提供拡大、社会人の中途採用や退職者の出戻り採用の拡大など、年代や経歴を問わず素養のある人材を積極的に採用します。
- メンター制度の積極的な活用による個別支援、無駄な業務の廃止や DX の推進などによる単純な事務作業の削減、やりがいのある仕事に就く機会を提供する「公募異動」の仕組み、育児や介護など一定の要件に配慮した府省間異動のシステム化などによって、若手の離職を防止します。
- 国会対応業務等、一定期間業務上の負荷が大きくなる事態に対し、機動的かつ大胆に必要な職員の従事を可能とするほか、適正な超過勤務を前提とした人員の配置と増員を行うことなどによって、超過勤務の縮減を図ります。
- 本府省の職員が国民・住民と直接向き合う業務に従事する機会を拡大するとともに、霞が関の優秀な人材が地方再生に資するよう、本府省勤務フルリモート化等を措置し、地方を副業先とする 2 地域勤務を検討します。
- 公務員の倫理の徹底と不祥事の根絶、公文書管理や情報公開の法制度違反への厳正な対応と、国家賠償責任が発生した場合の幹部職員への求償の在り方の見直しなどによって、公務員に対する国民からの信頼の回復を図ります。

公会計制度改革

- 国の会計制度を新たな公会計制度によって「見える化」し、財政民主主義を徹底します。
- 独立行政法人、政府機関、基金、官民ファンド、特別会計等を徹底的に見直し、スリム化を進めるとともに、財務状況等に関して国会への報告を義務付けます。
- 深刻さを増す放漫財政を健全化し、行財政運営の適正化・効率化を図るため、膨大な予算の無駄遣いの排除や、EBPM(証拠に基づく政策立案)の徹底に努めます。

財政透明化関連

- 誰もが、税金を何に使ったかを確認・チェックできる仕組みを強化します。「行政事業レビュー」の実効性を確保し、外部性と公開性、使いやすさ、用途の総覧性をさらに高め、予算編成過程や基金事業などの透明性を強化します。
- 国会の下に独立財政機関を設置して、主要政策の費用対効果や財政の見通しを客観的・中立的に試算・公表するとともに、その試算に基づき「中期財政フレーム」(3カ年度にわたる予算編成の基本的な方針)を策定することを政府に義務付けることで、放漫財政を改めます。(再掲)

統計

- 行政利用だけではなく、社会全体で利用される情報基盤である公的統計の不正はあってはなりません。統計業務におけるルール強化・徹底や予算の充実、専門人材の育成・確保をはじめ、統計を担う体制の抜本改革を進めます。(再掲)

行政監視

国会による行政監視機能の強化

- 決裁文書改ざんや統計不正など、政府の不祥事が相次いでおり、国会による行政の監視及び立法に関する機能の充実・強化を図り、民意を反映した国政の健全な発展に寄与するため、「行政監視院」を国会に設置します。
- 会計検査院長への各府省幹部経験者の就任を禁止します。併せて資料の提出拒否・虚偽資料提出等のほか、検査上の要求に応じない等の事案が生じた場合、懲戒処分を要求することを可能とするなど、会計検査院の権限を強化します。
- 衆議院決算行政監視委員会、参議院決算委員会、参議院行政監視委員会の審議の活性化と政府の施策及び予算への反映に取り組みます。
- 行政監視機能を強化するため、調査スタッフの拡充や外部専門家人材の登用にも積極的に取り組みます。
- 国民から期待された行政監視を実現するため、証人喚問をはじめとする国政調査機能の強化等を検討します。(再掲)

公文書管理

- 国会で文書を巡っての不毛な議論が繰り返されていますが、公文書は役所のものではなく国民のものであり、民主主義の根幹を確実に支える国民共有の知的資源です。公文書の作成・管理・記録を適正に行うことで、政治・行政に対するチェックをしやすくするとともに、公務員の仕事の質や生産性向上にもつなげます。
- 「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法)を改正します。行政文書の定義を見直す(行政文書の要件から「組織共用性」を削除する)ことにより、対象を拡大するとともに、保存期間の上限を最長 30 年に設定し、保存期間満了後は原則公開とします。
- 官邸の訪問記録や大臣の動静など「保存期間 1 年未満の公文書」が行政側に都合良く多用され国民の目に触れず後の検証を難しくしていることから、保存期間 1 年未満の公文書の在り方について見直します。
- メールやパソコン等で作成した電磁的記録である行政文書や、外部と接触した場合の当該接触に係る情報が記録されている行政文書の保存期間は、1 年未満とすることができないようにします。
- 閣議及び審議会等の議事録や官房機密費の用途記録の作成を義務付けるとともに、一定期間経過後に原則公表する仕組みを設けます。

- 行政機関等の事務・事業の公正さに対する国民の信頼を得られるよう、行政機関の職員等が国会議員等と接触した場合における当該接触に係る記録の作成等に関する事項を定める「政官接触記録の作成等に関する法律」を制定します。(再掲)
- 行政文書の作成・保存・移管・廃棄を官僚が恣意的に行わないようにします。公文書の改ざんや違法な廃棄を防止するため、公文書管理法自体にも重大な犯罪として罰則規定を設けます。
- 国立公文書館の予算・人員を増やし、独立性を強化して権限を強めます。
- 独立し公正な立場で行政文書の管理の状況を常時監視する「独立公文書管理監」を法律で位置づけるとともに、実地調査権及び勧告権を付与します。「独立公文書管理監」に無条件で行政文書の管理の適正に関する通報ができるようにします。
- 特別防衛秘密の管理について、公文書管理法を適用するようにします。
- 公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもった新たな機関として、内閣の所轄の下に「公文書院」を設置します。
- 専門的知識に基づく適正な公文書等の管理を確保するため、専門的知識を有する人材(アーキビスト)や現用文書に関する専門家(レコードマネージャー)の養成と各府省への派遣を進めます。

消費者

消費者の権利

- 事業者と消費者との間に情報の質・量、交渉力に構造的な格差があることから、「消費者の権利の保障」を第一として、消費者行政強化と消費者保護を推進します。また、現在消費者庁では、消費者と事業者の間の情報や交渉力の格差だけでは発生している消費者被害を捉えることが困難との考えから、消費者法制の抜本の見直しが進められていることを評価しつつ、消費者の権利の実現に向けて後退することがないようにフォローします。
- 消費者庁・消費者委員会が消費者基本法の基本理念を踏まえ、供給サイドではなく消費者の立場から消費者行政に当たるよう、しっかりとチェックしていきます。特に、消費者委員会が設置された本来の目的に立ち返り、消費者の権利を保護するとの観点から、独立して各中央省庁を監視する役割を果たせるよう、後押しします。

消費者被害への対策強化

消費者法制全般

- 消費者被害が疑われる際に、さらなる消費者被害の発生を食い止めるため、立入検査の徹底、業務停止命令などについて、運用状況の見直しを含めて抜本的に見直します。2023年、消費者委員会の専門部会から、ジャパンライフ等の破綻必至商法による被害の回復が現行制度では困難であることから、今後の政策提案を含めた報告書が出されたことを立法府として受け止め、現行法制にとらわれず、総合的に消費者被害対策を検討します。

特定適格消費者団体等の活動支援

- 特定適格消費者団体が被害を受けた消費者を確実に救済できるよう、被告である加害者側企業・団体の財産に関する情報などを開示するため、関連する仕組みを見直します。
- 被害者への連絡や広報に係る事務・費用負担を被告である企業・団体に確実に転換させるための制度を検討します。
- 商品やサービス等に関する広告等に問題がある場合、消費者の適切な商品選択が困難な状況を是正するために特定適格消費者団体等が裁判を行う際、商品等の効能等について疑義があるとの立証を行うことが団体にとって大きな負担となっています。このため、事業者側に効能等を証明する情報を開示させるなど、消費者団体の立証負担軽減策を検討します。

被害者救済制度の創設

- 加害者側企業の倒産手続によって、消費者被害に係る損害賠償請求権が優先されない課題について、法改正を含め対策を検討します。
- 消費生活相談の過半を占める財産被害の救済のため、行政機関による財産の保全措置や、悪徳業者が違法に収集した財産をはく奪するなど、被害者救済のための新たな仕組みの創設について検討を行います。

消費者契約法

- 消費者契約法において長年課題となっている包括的な「受け皿規定」(バスケットクローズ)の導入や契約条項の事前開示、立証責任の転換について、改正を目指します。
- 過剰与信(支払い能力を超える与信)による多重債務や支払い能力を超えたクレジット契約、消費者金融等からの借り入れなどによる被害からの予防や救済のため、ヤミ金融業者等の悪質な業者に対する取締りの徹底やセーフティネット貸付の拡充とともに、消費者の側に立った消費者契約法等の運用を推進します。
- サブリース問題等で、被害者が個人事業主と定義され、救済対象にならなかったことから、消費者契約法における消費者要件の見直しを検討します。

特定商取引法

- 定期購入トラブルについて、特商法改正後も多くの被害が報告されていることから、より効果的な対策について法改正を含めて検討します。
- 2021年特商法改正で追加された契約書面等の電子化について、消費者庁検討会等で全く議論されていなかったことや、消費者被害の拡大につながるとして消費者団体等から強い懸念が示されていることなどから、契約書面電子化の廃止を実現します。
- 積み残された課題である不招請勧誘対策の強化は当然として、増加傾向にあるSNS勧誘による投資被害や脱毛エステ契約トラブルなど実際の消費者被害救済のため、特商法の運用強化及び改正に向け、政府に働きかけを行います。

景品表示法

- 昨今の情報発信の多様化に伴い、誇大広告だけでなく、ステルスマーケティングやダークパターンなど、消費者が意図しないうちに特定の選択をするように誘導され、消費者自身の選択の権利が狭められることがないよう、法整備を含めて検討します。

企業・組織のコンプライアンスの向上

- 企業・組織が持つ自浄作用を強化するため、通報対象事実の緩和や通報者の範囲の拡大など、公益通報が抑制されず違法行為の是正・抑止に実効性あるものとなるよう、法改正をはじめ、制度の見直しを進めます。

成年年齢引き下げに伴う消費者被害の防止

- 2022年4月から成年年齢が引き下げられましたが、同年にアダルトビデオ新法が超党派で成立したことから明らかなように、未成年者取消権の喪失に対する法整備は十分に取られておらず、国民の理解醸成も十分ではありません。このため、包括的つけ込み型勧誘取消権の創設や、いわゆるクーリング・オフ制度の期間拡大などを含む「消費者の権利実現法」の制定を目指します。
- 携帯電話やネット通販などの若年者が締結することの多い契約について、クレジットカード、貸金関係などの業界の自主的取り組みに任せるだけでなく、若年者保護対策を積極的に推進します。
- 若年者の被害が拡大しやすい連鎖販売取引(マルチ商法)に対する消費者教育を重点的に行うとともに、法執行を強化し、消費者被害の拡大防止のために22歳以下の者との取引を禁止することなどについて検討します。
- 若年者への消費者教育に関しては、地方消費者行政強化交付金の補助率1/2を撤廃して全額国費負担とし、全国での若年者への消費者教育を徹底します。
- コミュニケーション手段が多様化するなか、若年層は電話を苦手とする傾向があることから、相談や支援の機会を失うことのないよう、LINE等のSNSを含め、多様な相談機会の創出に向けて政府に働きかけます。

消費者行政の強化

- 消費者庁は、地方公共団体に地方消費者行政強化交付金等による支援を行っていますが、用途が限定的で活用しにくく、地方公共団体の消費者行政に関する財政基盤や推進体制は、いまだ弱いことから、地方公共団体への恒久的な財政支援や、消費生活相談の内容の登録など国の消費者行政に効果が及ぶ事務に対する財政支援を拡充します。
- どこに住んでいても消費生活相談ができるよう、消費生活センターの全自治体への設置を推進します。地方消費者行政を継続的に下支えする財源を確保し、消費者行政担当者や消費生活相談員に対する研修体制の構築、消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善による人材確保等に取り組み、地方消費者行政及び消費生活相談機能の充実・強化を図ります。
- 消費者裁判手続特例法の円滑な施行と運用、同制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体等の財政等の支援のため、消費者団体訴訟等支援法人に対し、充実した業務を実施するための支援を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の充実及びPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に係る情報の開示範囲のさらなる拡大の検討を行います。
- 消費者の生命・身体に被害をもたらす事故の原因を究明し、被害の発生・拡大を防止するため、消費者安全調査委員会の体制を人員・財政面で強化します。
- 消費者被害の支援者であり、さまざまな被害情報の窓口でもある消費者団体やNPO・NGOとの連携を強化し、より消費者目線に立った消費者行政を推進します。

- 悪徳商法・特殊詐欺等による、特に高齢者や障がい者等に対する消費者被害を防止するため、地域における見守り活動の推進、消費者ホットラインの周知と利便性の向上、多様な媒体を通じた広報活動の充実などに取り組みます。また、その担い手である消費者団体の専門人材の育成や財政面・情報面等の支援を進めます。
- 消費生活センターなど消費生活相談を受ける現場で、大規模感染症拡大時等においても十分な相談体制が維持できるよう、テレワーク下での相談体制を強化します。

食品の安全・安心の確保

- 安全・安心な農産物・食品の提供体制を確立するため、加工食品の分かりやすい原料原産地表示の在り方を検討するとともに、食品トレーサビリティの促進、食品添加物、遺伝子組み換えやゲノム編集食品、アレルギー表示など、消費者が自ら安心・安全を選択できる食品表示制度となるよう見直しを進めます。
- 輸入食品が量・件数ともに増加している一方で検査率は低下している現状を踏まえ、輸入食品の監視体制を強化し、違反・違法食品の流通を防止するため、税関職員や食品衛生監視員等の人員確保など検疫体制を整備するとともに、トレーサビリティ制度の確立に向けて、米国の食品安全強化法など国際的動向を参考に必要な法整備に取り組みます。
- 内閣府・農林水産省・厚生労働省・経済産業省・環境省に分断されている食品安全の管理機能を一元化します。
- 廃棄食品の横流し・再販売事件の再発防止に向けて、消費者庁と厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係省庁の連携と廃棄物処理法並びに食品リサイクル法に基づく監視・チェック機能の強化により、実効性のある製造・流通・廃棄まで一貫したトレーサビリティと監視体制の整備に取り組みます。

機能性表示食品による健康被害を防ぐ

- 小林製薬の紅麹の成分を含むサプリメントの摂取による死亡事例や入院事例等の深刻な健康被害の発生を受け、健康被害への早急な対応と、原因が特定できていなくても速やかに報告することを義務付ける法改正や、原材料の受入れを含めた製造管理基準(GMP)の認証取得の義務化などを実現します。
- サプリメントのように濃縮した成分を定期的に摂取する医薬品に限りなく近い食品については、十分な安全対策や、被害者の救済機関の設置等の具体策を検討します。
- 特定保健用食品や機能性表示食品をはじめとする、いわゆる「健康食品」については、消費者による商品の有効性や安全性についての誤認や過信が起らないよう、科学的根拠に基づく情報公開、表示・広告の適正化等について、消費者委員会専門調査会の議論を踏まえ、制度全体の一体的な見直しを進めます。併せて、不適切な表示の取締りを一層強化します。

食品ロス削減

- 政府目標「2000年度比で2030年度までに食品ロス半減」に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減を推進します。
- サプライチェーンを通じた連携やフードバンク等の取り組みを推進するため、生ごみの資源化や個人・企業によるフードバンク等への食品の現物寄付に関する税制優遇措置、意図しない不慮の食品事故についての寄付者への免責制度の導入、商慣習の見直し等による食品ロス削減に資する供給システムの確立を進めます。

デジタル化に関連する対策強化

- オンラインでの商取引について、消費者の利益保護の観点から、取引の場を提供するプラットフォーム企業や販売事業者への保護措置の義務付け、表示誤認の回避対策等、法整備を含めて検討します。
- いわゆる情報商材等を取り扱う販売業者等が参加する取引デジタルプラットフォームや、SNS を利用して行われる取引における消費者被害の実態把握を行い、対策について検討します。
- 売主が消費者(非事業者である個人)である CtoC 取引の「場」となるデジタルプラットフォームの提供者の役割について検討を行い、消費者の利益保護の観点から、法改正を含め検討します。
- デジタル広告、不正または悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益保護の観点から必要な対策を検討します。
- CtoC 取引を含めたデジタルプラットフォームにおける取引に関する紛争を効率的・実効的に解決するため、オンラインによる手続きが可能な裁判外紛争解決手続(ADR)の提供について検討を行います。
- デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術の急速な進展に伴う消費者被害の複雑化・多様化や、海外の行政機関との連携の必要性に鑑み、消費者庁その他の関係省庁の予算、機構・定員を十分確保します。

消費者教育の充実

- 消費者に対し、必要な情報と教育の機会が提供されることは消費者の権利の一つであると位置付け、消費者教育推進法に基づく、消費者の権利である消費者教育を、学校・職場・地域などでの関係省庁の連携や多様な主体の参加により幅広く推進します。
- 消費者契約やカード・キャッシュレス利用等に関する知識も含む学習機会の提供を、学童期から高齢者まで多様な形で推進していきます。
- 消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会で身に付けるべき知識を習得するための消費者教育を充実させます。

カスタマーハラスメント対策

- カスタマーハラスメント対策について、対策の必要性を共有しつつ、消費者の重要な権利である正当なクレームが阻害されないようにすべきとの消費者団体の意見も含めて、政府に働きかけを行います。

エシカル消費等の推進

- 環境・社会や安全に配慮された製品や商品を優先的に購入・使用する「エシカル消費」を推進するため、企業の取り組みを後押しする仕組みを検討し、環境保護・人権保護・動物福祉など表面化しにくいさまざまな課題の解決につなげます。
- 「消費は一番身近な投票行動である」との観点から、認証制度などが消費者にとって真にエシカルな消費を選択できるツールとなるよう、検討します。
- 消費者の知る権利・選択の権利が阻害されないことがないよう、全ての電気について、電源構成等の情報開示の義務化を進めます。

旧統一教会被害対策

- 2022年7月に起きた安倍元首相に対する銃撃事件から明らかとなった旧統一教会(世界平和統一家庭連合)による悪質な高額献金等による被害対策関連法について、実効的な被害者救済策とするべく、弾力的な改正を検討します。
- 旧統一教会の財産保全関連法は、確実に財産を保全するにはまだ課題があることから、被害者救済の原資が失われない方策の実現を目指します。

災害対策

令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興

- 倒壊した建物の速やかな解体を進めるため、裁判により、共有者の同意を得ることなくその建物の解体・撤去を行うことができるようにし、公費解体を促進します。
- 準半壊・一部損壊の住宅再建の支援がなく、大きな家屋の修理には多額の費用がかかることから、準半壊・一部損壊であっても、求めがあれば公費解体できるように取り組みます。
- 復旧・復興対応は、閣議決定だけで使い道を決める予備費ではなく、被災状況の全容把握に努め、財政需要を積み上げた上で、補正予算を編成するよう働きかけます。
- 地域のつながりは財産であり、孤立対策や情報共有の観点からも復興に向けた大切な要素であることから、地震により分散した地域コミュニティを維持するための活動に対する支援を行います。
- 被災者生活再建支援金については、支給範囲を中規模半壊から半壊全てにまで拡大するなど、支給基準を見直し、最高額を 300 万円から 600 万円に引き上げます。(再掲)

強力な防災・災害・危機管理体制の創設

- 強力な司令塔である「危機管理・防災局」を設置することで、戦略的で効果的な対策を進めます。実働部隊である「生活支援隊」の創設を目指し、危機対応を抜本強化します。
- 阪神・淡路大震災以降の災害対策を検証し、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震や大規模な津波に備え、耐震化、地震係数、前震・本震・余震の考え方等について総括と更新を行い、新たな地震防災対策の戦略を策定します。
- GIS(Geographic Information System:地理情報システム)の災害への活用をさらに進めます。同一の GIS プラットフォームを国・地方自治体・民間で共有することで、被災状況や対応状況の迅速な把握と可視化を実現します。

「インクルーシブ」な災害対策の構築

- 全ての人がお互いさまに支え合い、誰も取り残されることのない「インクルーシブ」な災害対策を構築し、地域、世代、性別、職業、障がいの有無などにかかわらず、全ての層の代表が参加して、情報の収集・発信、避難計画の策定・実施、避難所の運営などを行う分権型の防災体制をつくります。
- 高齢者、障がい者など要支援者ごとの個別避難計画を早急に策定します。
- 災害や紛争などの被災者全てに対する人道支援の最低基準とされる「スフィア基準」(国際 NGO などによるプロジェクトにおいて策定された基準)や女性の視点をもとに避難所の質を向上させます。
- 複合災害に備えた避難所の質の向上、避難施設のバリアフリー化を積極的に進めます。

- 高齢者住宅の耐震化、無電柱化の促進、適切な生活排水処理対策などを推進します。
- トイレ・温かい食事・ベッドは 48 時間以内に確保し、発災後 72 時間以内には通常と同様の生活ができるように食料・装備を避難所に完備します。
- ペットの同行避難・預かり避難、学校飼育動物の避難に資する施策を推進します。
- デジタル管理システムの構築、避難先や避難経路の確保、災害物資の迅速な配布、災害関連死対策の拡充を図るとともに、ラジオ、インターネット、アプリ等を活用した防災情報の周知徹底、防災訓練などのソフト面における対策を徹底的に見直します。
- 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」の交付、雪下ろし作業用の命綱固定アンカーの普及・促進などが盛り込まれた改正豪雪対策特別措置法を活用し、除排雪の人材確保、高齢者・障がい者への配慮、雪冷熱エネルギーの活用、情報システムの改善などに一層取り組みます。

国と地方の連携強化

- 国と地方の連携強化、災害時に被災自治体へ権限・予算を移譲するための法整備の検討、事業再建・社会インフラ復旧への支援などを進めます。
- 災害査定の迅速化を図るとともに、市町村による復旧・復興事業の査定以前の着工への財政支援を的確に実施します。
- 大規模災害発災時の被災自治体へのバックアップ体制を強化します。大規模災害対応の専門性や経験・ノウハウを持つ、内閣府・国土交通省・消防庁をはじめとした各府省庁の担当者や自治体職員を現地の自治体に早急に派遣するなど、国が責任を持つ仕組みを整備します。
- 都道府県と政令指定都市との防災計画上の調整を推進します。
- 民間や自治体などでの「防災スペシャリスト職員」の採用と養成、自治体同士の助け合い(対口支援)を拡充します。都道府県単位で災害対策トレーニングセンター、地区防災の避難所運営に係る常設機関などの設置を進めます。
- 自治体・関係機関の災害協定の締結を促進します。
- 災害時に現場で対応する自治体職員や自衛隊員等の心のケアなど「助ける人を助ける」仕組みを構築します。

首都直下地震に備えた首都機能分散移転

- 国会・行政機構の機能不全も予想される首都直下地震に備えた政府業務継続計画(BCP)の強化に加え、議員や議事堂などの被害への対応策を含めた国会と地方自治体の業務継続計画を充実させるとともに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震の予想域から外れている地域などに首都機能の一部を分散移転し、地方分散型統治国家モデルを構築します。

ボランティアへの支援強化

- 消防団、防災士、自主防災組織、市民消火隊、女性防災クラブ、災害ボランティア、町内会など、さまざまな住民組織や住民の参加・協力を得ながら、地域での避難計画の策定や防災教育と訓練など、防災への取り組みを進めます。

- 生活不安や避難生活での心身の疲労やストレスに対する心のケア対策、乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣支援強化などを行います。
- 災害救助法などでボランティアの位置付けを明確にし、経験を有する災害ボランティア団体等と行政、ボランティア団体同士の連携がスムーズとなるシステムを構築し、きめ細かく機能的に連携した被災者支援が可能となる環境を整えます。また、小型重機などの貸与制度の創設、重機ボランティアの育成を行います。交通費等を所得税の控除として認めるなど税制措置も含めたボランティアの自己負担を軽減する措置について検討します。

水害対策等の強化

- 洪水対策の面から河川の流域管理を進めるとともに、治山事業(森林整備・砂防事業)を進め、地滑りや山崩れなどの山地災害防止に取り組みます。
- 河道拡張や堤防補強、遊水池の設置など、総合的な流域治水により、できる限りダムに頼らない治水を推進します。ダムの見直しにより中止となった地域の振興・生活再建のための法律を制定し、ダムに頼らない地域振興を行い、生活支援を行います。(再掲)
- 堤防整備を進める一方で、内水氾濫(堤防内側の氾濫)の対策を強化します。(再掲)
- 線状降水帯の発生等による想定を上回る集中豪雨や「ゲリラ豪雨」災害に対応できるよう、水害対策を強化します。アメダスや監視用カメラ、土石流センサー等を各自治体にきめ細かく設置し、観測・予測体制について一層の精度向上を図ります。
- 津波災害の想定される地域等において、垂直避難を可能とする環境整備や土地利用のゾーニングにより、津波や地震から命を守るまちづくりを進めます。

火山対策の強化

- 全国の火山の監視・観測体制を強化し、適時適切な情報発信に努めるとともに、大規模な火山噴火に伴う降灰や軽石の漂着、津波等による社会的・経済的な影響の軽減を図るための防災・減災対策を推進します。
- 事前防災を強化するための支援制度を創設します。確度高く災害発生を予測しうる火山防災、世界最大の火山災害発生リスクを抱えるわが国の特性を踏まえ、警戒区域の設定等の国による私権制限に伴い生ずる損害に一定の補償を行う対策を講じます。
- 噴火等の災害が予想される段階での規制措置に伴う地域経済や生活へのダメージを軽減する「災害予防措置支援制度」(仮称)を新設し、事前防災措置を発動しやすくします。

被災者生活再建支援策の拡充など

- 被災者生活再建支援金については、支給範囲を中規模半壊から半壊全てにまで拡大するなど、支給基準を見直し、最高額を 300 万円から 600 万円に引き上げます。
- 個人対象の「災害損失控除」の創設、法人の災害損失特別勘定の適用要件の緩和、消防団・ボランティアへの支援などを図ります。

- 従業員の雇用維持のための雇用調整助成金等の拡充、雇用保険の給付日数延長など、雇用対策の実施を充実させます。
- 旅館・ホテルなどの民間施設の借り上げ、みなし仮設住宅の十分な確保、広域での空家住宅・賃貸住宅の借り上げ等により住宅を迅速に確保します。

事業再建・社会インフラ復旧への支援

- 中小企業・小規模事業者の事業の早期復旧と事業継続のため、政府系金融機関等による金融支援をはじめとした総合的支援を進めます。被災者生活再建支援法の枠外の商店や工場と一体型の住居への支援を進めます。
- 復旧期には、被災地の高速道路や鉄道などの公共交通網の無償化を事業者支援を講じつつ実施します。電源喪失時に備えた代替交通手段、電源確保等に資する支援措置を講じます。
- 直接被災した農林水産業施設等の災害復旧事業の早期実施、経営困難な農林水産業従事者に対する特別支援を実施します。
- 観光業や農林水産業等への風評被害を防ぐため、国と自治体が協力し正確な情報を発信する仕組みを構築します。

東日本大震災からの復興

原子力災害被災地域の復興

- 避難地域の復興については、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物等の生活環境整備や、産業・生業の再生、新産業の創出、心のケアや地域コミュニティの再生等をさらに進めていきます。
- 帰還促進や移住の促進を継続して支援するとともに、先例にとらわれない発想のもと、地域の再生・活性化に向けたあらゆる施策を講じ、人口減少や高齢化・過疎化など、地方が抱える社会課題を先進的に解決するモデル地域となるよう取り組みます。
- 区域外避難者も含めた被災者の希望と生活実態に即した総合的な支援など、被災者の生活再建支援を継続的に実施します。

帰還困難区域の復興・再生

- 帰還困難区域での特定復興再生拠点区域の整備については、除染や家屋解体等で発生した廃棄物の処理を国が責任を持って確実に対応する仕組みを構築します。さらに、生活環境の整備、産業・生業の再生に向けて十分な予算を確保し取り組みます。
- 特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、必要な除染・家屋解体等を行い、帰還に必要な生活環境の整備を進めます。その上で将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除します。

原子力発電所の廃炉

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力緊急事態宣言は、いまだに解除されていません。廃炉は福島の復興の大前提であり、安全を最優先に慎重に廃炉作業を進めていかなければなりません。燃料プールからの核燃料や燃料デブリの取り出し等、廃炉工程の遅れが生じています。東京電力とともに、廃炉作業の現状や今後の見通しを可能な限り情報発信するとともに、「廃炉」とは何かを明確にした上で必要に応じて廃炉工程を見直します。
- 廃炉作業については、地元企業の人材や技術を積極的に活用するとともに、作業員が安心して働くことができるよう、個々人の被曝線量を一元的に管理できるシステムの構築を含め、労働環境の整備全般について東京電力に不断の改善努力を求め、国も一体となって取り組みます。
- 廃炉が決定されている東京電力福島第二原子力発電所については、安全かつ確実に廃炉作業を進めます。
- 原発事故の一刻も早い収束、被災者への責任ある対応を徹底するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織を改編します。これにより、廃炉措置、被災者支援を東京電力から切り離し、国主導で実施します。

- 福島県に、廃炉技術及び放射性廃棄物の保管管理、放射線影響モニタリング、放射線の健康影響等をテーマとする研究施設を誘致し、原子力技術者の育成拠点として環境整備を進めます。世界の原子力研究者の英知を結集し、原発事故の早期収束を実現します。

ALPS 処理水の処分及び風評被害対策

- ALPS 処理水は、地元や関係者の十分な理解を得ないまま原発敷地内からの海洋放出が開始されました。その後、処理水に関連する事故等が発生していることから、東京電力に再発防止の指導を行うよう、政府に求めます。今後、政府が行う風評被害対策が具体的かつ実効性ある取り組みであるかを徹底的に検証します。また、トリチウムの分離や放射能濃度の低減など技術開発による根本的な解決策をさらに検討します。

中間貯蔵施設事業

- 中間貯蔵施設については、引き続き地権者に寄り添った対応を行うとともに、大量の除去土壌等の輸送が継続することから、輸送の安全性を確保した上で実施します。
- 中間貯蔵施設で保管されている除去土壌等について、30 年以内に福島県外での最終処分を完了するため、国民全体の理解を得ながら、最終処分の予定地選定を含め、目に見える形で責任を持って取り組みを確実に進めます。

福島県外避難者への支援継続

- 避難、居住、帰還といった選択を、被災者が自らの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならないと定める「子ども・被災者支援法」の下、福島県外避難者に対して、その生活実態を踏まえ、支援を継続・拡充します。

原発事故等による避難者の実態把握

- 国や県、市町村による避難者数の集計手法については、国主導で、県や市町村と連携して適切な調査を行い、実態の把握を進めます。また、避難先の自治体に住民票を移した避難者についても支援をつなげていきます。

風評払拭対策

- 震災から 10 年以上を経てなお風評被害が続いていることを踏まえ、これまでの風評払拭のための取り組みを総点検し、リスクコミュニケーション対策を抜本強化します。特に、学校での放射線教育の重要性を踏まえた取り組みを図ります。

水産業の支援

- 福島県の漁業の試験操業は 2021 年 3 月末に終了しましたが、引き続き風評対策や漁獲量増加に向けた取り組みを進めます。また、水揚げ量の増加や流通の促進につながる水産業施設整備を支援します。

営農再開に向けた支援

- 原子力被災 12 市町村では営農再開面積が 5 割にとどまることから、引き続き農業者へきめ細かい支援を行い、担い手不足解消等のための取り組みを進めます。

森林・林業の再生

- 森林と林業・木材産業の再生に向けて、「ふくしま森林再生事業」を引き続き継続するとともに、対象地域を県内全域に拡大します。
- 里山再生モデル事業の検証を踏まえながら、除染や森林整備など里山の再生に国が責任を持って取り組みます。
- 野生きのこや山菜については、新たな検査技術の開発などに取り組み、さらなる出荷が可能となるよう、検討・研究を進めます。

ADR 和解仲介案の尊重

- 東京電力は東日本大震災の被害者が早期に生活再建を実現するために「3 つの誓い」(①最後の一人まで賠償貫徹、②迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、③和解仲介案の尊重)を立て、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR センター)から提示された和解仲介案の尊重を掲げているにもかかわらず、中間指針との乖離を理由に和解仲介案を拒否する件数が多いことから、「3 つの誓い」を厳守するよう東京電力を指導・監督します。

事故原因究明

- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)を復活させ、事故原因の徹底究明、事故に対する責任の明確化に取り組みます。

健康管理・被害補償・安全確保

- 被災者の希望に応じた健康診断の実施と情報の適正管理、健康被害の早期認定と補償の実施など、被災者の健康被害に関するフォローを徹底します。
- 福島県民の健康管理については、国が責任を持って取り組むよう、強力に求めていきます。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による汚染地域の住民・事故収束作業に従事する現場作業員等に対し、健康管理手帳を交付し、年 1 回の健康診断を生涯にわたり受けられること等を定める法律の制定を目指します。
- モニタリングポストについては、放射能汚染の状況を知る上で重要な施設であり、今後も地域住民の安心・安全の確保のために設置・管理を継続することとします。

原子力損害賠償法

- 原子力損害賠償法(原子力損害の賠償に関する法律)を抜本改正し、被害者の保護を唯一の目的とすることを検討します。

地震・津波被災地域の復興に向けた必要な予算措置の継続

- 地震・津波被災地域においては、心のケア等の被災者支援をはじめ、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、安易な予算の削減を行うべきでなく、きめ細かい取り組みを着実に進めるためにも、継続して必要な予算を確保します。

被災跡地と公共施設の有効活用

- 公有地と私有地がモザイク状に分布する被災跡地を復興事業に有効活用するため、行政機関が私有地を簡易・迅速に利用できるようにする「東日本大震災復興特別区域法改正案」の成立を、また、相続人が確定していない被災跡地を円滑に処分できるようにするため、不在者財産管理人に関する民法の特例等を定める「土地等処分円滑化法案」の成立を図ります。
- 改築・新装された文化施設やスポーツ施設について、維持・修繕を確実に実施できるようにするため、国は多様な収益機会を提供します。

復旧・復興に要する人的支援の継続

- 災害公営住宅入居者の孤立・孤独死防止のための見守り・心のケア・生活支援の実施や、交流の場の確保が求められていることから、人的支援、民間支援団体への支援を継続します。
- 災害公営住宅では家賃負担の上昇による退去者の増加や若い世代の収入超過による退去が発生しており、コミュニティの担い手不足につながるなど、復旧・復興の阻害要因にもなっていることから、一人暮らしの高齢者や障がい者、高齢世帯などの見守りを行う入居者や、自治会の担い手が収入超過により退去することのないよう、家賃の上昇を緩和するなど実情に合わせて柔軟に対応します。

被災した地域公共交通への支援

- 地域の生活交通を担うバス事業者と離島航路事業者については、今後も利用者の減少などに伴う欠損額の増加が見込まれることから、引き続き支援の継続と十分な予算措置を講じます。また、住民バスに対する補助が大幅に減少し、市町村の財政負担が増大していることから、「被災地特例」が終了した路線バスと合わせた一体的な路線の見直しを見据え、十分な財政支援を講じます。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)・事業復興型雇用確保事業の延長

- 復旧に必要な土地造成の遅れに伴い、引き続きグループ補助金の募集と財政措置を講じます。また、造成の遅延による事業所再建計画の変更などは柔軟に対応するとともに、事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長します。

福島県以外の指定廃棄物の処理

- 福島県以外の指定廃棄物の処理については、地元の理解を得つつ、国が責任を持って適正に処理するよう取り組みを進めます。

復興庁の本来機能の発揮

- 復興大臣がリーダーシップを執ることにより、被災自治体からの要望をワンストップで受け、「復興の司令塔」として復興事業を統括するとした設立趣旨に適う本来の機能を復興庁が発揮できるようにします。
- 復興庁の司令塔機能を強化するために、各省から出向で人材を受け入れる場合は、出向元が関わる復興事業の制度を熟知し、被災地と被災者に寄り添った制度の運用と見直しへの意欲があるかを確認します。
- 年月の経過とともに多様化する被災地・被災者のニーズに応えるために、今まで以上に地域に寄り添い、きめ細やかな復興支援を行います。また、わが国を地方分散型社会に移行させる上で有為な人材を育成するため、テレワークも活用して出先機関に人員をシフトさせます。

農林水産物等の輸入規制への対応

- 東京電力福島第一原子力発電所事故により、いまだに中国・韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。わが国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、一刻も早く規制が撤廃されるよう積極的に働きかけます。また、輸入規制によって大きな被害を受けている農林水産物については、規制撤廃に向けた取り組みを推進するとともに、国内外での消費拡大を図るため積極的に支援します。

震災遺構の整備と長期的保存、語り部など伝承活動への支援

- 震災の記憶の風化を防ぎ、教訓を後世に伝えるため、震災遺構をそのまま残す際などには、維持・保存にも従来とは異なる手法・技術も求められることから、長期にわたる財政的支援を講じます。また、教訓を生かした内容とするため、語り部などの伝承活動や防災教育活動など、ソフト事業の継続に対する人件費等をはじめとした財政支援を強化します。特に、風評被害についての実態等について記録を残し、払拭に努めます。
- わが国が世界の震災・津波対策の向上に貢献できるよう、東日本大震災地震津波防災ミュージアム等を、最大の被災県である宮城県に整備します。

復興・被災者支援に取り組む NPO 等への支援強化

- 被災地域の課題解決に取り組む企業や NPO 等のマンパワーを強化するため、被災者以外の人材を雇用した場合でも「事業復興型雇用確保事業」により人件費等を補助します。
- NPO 等は、きめ細かいニーズ把握や伴走型の支援に「絆力」(きずなりよく)を生かした復興・被災者支援の実績があることから、移住人口や関係人口の増加、地域内の人のつながりの強化に結びつく取り組みに対し財政的な支援を拡充するとともに、事業運用の柔軟化を図ります。また、被災後 10 年以上が経過する中で、寄付や助成等が減少していること等から、各種補助事業についても継続します。

自治体職員等への支援の継続

- 今もなお復興業務を進めるためのマンパワーが不足していることから、復興の担い手である自治体職員等への心のケア等の支援を継続し、自治体ごとのニーズに対応した全国からの応援職員の派遣をはじめ、人材確保のための取り組みを拡充します。

災害援護貸付の償還困難者への支援

- 債務者の生活実態に即して債務免除や償還期限の延期を行った市町村に対し、財政負担の軽減に資するよう、災害弔慰金法、地方自治法、債権管理法等の規定を検証します。

災害関連死の取り扱いの統一

- 災害関連死は、被災県ごとに申請件数に対する認定率が異なるため、統一的な取り扱いができるよう、その基準を作成・公表することを定める「災害弔慰金支給法改正案」の成立を図ります。

株式会社「東日本大震災事業者再生支援機構」の新たな活用

- 東日本大震災後に借入れを重ねるなどして苦境に陥っている被災者に対しては、二重ローン対策を行ってきた株式会社「東日本大震災事業者再生支援機構」がこれまで培ってきたノウハウを生かしつつ、既存の支援先か否かを問わず、被災者の債権買い取りや出資ができるよう制度を改善します。

東日本大震災からの復興施策の検証と防災教育の徹底

- 震災から 10 年以上が経ったことに鑑み、これまでの復興施策を被災者の意見を踏まえて第三者委員会で検証し、支援のノウハウや災害関連死等の課題を取りまとめ、今後起こり得る大規模災害に生かせるよう、関係者に周知し、次世代へ継承します。
- 震災の教訓を踏まえ、教職員を含めた学校での防災教育を徹底します。また、全国的に毎年のように台風や豪雨などに見舞われていることから、被災地においてもハード及びソフトの両面で、防災についてあらためて再点検を実施します。
- 予算の使途の点検、事業の効果検証等を行うなど、これまでの復興事業の総括を実施し、その総括結果に基づき、災害対応法制・組織体制などを見直し、改善につなげます。

被災県に対する教職員定数の中長期的な加配措置、就学・教育支援

- 時間の経過とともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しています。学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続し、政令加配定数を基礎定数化します。

- 避難生活の長期化等により保護者の生活基盤が回復せず、就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業、奨学金事業及び私立学校の授業料等減免事業について、中長期的に必要な予算を確保します。
- 被災地の子どもに対する風評に基づくいじめをなくします。また、東日本大震災・原発事故に起因する不登校やいじめ等により学校生活に困難を抱える子どもへの支援体制の強化及び学校・教育委員会への指導の徹底に取り組みます。
- 震災孤児・遺児に対する公的支援は、財政措置は当然ながら、地方公共団体、里親、支援施設に任せきりにせず、家庭内、学校での状況の把握、サポートについて国が責任を持って支援します。

医師の地域偏在の解消

- 復興の障害となっている医師の地域偏在の解消など、東北地方の地域医療の課題解決に向けて取り組みます。

コミュニティ FM の活用

- 過疎地で1人暮らしを続ける被災者などにとって、コミュニティ FM は孤独感を緩和し地域情報を入手する上で重要であるため、採算の厳しい被災地のコミュニティ FM に財政支援を行います。

地域の活力と持続可能性の向上に向けた移住・定住等の促進

- 被災地の復興を支える移住者を増やすため、被災自治体への移住者(帰還者を含む)の推移を把握して、事業の継続的改善に活用します。さらに移住したいと思われるような魅力ある地域となるよう、関係自治体の取り組みに対して財政支援を含めたバックアップを行います。
- 特に若い世代の東北6県へのUターン、Iターン促進施策を強力に推進するなど、東北地方の人口減少対策に取り組みます。
- 復興の推進に当たっては、ジェンダー平等の観点や障がい者の視点を尊重しながら取り組みます。
- 地域内での住宅再建を後押しするため、住宅の再建等の際の支援金の上限と国庫補助率の引き上げを行う「被災者生活再建支援法改正案」の成立を図ります。
- 漁獲高の激減と魚種の変化により、漁業の継承や新規参入が困難になっているため、継承者や新規参入者の初期投資を補助します。

福島県を「グリーンリカバリー」の牽引役へ

- 一日も早い原発ゼロ社会の実現を目指し、福島県を再生可能エネルギーや新エネルギー社会を切り拓く先駆けの地とするため、福島県発の技術開発や社会モデルの構築に向け、強力に支援します。
- 水素社会の実現に向け、福島県で関連技術の開発や普及に向けた環境整備の実証に取り組み、世界をリードする「ふくしま水素モデル」を構築します。

- エネルギーの地産地消によって地域社会の再生と防災化を図る新たな「ふくしま地産地消モデル」を目指し、先例にとらわれない大胆な取り組みを展開します。そのために必要な送電網整備については、財政措置を含め強力に支援します。
- 福島県が掲げる、2040年頃を目途に県内の一次エネルギー供給の100%相当以上を再生可能エネルギーで生み出すとした目標について、大幅な「前倒し」が可能となるよう県と協議して強力に後押しします。

福島国際研究教育機構の整備

- 基本構想については、具体的な機能や関係者の役割分担等を明らかにし、検討に当たっては、地元の意見を十分に踏まえるようにします。また、本機構の中長期的な運営のため、国が責任を持って持続可能な予算を十分に確保します。
- 本機構の設置に当たっては、トップの人選が重要なポイントとなることから、その招へいにあっては政府を挙げて取り組み、併せて、世界レベルの研究拠点を目指しつつ、その得られた研究成果を、雇用を含めた地域経済へ波及させます。
- 本機構の立地地域の選定については、既存組織との連携、生活環境、交通アクセス等の整備状況を重視し、参加する大学・企業等の意向も踏まえながら、地元自治体の意見を尊重します。

国際リニアコライダー計画等の誘致

- 「新しい東北」に資する国際リニアコライダー計画(世界最大級の電子・陽電子衝突型線形加速器の開発計画)等の国際研究開発プロジェクトが被災地に誘致されるよう、関係機関と連携・協力します。

東北への観光支援

- 被災地域に対する海外からの誘客、修学旅行等の団体旅行誘致などの地方の取り組みを支援し、「東北観光」を重点的に位置付けるとともに、国際会議やスポーツ大会等の大規模イベントの東北開催について特段の配慮を行い、被災地域全体への来訪を促進します。

財務金融・税制

財務金融

財政の健全化

- 格差を是正する税制改革による財源確保や、行政需要の変化に応じた予算配分、適切な執行、成長力の強化による税収増など、歳出・歳入両面の改革を行い、中長期的に財政の健全化を目指します。
- 国会の下に独立財政機関を設置して、主要政策の費用対効果や財政の見通しを客観的・中立的に試算・公表するとともに、その試算に基づき「中期財政フレーム」(3カ年度にわたる予算編成の基本的な方針)を策定することを政府に義務付けることで、放漫財政を改めます。
- 各種基金など、「霞が関の裏金」を厳しく精査し、不要な金額は国庫に返納して、必要な政策の財源に充当します。

「新しい金融政策」への転換

- 日銀の物価安定目標を「2%」から「0%超」に変更するとともに、政府・日銀の共同目標として、「実質賃金の上昇」を掲げます。
- 日銀が保有するETFは、簿価で政府に移管した上で、その分配金収入と売却益を、少子化対策等の財源に充当します。

金融・資本機能の強化、技術革新

- 成長資金が必要な主体に対して、円滑、効率的かつ効果的に資金が供給されるよう、民間・公的金融の役割を踏まえつつ、調達手段の多様化など、わが国の金融・資本市場の機能向上を図ります。
- 地域経済の発展に欠くことのできない地方銀行・信用金庫等について、経営の安定化・収益源の多様化を図ります。
- 金融機関のノウハウを生かし、リバースモーゲージ、人材の融通、仮想地域通貨の発行など、生活者・事業者・地域の将来不安を解消するためのビジネスモデル構築に向けた支援を行います。
- 金融教育を充実させることで、個々人の経済力やライフプランに即した適切な資産運用を促し、投機的な取引等によって損失を被ることを防ぎます。
- ESG投資などサステナブルファイナンスを推進するため、税制優遇策などを検討します。
- ソーシャルボンド(社会的貢献債)の発行を後押しします。(再掲)
- フィンテックと呼ばれる金融・IT融合の動きの進展に対し、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、決済サービスのイノベーション、規制の見直し等

を進めます。フィンテックの発展に伴いデジタル格差、情報格差が生じないようにするための環境整備を行います。

- 金融のデジタル化の推進や手口の巧妙化を踏まえ、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の実効性を向上させます。
- 暗号資産の健全な発展を目指したルールを整備します。
- デジタル証券の流通市場の整備に向けた適切な法制度を検討します。(再掲)
- 決済手段の多様化と低コスト化を図るため、世界に後れを取ることがないように、日銀が行っている中央銀行デジタル通貨(CBDC)の実証実験や研究などの検討を促進します。

予算・財政の透明化

- 特別会計を含む予算・決算の透明性を高め、税金の使い道を確認し、行政の無駄を排除します。
- 行政の ICT 化を推進し、スリム化とコスト削減を図るとともに、予算の執行状況を随時把握できる環境に変え、税金の使い道の透明化と検索一覧性を向上させます。
- 国の財務書類について、地方自治体等も含めて連結範囲を検討し、行政活動の実態に即した財務情報の提供を目指します。
- 独立行政法人、政府機関、基金、官民ファンド、特別会計等を徹底的に見直し、スリム化を進めるとともに、財務状況等に関して国会への報告を義務付けます。(再掲)
- 肥大化する政府基金や巨額の「コロナ予算」について、情報公開を進め、透明性を確保するとともに、使途や費用対効果、成果等の検証を実施します。

財政民主主義の強化

- 国家財政における PDCA サイクルを確立するため、決算の国会提出と国会審議のさらなる早期化を図り、その審議の内容と結果を直近(当該決算の翌々年度)の予算編成に反映させます。
- 財政民主主義を形骸化させる巨額の予備費計上を改めるとともに、「予見し難い予算の不足に充てる」という予備費本来の趣旨に基づき、予見可能な政府支出については、国会審議を経た上で実施することを徹底します。

税制

所得税

- 所得税については、「分厚い中間層」を復活させるため、勤労意欲の減退や人材の海外流出等の懸念に十分配慮した上で、累進性を強化します。また、所得控除から税額控除へ、さらに税額控除から「給付付き税額控除」への転換、基礎控

除の拡充をはじめとした諸控除の見直し等により、所得再分配機能を強化し、高所得者に有利な税体系を中低所得者の底上げにつながるものに改めます。

- 名目賃金の上昇を踏まえ、課税最低限の引き上げなど、必要な措置を講じます。
- 共働き世帯やひとり親家庭の増加など社会の構造変化に対応し、ジェンダー平等社会に資する、性やライフスタイルに中立的な税制の実現に取り組みます。世帯の態様の変化や家計の実質的な負担に配慮しつつ、配偶者控除も含め、人的控除全体の見直しを行います。
- 配偶者控除などにより就労調整が起こることのないように、関連する制度全体での整合性を確保しつつ、当面は最低賃金の上昇等に対応した控除額の引き上げ、中長期的には所得税の人的控除等の抜本的な見直しを図ります。
- 所得税法第 56 条については、恣意的な所得分散を防止するため、対価の授受を行う親族の双方が正規の簿記の原則に従った帳簿を備え付け、契約によって支払いの事実や適正な対価であることを明確にすること等の要件を付した上で、廃止を含め、見直しを行います。
- 扶養控除・特定扶養控除は、12 月 31 日時点の年齢に基づき適用されるため、いわゆる「早生まれ」の者は適用が遅れ、その分税務上不利益を被ることから、就学年での適用を認めるなど、必要な改正を講じます。
- 給与所得者と比較して個人事業主・フリーランスの働き手が税制上実質的に不利な取り扱いを受けることが多いことに鑑み、青色申告特別控除の拡充などにより格差を是正します。
- 法人の欠損金の繰越控除期間が 10 年間とされていることに鑑み、法人・個人間の制度格差・不公正を是正する観点から、青色申告を行うフリーランスや個人事業主については、純損失の繰越控除期間(現行 3 年間)を 10 年間に延長します。
- 職業の違いによる税制の不公平を是正する観点から、給与所得控除を見直しつつ、特定支出控除の拡充等を検討します。
- 退職所得控除については、働き方の多様化、雇用の流動化等が進む現状を踏まえ、「公平」かつ「中立」な税制を目指す観点から改革を行います。また、企業年金制度の普及の状況、退職一時金の原資が企業経営上の内部資金に流用される可能性にも留意しつつ、退職給与引当金損金算入制度の復活を検討します。
- 労働者の福利厚生を向上させるとともに、食事手当等の非課税限度額の拡充を行います。
- 前年の所得を基礎として課税する住民税について、前年より大幅に所得が減少した人々を支援する観点からは現年課税化が理想ですが、税務上困難であるため、前年の所得税を還付する、あるいは前年と当年の所得を平均した上で所得税を算出し直し、差額を還付する等の対応を検討します。
- 失職者等に対して、税の減免措置を広く適用するため、所得基準の弾力的運用や特例措置を講じます。
- NISA(少額投資非課税制度)の拡充が実現した一方で、貯蓄ゼロ世帯の増加などを踏まえると、所得格差の拡大・固定化を是正する取り組みは依然として不

十分であるため、所得再分配機能を強化する観点から、金融所得課税について、当面は分離課税のまま超過累進税率を導入し、中長期的には総合課税化します。

- 多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、個人投資家を金融市場に呼び込む観点等から、損益通算の対象範囲の拡大を進めます。
- クラウドファンディングや暗号資産への課税の在り方について、さらに検討を進めます。
- 新しい公共の担い手を支える税制をさらに拡充します。NPO 等に対する支援税制(市民公益税制)について改善を図り、大学等に対する寄付金税制を充実させるとともに、現行の寄付控除の拡充や NPO をはじめとする中間支援組織などへの新たな税制上の措置を創設します。また、不動産、有価証券等資産による寄付が促進されるよう新たな控除の創設等、税制上の措置を講じます。(再掲)
- 認定 NPO 法人や公益法人等に対する寄付税制を維持・拡充します。認定 NPO 法人等への寄付とふるさと納税との競合状態を是正するとともに、遺贈・相続財産寄付やフードバンクへの食品寄付といった現物寄付の推進等、寄付文化の醸成につながる税制面での支援措置について改善を図ります。併せて、特定寄付信託(ブランドギビング)において、現金だけでなく土地・建物も信託対象となるよう制度の在り方を検討します。(再掲)
- 性暴力や児童虐待などによる被害者を支援するため、公認心理師・臨床心理士等からカウンセリングを受ける場合も、その費用を医療費控除の対象にします。
- 現役世代の社会保障への不安解消、高齢者の生活の安定に寄与するため、所得税法上及び地方税法上の生命保険・介護医療保険・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げるとともに、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を引き上げます。
- 低所得者世帯の多くが地震保険に加入できていない実態等を踏まえ、地震保険料控除制度について、所得控除方式と税額控除方式の選択制の導入、保険料の改定に合わせた控除額の拡充など、地震保険のさらなる普及を図るために必要な措置を講じます。
- 貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象にするとともに、返還免除制度を拡充します。(再掲)
- 仕事を退職して大学等で学びなおしをする場合に、その際に要した資格取得費等を再就職後の給与所得から控除するなど、リカレント教育に対して税制上の優遇措置を講じます。

法人税

- 法人税については、「租特透明化法」に基づき精査を行い、租特の抜本的な見直しを実行した上で、法人の収益に応じて応分の負担を求める税制に改革します。
- 中小・小規模企業への法人税減税を検討します。
- 中小企業者等の法人税率の軽減措置(15%)を本則化します。
- 一部企業の過大な内部留保が賃上げに回るように税制等による措置を強化します。なお、現行の「賃上げ促進税制」については、雇用者の約7割を抱える中

小企業の多くが赤字法人であることから、賃上げに有効な手段とは言えず、この間、実際に十分な効果も見られないことから、より効果的な手段に改めます。

- 賃金や教育訓練費だけではなく、退職金の増減や余裕資金の多寡に応じたボーナスの増減等について法人税に差をつける「人への投資促進税制」の導入を検討します。
- 働き方改革やジェンダー平等に配慮した上で、リモートワークの導入に必要な設備等への投資や、リモートワークの活用を通じて介護や育児などに対し柔軟性の高い働き方を導入した企業などに対して、税制上の優遇措置を講じます。
- 社員が大学院等で学びなおしをする際の費用等を企業が負担した場合に、その金額を法人税額から控除できるようにしたりするなど、リカレント教育を推進する企業に対して税制上の優遇措置を講じます。
- 確定給付企業年金、確定拠出年金をはじめとする企業年金等の積立金に係る特別法人税については、公的年金制度を補完する企業年金制度の健全な維持・発展や、労働者の権利である受給権の保全に支障をきたす恐れがあることから、廃止します。
- 自動運転や次世代自動車などの最先端技術での競争力を高めていくため、研究開発促進税制を拡充します。

消費税

- 消費税の逆進性対策については、軽減税率制度に代えて、中低所得者が負担する消費税の一部を所得税から税額控除し、控除しきれない分は給付する「給付付き税額控除」(消費税還付制度)の導入により行います。併せて、迅速・簡素な給付の方法を検討します。
- インボイス制度(適格請求書等保存方式)については、免税事業者が取引過程から排除されたり、廃業を迫られたりする等の問題がある上に、従前の「区分記載請求書等保存方式」でも適正課税は可能であることから、速やかに廃止します。また、既にインボイス発行事業者(課税事業者)に転換した免税事業者等に対しては、必要な支援措置を実施します。
- 消費税の転嫁が適正に行われるよう対策に万全を期します。
- 総額表示の義務化を見直し、外税表示の選択肢を恒久化します。
- 医療機関の控除対象外消費税問題を解消するため、診療報酬への補填を維持した上で、新たな税制上の措置を早期に講じます。

相続税・贈与税

- 資産格差が拡大・固定化している現状に鑑み、税率構造や非課税措置の見直しなどにより、相続税・贈与税の累進性を高めます。
- 教育資金贈与特例措置等の効果も見極めつつ、格差是正と資産の世代間移転を促進する観点から、相続税・贈与税の在り方について見直しを進めます。

- 雇用を支え地域経済の中核となっている中小企業や、地域の医療を支える医療機関等の事業承継の円滑化を推進するため、10年限定となっている事業承継税制の特例措置の恒久化及び免除措置の創設を行います。
- 相続税の小規模宅地評価にかかる特例措置の拡充を検討します。

個別間接税

- 電子たばこに対するたばこ税の課税については、健康被害の実験結果も見ながら、適正な税率を検討します。
- 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点から引き続き見直しを行います。
- 自動車重量税の「当分の間税率」廃止、自動車重量税の国分の本則税率の地方税化により、ユーザー負担の軽減と地方財源の確保を両立させます。また、自動車関連諸税の簡素化を図ります。
- 高齢者の交通事故対策として、ブレーキとアクセルの踏み間違い等を防ぐ安全装置を装着した車については、減税を深掘りします。
- 自動車の任意保険についても所得税の控除の対象とし、ユーザーの負担軽減を図ることを検討します。
- 揮発油税等のトリガー条項については、復興財源に配慮し、必要な期間にわたり一時的に凍結を解除して、原油価格高騰時には確実に発動できるようにします。発動により減収する地方税(地方揮発油税、軽油引取税)については国が補填します。

納税環境

- 納税者の権利利益の保護、利便性の向上等を図る観点から、「納税者権利憲章」の制定を含め、納税環境の整備を進めます。
- 確定申告制度の周知に努めるとともに、確定申告がしやすい環境を整えるため、e-Taxの改善を図ります。
- e-Tax及びeLTAXの利便性を高めるとともに、その活用等を通じ、電子化対象手続を拡充するなどして、税務手続のデジタル化・簡素化を進めます。
- 扶養親族の変更、保険料控除証明書等の到達遅延などにより、翌年に年末調整のやり直しが必要になる場合があることに鑑み、年末調整の実施時期を1カ月後ろ倒しします。併せて、その影響が及ぶ所得税の確定申告についても、申告期間を1カ月後ろ倒しします。

国際課税

- 巨大IT企業等のいわゆる国際プラットフォーム企業が、ビジネスを展開し利益を上げている国でほとんど納税していない実態に対し、法人税の最低税率に関する国際合意が実現したことも踏まえ、国際課税の枠組みをさらに強化します。
- いわゆる国際連帯税について検討を行います。

租税特別措置

- 租税特別措置等については、「租特透明化法」をさらに強化するとともに、効果が不明なもの、役割を終えたもの等は廃止します。

中小企業への支援

- 地域雇用の基盤である中小企業や農林水産業等を支え、育てるため、取り巻く環境に配慮しつつ、支援・育成する税制について、幅広い角度から検討し、強化・改善します。
- 中小企業を支援する税制の強化・改善に取り組みます。特に、外形標準課税の中小企業への適用拡大はしません。
- 産業・企業の振興等の観点から、中小企業の機械等一部の償却資産にかかる特例措置の拡大を検討します。
- 中小企業の交際費課税の特例について、拡充を検討します。

住宅対策

- 住宅ローン減税をはじめとする負担軽減措置については、良質かつ環境に配慮した住宅の取得に重点化した制度に改めます。
- 空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置について、今後の空き家数の推移を見つつ、拡充を検討します。
- 良質な中古住宅を提供し、家計を支援していく観点から、空き家のまま利用されていない住宅を市場に流通させるべきです。売り手が負のストックを清算することで新たな購買力を得ることを可能とするとともに、若者を中心とする買い手が良質な中古物件をより廉価で取得することを可能とするために、不動産の譲渡損失の損益通算復活に向け、適用回数や所得等の制限も念頭に置きつつ再検討を行います。
- 良質な中古物件を供給するため、耐震基準適合証明書の取得について税財政面での支援を検討します。

災害復旧・復興支援税制

- 近年、大きな災害が多発していることを踏まえ、雑損控除から災害による損失控除を独立させ、「災害損失控除」を創設します。
- 被災地支援のボランティア活動を支援する観点から、交通費等の自己負担分について税額控除を行う「ボランティア活動支援税制」の創設を検討します。
- 被災地では人の移動や物資の運搬に車両が不可欠ですが、被災により車両を再取得する必要に迫られた場合、中古車であっても、車齢 13 年超から自動車税・自動車重量税が重課される現状があるため、被災者の車両の再取得については税負担の減免を図ります。
- 遺族の生活資金を確保するため、災害時の死亡保険金の非課税枠を拡充します。

- 巨大自然災害への保険金支払いに耐え得る異常危険準備金残高の早期回復等のため、積立率・洗替保証率の引き上げ等の措置を講じます。

脱炭素社会の実現に向けて

- 断熱をはじめとする省エネや再エネの普及を進めるとともに、2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出実質ゼロ)を達成できるよう、脱炭素の技術革新・技術開発を税制面からも強力に支援し、税制全体の見直しの中で炭素税の在り方を検討します。
- 環境に配慮した農業生産・経営を支える多様な設備・機械装置等の導入及びソーラーシェアリング等を促進するための税制上の措置を創設します。(再掲)
- わが国の基幹産業である自動車産業の脱炭素化を推進し、国際競争力の維持・強化を図るべく、電動自動車の普及や脱炭素化に資する自動車開発等を支援する税制上の措置を講じます。

印紙税

- 同様の内容でも電子文書の場合は課税されない、金額が同じであっても契約の種類により税額が異なり、契約書作成時に大きな負担となるなど、さまざまな不合理・不公平な現象が生じており、生産性の向上を阻害していると考えられることから、印紙税制度は廃止します。

総務・地方分権

総論

- 「権限・財源・人間」の東京一極集中が進む一方で、地方では過疎化が進み、地域の活力が失われつつあります。ものごとの決定や自治の活動などをできるだけ小さな単位で行い、そこで行えないことをより大きな行政単位が補う「補完性の原理」と、最も住民に身近な自治体が優先的に執行する「近接性の原理」を重視して、地域の自主性と自律性を最大限発揮できる社会を構築します。
- 地域の多様性を尊重した自治体の自主的な取り組みを重視し、権限や財源を可能な限り自治体に移譲させる地方分権を進めます。一括交付金の復活、地方交付税の法定率の引き上げ、権限と財源のより一層の移譲などで、自治体の自主性・自律性を高め、真の地域主権改革を実現し、活力ある地方をつくります。
- 地域ごとに差異のある喫緊の課題に主体性を持って取り組むことができるよう、国と自治体が対等の立場で協力関係を構築します。立法事実もなく、地方分権改革に逆行する補充的指示権については、廃止を目指します。それまでの間、補充的指示権が現実には行使されないよう、国と自治体間の事前の協議・調整、事前の国会承認など、厳重な歯止めをかけます。
- 自然環境・歴史文化資産など地域の資源を最大限活用し、地方自治体と市民などの協働・連携によって地域の創富力(富を生み出す力)を高め、地域の活性化、絆の再生を図ります。
- 「小規模・分散・ローカル」の視点を重視し、SDGs(持続可能な開発目標)、とりわけ目標11「住み続けられるまちづくりを」を実践します。
- 人口や財政状況、自然条件、経済状況など、多種多様であるそれぞれの状況に応じて、人が輝き、地域が元気になる、真の豊かさを実感できる持続可能な分散型社会を作ります。人口減少社会に適応し、全国どこでも安定した住民サービスが得られるよう努力し、持続可能な暮らしを守ります。
- 多様な主体による自治を尊重し、地域の責任と創意工夫による自律を可能とする真の地方自治の確立を目指し、地方自治の本旨の具体的な議論を深化させます。時代の変化に即した地方制度の在り方についても検討を行います。
- 自治体が行った処分について国等に審査請求や再審査請求をすることができる裁定的関与について、分権・自治推進の観点から見直しを行います。
- 地方と連携・協力しながら、少子化や人口減少、東京一極集中の流れを食い止め、必要な対策を強力に展開するよう、国に人口戦略を総合的に推進する体制を整えます。国は、自治体の努力を支え、効果ある対策を抽出し、他の自治体へと広めていくことに徹するようにします。
- 「地方創生」政策の検証を行います。地方移住・田園回帰、さらには観光交流促進のためにも、学校・病院・商店・公共交通など、生活に必要なインフラがなくなり、縮小・撤退が進められている流れを転換します。

- 東京一極集中が地方の疲弊を招いている一方で、長距離通勤、生活インフラの不足、災害へのもろさなどの問題があります。一極集中を是正し、地方分散を進めることは、超過密の解消、生活環境の向上、大規模災害や感染症のリスク・被害を小さくすることにもなります。一極集中を是正し快適な都市作りを進めます。
- 企業の本社機能や工場、研究機関・研修機関等の地方移転・地方分散を一層促進します。併せて、農林水産業、中小企業、観光、スポーツ等への支援により、地域に眠る資源を積極的に生かすことで、地域産業の活性化を図り、安定した雇用を地域で創出します。
- 5G の普及・促進、次世代の移動通信システムである Beyond5G(6G)の研究開発の促進により、これらの技術を医療・介護、交通・インフラ、農業・エネルギーなどに活用して、地域の活性化や社会課題の解決、国民生活の利便性向上を図ります。

地方自治・分権

- 国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」が実質的な決定の場となるよう強化します。地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務を設けたり、分科会方式を活用したりするなど、制度面での充実を図ります。
- 自治体が利活用しやすい総合的な相談窓口を総務省に設け、国の省庁の垣根を超えた対応を可能とします。
- 国の義務付け・枠付けの縮小・廃止の際は、必要な人員・財源を保障するようにします。国際的な人権基準に則って国が最低基準を設けるとともに、当事者や社会的弱者の声が反映されるようにします。
- 住民の自己決定権を保障し、大事な問題は住民が決めることができるよう、自治体の重要事項について住民の意思を直接確認するための住民投票を実施しやすくします。その他、直接請求制度の改善(人口段階別に要件を定めて実施しやすいようにする)や、審議会・委員会等の人選への公募など、住民参加を進めます。
- 国の新たな立法による自治体の事務の増加などで自治体の負担が過度に増加しないよう、地方自治体に関わる国の立法は大綱的なものにとどめる仕組みを検討します。
- 自治体に対する国の関与を巡る紛争について、国地方係争処理委員会が十分に機能するように見直します。
- 公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等に当たっては、地方税共同機構や情報セキュリティの在り方について地方側とも十分な検討を行うとともに、必要な財源については確実に国が措置し、過度な負担を強いることがないようにします。
- 地域の生活サービス提供に資する活動を行う「指定地域共同活動団体」については、市町村長の指定により、行政財産の貸与や随意契約での事務委託が可能となりました。市町村長による恣意的な指定や運用とならないよう、指定の手続きや期間についてあらかじめ条例で定めるとともに、指定に係る事前・事後のチェックなど、地方議会の関与を強化します。

- 地域住民の身近な相談窓口として、国の行政と住民をつなぐ役割を果たしている行政相談委員について、負担の軽減や積極的な支援を行います。

地方税財政

- 地方税財政については、地方分権の在り方の議論とともに、納得感と実効性のある偏在是正に取り組むなど、抜本的な検討を行います。
- 現在、国と地方の税収割合が 6 対 4 である一方、歳出割合は 4 対 6 と乖離があることから、国と地方の役割分担に応じた税の配分となるよう、偏在性や安定性に配慮しつつ、当面は 5 対 5 とすることを目標として、地方税の配分割合をさらに引き上げます。
- 自動車関連諸税については、地方財政に配慮しつつ、負担の軽減、簡素化及びグリーン化の観点から、抜本的な見直しを行います。
- 森林環境譲与税の譲与基準については、森林面積の割合を 5%引き上げ、人口割合を 5%引き下げたことによる効果の検証を行いながら、今後もより林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、引き続き譲与基準の見直しを検討します。人件費や測量等に充当できるよう用途を拡大します。
- 地域住民が将来にわたり安心して生活することを可能にするために必要な行政需要を的確に捕捉して、地方財政計画に適切に歳出を計上するとともに、地方交付税を増額し、財源調整・保障機能を強化します。地方交付税の法定率引き上げと臨時財政対策債の廃止を目指します。
- 地域間の財政力格差については、偏在性の低い地方消費税の充実・強化、地方交付税の財政調整機能の強化を基本に対応します。
- マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法から外すようにします。
- 人口減少の抑制や人口増、持続可能な自治体づくりで成果をあげている小規模自治体の活動を支援します。段階補正の拡充などによって、三位一体改革で行われた小規模自治体に対する交付税減額措置の回復を目指します。
- 地方税財政に関わる諸制度の見直しに当たっては、自治体との協議を尊重するとともに、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないようにします。減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないようにします。特に財政基盤のぜい弱な市町村に対し、特段の配慮を行うようにします。
- 人口減少・少子高齢化によって増大する財政需要をきちんとカバーできるように地方財政制度を再構築します。地方交付税の人口割について、子どもや高齢者の数をより反映するなど、きめ細かい算定を行うようにします。
- 普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置付けるようにします。
- 各府省の「ひも付き補助金」を見直し、地域の自主的な取り組みに対応して柔軟に予算配分を行う「一括交付金」を復活させ拡充します。これにより、現行のひも付き補助による事業内容の縛りを排し、地域自ら考え、住民とともに知恵と創意を生かし、より効果的な財源活用を目指します。

- ふるさと納税については、故郷や思い入れのある地域、被災自治体などへの支援につながる一方、自治体間で財源の奪い合いが生じていること、高所得者ほど有利であること、居住地課税原則にそぐわないものであることなどの問題もあることから、制度の見直しを進めます。
- 自治体の適切な予算執行のため、競争性のない随意契約の削減、議会主導・市民公開の事務事業レビューの実施を推進します。
- 保健所・地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化を図ります。公立病院経営強化プランについては、自治体や地域住民の意向を尊重し、地域医療を維持できるものとし、機能分化・連携強化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、感染症や災害医療などの不採算医療・政策医療の安定的な提供を重視します。
- 地域における継続的な医療の拡充のため、病院事業にかかる地方交付税を充実します。同時に、公立・公的病院が主導的に担っている、不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急等の医療と、それを担う医師・看護師をはじめとする医療労働者の確保や処遇改善等における所要額の確保・充実を図ります。医療過疎地や不採算地区病院など、経営が厳しい病院に対する財政支援を強化します。
- 普通交付税の算定特例の段階的終了を踏まえ、合併自治体に必要な財源の保障を行います。
- 子どもは健やかかつ安全に育つ環境が保障されるべきものであり、子育て環境に格差が生じないように、学校給食費や子どもの医療費などについて、国のナショナルミニマムとして、統一的な制度を検討します。

自治体職員の待遇等

- 対人サービスとしての社会保障、大規模感染症の流行や自然災害等への対応など、増大する自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保するようにします。
- 非正規で働く官民の人々の無期直接雇用への転換を原則としつつ、給与水準や労働条件について、待遇改善(同一価値労働同一賃金の促進)を行います。
- 自治体で働く非正規職員(会計年度任用職員など)の処遇改善などに取り組みます。引き続き所要額の調査を行うなどし、処遇改善や雇用確保に向けた財源を確保するようにします。短時間勤務職員にも常勤職員と同様の手当支給が可能となるよう法改正を行います。
- 不安定雇用の解消と行政サービスを支える人材の安定的確保を図るため、国の期間業務職員について、上限回数を問わず公募によらない再採用が可能となったこと等も踏まえ、会計年度任用職員をはじめとする臨時・非常勤職員についても採用上限回数を撤廃します。さらに、雇用の安定を図るため、将来的には、フルタイム職員は任期の定めのない常勤職員への移行を目指すとともに、パートタイム職員は給与や労働条件等について常勤職員と均等とする新たな短時間公務員制度の実現を目指します。
- 自治体における障がい者雇用について、法定雇用率の達成はもとより、さらなる雇用促進と合理的配慮のための財源を確保します。

- 基準財政需要額の算定に当たり、人件費を充実するよう改めます。自然災害やコロナ禍等への対応を経て、技能労務職員の必要性が再評価されていることから、削減されてきた技能労務職員の増員を図ります。基準財政需要額の算定に当たっては、委託料より給与費を充実するよう改めるようにします。
- 地方自治体における専門職の人材確保が困難な状況にあります。技術職や保健師、薬剤師、獣医師の確保と定着のために、専門性を適正に評価し、処遇改善を図ります。
- 指定管理者や自治体から委託された職場においても、同一価値労働同一賃金が実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うなど、働く職員の雇用・労働条件の改善を図ります。
- 自治体において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応が十分に果たされるよう、必要な財政支援を行います。
- 公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とするため、「公契約基本法」の制定を目指します。
- 透明で民主的な公務員制度を目指し、公務員の労働基本権の回復・保障を図り、労働条件を交渉で決める仕組みを構築します。自律的労使関係制度を措置するための法案を成立させます。消防職員の団結権・協約締結権、刑事施設職員の団結権を保障します。
- 地方の実態と自主性を尊重した給与制度への改革に向け、柔軟な対応を可能とするようにします。国の基準を上回る手当を支給したことに対する特別交付税の減額措置等のペナルティを廃止します。
- 公益通報者保護制度について、公務職場できちんと機能しているのか、通報者保護が徹底されているのかといった観点から検証し、制度の目的に即した効果的な運用となるよう改善を図ります。

地域活性化

- 地域の先駆的な取り組みに対し規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施する総合特区制度などを整理しつつ、それらを最大限活用し、地域に根差した着想を積極的に支援します。その際、自治体の提案・申請については、住民に情報公開を行い、地域社会の活性化に資するものであるか、住民を含めた関係者の参画による合意形成を図ります。
- 国家戦略特区については、地域住民の合意に根差した制度となるように見直しを行います。規制改革推進会議や国家戦略特別区域諮問会議を廃止し、法規制は国会議員が責任を持って議論・検討できる仕組みを整えます。
- 大都市部において、過密を緩和し、快適な生活空間として豊かさを実感できるまちづくりや住環境を実現し、住んでいる人が住みやすいまちを目指すとともに、大都市と地方との共生を目指します。
- 自治体の自主性を尊重し、人口密度を考慮した土地利用計画(コンパクトな都市づくり)を可能にして、住民の利便性確保と中心市街地の活性化を両立させ、地域全体の資産価値の下落を防止します。

- 公共交通機関や徒歩・自転車で移動できる都市への転換を図ります。トランジットモデルの導入を進め、歩いて楽しめる街、高齢者がゆっくり楽しめる街を目指します。
- 地域公共交通の再生に向けては、自治体の責任や役割が増すことから、地域の移動手段確保のために必要な財政措置を強化し、公共交通への支出が他部門(健康・福祉・教育・環境等)の課題と密接に結び付き利益をもたらしたり、他部門の費用の支出を抑えたりする「クロスセクター効果」を実現します。まちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、自治体への交通専門部署の設置、交通政策専任者の配置・育成を進めます。
- Uターン・Iターン・Jターン等、地方回帰を加速させるため、若年層・現役世代・高齢者それぞれに応じた移住促進策を講じます。地元中小企業への就職・転職活動支援、住宅支援、子育て支援、リモートワーク環境の一層の整備などを総合的に推進します。
- 地方大学と産官学の連携を強化し、人口の流出防止・定着を図ります。大学の知と地域が強みを持つ産業・技術を結び付け、地方課題の解決への貢献を図るとともに、地域に仕事をつくり、安心して働けるようにします。地方大学への助成を強化し、地域活性化の核とするとともに、希望する人が生まれ育った地域で質の高い大学教育を受けられる環境を整えます。
- 地域活性化の担い手として、人への投資、法人・組合等への支援を行い、女性、障がい者、高齢者、外国人を含めたそれぞれの地域の多様な担い手を育成・確保します。「地域おこし協力隊」の改善・充実、農林水産業、観光業、商工業、IT産業等への参入支援をはじめとする外部人材の活用、地方への移住を積極的に支援します。
- 地域や地域の人々と多様に関わる人々(「関係人口」)が地域づくりの担い手となることが期待されており、地域の関わりやつながりを持ちたい人々、地域を応援したい人々を積極的に支援し、「関係人口」の創出・拡大に取り組みます。
- 企業の経営戦略の判断に資する官民保有情報の利活用や、ICTを活用したマーケティング支援などを通じて、地域の中小企業がより一層活躍できるビジネス環境を創出し、地元企業を成長させることで、地域経済の活性化を図ります。
- 「新しい公共」の拡充を図る観点で、協同組合やNPOなど非営利事業体を振興し、農商工の連携による地域の活性化を図ります。
- 分散している生活サービスや地域活動の拠点を集約し、役所や学校などさまざまな活動拠点をネットワークでつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図る「小さな拠点」による地域づくりを進め、過疎地域や中山間地域などの暮らしを守り、コミュニティを維持します。
- 空き家や空き店舗等を活用して、不足するコミュニティ施設や福祉施設などに転用し、若者をはじめ住民が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- 病院・介護施設、学校・保育所等を地域のインフラとして生かし、医療・福祉、教育・保育と連携した「まちなかづくり」を進めます。
- 地域における文化財への支援、伝統文化の継承や文化活動の振興への支援を強化し、地域の魅力を高めていきます。
- 自治体と市民、NPO等の協働・連携を図り、豊富な自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限に活用し、域内循環率を高める仕組みを創り上げること

により、中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高めていく「緑の分権改革」を推進します。

- エネルギーの地産地消を推進し、エネルギーの自給を通じて地域でお金を回すことにより、地域の自立、地域活性化と雇用創出を図ります。
- エネルギー事業、公共交通事業、上下水道事業等を一体的に運用することにより、地方自治体が運営する事業の安定化、サービス向上を実現します(日本版シュタットベルケ=ドイツにおける地域のさまざまな公共サービスを担う事業体の日本版)。(再掲)
- テレワーク環境の整備や税制上の支援措置などによって、都市から地方への移住・定住を促進します。
- 地域において住まいと働く場を確保するため、サプライチェーンの国内回帰、適正なりもートワーク・ワーケーション、公共事業におけるグリーンインフラの整備、芸術創造産業の振興、遊休地の活用(新規事業、I ターン等)、デジタル地域通貨の活用の検討、地域金融機関の機能強化等を進めます。

ICT 政策

- 世界中の全ての人やものがインターネットにつながる IoT 時代を迎える中で、成長戦略のみならず、国民生活の維持・向上戦略の柱に ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)を位置付けます。ICT の恩恵を受ける人と受けない人との間に生ずる格差(デジタル・ディバイド)が生じないように配慮しつつ、あらゆる分野における ICT・AI の利活用を積極的に推進し、日本経済・地域経済の再生を図ります。
- 次世代通信技術、光電融合、量子暗号、AI、メタバース、航空宇宙、超電導、次世代モビリティなどの分野を大規模かつ中長期的・計画的に推進します。(再掲)
- デジタル技術を活用したプッシュ型支援の促進など、行政サービスの利便性向上を図ります。(再掲)
- オープンガバメントを推進することで、制度や施策に関して意見交換するための IT を活用した仕組みを用意し、多様な市民と行政機関職員のリアルな対話の機会を創出します。
- 電子決裁システムを構築することで、コスト削減と意思決定の迅速化を図ります。
- 行政運営の効率化と住民サービスの一層の向上を図るため、政府や地方自治体の情報システムについては、情報セキュリティ対策の強化・向上と自己情報コントロール権の確保を図りつつ、地方の自主性・独自性を十分に尊重した上で、クラウド化や標準化を推進します。
- 自治体情報システムの標準化をはじめ、地域 DX の推進については、「国と地方の協議の場」なども通じながら、地方の実情を踏まえた期限やシステム構築とするとともに、十分な財政支援を行うようにします。
- 地域の事情に根差したカスタマイズされたシステム構築のため、ローカルの IT 事業者を応援します。国のガバメントクラウドの共同利用を自治体に強要させないようにします。

- 今後、国際競争に打ち勝ち、世界をリードし得る AI、IoT 等の技術革新やサービスの創造を促進するため、次代を担う ICT 人材の育成を進めます。特に地方におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めるとともに、地方への人材還流を促進するための取り組みを強化します。
- ICT を最大限活用し、限界集落や離島などをはじめとする住民に対して都市と遜色のない学習活動を支援します。
- 遠隔医療・診療の普及など ICT の積極的な利活用によって、遠隔地での生活上の不安や資源の偏在に対処し、各地域と専門家との相互連携の拡大を目指します。

放送・通信

- 多様化する視聴者のニーズに応えるため、放送のインターネット同時配信の展開を図ります。
- 地域に根差し、地域社会・文化の活性化に貢献しているローカル局を維持するため、公共放送との協力体制の構築や経営基盤の強化など、国の支援を進め、放送の多元性・多様性・地域性を確保します。
- 低所得者へのスマホ等の通信機器の貸与や購入・使用に対する支援を強化します。
- 国民の財産である電波の許認可・割当については、透明・公平・公正に行う必要があることから、電波法・放送法の改正を検討します。通信・放送行政を総務省から切り離し、放送免許の付与・更新や番組規制などを行う規制監督部門を独立性の高い独立行政委員会として設置する通信・放送委員会(日本版 FCC)に移し、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入の排除を進めます。
- NTT 法改正に当たっては、国民生活にも大きな影響を及ぼすものであることに鑑み、総務省の議論を注視しつつ、ユニバーサルサービスの確保、公正競争の確保、国際競争力の強化、経済安全保障の確保の観点から、必要な取り組みを進めます。
- 「能動的サイバー防御」の導入に当たっては、通信事業者からの情報提供の是非や個人の人権にもかかわる重大な問題であり、表現の自由やプライバシーの権利等の侵害につながらないよう、憲法で保障されている「通信の秘密」を遵守します。
- インターネットや SNS 上の差別や誹謗中傷、人権侵害等への対策を強化するとともに、インターネットのターゲティング広告に関しては適切な規制を講じ、個人情報保護を強化します。

郵政

- 2012年に成立した改正郵政民営化法に基づき、国民・利用者の利便性を高め、郵政事業のユニバーサルサービスの維持・向上に努めるとともに、それを支えている郵政グループ各社で働く者の処遇の維持・改善を目指します。

- 郵政グループ各社の経営の自主性の観点と利用者の利便性向上の観点等から、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の新規事業の認可に当たっては、他の金融機関等との間の競争関係に配慮しつつ、法律に基づく手続きを円滑に進めます。
- ゆうちょ銀行、かんぽ生命の資金については、政府の株価対策に利用されることのないよう、郵政民営化法の趣旨に沿った持続可能性のある適切な運用を推進します。また、限度額については、他の金融機関等との間の競争関係に配慮しつつ、国民・利用者の利便性向上の観点から、撤廃を含め検討を進めます。
- 郵政事業に係る税制上の措置については、他の事業形態とのバランスを勘案しつつ、ユニバーサルサービス確保の観点から、さらなる検討を進めます。
- 人口減少社会において、郵政事業が地域の生活を支え、安全・安心の担い手となるよう、全国 2 万 4 千の郵便局ネットワークを活用し、地域の活力・魅力を高めます。

消防

- 近年、災害が長期化・激甚化・多発化していることに鑑み、「消防力の整備指針」を目標として、地域の実情に即した各自治体の消防職員の増員、消防資機材の整備など、消防力の維持、広域連携の強化を進めます。また、消防職員委員会の運用見直しとともに、消防職員の団結権・協約締結権を回復します。
- この 50 年間で消防団員は 120 万人から 75 万人へと減少しています。地域防災を担う人づくり、体制づくりを進めるため、団員の処遇改善、訓練内容の見直し、資機材の整備、女性団員確保策の充実、地域住民や企業・団体、消防機関や自治体との連携等により、消防団員の確保を図ります。操法大会や操法訓練の在り方について、実情を把握し、改善します。
- 消防団、防災士、自主防災組織、市民消火隊、女性防災クラブ、災害ボランティア、町内会など、さまざまな住民組織や住民の参加・協力を得ながら、地域での避難計画の策定や防災教育と訓練など、防災への取り組みを進めます。(再掲)

統計

- 行政利用だけでなく、社会全体で利用される情報基盤である公的統計の不正はあってはなりません。統計業務におけるルールの強化・徹底や予算の充実、専門人材の育成・確保をはじめ、統計を担う体制の抜本改革を進めます。

戦後補償

- 戦後強制抑留者の特定や抑留の実態解明、遺骨収集・帰還などの残された課題について、今後とも粘り強く取り組んでいきます。
- 補償の対象外とされた特定連合国裁判被拘禁者等の救済について、戦後 80 年となる 2025 年までに、立法による解決を目指します。

法務

人権尊重の刑事司法制度

- 「えん罪」被害者の速やかな救済のため、再審法の在り方を全面的に見直します。施行 70 年を経ても一切改正されてこなかった刑事訴訟法第 4 編再審を抜本的に見直して、裁判所ごとに審理に格差が生じている、いわゆる「再審格差」を是正するとともに、審理の長期化を解消することを目指します。再審請求審において、全面的な証拠開示制度を創設し、併せて再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止するなどの見直しを進めます。
- 無実の人が罪を負わされる「えん罪」をなくすため、現在一部の事件に限定されている「取り調べ等の録音・録画(可視化)制度」の対象事件をさらに拡大します。同時に、拡大した事件についても、裁判所で公正な事後検証ができるよう、取り調べ等の開始から終了までの録音・録画を実現します。
- 現在の再審請求手続は大変複雑で、再審事由が極めて限定されており、再審を受けるための壁となっています。この再審請求手続を見直して再審への門戸を開き、真に「えん罪」のない社会を目指します。
- 死刑再審無罪者への国民年金の給付、成年被後見人の選挙権回復などを行ってきました。今後もさらなる人権の尊重と回復に向けた制度の改正を目指します。
- 「人質司法」とも指摘される被疑者及び被告人の身体拘束について、人権保障と真実発見のバランスの観点から課題を整理し、対応を検討します。
- 犯罪の被害者やその家族、また、加害者の家族に対しての精神的・経済的・社会的なケアが十分に制度化されるよう、調査・検討します。

差別解消

- インターネット上の誹謗中傷を含む、性別・部落・民族・障がい・国籍等に関するあらゆる差別の解消を目指し、「包括的差別禁止法」を制定し、新たな人権救済機関を設置するとともに、個人通報制度を導入します。
- あらゆる人権侵害行為を受けた人を救済することのできる、独立性を有し、公正・中立さが制度的に担保された、より実効性のある人権救済機関(「人権委員会」(仮称))を設置し、救済活動を行う仕組みを創設します。(再掲)
- インターネットや SNS 上の差別や誹謗中傷、人権侵害等への対策を強化します。政府は侮辱罪を厳罰化しましたが、侮辱罪での現行犯逮捕を完全には否定しないなど、表現の自由が萎縮する懸念が残りました。相手の人格を攻撃する誹謗中傷行為を刑法の対象とするため、「加害目的誹謗等罪」を創設するとともに、プロバイダ責任制限法を改正して発信者情報の開示を幅広く認めることなどを柱とする「インターネット誹謗中傷対策法案」の成立を目指します。

- 人権条約に認められた権利を侵害された個人が、条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書を日本が批准することを目指します。(再掲)
- 個人通報制度や調査制度を定める女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、ジェンダー不平等な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めます。(再掲)
- レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーをはじめとする「性的少数者」などが差別を受けず自分らしく生きることができる社会をつくるため、性的指向や性自認(SOGI)による差別について、①行政機関等による差別の禁止、②雇用の分野での差別の解消、③学校等での差別の解消等の施策を盛り込んだ「LGBT 差別解消法」(「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」)を制定します。(再掲)
- 同性婚を可能とする法制度を実現します。性的指向・性自認(SOGI)にかかわらず、全ての人に結婚の自由を保障するため、婚姻平等を実現する「民法の一部を改正する法律案」(婚姻平等法案)を成立させます。(再掲)
- 戸籍上の性別変更要件のうち、最高裁が 2023 年 10 月に違憲判決を下した「生殖不能要件」に加え、「未成年の子なし要件」「外観要件」を削除する「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(GID 特例法)の一部を改正する法律案」を成立させます。ICD-11(国際障害疾病分類第 11 版)の採択に伴い、GID 特例法の名称変更を検討します。ホルモン療法の保険適用拡大を検討し進めます。(再掲)
- 嫡出でない子(結婚していない男女間に生まれた子)の権利の保護を図ることを目的として、出生届書の記載事項から嫡出である子または嫡出でない子の別を記載する欄を削除する戸籍法改正を目指します。
- 2016 年に成立した「ハイトスピーチ解消法」における取り組みを拡大し、国際人権基準に基づいて、人種・民族・出身などを理由とする差別的言動を禁止する法律の制定など、あらゆる差別撤廃に向けた動きを加速させます。(再掲)
- わが国に依然として存在する偏見に基づく差別を解消するため、2016 年に制定された「部落差別解消推進法」の具体化を進め、強化・改正を目指します。
- 1991 年の入管特例法施行前に韓国などで政治犯として拘束されたため、特別永住者の地位を得ることができない日本在住の朝鮮半島出身者に対し、永住できる特例を設ける法改正に向け、超党派で取り組みます。

性暴力の禁止

- 性犯罪の被害の実態を踏まえた刑法の見直しを引き続き進めます。強姦罪を強制性交等罪とするなど性犯罪を厳罰化する 110 年ぶりとなる刑法改正が 2017 年に行われましたが、2019 年には性暴力事件の無罪判決が相次いだため、2023 年に不同意性交等罪と罪名を変更して要件を例示、明記しました。改正刑法の附則には 5 年後見直し規定も与野党修正で追加されました。今後とも、公訴時効の延長・撤廃や地位利用の性犯罪規定の新設など、さらなる見直しに取り組みます。

- 性犯罪は、その被害を訴えにくく、支援を求めにくい犯罪であることに加え、「魂の殺人」ともいわれるほどの重大な被害を及ぼし得る犯罪です。この性犯罪の特殊性に鑑み、ジェンダーバイアスを排した適正な処罰がなされ、被害者の権利侵害の回復がなされるように「性暴力禁止法」の制定を検討します。
- 性犯罪の事件では、ジェンダーバイアスを排した適正な捜査・司法運用がなされるよう、捜査機関・司法機関など関係機関への通知・研修等が行われるようにします。
- 子どもへの性的虐待は決して認められるものではありません。2017年の刑法改正で創設された監護者性交等罪などによる適切な処罰を求めます。
- 教職員や部活動の指導者などによる子どもへの性犯罪やスクールセクハラは後を絶たず、深刻化しています。2021年に議員立法「わいせつ教員対策法」（「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」）が成立し、2023年には性犯罪見直しの刑法改正が行われましたが、子どもへの被害の実態を踏まえた見直しを引き続き進めます。
- 子どもは性暴力を受けたことが理解できず、成人してから認識することがあります。公訴時効について、2023年の刑法改正で性犯罪の時効を5年延長するとともに、18歳未満の被害者の場合は18歳になるまでの期間を時効に追加しました。今後とも、公訴時効の延長・撤廃や地位利用の性犯罪規定の新設など、さらなる見直しに取り組みます。
- 被害者が子どもである場合、性犯罪捜査・公判などの過程で、さらなる負担を負わせることがないよう、司法面接制度を改善・普及させ、人材育成とともに、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。（再掲）
- 児童が被害を受けた事件の刑事裁判では、司法面接による録音・録画や供述調書について、2023年の刑法改正で伝聞法則の例外として証拠能力を認める特則を新設しました。司法面接制度の知見や技術を向上させ、海外の取り組みにも学びながら、被害を受けた子どもの負担軽減、聴取者を中立的な立場の専門家とすることの検討など、さらなる改善・見直しを進めます。

企業の法的支援

- 2020年に施行された改正民法で保証制度の見直しが行われましたが、十分とはいえません。中小企業等に事業用の資金を貸し付ける場合には、その会社のことや「保証」の制度を知らない人を保護するため、会社経営者本人以外を保証人にする（第三者保証）を法律で禁止します。
- 会社を新たに起こしたり、経営をしたり、親から子へ経営を引き継がせたりするときに、弁護士等が法律上の支援をする制度等を充実させ、中小企業経営がより発展し、より長く続けられるようにします。
- 企業が持続的に成長していくため、コーポレート・ガバナンスの強化等によって生産性・収益性を向上させていくことが重要です。内部通報体制の整備義務や、公益通報者保護の拡充なども含め、総合的な改革を推進します。

- 債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)を改正し、債務者の利益保護規定の強化等に取り組みます。
- 知的財産権に関する紛争処理機能を強化することで、特許紛争の早期解決を図り、知財システムの実効性を担保するとともに、新産業やベンチャー企業の創出を支援します。

法曹養成改革

- 経済的状況や学歴などその人が置かれた立場に関係なく、さまざまな経歴や専門性を持った人が法曹(裁判官・検察官・弁護士)として活躍できる機会をつくるために、多くの問題・課題を抱えている現在の法科大学院をはじめとする法曹養成制度を根本から見直します。
- 法曹志願者数の減少に歯止めをかけるため、司法試験の受験資格、方法、試験科目、司法修習期間の見直しや、弁護士への研修機会の提供等の措置を講じ、より良い法曹養成制度を目指します。
- 司法修習生のうち、給費制が廃止され、修習給付金の支給を受けることができなくなったいわゆる「谷間世代」の救済策を検討します。

選択的夫婦別姓制度の実現と個人の尊重

- 女性が結婚・出産後も働き続けるだけでなく、社会のリーダーとして活躍することも増えてきました。しかし、結婚のときに女性の多くが改姓することによって、それまで「旧姓で」積み上げてきた経歴が本人とつながらなくなる問題や愛着ある姓を変更せざるを得ないといった自己同一性喪失の問題が生じてきました。個人の尊厳と両性の本質的平等を実現するため、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に導入します。
- 2022年の民法改正で、女性の再婚禁止期間が廃止され、離婚後300日以内の子でも再婚した際は再婚後の夫の子と推定する嫡出推定制度に見直されました。いまだ不十分な無国籍児の救済をさらに進めるとともに、国籍取得に関する国籍法3条3項を改正して、子どもの身分の早期安定を図ります。
- 親族による扶養は生活保護の要件ではないこと、生活必需品である自家用車の保有を認めることなどを運用面で周知徹底します。(再掲)
- 2026年までに民法改正法が施行され、離婚後共同親権が導入される予定です。改正法には、裁判離婚でDV被害が認定されずに共同親権が決定され、子や父母一方を危険にさらす可能性、新たに発生する共同親権を巡る裁判や調停への家庭裁判所の体制が不十分であること等の懸念が含まれます。父母双方の真の同意がない場合は単独親権を原則とする等の法改正を行い、それらの問題・懸念を完全に払拭します。

社会復帰支援

- 2023年10月に長野刑務所で留置中の男性が凍死する問題が発生しました。再発防止策を講じ、刑務所の環境改善を行います。
- 犯罪の総件数が減少傾向にある一方で、罪を犯した者が罪を繰り返してしまう「再犯率」が高いことが問題となっています。「再犯の防止等の推進に関する法律」をもとに、刑期を終了した人たちが二度と罪を犯さないで済むよう、高齢者や障がいのある人、薬物依存歴のある人など、実情に応じた矯正プログラムの見直しや、刑期終了後の就職支援等の充実を図ります。
- 矯正施設を出た元受刑者の社会復帰は、保護司等のボランティアによって支えられていますが、現在、保護司の高齢化やなり手の減少に直面しています。保護司の処遇改善を図り、なり手不足を解消するとともに、保護司を含めた保護観察制度を社会の変容に合わせて見直します。また、2024年5月に保護司が自宅で殺害される痛ましい事件が発生したことを踏まえ、保護司の安全確保を図るため、ベテランの保護司が経験の浅い保護司をサポートする、面接場所として各地の更生保護サポートセンターや公民館などを活用するなど、現行法制度でも可能な対応策について、積極的に展開します。

所有者不明土地・相続登記問題

- 所有者不明土地は、相続登記が未了のまま放置されているものであり、空き地・空き家問題や整備が進まない山林問題、公共事業や災害復興工事に支障をきたしている問題などの要因にもなっています。相続登記の義務化や相続土地の国庫帰属の制度が創設されましたが、国・地方公共団体が地域整備事業を行う場合に、所有者不明土地であっても用地取得が迅速にできるよう、さらに法整備を行います。

外国人労働者の受入れ

- 在留外国人の増加による社会経済情勢の変化を受け、国民及び在留外国人の一人ひとりが、社会の対等な構成員として、国籍及び社会的・文化的背景を認め合い、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会の形成を推進するため、「多文化共生社会基本法」の制定を目指します。
- 「多文化共生社会基本法」では、①国籍や社会的・文化的背景による差別禁止、②差別に関する相談・紛争防止の体制整備、③教育・啓発・交流促進等による国民の関心と理解の増進、④日本語習得機会の確保と情報提供等による生活の円滑化、⑤未成年の在留外国人への教育の確保などについて、地方自治体と国とが適切に連携して取り組むことを定め、その施策を推進します。
- 外国人技能実習制度に代わる新たな雇用制度として、政府提案の育成就労制度が創設されましたが、外国人労働者に対する人権侵害問題は温存されたままです。外国人労働者の適正な受入れと適切な就業環境を実現するため、「外国人労働者

安心就労法」を制定し、現行の在留資格を廃止して新たに一般労働 1 号、2 号の在留資格を創設するとともに、就労資格全般の見直しや雇用手続きの公的機関への一元化など、外国人一般労働者雇用制度の整備を推進します。(再掲)

- 入管法改正で追加された、公租公課を滞納した場合に永住許可を取り消す条項は、日本人に対する罰則と比べてあまりに重く差別的で、人権侵害の恐れがあるため、直ちに削除します。
- 地域・職場・学校での交流事業の支援、日本語教育の機会の確保など、外国人対応が増えている自治体を支援します。

難民等保護

- 国際法違反との強い批判を受けている現行の難民認定制度・収容送還制度を抜本的に見直し、わが国が締約国となっている「難民の地位に関する条約」や「国際人権規約」等の国際ルールに基づいて、保護すべき難民申請者や補完的保護対象者等を適切に保護できる新たな難民認定・保護制度を確立するため、政府から独立した第三者機関である「難民等保護委員会」の創設等を柱とする「難民等保護法・入管法等改正法」の制定を目指します。(再掲)
- 戦争等避難者も難民等として円滑に保護し、生活面での支援を提供できる体制を整備します。ウクライナやミャンマー、シリア、アフガニスタン、ガザなどからの戦争等避難者を緊急・円滑に受け入れ、日本で安心して暮らせるように、医療・福祉・就労・教育・住宅などの支援を展開するため、「戦争等避難者に係る入管法特例法案」の成立を目指します。

成年年齢引き下げ・少年法見直し

- 成年年齢の引き下げに伴い、18 歳・19 歳への悪徳商法による消費者被害を防止するため、「消費者の権利実現法」の制定を目指します。また、飲酒や喫煙といった健康被害などの懸念がある年齢要件については、個別に慎重な検討を行います。
- 成年年齢の引き下げ、社会の複雑化の進展に伴って、法教育の重要性は高まっています。国民全体が一定レベルの法知識を得られる環境を整備します。
- 政府は少年法を改正し、18 歳・19 歳の者を少年法の適用対象としつつも、「特定少年」と位置付けて、家庭裁判所から検察官に逆送する犯罪の範囲を拡大するなどの特例規定を設けました。この改正は、未熟で可塑性に富む少年らの更生にとって阻害要因となることから、推知報道の禁止の解除、ぐ犯の対象からの除外、前科による資格取得制限の緩和の適用除外といった改正点を見直すとともに、少年事件の報道や出版などにおける被害者やその家族・遺族への配慮規定を追加するよう再改正します。

テロ対策・国民の自由

- 国民の生命・自由・安全を守るため、最先端技術を駆使して入国審査などの水際でのテロ対策を進めます。併せて、航空保安体制の強化、テロ目的の資金移動・麻薬取引の監視などを強化します。
- 2017 年の強行採決により創設された共謀罪については、監視社会をもたらす恐れがあることや、表現の自由、思想・良心の自由、その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を侵害する恐れがある上に、テロ対策としての実効性は認められないことから、廃止します。
- 2016 年施行の改正刑事訴訟法により、通信傍受の対象が拡大され、薬物や銃器などの 4 類型に加え、傷害や児童ポルノなど 9 類型が追加されました。適正運用に努め、警察や検察が通信傍受を濫用することのないよう厳しく監視します。

養育費の確保

- 多様化・複雑化する社会の中で、家族を巡る問題も変化し、増大しています。子どもの養育、離婚、貧困、ひとり親家庭などについての課題の解決を目指します。
- 養育費は子どもの成長・発達のために必要であることから、子どもの権利として位置付けます。
- 日本は離婚の 9 割近くが協議離婚であり、その半数以上で養育費の話し合いができていません。養育費の取り決めが必ずしもなされていない現状に鑑み、当事者にとって精神的・経済的・物理的に簡便な方法を促進し、親の義務の履行を促します。
- 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度の創設など公的関与の拡大を進めます。「不払養育費立替・取立制度導入法」の制定により、政府が「不払養育費立替・取立機構」を設立し、不払いの養育費の取立てを行う仕組みをつくります。

信頼される行政・司法の再構築

- 安倍政権は 2020 年、検察官の人事に対する内閣や政治家の介入を可能にする検察庁法改正を含む国家公務員法等改正案を国会に提出しましたが、元検事長の恣意的な定年延長などは認められるのものではありません。検察の独立性や政治的中立性を確保しつつ、法務・検察行政の刷新を図ります。
- 財務省の公文書改ざん問題で、国は改ざんを指示した国家公務員に賠償金の負担を求めなかったため、国民の税金により賠償が行なわれました。国家賠償法に基づく求償権を適正かつ厳格に行使させるとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、「国賠法に基づく求償権行使促進法案」の成立を目指します。

- 政府は、在外邦人が憲法で保障された公務員の選定・罷免権を国内と同様に行使できるようにするため、最高裁判所裁判官の国民審査に投票できるよう必要な措置を講じました。今後さらに投票の利便性を高める取り組みも進めます。

外交・安全保障

世界の平和と繁栄への貢献

- 世界の平和、安定と繁栄を推進するために、自由、民主主義、法の支配、基本的人権の尊重に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を推進し、国際法の諸原則を基礎とした国際的なルール作りを主導するなど、積極的な平和創造外交を展開します。専守防衛に徹しつつ、時代の変化に対応した質の高い防衛力の整備を通じて現実的な安全保障政策を推進し、責任をもって国民及び領土・領海・領空を守り抜きます。
- 米中対立、グローバルサウス諸国の台頭など世界的なパワーバランスに変化が生じている中、ウクライナ侵略、中東情勢など国際社会は緊迫した状況にあります。こうした環境で日本は、健全な日米同盟を基軸とし、共に米国の同盟国である韓国との協力を進め、アジア太平洋地域をはじめとした世界との共生を実現します。近隣諸国との人的交流を大幅に拡充し、国民各層の相互理解を深め、日本の未来を見据えた外交戦略を進めます。
- 中国との向き合い方は現下の最大の外交課題です。中国との間には尖閣諸島をはじめさまざまな懸案はあるものの、中国との安定した友好的な関係の構築は安全保障環境の改善に最も大きな影響があります。中国の TPP への参加など安定した「協商関係」を築く必要があります。首脳会談をはじめ緊密な意思疎通を行い、幅広い共通利益や協力の具体策を探ります。また、軍事レベルの信頼醸成の取り組み(安全保障対話)を活性化させ、不測の衝突を回避するためのホットラインを機能させます。
- アジア太平洋地域において、大国間の緊張緩和と信頼醸成のため、日米のみならず、日中韓を含めた ASEAN+3、米露豪印等も含めた EAS(東アジア首脳会議)、APEC、さらには QUAD(日米豪印)の参加国を増やし、英仏独、ASEAN、時に韓国などを加えた QUAD+(プラス)に進化させていきます。国際協調主義に基づく、地域の航行と上空航空の自由と安全のためのルール作りなどをリードし、中国が「ルールを守る責任ある大国」として役割を果たすよう求めます。
- 台湾海峡の平和と安定は、わが国の平和と安定に密接に関係しており、緊張が高まると、わが国に対しても大きな影響が及ぶことが想定されることから、兩岸問題が平和的に解決されることが何よりも重要です。そのための外交努力、平時からの安全保障協力、わが国周辺地域の常時警戒監視、情報収集、台湾海峡情勢に関するハイレベルな情報交換を進めます。
- ロシアの侵略を受けたウクライナ、また、北朝鮮、ミャンマー、ウイグル、香港及びパレスチナ・ガザ地区などでの深刻な人権侵害に対して、国際社会とともに人権の蹂躪を即刻停止するよう働きかけていきます。人権侵害国や軍との宥和主義から決別し、人権侵害政府に対する ODA を原則停止(ただし人道援助は継続)します。

- 国際的な基本的価値である人権規範を強化すべく、「特定人権侵害行為への対処に関する法律」(日本版マグニツキー法)を制定します。国内外の人権保護の活動をする NGO への支援を強化します。
- 「人権外交」を主流化するため、人権担当大臣を任命します。人権の保護・促進を外交・開発援助の主要な目的として明確に位置付けます。人権尊重の原則に沿った、国際場裡での行動(投票、発言等)を徹底します。「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」(ジェノサイド条約)を批准します。
- 国際連合など多国間協調の枠組みに基づき、国際社会の平和と繁栄に貢献します。国際連合をはじめ、WTO 等の国際機関の改革にリーダーシップを発揮します。宇宙・サイバー・AI・データなどの分野でのルール形成において主導的役割を果たします。国連安全保障理事会(安保理)が機能していない現状に鑑み、安保理の構成や常任理事国の拒否権の在り方、準常任理事国ポストの創設、総会決議の拘束力の在り方など加盟国と協力して改革していきます。
- ODA、JICA、NGO などを通じて得た世界からの信頼を生かし、「人間の安全保障」を柱にしなから平和構築のための「ファシリテーター」(対話の促進者)を目指します。核兵器廃絶、人道支援、災害救援、経済連携、文化交流などを推進して「人間の安全保障」を実現するとともに、自国のみならず他の国々とともに利益を享受する「開かれた国益」を追求します。
- 日本の国土や文化、日本国民の魅力等を積極的に発信していきます。わが国のソフトパワーに資するよう、歴史問題や領土保全に関する日本の正確な認識を含む、国際世論への戦略的な働きかけを中心とするパブリック・ディプロマシー(広報や文化交流を通じて世論に働きかける外交)を強化します。
- わが国への理解や交流の担い手を育てるため、海外での日本文化や日本語教育の普及、留学生の招へいに努めます。特にアジア太平洋・アフリカ諸国から積極的に留学生と高度人材を受け入れ、人事交流を盛んにします。また ODA を活用しながら高度人材の育成に貢献します。海外留学支援、人材交流などを通してグローバル人材を育成していきます。海外在留邦人子女に対する日本語教育支援や、在外邦人コミュニティとの連携強化を推進します。
- 国際社会での日本のイメージや影響力をさらに向上させるために、外交官・外務省職員及び国際機関や国際 NGO で活躍する日本人を増やし、母子保健分野など日本の強みを生かした国際貢献を積極的に行います。外務省職員や在外公館等で活動する防衛駐在官を拡充し、情報収集・分析能力体制を抜本的に強化します。さらに、わが国のインテリジェンス(情報収集・分析能力)の強化のために、縦割りの弊害を排除し体制を抜本的に見直します。

経済外交・経済安全保障

- 自由貿易体制の発展にリーダーシップを発揮します。アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現、日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)などの経済連携については、食料安全保障なども勘案し、日本の国益を守りつつ、より高度

な自由化と質の高いルール形成に戦略的に取り組み、「開かれた国益」を追求し、全体利益の最大化に努めます。

- 経済安全保障の観点から、「自由で開かれた経済」「民間主体による自由な経済活動」を最大限尊重しつつ、サプライチェーンの強靱化、先端技術の優位性確保、インフラセキュリティ強化などについて、実効性のある安全保障政策を推進します。
- 幅広い分野で、知的財産の保護、情報セキュリティ、企業統治などを強化するとともに、通信・デジタル・クリーンエネルギー技術・宇宙などの経済分野に係る国際的なルールの形成を主導し、日本の優位性を確立するための「経済安全保障戦略」を策定し、総合的な国力の増進を図ります。

持続可能な開発目標(SDGs)2030 アジェンダの達成、開発協力、地球規模課題、難民

- 気候変動、食料問題など地球規模課題の解決に、国際社会全体の目標として国連サミットで合意された、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえつつ、主導的な役割を果たしていきます。
- 「SDGs 基本法」を制定し、SDGs の目標とターゲットを活用し、国全体で取り組み、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に貢献します。同法に基づいて内閣に SDGs 担当大臣及び SDGs 推進本部を置き、政策立案や政策評価に SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットを活用し、あらゆる政策に SDGs の視点を反映させて、SDGs の国内外での達成を目指します。
- ODA の実施に当たっては「人間の安全保障」と SDGs を指針とし、自国の利益だけでなく、人類全体の共通利益を増進する「開かれた国益」を実現します。
- UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)等の国際機関や NGO、市民社会等との連携のもと、人権保護や平和構築など、世界各地の難民問題に関する国際的な取り組みを支援します。わが国の周辺事態での難民の発生について対応策を検討します。

核兵器のない世界の実現

- 非核三原則を堅持し、不拡散・軍縮のための取り組みに積極的・能動的な役割を果たしていきます。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約へのオブザーバー参加などを通じて、核廃絶に向けた働きかけを行っていきます。NATO 型核シェアリングについては、能力的にも NPT 条約に鑑みても現実的ではなく、認められません。
- イランの核合意、中東和平といった国際的な平和への取り組みが危機に瀕し、北朝鮮の核兵器開発、核保有国であるロシアによるウクライナ侵略で、NPT 体制が揺らいでいます。NPT をはじめ核軍縮・軍備管理体制の維持・強化を追求し、国際的努力を積極的にリードします。

安全保障

- 世界的なパワーバランスの変化やロシアのウクライナ侵略のような国際秩序への挑戦も起きており、特にわが国周辺の安全保障環境は急激に変化しています。立憲民主党は専守防衛に徹しつつ、時代の変化に対応した質の高い防衛力の整備を

通じて現実的な安全保障政策を推進し、責任をもって国民及び領土・領海・領空を守り抜きます。

- 日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国自身の防衛体制とあいまってわが国の安全保障の基軸です。日米同盟のゆるぎない信頼性がわが国の安全保障にとって大前提であり、抑止力を高めることにつながることから、わが国自身の防衛体制を強化するとともに、健全な日米同盟の一層の強化を進めていきます。
- わが国の領域内にある「合衆国軍隊の装備及び配置における重要な変更」を行う場合は、日米安保条約の付属文書の取り決めに従った日本政府との事前協議の徹底を求めます。
- わが国周辺の弾道ミサイルをはじめとした脅威に対し、抑止力と対処能力を総合的に備えることは、現実的な安全保障戦略における重要な課題です。現在のBMD（弾道ミサイル防衛）の能力向上を確実に進め、極超音速滑空弾や巡航ミサイル、変則軌道の弾道ミサイルなど多様化・複雑化する脅威に対する対処能力の開発を進めるとともに、陸海空自衛隊の保持する防空能力を一体的に運用する体制の確立を進めます。
- わが国島しょ部などへの軍事的侵攻を抑止し、排除するためのミサイルの長射程化など、自衛のためのミサイル能力の向上を進めます。他国領域へのミサイル打撃力の保有・行使については、政策的な必要性和合理性を満たし、憲法に基づく専守防衛と適合するものでなければなりません。
- 自衛隊の継戦能力を強化します。弾薬等の備蓄を増やし、弾薬の保管場所の偏り、部品等の不足を改善し、自衛隊の施設の耐震化、空港・港湾施設の改修などによる抗たん性の向上など、基礎的部分を底上げします。
- 防衛力の強化や真に必要な防衛予算の一定の増額は理解しますが、令和5年から5年間で2倍、GDP比2%という総額ありきの急激な予算増は無駄や不正の温床になりかねません。防衛省・自衛隊では裏金接待問題や手当の不正受給など、不正が長期にわたって行われてきたことが明らかになりました。防衛監察の対象を拡大し、不適切な契約や不正が行われていないかなどについて徹底調査し、予算についても無駄や過剰になっていないか再度点検すべきです。また増額に伴う防衛増税が先送りされており財源確保のめども示されていませんが、増額と財源はセットで国民に提示すべきです。防衛増税は行いません。
- 中国の一方的な主張に基づく、中国公船の尖閣諸島周辺における活動は活発化・常態化しています。平時の領域警備、警戒監視活動の強化及びいわゆるグレーゾーン事態への万全の態勢に備えて「領域警備・海上保安体制強化法」を制定するなど、中国による南シナ海での力による現状変更や尖閣諸島周辺でのわが国に対する挑発行為には毅然として対処します。
- 北朝鮮は、かつてない頻度で弾道ミサイルを発射し、新型ミサイルの開発や運用能力の向上を図り、さらに核弾頭の小型化などの核武装の決意を明確にし、新たな脅威の段階に入りました。宇宙・サイバー・電磁波などの領域での新たな先端防衛技術の開発も含め、わが国のミサイル防衛能力・迎撃能力の向上を図り、極超音速兵器をはじめとする新たな脅威への対処能力の研究開発を加速させます。

- 北朝鮮の完全な核・ミサイル廃棄に向けた検証可能で具体的な行動を促すために、国際社会が一致して行動するよう関係各国と連携するとともに、北朝鮮との直接対話など、拉致・核・ミサイル問題の解決に向けてあらゆる外交的な働きかけを行っていきます。
- 現行の安保法制については、立憲主義および憲法の平和主義に基づき、違憲部分を廃止する等、必要な措置を講じ、専守防衛に基づく平和的かつ現実的な外交・安全保障政策を築きます。
- ロシアは、不法占拠している北方領土の実効支配、軍事拠点化を進めており、周辺での軍事活動を活発化させる傾向にあります。また、核兵器使用の可能性を示唆して脅し、ウクライナ侵略を強行したロシアの脅威は高まっていると言わざるを得ません。北方領土を含む、ロシア軍の動向の監視や対応を図る体制を一層充実させます。国際秩序の維持のためウクライナの支援を継続します。
- 基本的価値観を共有する世界の国々との二国間及び QUAD(日米豪印)、EU 諸国など多国間の安全保障協力・交流を促進しつつ、国際協調主義に基づいた連帯を進めます。東南アジア諸国の海洋警察力などのキャパシティビルディングを支援しつつ、ASEAN との安全保障協力・交流を促進します。
- 気候変動に伴う大規模自然災害が現代の新たな安全保障課題であるとの認識に基づき、災害派遣での連携・協力を積極的に国際社会に呼びかけます。東日本大震災を含む多くの自然災害による被害を経験したわが国が、人道支援・災害救援の分野で積極的に国際貢献することで、国際的な信頼を築きます。
- 宇宙・サイバー・電磁波・認知戦等の全領域を統合した作戦能力を強化します。従来の陸海空に加え、これらの各領域の能力を組み合わせなければわが国を守ることは困難になっていることを踏まえ、領域の安全、抗たん性の確保、領域を横断した作戦遂行能力の強化を進めていきます。
- SNS などを活用した情報戦など非軍事と軍事行動が同時展開するハイブリッド戦に備え、フェイクニュースへの対応能力等を早急に高めます。また、宇宙・サイバー・AI・データなどの分野でのルール形成において主導的役割を果たしていきます。
- サイバー攻撃は平時から発生しており、常時パトロールを行う「積極的(能動的)サイバー防御」(アクティブサイバーディフェンス、ACD)が必要とされます。権限などを法的に明確化する必要があれば、国民の権利を最大限に保障しながら、電気通信事業法や不正アクセス禁止法等の改正を視野に入れつつ、サイバー安全保障基本法のような包括的な立法を早急に検討します。また、より強い権限をもった司令塔組織、例えばデジタル庁と統合したサイバー省(仮称)の創設も検討します。同様にインテリジェンスにおいても省庁の垣根を越えた連携を強化します。在外大使館で活動する防衛駐在官を拡充し、情報収集・分析能力を強化するとともに、体制の抜本的強化を行います。
- 自衛隊の人的基盤の強化、AI 等による無人化・省人化を推進します。自衛隊員の確保は最重要課題であるとの認識のもと、自衛官の給与体系、処遇・職務環境の在り方などの検討を加え、早急に必要な措置を講じます。また、度重なる不正事案や

防衛省・自衛隊組織内のセクハラ・パワハラ被害などに鑑み、独立した防衛監察委員制度(オンブズマン)の導入も検討します。

- 南西諸島の防衛力整備については、住民との十分な対話と丁寧な手続きを前提として、国民保護の徹底を図ります。国民保護法とその運用が、国民の生命及び財産を守るものとして真に機能するかどうか、今一度総点検するとともに、緊急一時避難施設の強化及び指定の拡大を図りつつ、住民の理解を得ながら既存の地下施設の少ない南西諸島を中心に、地下施設を整備します。
- 台湾や朝鮮半島で有事が発生した場合の、在留邦人の退避や外国人及び避難民の保護に関する課題について検討し、事前の計画・訓練等を充実させます。
- 原子力発電所をはじめとした、重要防護施設の防御の強化を進めます。わが国にある 54 基の原発等に対するサイバー攻撃やミサイル攻撃を含む重要防護施設の防御の在り方の検討を早急に行い、PAC3 の配置の見直し、プール内の使用済核燃料の乾式キャスク化、稼働の最小化等、必要な措置を講じます。また、発電所、浄水場、通信施設などの重要インフラの防衛についても十分な備えがあるか点検します。
- 国内防衛産業の維持のため国内調達比率を増加させ、長期に安定した契約にするなど、調達の在り方や適正価格の在り方の検討、研究開発費の支援等を行います。研究開発についても、デュアルユース技術開発、ゲームチェンジャーにもなりえる最先端技術を推進し、防衛技術開発も省庁の垣根を越えて協力できる体制を構築します。
- 防衛装備庁の調達業務等を厳しく監視し、FMS(米国対外有償軍事援助)調達の見直しを含め、国内の防衛装備品の技術基盤・産業基盤の強化を進め、バランスの取れた調達を戦略的に行っていきます。同時に、防衛産業の国際的な動向や現実を踏まえ、最新の防衛技術を獲得し、コストを抑えるため、防衛装備品の国際共同開発・生産を進めていきます。
- 沖縄の民意を尊重して、軟弱地盤などの課題が明らかになった辺野古移設工事は中止し、沖縄の基地の在り方を見直して米国に再交渉を求めます。
- 日米地位協定については、改定を目指しつつ、現状の基地問題の早期解決に向けて、米国側と交渉できる現実的な提案を行っていきます。基地周辺住民の健康と安全に直結する、①新型コロナウイルスのような感染症問題、②環境汚染問題、③騒音問題への対処に関する事項については、政治レベル案件に格上げし、「2+2」閣僚会合などの場で審議・決定します。
- 沖縄でまたしても未成年者に対する性的暴行事件が起きました。「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」など日米合意が確実に実行されるよう見直しを行います。現行の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意の「凶悪な犯罪」を全て列挙し、起訴前拘禁の移転の要請に対して「好意的な考慮を払う」から「原則応じるものとする」に改定するための交渉を行います。
- 米軍基地周辺では PFAS/PFOS 汚染が確認されているにも関わらず、多くの自治体の立入調査要請が管理権を持つ米軍に拒否されています。日本側による米軍基地の管理権、立入権限、横田空域(RAPCON を含む)の縮小、基地の米軍・自衛

隊との共有化の交渉のための検討委員会を設置します。駐留軍等労働者の法的位置付けを明確にする法律を検討します。

- 日米合同委員会を改組し、外務副大臣を日本側代表とし、30年経過した議事録は、日米合意の上、両国の公文書開示原則に則り、原則公開します。今後の日米合同委員会のより詳細な議事要旨について、開催後速やかに公開します。
- 日米地位協定の改革に当たっては、独・伊の地位協定を参考にして、平時と有事に分けた協定適用の研究を進めると同時に、有事において日本の安全保障を確保する米軍活動に対して、日本側として可能な限り支援していくものとします。平時に、人口密集地や米軍基地周辺住民に対する、深刻な騒音被害や精神的苦痛、さらには物理的危険をもたらすような、深夜・早朝の離発着訓練、低空飛行、パラシュート降下訓練等の「有事を想定した訓練」を行う際には、航空法等の基準を踏まえ、日本政府との協議対象とします。

主権・領土

- 尖閣諸島がわが国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いがなく、現にわが国はこれを有効に支配しています。同諸島を巡って解決すべき領有権の問題は存在せず、今後とも平穏かつ安定的に維持・管理していきます。力による現状変更の試みには毅然として対処します。
- 尖閣諸島周辺では中国公船の活動が常態化し、海警局の領海侵入も繰り返されるだけでなく、船舶の大型化、武装増強も進んでいます。グレーゾーン事態に対しては、事態をエスカレートさせることなく、国際法、国内法に則り、冷静に、かつ、毅然として対応します。「領域警備・海上保安体制強化法」を制定し、海上保安庁が警察機関であることを踏まえ、海上保安庁、自衛隊がさまざまなグレーゾーン事態で担う役割分担や、有事を想定した場合の連携を十分に検討し、基本方針・対処要領を策定し、領海の警備や治安の維持に万全を期します。
- ロシアのウクライナ侵略に対しては毅然と対応する一方、わが国固有の領土である北方領土については、四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結すべく、これまでの日ロ間の諸合意、法と正義の原則を基礎として、ロシアとの交渉を続けます。
- わが国固有の領土である竹島の問題は、国際法に従って平和的な解決を粘り強く求めていきます。
- 「海洋国家」として排他的経済水域等の根拠となる離島の命名等のほか、国境離島、重要防衛施設、インフラ施設などの安定的な維持・管理のために必要な法整備等を検討していきます。
- 一刻も早く、拉致被害者を取り戻す！拉致被害者やご家族ともに、事件発生から年月が経過し、拉致被害者との再会を果たせずにご家族がなくなるなど、一刻も猶予がありません。主権と人権の重大な侵害である北朝鮮による拉致問題について、早期に全ての拉致被害者が帰国できるよう、全力で取り組みます。
- 拉致問題については、政府拉致対策本部・警察・外務省も含めたオールジャパンで取り組み、国連人権理事会等にさらに働きかけるなど、関係機関・関係各国と連携

しつつ、北朝鮮との直接交渉に向けて日本政府自ら打開策を見出すよう最大限の努力をしていきます。

- 国際的な企業活動等に従事する在外邦人・企業の安全を確保するための態勢を構築します。
- わが国周辺における偶発的な衝突などの不測の事態に備えて、在外邦人等の域外避難及び国内の国民保護のための計画を適切に策定します。また、他地域の危機的事態に対しても同様の計画策定を行います。
- 日韓両国間では、1965年に締結した日韓請求権協定により、両締約国とその国民(法人を含む)の財産、権利および利益、両締約国とその国民の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることが確認されています。韓国内で元朝鮮半島出身労働者(元徴用工)による訴訟が相次いでおり、わが国の企業へ賠償を求める等の動きがありますが、国際法を尊重した適切な対応を行うよう、日韓請求権協定に基づく協議を行い、わが国の企業の利益を守ります。
- 慰安婦問題については、韓国に対し、最終合意を誠実に遵守することを厳しく求めます。

文部科学

教育 ―チルドレン・ファーストで日本を変える

人への投資、未来への投資

- 教育の格差を解消し、人への投資、未来への投資によってわが国の将来を切り拓き、全ての子どもと若者に寄り添う、チルドレン・ファーストの政策を推進します。

教育予算・財政

- 社会全体で全ての子どもの育ちや若者の学びを支援します。日本は教育支出のうち、家計の私費負担の割合が他の OECD 諸国と比べて高い水準にあります。教育に関係する予算の確保・充実を図り、著しく低い日本の教育への公的負担を大幅に引き上げていきます。

教育の私費負担の軽減、公教育の無償化

- 家庭の経済力に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現を目指し、教育の無償化を推進します。旧民主党政権下で所得制限のない高校の授業料無償化を実現し、2012年には国際人権規約 A 規約第 13 条の留保の撤回を決断し国際的に中等・高等教育を漸進的に無償化する責務を負うことを明確にしてきましたが、さらに、大学など高等教育まで公教育全体を通じた無償化を進めます。

就学前教育・保育の無償化

- 全ての就学前教育・保育の無償化を推進します。
- 待機児童の解消を目指すとともに、保育園・認定こども園の質と量の確保を推進します。また、保育士・幼稚園教諭等の待遇改善を図ります。
- 就学前教育・保育においても、子どもの個性を伸ばすための教育を推進します。

教育に要する費用のさらなる軽減

- 公立小中学校の給食を無償化します。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、経済的理由で就学に困難を抱える子どもに学用品費等の援助を行う就学援助制度を拡充します。

所得制限のない高校授業料の無償化

- 高校の授業料無償化については、所得制限を撤廃します。

大学等授業料の無償化と奨学金制度改革

- 教育は国が一義的な責任を持つという観点から、国際人権規約 A 規約第 13 条の漸進的無償化を実現するために大学の授業料を引き下げます。

- 国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生に対しても国公立大学と同額程度の負担軽減を実施します。奨学金制度の拡充で学生の生活費等についても支援します。
- 貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象にするとともに、返還免除制度を拡充します。
- 返済中の有利子奨学金の利子分を免除します。
- 奨学金を借りている人については、所得に応じて無理なく返済できる所得連動返還型無利子奨学金や、返還猶予制度などをより柔軟に運用します。

学生への家賃補助制度

- 住まいの安心を確保するために、新たな家賃補助制度を創設します。(再掲)

多様な教育機会の保障

不登校の子どもとフリースクール等全ての子どもへの支援

- 全ての子どもたちの学ぶ権利を保障します。一人ひとりの理解度や状況に応じた多様な学びの機会を確保し、不登校の子ども、フリースクール等への支援を推進します。

夜間中学への支援拡充

- 学齢を超過した後に就学を希望する人に対する教育機会の確保を進めるため、全都道府県での夜間中学の拡充を図ります。

地域での学びの支援

- 公立学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の推進、市町村立の小規模高校の設立や、オンライン学習等の積極的活用、周辺学校との連携強化を推進します。

外国にルーツを持つ子どもの支援

- 母語・母文化を尊重しながら、外国にルーツを持つ全ての子どもの就学と日本語教育の充実、一人ひとりの子どもの発達に合わせた支援を推進します。日本語教育を行う者の資格が整備されたことを受け、登録日本語教員の処遇改善等を進めます。

自主性・多様性を尊重した教育の推進

- 性別・年齢・国籍の違い、障がいの有無、異なる価値観などを認め合い、多様性を尊重し、自ら人生の選択肢を見つけ、選ぶことのできる教育を推進します。

- 多様な職業の可能性を早い段階から学習・体験することで、将来の職業を自らの意思で選択することができ、個性と能力を磨く機会が十分に得られる学校教育を目指します。

教職員の働き方改革

子どもに向き合うための環境づくり

- 給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)の廃止を含めて教職員の処遇改善を行うとともに、部活動については地域社会への移行など抜本的な見直しを行い、教職員の長時間労働を是正します。
- 加配教員やスタッフ職の増員を推進し、持ち授業時間に上限を設定します。
- 教員の負担を軽減することで教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員の担い手不足に対応します。
- 教職員が、いじめや不登校などさまざまな状況に置かれている子どもとしっかり向き合う時間を確保するため、教職員定数の充実を図ります。
- 教職員定数の充実や、スタッフ職の増員、非常勤教職員の環境改善を推進し、教員が子どもとしっかり向き合う時間を確保するとともに、教員不足に対応します。
- 労災認定基準を上回り、OECD から「世界一多忙」と指摘された教職員の勤務環境を改善します。

子どもの権利を保障

少人数学級のさらなる推進

- 一人ひとりの子どもがきめ細かい教育を受けられるよう、さらなる少人数学級を目指すとともに、地域の実情に合わせることができ弾力的な定数制度の実現で、教室の姿を変えます。
- 小学校高学年の教科担任制については、教員の定数の増加を図ります。

子どもに対する性犯罪の根絶

- 学校教育や社会教育で、男女ともに性暴力の加害者や被害者にならないように、性についての正しい知識を身に付けられる人権としての性教育(包括的性教育)を推進し、子どもたちへの犯罪を根絶します。性に関する包括的な知識を得る機会や環境の不足等、性教育の停滞を招く要因の一つとなっている「はどめ規定」は撤廃します。
- 日本版 DBS 制度(子どもと接する仕事に就く人に特定の性犯罪の前科がないか確認する制度)について、対象犯罪の範囲が狭い、ガイドラインに多くが委ねられ実際の運用が不透明といった懸念・課題の解決を図ります。

学校体育の在り方の見直し

- 危険な組体操やしごき、精神論の強要の禁止など、スポーツ医学等の科学的識見に基づく保健体育授業を推進します。また、自主性と人格尊重の課外活動などを進めます。

いじめ防止対策の推進

- 根本的かつ包括的な、いじめ防止対策を強力に進め、子どもの自殺を防ぎます。きめ細やかな指導が行えるよう教員定数の充実を図ります。「いじめ防止対策推進法」を徹底し、学校の相談体制の強化、教育委員会の役割・責任の確立、日常的な学校、児童相談所、警察の連携強化を推進します。

校則の在り方

- 子どもたちが自律して考え、学ぶことができるように、ヒト・モノ・カネの権限を大胆に学校現場に委ね、ブラック校則の見直しや、自分たちのことは自分たちで決める「ルールメイキングプロジェクト」の推進等を通じて、自律型の学校づくりを目指します。
- 校則については、子どもの意見表明権を保障し、教職員が当事者である児童生徒との議論を深め、在り方を検討します。

学校のデジタル化と ICT 教育の推進

学校のデジタル化

- GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末環境が整備されたことを受け、健全な教育の情報化を目指し、ICT の支援員や通信環境の充実、機器更新時のフォロー、授業内容や教員養成課程の見直しを図ります。
- ICT リテラシー教育や身体に与える影響の調査、ネットいじめの防止などに取り組みます。

EdTech の推進

- AI・IoT・VR・ブロックチェーン等の先端技術や安定期に入った汎用技術等のデジタルテクノロジーを活用して、個人情報保護と情報セキュリティに配慮しつつ、学習効果の向上、教育の仕組み改革等を目指します。

学びの個別最適化

- 適応学習(アダプティブラーニング)により最適化された学習の提供ができるようにします。習熟度チェックをコンピューター上で行う CBT(Computer Based Testing(Training))の導入と、習熟度に応じた教育の在り方を検討します。

学校や通学路の整備

空調設備の設置推進

- 公立学校施設の特別教室や体育施設等についても、エアコン等空調設備の100%設置の早期実現を目指します。

学校のトイレ等の施設整備

- 児童生徒が使いやすいトイレの整備やトイレの個室増設などで、快適な学校生活を確保します。子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校での防犯、防災、老朽化事故防止、つり天井対策、環境衛生対策などに万全を期します。

通学安全確保の取り組み

- ブロック塀など通学路の危険箇所への対策、通学中の自動車事故を根絶するためのゾーニング規制等を盛り込んだ「児童通学安全確保法」の制定を目指します。

放課後の子どもの居場所支援

- 自治体の方針に基づき、学校施設を活用した放課後の子どもの居場所支援や学習支援事業に政府が予算を含めて協力する態勢をつくります。

自らの力で生き抜くための教育の推進

主権者教育の推進

- 現実にある課題や争点について学び、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考えて判断し行動する能力を身に付けるための主権者教育を、高校だけでなく小・中学校から積極的に行うことを推進します。「模擬選挙」等の実施について支援します。
- 高校生の政治活動・選挙運動については、主権者・有権者にふさわしい対応とし、無用な制限に向かわないように取り組みを進めます。
- 租税・消費者・法教育を推進します。

教育の場におけるジェンダー平等教育の推進

- 誰もが多様な生き方を選択できるようジェンダー平等教育とLGBTへの理解を推進します。当事者の子どもたちが適切な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。

特別な支援を必要とする子どもへのきめ細かい対応策

インクルーシブ教育・特別支援教育

- 希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ(ともに生きともに育ちともに学ぶ)教育を大学教育に至るまで実現します。
- 一人ひとりに応じた支援を行うため、特別支援教育の在り方について検討を進め、充実のための体制整備を図ります。
- 子どもが発達段階や習熟度に応じた指導をインクルーシブな場、あるいは居住地の近くで受けられるよう、通級による指導も含め、体制・支援を充実させます。(再掲)

医療的ケア児の支援

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に則り、たんの吸引や経管栄養などを必要とする医療的ケア児の支援を拡充します。医療的ケア児の保育や学校教育等を受ける権利を保障するために、看護師を保育所や学校等に配置することや、研修を受けた介護福祉士等を学校に配置するための環境整備を進めるとともに、通学支援などを拡充し、希望する学校等に通学しやすい環境を整えます。医療的ケア児を家庭だけでなく社会全体で支えるための支援事業を拡充します。

長期入院等の子どもへの支援

- 闘病中の中高生の学びの支援として、全国の小児がん拠点病院に高等部を設置し、長期入院中の私立学校生にも院内学級との二重学籍を認めるとともに、院内学級への教員配置を増やすなど、思春期・若年成人のがん患者の学びを保障します。

災害にあった子どもたちへの支援

- 災害にあった子どもたちの心身のケア、就学支援などの長期的・継続的な支援を行います。

「ヤングケアラー」への支援

- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。(再掲)
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。(再掲)

生理の貧困対策

- 経済的な理由で生理用品が買えない子どもに対し、学校での支給などを含めて支援を行います。

若年妊娠した学生への学業継続支援

- 妊娠した生徒や学生が退学することなく学業を継続できるよう環境を整備します。妊娠退学についての全国調査を行い、妊娠による学びが絶たれることがないように、学業を継続し、卒業後まで見据えて、ソーシャルワークと保育が寄り添い伴走していく体制を構築します。
- 妊娠・出産などで高校への進学や卒業を諦めざるを得なかった女性の高等学校卒業程度認定の取得支援など家庭のさまざまな事情に沿った施策を行います。

教育の仕組み改革

教育委員会改革

- 教育委員会制度については、独立性の担保など、必要な見直しを行います。

全国学力テストの見直し

- 子どもたちの学力、学習状況を調査するための全国的な学力調査(全国学力・学習状況調査等)の在り方について、抽出型も含めて、真に子どもたちのためになる方法を検討します。

集団から個を見る脱・詰め込み教育

- 学習内容や評価方法の見直しを含めた、履修主義から習得主義への転換を図ります。

教科書検定の見直し

- 3 条委員会のような独立した委員会に権限を移すなど、教科書検定の在り方を見直します。また、学校単位でも教科書を採択できる仕組みを検討します。

学校の在り方

- 安易な株式会社化、公設民営学校等の設置には厳しく慎重な姿勢で臨みます。
- 学校統廃合は、地域や保護者への情報共有と理解のもと、自治体の自主判断で進めます。

専修学校・各種学校の充実

- 専修学校や各種学校が社会の実学を支え、広く産業・社会の人材養成の基盤となっていることを踏まえ、適切な助成を充実させます。

入試改革、柔軟な教育制度の推進

- 大学入試の在り方を大胆に見直し、学級や学年の枠に縛られず、柔軟に教育を受けられる学校にします。
- これからの時代にあった能力を身に付けるための学習指導要領や ICT 活用を含めたカリキュラム、飛び級制度の推進、担任制の見直しなど、より自由で弾力的な学校運営ができる制度をつくりまします。

法科大学院の在り方の見直し

- 法曹志願者数の減少に歯止めをかけ、より良い法曹養成制度にするため、司法試験の受験資格、方法、試験科目、司法修習の期間の見直し、弁護士への研修機会の提供等の措置を講じます。

開かれた大学と生涯学習

大学運営・私学助成の充実

- 国立大学法人運営費交付金を増額します。
- 教育・研究への支援拡充を図るため、寄付文化を醸成し、大学等への寄付に当たっての税額控除の拡充などを検討します。
- 建学の精神や大学の個性と多様性を尊重し、多様な教育の機会を確保するとともに、公私間格差の是正のため、私学助成の充実を推進します。

学びなおしと生涯学習

- 通信教育、夜間大学院などの充実を図り、生涯を通じての学びや学びなおし(リカレント教育・リスキリング)など多様な教育ニーズに対応する生涯学習社会の実現を目指します。(詳細は「厚生労働」参照)
- 急速に進むデジタル化やデジタル技術の活用に対応するため、デジタル人材の育成等を含めた新技術の習得に対する支援を行います。

地域の拠点となる国公立大学等

- 地域での教育機関、地場産業、地方自治体の協力と連携を強化し、教育・研究・地域産業・地域再生の拠点としての国公立大学、高等専門学校づくりを進めます。

文化芸術

文化芸術の振興

- 日本の伝統的な文化芸術を継承し発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を振興します。また文化財保護を強化します。

- 映画や音楽、アニメ・漫画・ゲーム等の幅広い分野での振興と助成を推進します。
- 文化芸術活動に関する海外留学制度を拡充し、人材育成に努めます。
- 学校教育などで実演芸術等をはじめとする多様な文化芸術の鑑賞・体験が享受できる機会を増やします。
- 文化芸術振興基本法の支援対象に「場」や「担い手」を加えることや、劇場法(劇場、音楽堂等の活性化に関する法律)の支援対象に映画館や小規模音楽会場等を加えることなどを含めた、さらなる文化芸術振興の在り方を検討します。
- 芸術家の地位と権利を守り、生活基盤を支えるための法整備を進めます。
- 文化芸術の振興を図る目的で、基金の公的資金の増額および民間からの資金増加を図る仕組みを検討するとともに、若年層が文化芸術に触れる機会を増やす施策を検討します。
- 高齢化や人口減少、過疎化の進行に伴い、文化財の維持管理が困難になっていることを踏まえ、文化財の維持管理にかかる支援の強化や人材育成を図ります。

伝統文化の保護等

- 工芸・芸能・祭りなどの伝統文化の保護と後継者養成を図ります。

文化芸術のバリアフリー化

- 障がいの有無にかかわらず、全ての人が生涯にわたり文化芸術を楽しめる環境を整え、個々の心身を豊かにします。

表現の自由と著作権保護

- 表現の自由を尊重し、二次創作分野などの発展を図る観点から、著作権法改正を含む検討を行います。
- 著作権管理団体の権利者への権利料・使用料の分配については、若手や新人のアーティスト・演者・作家などに配慮し、文化の発展に資するという法の目的に沿うよう著作権管理事業法の改正を検討します。
- AI の利活用に当たっては、規制とイノベーションのバランスが重要です。著作権や個人情報の侵害、誤情報の拡散、監視や差別につながることをないよう、倫理的な考慮や技術的な対策を講じつつ、社会的な規制のルール作りを行います。イノベーションを育むためにデータサイエンスなどの基礎的なリテラシーとディーセントな価値観を醸成する教育及び人材育成を進め、生産性、効率性、成長率を高めることで豊かな社会づくりを牽引します。(再掲)

文化遺産への対応

- ユネスコ等の国際機関への対応を的確に行います。文化遺産・記憶遺産登録等への積極的な対応を図るとともに、国際的な論争や紛争の冷静かつ客観的な処理を目指します。

図書館等の充実

- 全国の公共図書館や郷土資料館、博物館等を充実させます。
- 図書館司書等の職員については、非正規雇用職員の正規化による雇用の安定や、各図書館等への配置を促進します。

スポーツ

生涯スポーツの推進

- 生涯を通じて健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツを推進します。
- 地域スポーツの振興、学校での部活動や体育授業中の事故防止対策、プロスポーツ振興と現役・OB・OG の雇用対策、スポーツ医学の発達、知的スポーツとも言われる囲碁・将棋等、「e-スポーツ」(コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦)等の振興を通じて、「国民皆スポーツ」に取り組みます。
- スポーツ基本法に則り、スポーツを通じた地域づくり、人づくりを進め、地域のクラブ活動(スポーツ少年団、地域スポーツ文化クラブなど)を支援することにより、さまざまな活動の裾野を広げ、子どもたちが喜びや楽しさを体験し、協調性や創造性などを育むことを応援します。

障がい者スポーツの普及、支援

- 障がい者スポーツの普及・支援、指導者・選手の育成など環境整備を進め、障がい者のスポーツ参加や大会開催を促進します。

スポーツ指導員の資質向上

- 部活動指導員の資質向上や事故防止を図ります。スポーツ指導員の資格制度等について検討します。
- 体罰の禁止や競技団体の透明性の確保を推進します。

科学技術・イノベーション

研究力の強化

- 国の科学研究費を倍増し、研究者の安定的な雇用や個々の研究環境を整備することで、研究人材の育成を進めていきます。
- 研究の中核となる大学の研究力を強化し、リサーチ・ユニバーシティ(研究大学)を増強します。また、研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。

- 世界に先駆けて本格的な再生医療を実現するため、iPS 細胞などの研究に対して集中的な支援を行います。
- 国際リニアコライダー計画(世界最大級の電子・陽電子衝突型線形加速器の開発計画)の研究拠点の日本誘致に取り組みます。
- デジタル・通信・IoT・AI・自動運転・ビッグデータ・ブロックチェーン技術・ロボット等の活用などを通じて、実生活に貢献する技術開発を積極的に支援します。
- 大学等の各研究機関で軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、基本原則や基本方針の導入、適切性を審査する制度などを検討します。

基礎研究の強化

- 基礎研究については、短期的な成果の見込めるものなどに限らず、広く継続的に実施できるよう、予算の充実化を推進します。
- イノベーション(技術革新)を促す基礎研究への投資拡大と、長期的な研究環境を整えるとともに、成果の実用化環境を整備します。オープンイノベーション促進の一環として、産学連携をさらに強力に推進します。

研究者等への支援拡充

- ポスドクを含む研究者や大学院生の処遇改善を進め、安心して研究に専念できる環境を整備します。大学などの理系カリキュラム改善やインターンシップを産学官連携で推進し、またテニュアトラック制(任期付き研究者が審査を経て専任となる制度)の普及などにより優秀な若手研究者を支援します。また、研究者が研究に専念できる環境を整備するため、補助員の配置などに対する支援を検討します。
- 女性研究者が能力を最大限発揮できるようにするため、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取り組み、欧米諸国などと比較して低い女性研究者の割合を引き上げます。
- TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)の単価を引き上げて積極的な活用を促します。また、博士後期課程は独立生計者として授業料免除の審査を行うようにすることを検討します。
- 研究者の学会の年会費・参加登録費・旅費等研究活動に必要な経費を所得税の控除の対象とするなど、若手研究者の負担軽減策について検討します。十分な環境で若手研究者が研究に打ち込めるよう、非常勤講師への研究者番号の発行等を検討します。
- いわゆるアカデミックハラスメントへの公平で公正な対応のため、大学・研究機関から独立した第三者機関の設置・対応を検討します。キャンパスロイヤー制度の導入や被害者救済制度の強化も検討します。

厚生労働

働き方

総論

- 1990年代以降、雇用の非正規化、不安定化、低賃金化を招いてきた労働者保護ルールの緩和政策を抜本的に見直します。
- 「労働基本法」(仮称)を制定し、雇用の基本原則を「期間の定めのない直接雇用」として、雇用に安定と安心を取り戻します。望めば正社員として働ける社会を目指します。
- 雇用や労働に関わる全ての政策について、「三者構成原則」を徹底し、政府・労働者代表・使用者代表が対等な立場で協議して決定し、お互いに尊重して実行することを徹底します。
- 社会正義の確立を通じた恒久平和の実現というILOの基本理念に立ち、三者構成主義と国際労働基準、ディーセント・ワーク(ILOが提唱する「働きがいのある人間らしい仕事」という考え方)の国内外でのさらなる推進を目指します。また、未批准のILO中核条約(第111号条約)の早期批准を目指すとともに、ILOからの勧告等を尊重し、批准済みのILO条約の遵守徹底を図ります。併せて、強制労働や児童労働などによって生産された製品等の輸入・取引をしないようにする取り組みを推進します。
- 過半数労働組合が存在しない事業場では、従業員代表が対象労働者による民主的な手続きで選出され、代表制が確保されるよう、現行制度の徹底と監督の強化を図りつつ、労使団体と協議の上、「従業員代表制法案」(仮称)を検討します。
- 社会に出る若者が自らの権利等を守る力を養えるよう、「ワークルール教育推進法」を制定します。その中で、社会に出てからの継続的な知識の習得や、使用者のワークルール教育についても行い、健全な労使関係の醸成にも寄与します。
- 政府が実現を目指している「解雇の金銭解決制度」の導入については、現状ではかえって経営者による解雇権の濫用を助長しかねないことから、認めません。不当な解雇が多発している現状に対して、紛争解決や救済制度の拡充による労働者保護の強化を図ります。
- 地域や職務を限定する「限定正社員」の名を借りて、正社員を解雇しやすくしたり、賃金を引き下げたりすることなどを狙う「見かけ正社員」づくりなどの労働規制緩和は認めません。
- 医師、看護師、保育士、介護職員の有料職業紹介を原則禁止し、例外的に認める場合も手数料に上限を設けます。
- 雇用形態の多様化により、フリーランスやフリーシフト制、個人請負や一人親方、副業・兼業、ギグワーカーなど、同じ働く者でありながら、労働法令等による保護から除外されてしまう働き方(働かせ方)が拡大している中で、労働時間や賃金、安全

衛生などに関する労働者保護ルールの適用の在り方を検討し、働く者全ての命と健康と暮らしが守られる環境や法制度を整備します。

賃上げ

- 時給 1500 円以上を目標に、中小零細企業を中心に公的助成をしながら、最低賃金を段階的に引き上げます。
- 非正規雇用問題の抜本改革で生涯賃金格差の解消と老後の安心の確保を実現します。

同一価値労働同一賃金

- 女性の賃金水準は男性の水準の 7 割台にとどまり、賃金格差が大きく開いたままです。また、同じ価値の仕事でも、非正規雇用などを理由に賃金が低くなることが多く、不公平です。こうした処遇の改善を目指し、まずは立憲民主党が提出した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律」(非正規雇用処遇改善法案)を制定します。法律には、合理的と認められない待遇の相違を禁止すること、待遇に関する事業主の説明責任を強化するために、待遇の相違の内容や理由の他、賃金体系等の基準、待遇の決定方法等を説明事項として追加すること、待遇格差の是正は正規雇用の待遇を低下させるのではなく、非正規雇用の待遇の改善によって行われるようにすること等を盛り込み、現行の同一労働同一賃金の法制度の不備を改めます。
- その上で、ILO 第 100 号条約の遵守徹底を図るため、職務にふさわしい待遇を設定するための職務の価値の評価方法の調査研究等を進め、同一事業主の下だけでなく、産業間・地域間・企業規模間においても同じ価値の仕事をするれば同等の賃金が支払われることを確保し、処遇格差の是正が図られるよう、「同一価値労働同一賃金(均等待遇)」の法定化を目指します。

非正規雇用対策

- 「無期の直接雇用」を雇用の基本原則として確立し、雇用に安定と安心を取り戻します。
- 非正規労働者の均等処遇を確保し、正規、非正規を問わず働く意欲を持つ全ての人に対する能力開発の機会を確保するとともに、正規雇用の増員、非正規雇用から正規雇用への転換を推進します。社会保険の適用や差別禁止の徹底により安心を確保します。雇用の質的・量的充実に取り組む中小企業経営者への支援策を強化します。
- 期間の定めのある雇用は、臨時的・一時的な雇用に限定し、一定期間経過後に無期転換を選択できるルールを強化します。
- 派遣労働は、真に労働者の専門性を発揮できる職種等に限定(ポジティブリスト化)すること、マージン率を適正化することも含め、抜本的な見直しを断行します。
- ハローワークの職員や消費生活相談員、図書館司書など国家公務員・地方公務員の正規雇用化を進め、期待される役割を担える体制を取り戻します。(再掲)
- 有期契約労働者に対する育児・介護休業の適用要件をさらに緩和します。また、非正規労働者の育児休業取得・復職が容易となるよう、復職支援を事業者支援とともに進めます。

就職氷河期世代への支援

- 就職氷河期時代に学校を卒業し、不本意ながら非正規雇用で社会人としてのスタートを切り、その後も正規雇用への道が閉ざされている世代に対して、各種の積極的労働市場施策を講じ、正規雇用化・無期転換の促進を図ります。
- 「就職氷河期世代支援基本法」の制定を目指します。
- 「就職氷河期世代支援プログラム」を拡充した上で継続的に取り組みます。

雇用保険

- 雇用保険の国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、失業等給付の国庫負担を従来の本則である4分の1に戻します。職業訓練受講給付金の国庫負担についても従来の本則に戻します。
- 育児休業給付を雇用保険制度から独立させ、国の負担による新たな制度を創設します。これにより、これまで雇用保険に加入できなかった非正規雇用者やフリーランスも育児休業給付を受けられるようにします。(再掲)

高齢者の雇用

- 働き続けたいシニア世代が働き続けられるよう、高年齢者雇用安定法の徹底等により、定年の引き上げや継続雇用制度の導入に加え、高齢者の積極採用などを企業に促す取り組みを着実に実行します。再雇用後の待遇については、パートタイム・有期雇用労働法第8条の規定に則り、不合理な差別待遇とならないよう周知と指導を強化します。また、年金と雇用の接続を確保します。
- 高齢者や障がい者等の受刑者については福祉的配慮が必要なケースが多いことから、その特性に応じた刑務所出所後の就労支援など、再犯防止策を法務省のみならず厚生労働省との共通事業として取り組みます。

女性の雇用

- 日本が未批准のILO第183号条約(改正母性保護条約)の批准を求め、雇用形態に関係なく、全ての女性労働者に対する母性保護と母性を理由とした差別の禁止が法令で担保されるよう改革していきます。
- 母性保護、授乳権の確保の観点からも、妊娠・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援を拡充します。
- 男女雇用機会均等法を「男女雇用平等法」とするとともに、「男女労働者の仕事と生活の調和を図る」ことを目指します。
- 女性活躍推進法(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」)の実効性を高めるため、男女の賃金格差と女性労働者の非正規比率、女性管理職比率等について、101人以上の企業等が目標値を設定し、公表することを義務付ける法改正を行います。
- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に際しては、「継続就業のための環境整備」ととどまらず、物理的な「職場環境の整備」も進めます。

雇用の創出・雇用の確保

- 成長分野で新規雇用を増やし、職業訓練や社会的セーフティネットなどを強化して、希望する人が成長分野への新規就労や転職を実現できるよう、個人や企業の取り組みを支援します。経済政策の目的が質の伴った雇用の維持・拡大であることを明確に位置付け、グリーン(環境エネルギー分野)、ライフ(医療・介護分野)などの成長分野での産業育成を進めます。また、イノベーションや人材開発に必要な海外からの高度人材の受入れは、労使との協議に基づき計画的に認めていきます。
- 「職業訓練・訓練中の生活保障・マッチング」をパッケージ化した雇用の総合的セーフティネットを創設します。
- 新たに雇用した正規労働者に係る社会保険料の事業主負担を軽減する「社会保険料・事業者負担軽減法」を制定して、企業活動を支えるとともに、従業員の手取り増と生活の充実へつなげます。(再掲)
- 雇用を守るため、雇用調整助成金を維持します。他方、「早期再就職支援等助成金」については、成長産業への移動を希望する労働者への支援策に改めます。

人材の育成、就労支援

- 若者が夢と希望を持って働ける社会を実現するため、新卒世代を中心に、学校での職業教育やカウンセラーによる進路指導、ハローワークでの職業相談など就労支援をさらに拡充し、若年者雇用を促進します。特に、高校、大学等での職業教育・訓練やキャリア教育を大幅に拡充するため、企業に協力を求め、その企業規模に応じて職業教育・職業訓練やインターンなど生徒・学生の受入れを進めて、さまざまな仕事を実際に体験する制度、企業の経営者から創業体験を学ぶ取り組み等を展開します。
- グローバル人材と高度技能人材の育成のため、まず人的資源の裾野を広げることに注力し、その上で、産官学の連携による体制の強化を図ります。

学びなおし環境の再構築、リカレント教育・リスキリングへの投資の拡充

- 学びなおしの効果が上がるよう、学びなおし環境を再構築しつつ、リカレント教育やリスキリングに対する投資を拡充して、希望する全ての人の学びなおしを支援します。
- ヨーロッパの教育訓練休暇制度を参考にしつつ、学びなおしのための休暇制度を整備します。
- 公的な職業訓練に手厚く予算を配分し、指導員の確保、訓練施設の整備、訓練メニューの拡充等を行います。それにより、企業が、公的な職業訓練、民間の職業訓練、企業内部での職業訓練を適宜組み合わせ、労働者にきめ細かな訓練を提供できるようにします。
- 大学と企業との連携による再教育機会の推進や通信教育・放送大学の拡充などを進めます。社会人のキャリアアップ促進のための対策を大学・企業等に求めます。同時に大学等の高等教育機関での社会人特別選抜枠の拡大等の編入制度の弾力化、夜間大学院の拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、学士・修士等の学位課程よりも小規模な教育プログラムの普及等を進め、社会人の受入れを促進します。

- 公的職業訓練の求職者支援制度について、新卒者も含め、制度を周知徹底し、ニーズをより重視したカリキュラムの再編など抜本的な拡充を行います。特に企業の協力を得て職場実習を重視するよう見直します。さらに訓練期間の大幅延長を図ることで、多様な資格取得の支援も可能とし、確実な就労につなげます。
- 再チャレンジ希望者に多様な学びなおしの機会を創出・提供し、複線型のキャリアパスの形成を支えていくことを可能にするため、教育機関において社会人の学びなおしに対応した入学・履修制度、カリキュラム、人員体制を整備しつつ、「教育訓練給付制度」について給付割合や上限額をさらに引き上げて拡充を図るなど、学びなおしの最大の課題である経済的負担の軽減を図ります。また、リカレント教育やリスキリングを受けることができない非正規雇用で働く人やひとり親家庭の労働者を積極的に支援するための手段を講じます。
- 企業内のリスキリング等でスキルアップした正社員の賃金を引き上げた企業等(中小企業等を中心に)への助成金等を創設します。
- 企業が労働者にリスキリングさせるための時間を確保する責務を果たすことができるよう、デジタル化の推進などによって非効率な業務を削減するなど、生産性向上で、労働者をリスキリングする時間を捻出した企業等(中小企業等を中心に)に対して助成します。
- 企業がリスキリングのための補助金を受ける際に労使の合意を前提とするなど、財政支援がリストラにつながらないようにするための手段を講じます。

長時間労働の是正

- 一人ひとりのライフスタイルと希望に応じた働き方を選択できる「ワーク・ライフ・バランス社会」、法定労働時間である「1日8時間、週40時間」働けば、安心して普通の暮らしができる労働環境を実現します。
- 長時間労働を抜本的に改善し、過労死や過重労働を断固根絶するために、残業時間を含む総実労働時間の上限規制の遵守徹底、違法残業などの法令違反に対する罰則強化を図り、時間外労働の上限時間のさらなる規制を検討していきます。また、過労死等防止対策推進法に基づいた施策を一層着実に実行します。
- 毎日の睡眠時間と生活時間を確保するため、勤務間インターバル(休息)規制(原則11時間以上)を義務化して、「過労死ゼロ」社会を実現します。
- 医療や介護分野などでの夜勤・宿直・連続勤務問題や、労働時間規制の適用が除外されている業務等(管理・監督者、農業・漁業従事者、研究開発業務など)については、規制の適用・強化に向けた見直しを図ります。
- 政府の「働き方改革関連一括法」では、自動車運転業務の時間外労働の上限が年960時間と長いため、一般則である年720時間とします。
- 1週間に1日は必ず休日を与えることを法定化し、違反への罰則を設けます。
- 個々の労働者ごとに労働時間管理簿を作成すること等によって労働時間の適正な把握と管理を徹底するとともに、本人等の要請で情報開示することを義務付けます。事業場外の労働や在宅勤務などでの労働時間について使用者による適正な把

握と管理を徹底し、総実労働時間の削減を図るとともに、労働災害が発生した場合等の労働時間認定を容易にし、労災認定が迅速に行われるようにします。

- 固定残業制(みなし残業制)については、基本給と残業代(所定外賃金)の明示を法律で義務化します。労働基準法の違反に当たる不払い残業(サービス残業)の実態の把握などを進め、全ての職場から不払い残業をなくしていきます。
- 全ての労働者が、生活上・健康上必要な休暇・休業(有給休暇、出産休暇・育児休業、病気休暇、介護休業など)を必要な時に取得できる環境を整備します。
- 事業所の労働組合や労働者に対し前年度の月平均所定外労働時間の実績や前年度の有給休暇の平均取得日数を公開すること等により、労使の話し合いを促進し、総実労働時間の削減、有給休暇の取得率向上等につなげます。
- 企業及び事業所ごとの働き方情報(3年離職率、残業時間、有休・育休・産休の取得率、過労死・労災死の有無など)の開示義務の対象の拡大を目指します。若者雇用促進法による新卒求職者への企業情報開示についても、対象情報を拡充します。
- 結婚、出産、介護、看護などさまざまなライフステージで、子育てや介護など、家族的責任がある労働者も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど働き方の工夫を支援します。またやむを得ない休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。
- 生活と仕事を両立するために必要な有給休暇や出産休暇・育児休業など、各種休業・休暇制度を希望通り取得できるよう、法を整備し、企業文化改革を促します。ジェンダー平等社会実現のため、男性の育児休業取得を促進します。
- 労働法令遵守の徹底や質の高い雇用の維持・確保、労働条件の向上や福利厚生への拡充に努める経営者を支援します。
- 「ブラック企業ゼロ」を目指して、ブラック企業やブラックバイト対策を徹底します。
- 労働基準監督官や需給調整指導官等の増強を含む抜本的な労働法令遵守の徹底・強化策を実行するとともに、求人情報開示のさらなる適正化と違反企業等に対する罰則の強化を図ります。
- 「働き方改革関連一括法」によって創設された高度プロフェッショナル制度は廃止します。
- 裁量労働制については、制度の濫用・悪用による健康被害などが生じているとともに、長時間労働の温床となっていることから、なし崩しの適用拡大は認めません。健康管理時間(社内と社外での労働時間の合計)の把握と記録を義務付け、それを上限規制の範囲内とすることを制度導入の要件とするといった規制強化によって制度の適正化を図ります。

労災ゼロ

- 労災ゼロ、建設現場での墜落死・転落死ゼロを目指し、労働安全衛生法等の見直しを行います。
- 軽度外傷性脳損傷の労災認定が適正に行われるよう、診断方法の研究を踏まえ、認定要件の見直し等を行います。

- さまざまな作業環境がある事実に配慮しつつ、全ての労働者の命と健康、安心と安全を守ることを最優先に、屋内外で必要・十分な熱中症対策を義務付けるべく、労働安全衛生規則に盛り込みます。具体的には、屋内における空気調和設備(エアコン等)設置と作業・業務遂行に適切な室温管理の徹底や、屋外での冷却服の着用、強い紫外線から目や肌を守る保護眼鏡・服等の着用に関する基準を盛り込みます。また、酷暑の時間帯を避けた労働時間の設定など、酷暑対策としての働き方改革を検討します。さらに、対策を実効性のあるものにするため、現在、厚生労働省労働基準局や都道府県労働局で熱中症対策に取り組んでいる人員・体制の抜本的強化を行います。

ハラスメント対策

- 「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」(ILO 第 190 号条約)の批准を目指します。
- セクハラ、マタハラ、パワハラ、いじめなど職場でのあらゆる形態のハラスメントを禁止する法制の整備を目指し、防止対策の強化を図ります。全ての働く人を保護し、被害者を救済する制度を整えます。
- フリーランス、就活中の学生などへのセクハラも含めた「セクハラ禁止法」を制定します。同法でセクハラを行った社員などに対して処分を課す、被害者に対して支援情報を提供するなど、会社が社員などのセクハラに厳正対処することを義務付けます。また、国・自治体は、セクハラ禁止の対象となる言動の具体的内容等を定めた指針を作成し、相談体制を整備するとともに、人材を育成します。
- 会社間のセクハラ・マタハラ対策を強化するため、事業主に対する義務を新設する法律を制定します。具体的には、①被害側の事業主は、加害側の事業主にセクハラを行わないよう求める、または厚労大臣に是正を図るよう求める、②加害側の事業主は、加害者(社員)に対し、セクハラを行わないようにするための必要な措置をとる、③加害側企業の事業主は、被害側企業に対して不利益な取り扱いをしてはいけないこととします。
- 取引先など他の会社の労働者からのパワハラ、下請会社など他の会社の労働者へのパワハラに対して、労働者の安全・健康を守る観点から必要な予防・保護のための措置を講じることを事業者には義務付ける法律を制定します。
- 政府内に協議会を設置して基本方針を策定し、標準的な対応マニュアルの策定、対策を実施する事業者・自治体等への支援、該当事例の公表、啓発・教育、被害者に対する相談体制の整備、保健・医療面でのケア、事業者に対する苦情処理体制整備義務の強化など、カスタマーハラスメント対策を推進します。カスタマーハラスメント対策は、消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保することを前提とし、消費者の苦情の申出等が不当に妨げられることのないよう特に配慮します。
- 法改正を含めて検討し、公務、教育・保育、医療・介護を含む全ての業種を対象として、カスタマーハラスメントによる健康被害等について労働者の保護のための措置を講じることを事業者には義務付けます。

フリーランス支援

- 従業員のような扱いをされているフリーランスが、労働者として保護されるように、労働関係法令を見直します。(再掲)
- 社会保険料負担逃れなどの目的で個人請負やフリーランス契約などを濫用・悪用する行為を規制するとともに、兼業・副業などについても労働法令による保護を確保します。
- 個人請負やフリーランスがさらに幅広く労災保険の特別加入制度の対象となるよう検討します。

フランチャイズ問題

- 名ばかり店長など雇用契約の濫用・悪用行為の規制を強化するとともに、労働時間や賃金、安全衛生などに関する、フランチャイズ等で働く労働者の保護ルールの適用の在り方を検討し、働く者全ての命と健康と暮らしが守られる環境を整備します。

労働者協同組合

- 労働者協同組合法が円滑に施行され、労働者協同組合が広範に活用されるよう、国が積極的に広報活動を行うとともに、予算措置の在り方を検討した上で、プラットフォームづくりをはじめとした地域的取り組みを支援します。

社会保障と税の一体改革

- 「社会保障と税の一体改革」の理念である「全世代対応型社会保障への転換」を重視して、社会保障制度の充実・安定化を進めます。改革を進めるに当たって、将来世代に過度な借金を押しつけない、消費税の用途を社会保障・子育て支援に限定する、社会・経済情勢の変化に対応した行政組織及び業務の見直しに努めることを基本とします。少子高齢社会に対応し、子育て支援、雇用の安定、老後の安心など、生活の不安を希望に変える「人への投資」により、可処分所得を増やし、消費を活性化します。
- 世代間公平に配慮しつつ、重点化と効率化によって、子どもから高齢者にわたる、持続可能で安心できる社会保障制度を構築します。
- 固定的な性別役割分担を前提とした税制や社会保障制度の見直しを積極的に進めます。(再掲)
- 税制や社会保障制度を世帯単位から個人単位へ転換します。(再掲)
- 公正な配分により格差を解消し、一人ひとりが幸福を実感できる社会を確立するため、社会保障などのモノサシを変えます。①社会保障の効果を測るモノサシは、格差是正とQOLを重視します。②豊かさを計るモノサシは、GDPからGPI(真の進歩指標)へ変更します。③税制を評価するモノサシは再分配を重視します。④将来経済推計のモノサシは、過大になる政府試算から国会に設置する独立財政機関による試算へ変更します。

- 少子高齢社会に対応し安心して暮らせる社会に向けて、医療・介護・障がい福祉・保育・教育・放課後児童クラブなどのベーシックサービスの質・量を拡充し、誰もが必要なサービスを受けることのできる社会を目指します。
- ベーシックサービスを支える人材を確保するため、ベーシックサービス従事者の処遇改善を図り、希望する非正規職員について正規化を図ります。ベーシックサービス従事者の処遇改善により、地域経済に潤いをもたらし、個々人の消費を拡大させることで、内需の拡大を図ります。
- 誰もが必要とするベーシックサービス(医療・介護・障がい福祉・子育て支援等)は、必要な時にためらわずに利用できるよう、窓口などでの自己負担の適正化を目指します。
- 医療・介護・障がい福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。
- 社会保険料負担の上限額を見直し、富裕層に応分の負担を求めます。また、負担と給付の関係性を重視しつつ、低所得者への保険料軽減措置などを拡充します。

医療

医療保険制度

- 国民皆保険を堅持し、安定した医療保険制度をつくります。医療保険制度全体の安定的な運営と格差是正のため、保険者間の負担の公平化、国民健康保険の都道府県単位化の適切な推進などを図ります。
- 団塊の世代が後期高齢者となり、その医療費が増え、後期高齢者支援金を拠出する現役世代の負担は今後さらに厳しさを増していくことが懸念されます。被用者保険からの大幅な拠出金が課題となっている高齢者医療制度については、医療保険制度の持続可能性の強化と現役世代のさらなる負担軽減を含めて、抜本的な改革を目指します。
- 政府が検討している、後期高齢者医療の窓口負担が3割となる人の対象の見直しは、物価高騰の中では、医療サービスの利用控えの懸念や家計への影響が大き過ぎます。物価高騰の中では認めません。
- 治療が長期にわたる患者の負担軽減を図るため、高額療養費制度を拡充することを目指します。
- 医療機関の控除対象外消費税問題を解消するため、診療報酬への補填を維持した上で、新たな税制上の措置を早期に講じます。(再掲)
- 国民健康保険の保険者が被保険者を対象として産前産後・育児期に保険料の免除を行った場合には、国が必要な財政上の支援を行います。
- 自治体により支給の有無が異なる国民健康保険の出産手当金や傷病手当金については、支給推進のため、支給自治体への財政的な支援を目指します。
- レセプト審査の効率化、医療ビッグデータのさらなる活用によって、保険者機能の強化、医療費適正化、健康課題への活用を推進します。

- 高額医薬品については、総額医療費に配慮しつつ、保険適用の対象とすることを目指します。

マイナ保険証

- 医療 DX の推進は喫緊の課題であるものの、「不安払拭なくしてデジタル化なし」です。国民の不安を払拭し、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するために、2024 年 12 月の健康保険証の廃止を延期し、一定の条件が整うまで現在の健康保険証を存続させます。
- 現行法においてマイナンバーカードの取得が申請主義であることを踏まえ、マイナ保険証の利用は、リスクと便益を自分で判断して決めるべきであり、本人の選択制とします。

医療提供体制

- 医療と介護の需要が増加する中、地域医療を支える観点から診療報酬の適正な改定を進めます。誰もが必要な医療を受けられるようにするため、医療の技術や医学管理を評価する観点から、引き続き診療報酬の引き上げに取り組み、医療の質の改善や効率化を進めていきます。
- 医薬品の安定供給、イノベーション創出の基盤を強固にし、国民に品質の高い医薬品を安定して供給できるようにするため、中間年薬価改定を廃止し、2 年に 1 度の改定とします。
- 自主的な病床削減等を行う医療機関に対して財政支援を実施する「病床機能再編支援事業」は中止します。
- 地域医療構想について、新型コロナウイルス感染症のまん延により生じた医療提供体制に関する課題を十分に踏まえた見直しが適切に行われるよう、地域での病床の機能の分化や連携の推進の在り方について検討し、必要な措置を講じます。病床機能分化については、より一層の需給バランスの適正化を図ります。それとともに、地域で必要となる介護等の提供体制の在り方について検討し、医療との連携を含めて必要な措置を講じます。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延により生じた医療提供体制の課題も十分に踏まえ、地域の医療提供施設間の機能の分担と業務の連携、医師の地域間及び診療科間の偏在の是正等に関する調整の在り方、新たな感染症のまん延時等の医療提供施設に対する財政上の支援や医療従事者の適切な処遇の在り方などについて検討し、必要な措置を講じます。
- 地域の持続的な活性化の中核を担う国公立や日赤等の公的病院の再生や存続を図ることにより、救急医療・産婦人科・小児科などをしっかりと確保します。
- 遠隔医療、ドクターヘリの配置・運用の強化など、緊急対応のための体制を整備します。
- 予防中心の医療を実現するため、日常からの健康管理・相談や総合的な医療提供（プライマリ・ケア）機能を持つかかりつけ医を法制上定義し、事前登録可能な「日本版家庭医制度」を創設します。具体的には、患者が任意で「家庭医」に登録する制度を創設します。「家庭医」は一定の研修を修了することを要件とし、患者に対する

医療提供の司令塔として、地域におけるプライマリ・ケアその他の健康の維持・増進のための措置、専門的な医療機関との適切な連携、患者に関する医療情報の一元把握といった役割を果たします。制度導入に当たっては、国民への情報提供・開示の強化等、必要な環境整備を進めます。

- 在宅医療の拡充のため、訪問看護ステーションの活用を促進します。
- 医薬分業の適正化を図り、患者本位の新たな医薬分業制度を推進します。
- インフォームド・コンセントをはじめ、カルテやレセプト(診療報酬明細書)などの医療情報について開示を進めるとともに、医療関係者と患者との信頼性を高め、医療の質を向上させます。
- 成育基本法に基づき、成育過程にある者とその保護者・妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進します。
- 精神医療については、入院患者の地域生活移行を促進し、病床数を削減します。同時に、精神科病院の医療従事者の人員配置を改善します。
- 無痛分娩に対応可能な病院を増やします。

医療従事者の働き方改革、人材確保

- 医師及び医療従事者の働き方改革(タスク・シフティング(業務移管)やタスク・シェアリング(業務の共同化)の推進)を進めます。医療従事者の長時間労働の是正、女性医療従事者の就業継続・再就業支援などにより、医師・看護師を確保します。
- 専門医制度の地域医療に与える影響を検証しつつ、医師の偏在の是正に取り組みます。医師の偏在解消に向けて、医学部の定員と地域枠の在り方について検討します。同時に、医師不足対策を進めます。
- 医師と患者の立場に立って新専門医制度を改善します。また、専門医養成の在り方や、指定医の認定制度の在り方に検討を加えた上で、診療報酬上の評価を行うことを目指します。
- 看護師の処遇を改善し、働き続けやすい環境の整備に努めます。
- 多職種が連携すること等により医療の質が高まります。医療現場での医療職間の連携を強化するとともに、医師の指示の下で看護師が行う行為の在り方を見直すことや特定看護師の職務拡大を目指すことにより、質の高い医療を受けられるようにするなど、チーム医療を推進します。
- 診療看護師(NP)制度を創設します。
- 新たに解禁された看護師の日雇い派遣について、看護師の待遇や医療の質などの観点から運用をチェックし、問題があれば見直します。
- 薬剤師の処遇を改善するとともに、医療機関への配置、在宅医療への参加を促進します。
- グローバルに活躍できる医療人材を育成・確保し、グローバルなブレイン・サーキュレーション(頭脳循環)を強化します。

歯科医療

- 生涯健康な歯を持つことができるよう、乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診の普及・促進、高齢者・障がい者の地域生活を支える在宅歯科診療・障がい者歯科医療の充実を図ります。また、虐待の早期発見にもつながるよう小児歯科健診の充実に取り組みます。
- 定期健康診断に歯科健診を組み入れます。
- 歯科口腔保健法に基づき、口腔ケアをはじめとする生活を支える歯科医療を充実させ、歯科領域でもチーム医療を推進します。
- 地域包括ケアシステムの中に口腔ケアや歯科治療を明確に位置付けます。
- 歯科技工士の賃金・労働時間等の就労環境を改善し、「製作技工に要する費用」の考え方を明確にします。歯科技工士の待遇改善のため、歯科技工指示書を処方箋化します。歯科衛生士については、健康寿命に極めて重要な口腔ケアの担い手としての働く場を拡大するなど、就労環境を改善すると同時に、復職支援を進めます。

医療の安全

- 薬害事件の再発を防ぎます。これまで薬害エイズ・薬害肝炎事件をはじめ、さまざまな薬害事件が起きたことに鑑み、薬害防止のため医薬品行政の監視・評価機能を強化します。
- 医療事故調査体制の充実を図り、医療に対する国民の信頼を回復するとともに、医療事故を未然に防ぐ仕組みづくりを加速させます。また、被害者救済のための制度づくりを目指します。

医療・介護分野の研究開発体制強化

- 国産医薬品・医療機器の開発と既存の必須医薬品・医療機器の国産化のため、国主導で産官学一体支援の体制を構築します。また、ドラッグラグやデバイスラグの解消を念頭に置きつつ、PMDA(医薬品医療機器総合機構)の機能強化をはじめ、高度管理医療機器の申請と更新の適正化、国産医薬品・医療機器推進政策を進め、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。さらに、医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上と過度な規制緩和の抑制に努めます。
- 先発医薬品も含む医薬品の安定的な供給を実現するために、科学的な有効性と安全性を確保しつつ、医薬品製造メーカーの収益性を高めるとともに、今後の医薬品産業の在り方を早急に検討します。
- 日本の医薬品の研究開発能力を高めるために、製薬大手、バイオベンチャー、大学の研究者などが柔軟に一体化できる、いわゆるエコシステム(生態系)の強化と同時に、世界的に創薬開発の中心を担っているベンチャー企業などへの支援を拡充します。
- iPS細胞を利用した再生医療研究等の促進、創薬への支援や創薬の環境整備を進め、日本の先進医療、画期的な新薬などの医療技術を海外に輸出するための産業育成、発信力強化を図ります。

- ワクチン開発を支援し、日本企業の国際競争力を高めます。
- 開発途上国が必要とする医薬品の開発を支援し、日本の医薬品が海外で使用される基盤づくりを進めます。
- 後発医薬品の質の確保、先発品の特許切れ後の値下げを進めます。
- 抗生物質などの研究開発、難病治療を促進します。
- 漢方薬など伝統的医薬品は、現行の薬価改定方式では薬価が下がり続けるばかりであることから、生産を維持するための歯止めを設けます。
- 使用価値を有する医薬品について、厚労大臣が特に必要と認める場合に、学会の意見を参考にして、必要な条件及び期限を付して使用を認める制度の整備について検討します。
- 新生児のへその緒から採取できる臍帯血には、さまざまな細胞のもととなる幹細胞が豊富に含まれています。臍帯血を再生医療に利用することで、従来治療が不可能とされていたさまざまな病気の治療につながることを期待されています。適正な管理体制の下で、臍帯血を使う再生医療を推進します。
- AMED(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)の研究室併設を含む抜本的改革による研究開発環境を整備します。
- 医学部では基礎医学に留まらず、臨床科目の教室における Ph.D.のポスト増加、特に教授ポストの新設・確保により欧米並みの研究力を確保します。
- 臨床研究法に基づき、実効性のある取り組みを進め、研究の中での多様な利益相反を適切に管理し、研究対象者の健康と人権を守ります。
- 医療・介護分野で研究開発型の独立行政法人を最大限活用します。研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- 医療・介護の IT 化をさらに推進します。在宅患者も含めた情報集約による地域医療連携ネットワークの構築や、情報共有による日常生活圏を中心としたシームレスな医療・介護サービスの提供を目指します。また、医療・健康・福祉のスマート化(いつでもどこでも健康状態を確認できるオーダーメイドの健康管理システム等)を推進します。
- 介護・医療従事者の身体的負担を軽減するため、ロボット技術の開発と運用を支援します。

がん、脳卒中、心臓病対策

- がん対策基本法に基づき、地域間の格差なく整備された専門的医療機関で、がんの早期発見・治療がなされ、がん患者の状況に応じて診断の時から緩和ケアが適切に提供されるようにします。がん患者の緩和ケアをはじめ、わが家で療養できる在宅医療の基盤を整備します。
- がん患者の療養生活の質を維持・向上させるための施策と就労支援を推進します。また仕事と治療の両立に向け、事業所の理解促進と時間単位の休暇取得を推進します。
- 小児がん患者が学業と治療を両立できるようにするための施策を推進します。小児がん治療後に予防接種を再度受け直す際の費用の支援を検討します。

- AYA 世代(思春期・若年成人)のがん対策を重点化し、実態調査を進め、就労支援及び治療と就労の両立支援や、教育環境の整備、理解・啓発を促進します。
- 希少がん及び難治性がんに関する研究や治療等を着実に推進します。
- iPS 細胞による再生医療研究等を促進します。
- 「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」に基づき、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策を総合的・計画的に進めます。
- 脳卒中や心臓病(心不全など)の原因疾患の早期発見と介入治療の推進、予防と救急対応のための教育・啓発、地域間格差のない治療機関のネットワークづくり、失語症などの後遺症の対策など、脳卒中・循環器病対策基本法に沿った施策を強力に推進します。また、的確な救急搬送が行われる仕組みを作るとともに、適正な救急受診を促す市民啓発を推進します。
- 超急性期脳卒中・心臓病に対応できる施設の把握を進めます。
- 脳卒中・心臓病の発症登録・調査・評価・公表を通じた、地域医療の質を客観的に評価する体制を構築します。
- 義務教育でのがん、脳卒中、心臓病等についての予防教育の充実を図ります。

臓器移植・骨髄移植

- 適切な臓器移植医療と、臓器移植に関する啓発活動を推進します。
- 骨髄移植でのドナーとレシピエントの環境改善を目指します。骨髄移植に関わる予算を増額し、休暇制度など、ドナーになりやすくするための環境を整備します。

アレルギー対策

- 国民の約 5 割が当事者とも言われる各種アレルギー疾患の研究と総合対策を推進します。

生殖補助医療

- 2020 年 12 月に成立した「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」の附則に盛り込まれた課題について、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(SRHR:性と生殖に関する健康と権利)の保障を前提として、生まれてくる子の福祉と人権を最優先に、「出自を知る権利」の明定をはじめ、包括的な法整備に取り組みます。
- 生殖補助医療の提供に当たっては、商業利用や優生思想的悪用を禁止します。副作用などのインフォームド・コンセントの充実と健康被害への対策強化、精子・卵子提供者の情報管理・開示の基準整備を進めます。生命倫理の観点も踏まえた国民的議論の場を保障し、命と健康が守られるためのあるべき生殖補助医療の構築を図ります。
- 適正な性・生殖に関する情報の提供を進めるため、妊娠前の健康管理(プレコンセプションケア)や若い世代の男性(泌尿器科)、女性(婦人科)の検診の普及・促進を図ります。

望まない妊娠、生理の貧困問題対策

- 望まない妊娠を避け、生理の貧困問題にも対応するため、若者への避妊具や生理用品の配布や、性教育や心身の健康に関わる相談に乗る取り組みを進めます。

子どもの医療費

- 子どもは健やかにかつ安全に育つ環境が保障されるべきものであり、子どもの医療費について、国のナショナルミニマムとして、統一的な医療費助成制度を検討します。子育て家庭などの医療費の経済的負担を軽減します。

不妊治療

- 望む人が最良の不妊治療を受けられるように、不妊治療の保険適用を拡充します。全ての検査と治療(評価療養・患者申出療養・選定療養などを含む)について、保険適用または保険診療との併用が認められるよう、適用範囲を拡大します。
- 不妊治療の現行の年齢制限について検討を行います。
- 不妊治療と仕事が両立できる環境の整備を図るとともに、治療に応じて男女ともに利用できる不妊治療休暇を導入します。治療に関する職場のハラスメントを防止し、不妊治療への職場の理解を促進するため、各企業内の相談支援員の創設を後押しします。
- 個人の意思を尊重した不妊に関するカウンセリング体制を強化します。
- 不妊治療への社会の理解を深めるため、啓発に取り組みます。
- 男性不妊についてもカウンセリングを含めた環境を整備します。精子濃度の低下と不妊の関係性など、男性不妊の要因について調査を進め、男性の不妊治療の適用範囲を拡大します。
- 包括的性教育(ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育)を充実させ、男女ともに性と生殖を含む自らの身体に関する健全な理解の推進を図ります。不妊に対する啓発教育について、慎重な配慮のもとで進めます。
- 養育里親や特別養子縁組の認知度を上げ、普及と支援体制を強化し、多様な家族の在り方を支えます。

感染症対策

- 感染症対策について、国が司令塔機能を発揮できるよう、指揮命令系統の一本化や情報を集約する仕組みを整えた組織を整備します。
- 2025年4月始動となる国立健康危機管理研究機構の予算・人員(特に研究者、ワクチン開発者、管理職)の強化、地方衛生研究所を感染症法に明記した上での体制強化、感染症指定医療機関の拡充、医療従事者の専門性強化、関係機関との連絡体制の強化など、感染症対策を拡充します。
- 人手不足の保健所について、職員の増員や非正規職員の正規化などにより、早期かつ確実に感染ルートを把握できる体制を作ります。今後の新たな感染症のまん

延に備え、恒常的に職員の適正配置を進めます。同時に、自治体と協議しつつ、著しく減少した保健所を大幅に増設します。

- 国産ワクチンや国産治療薬が可及的速やかに普及するよう、科学的な有効性と安全性を確保しつつ、その開発・製造の支援を強化します。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置された場合で、国民の生命及び健康を保護するため緊急の必要があると認めるときに、新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症を含む)の治療のため、一定の要件の下、使用価値を有すると認められる医薬品を指定し、医療保険の保険給付、副作用救済給付の対象とする制度を導入します。指定は企業からの申請に基づいて行いますが、申請を待ついとまがないときは、厚生労働大臣が申請によらずに行うことができるようにします。また、当該医薬品を確保するため、買取りや企業への増産の要請等を行います。
- 感染症のための医薬品の研究開発を推進するため、医薬品の基礎的な研究開発から臨床試験に至る過程における取り組みに対する支援、開発された医薬品の買取り等を実施するために必要な財政上の措置等を講じます。
- 入国管理を徹底し、海外からのウイルスの持ち込みを防ぎます。
- 新型コロナウイルスなどの病原体を国内に侵入させる恐れがあると認められる外国人を上陸拒否の対象とするため、現在、法解釈で行われている上陸拒否を排し、明確な法的根拠に基づく入管法の改正を行います。

新型コロナウイルス感染症対策の検証と今後の対応

- 今後の新たな変異株を早急に発見する体制整備に努め、急激な感染状況の悪化を把握し、万が一の事態に的確に対応できるようにします。医療提供体制の強化に万全を期すとともに、救急搬送困難事案に着目し、医療にかかれずに亡くなる人を二度と出さないようにします。これまでのコロナ対策を検証し、科学と事実に基づく対策を推進します。
- 今後の感染症禍に備えた対策を講じるため、4年以上にわたる政府のコロナ感染症対策の実状と課題、費用対効果に関する科学的検証・総括を専門的見地から客観的に検証する「コロナ対策調査委員会」を国会に設置します。

新型コロナウイルス感染症の後遺症対策

- 新型コロナウイルスの後遺症の研究・調査を進めるとともに、診療する医療機関を拡充します。
- 後遺症とみられる症状に悩む人の相談体制を整備します。最新の知見をもとに、診察やリハビリの方法などを示した手引きを改訂するとともに、地域の医療機関で迅速に治療を受けられるようにします。
- 後遺症への理解・啓発を行うとともに、後遺症の影響で仕事を失ったり休業を余儀なくされたりする人が相次いでいることから、職場への復帰や再就職を支援します。
- 新型コロナウイルスの後遺症の実態が十分に解明されておらず、適切な医療及び支援を受けられていない現状に鑑み、予防・診断・治療の研究等の積極・迅速な実施、医

療提供体制の整備、各種相談体制(医療・保健・福祉・教育・労働等)の整備、教育・広報活動など、国民の理解増進を図るため、「コロナ後遺症対策推進法」を制定します。

新型コロナウイルス感染症のワクチン対策

- 今後も周期的な感染拡大に対応し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種を希望する人が、安心・安全、円滑・確実に接種を受けられるようにします。
- リスクとベネフィットを比較衡量して接種を判断できるよう、リスクコミュニケーションを強化し、最新のエビデンスに基づいて、ワクチン接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、副反応等に関する正確で具体的な情報について、迅速かつ分かりやすく発信・提供します。
- 新型コロナウイルスワクチンの副反応を専門に検討する会議体を設け、反応の分析を一層深められるようにします。接種後の副反応等の相談窓口を身近な自治体ごとに置き、医療機関との速やかな連携を図ります。
- 新型コロナワクチンの接種による健康被害が生じた場合の予防接種法に基づく救済制度をより分かりやすく周知します。健康被害救済制度において、市町村が医療機関に対しカルテ等を求められるようにするなど、申請者の負担を軽減するとともに、制度を改善・充実させます。
- 新型コロナワクチンによる死亡等に関する認定審査体制の充実、審査状況に関する適時・適切な情報提供、ワクチンの安全性の調査研究、健康被害救済が十分になされるよう、「コロナワクチン健康被害救済法」を制定します。
- 今後必要とされるワクチンの確保・供給に万全を期します。大規模感染症発生時のワクチンの接種体制整備についても先手先手で備えます。
- 国家的なプロジェクトとなった今回の新型コロナウイルスワクチン接種の状況や課題を検証し、得られた教訓や経験を今後の接種に生かすようにします。ワクチン接種の費用対効果、製薬会社とのワクチン契約の検証に取り組みます。

ワンヘルスの実施施策強化

- 近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症となっており、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等を推進するため、人や動物の感染症研究を担う国や大学等の機関、全国的に構築された医師と獣医師との連携体制の下、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的にとらえて対処する「ワンヘルス」の実実施策を強化します。

HIV 対策

- 薬害エイズ(HIV)被害者の生活を支援します。
- キーポピュレーション(高い感染リスクにさらされている集団)への働きかけを強化し、対策を進めます。
- 現在の基準に合わなくなった障害者手帳の取得基準の見直しを進め、治療を開始すべき時に障害認定による治療助成を利用できるようにします。
- HIVについての啓発を一層進めます。

ハンセン病対策

- ハンセン病患者・回復者及びその家族への偏見・差別解消、名誉の回復に取り組みます。「らい予防法」が廃止された現在でも、社会に残る偏見・差別から、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない、自由に故郷に帰ることができない、実名を名乗ることができない、亡くなっても故郷の墓に埋葬してもらえない等、困難を抱える患者・回復者をサポートします。また、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識を普及・啓発するため、資料館の充実と職員の待遇改善を図ります。
- ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化を進め、退所者・非入所者への医療・介護・相談等の体制整備と、継続的・安定的な経済支援を行います。
- 国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、医師・看護師・介護員・その他職員の確保に最大限努力、特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めます。
- 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき、国会と政府が悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の元患者の家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するための補償金を支給します。

予防医療

- 予防重視で、妊娠から乳幼児健診、学校保健、産業保健、老人保健までを国民のライフサイクルに応じた切れ目のない生涯保健事業として実施します。メタボ健診、がん検診、婦人科検診などの受診率を高め、早期発見・早期診断につなげます。
- 行政と民間の連携を推進することにより、若年世代が気軽に健診を受けられる環境を整備します。
- 痛くない乳がん検診(ドゥイブス法)の普及を目指します。
- 健康寿命を延ばすため、保健衛生と健康指導、運動器障害(ロコモ)対策の充実、口腔ケアの奨励などの予防医療やリハビリテーションを充実させ、健やかに老後を迎えることができるようにします。
- 地域包括ケアシステムの中で、市町村が実施主体となり、地域住民の主体的な参加と保健師や栄養士などによるフレイル(健康と要介護の間で、心と体の働きが弱くなってきた状態)対策と栄養指導、食育を充実させます。
- 予防やリハビリ、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の活用に対する診療報酬上の評価を行います。
- 医療のビッグデータ活用、医療情報の積極的な活用による予防医療が重要であり、保健指導の充実を図ります。
- 安全性や効果が確認されている予防接種の定期接種化を検討します。
- 予防接種の副反応等が迅速に把握され、その検証や被害者救済、接種継続の可否判断等が適正になされる体制を確立し、国民が安心して予防接種を受けられる社会体制の整備を目指します。必要なワクチンについては十分に供給されるよう、可能な限り国内生産体制の整備・確立を目指します。

- 現在、遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)の患者に対する乳房・卵巣の予防的切除に対する保険適用が認められていることを踏まえ、広く予防的切除の保険適用の在り方について検討します。

統合医療

- 漢方、あんま・マッサージ・指圧、鍼灸、柔道整復などについて調査・研究を進め、専門的な医療従事者の養成を図ります。

心身医学

- 心身医療の提供体制の整備を着実に進めるとともに、不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。乳幼児健診への専門スタッフの参加等を検討します。カウンセリングの再評価を行い、カウンセラーの資格や評価を見直し、薬剤治療を中心としなくても適切な治療ができるようにします。

違法薬物対策

- 違法薬物への依存に対しては、治療を中心に据えて依存からの回復と社会復帰を進めます。
- 薬物(危険ドラッグを含む)、アルコール、ギャンブル、ゲーム、スマホ等の依存症から患者が回復できるように、民間団体を支援し、相談体制、専門的な治療、リハビリの体制を充実させます。

死因究明推進

- 死因究明等推進基本法に基づき、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保、死因究明等に関する教育・研究の拠点の整備、死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備など、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、子どもが死亡した場合のその死亡の原因に関する情報の収集・管理・活用等の仕組みを導入します。

受動喫煙対策

- 2018年に改正された健康増進法による規制を徹底させます。屋内全面禁煙に向けて健康増進法の見直しを検討します。

病室等における通信環境の整備

- 患者の孤独解消や外部とのコミュニケーション確保のため、病院内医療機器への影響等を勘案の上、Wi-Fiをはじめとする病室の通信環境の整備を促進します。老人福祉施設や児童福祉施設などにおいても、同様の整備を促進します。

介護

介護保険制度

- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要が増加していく一方で、支え手である現役世代が減少し、地方自治体の財政負担が大きくなる中で、保険料が過度に増加することがないよう、国庫負担の引き上げ、自己負担の在り方、被保険者の対象について検討を進め、将来に向けて持続可能な介護保険制度を構築します。
- 介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に提供されることや、介護従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職が防止されることにつながるよう配慮します。
- 介護崩壊を防止するため、訪問介護の基本報酬引き下げを実質的に撤回・見直します。具体的には、できる限り速やかに訪問介護事業者に訪問介護事業支援金を支給するとともに、次回の改定(令和 9 年度)を待たずに、できる限り早い時期に訪問介護の介護報酬基準を改定します。
- 政府が検討している介護保険の負担増(サービス利用の自己負担が 2 割・3 割となる人の対象の見直し、ケアマネジメントへの利用者負担の導入)は、物価高騰の中では、介護サービスの利用控えが起きて、高齢者の要介護度を悪化させる恐れがあります。物価高騰の中では認めません。

介護サービス提供体制

- 地域の絆を強め、医療・介護・教育などが連携することによって、地域包括ケアシステムを拡充し、子どもからお年寄りまで全世代を支援するシステムへと進化させます。特に、かかりつけ医と訪問看護など医療と介護、医療及び介護の従事者、ケアマネジャー等との連携を強化します。
- 介護・保育・障がい福祉等の複合施設である共生型福祉施設の整備促進を図ります。
- 高齢者が安心して住まいの確保ができるようにするとともに、必要時に介護サービスの提供が受けられ、住み慣れた地域で暮らせるよう配慮します。
- 介護保険制度から要介護 1・2 の生活援助サービスを削減することがないようにします。
- 福祉用具が高齢者の自立を促進し、重症化を防止していることを重視して、貸与と販売の選択制を導入する前の制度を維持します。
- 要介護度の進行の抑制、症状の改善のための介護サービスを重視し、要介護度が改善した場合に事業者が受け取る介護報酬が減らない仕組みを検討します。
- 医療療養病床から老健施設等への転換への助成を引き続き行います。

認知症対策

- 認知症予防事業を推進するとともに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことのできる「見守りのネットワーク」をつくります。その中で、診断後の心身のケ

ア・見守り・生活支援等の早期サポート体制や、初期認知症の人の居場所や生きがいづくりの支援環境を整備し、認知症患者の徘徊(はいかい)対策を推進します。

- 初期の認知症の人が早期に診断を受け、一刻も早く専門職や専門機関につながるシステムを構築し、適切なケアが受けられるようにします。
- 若年性認知症患者の地域生活、就労支援、認知症グループホームの費用負担軽減を図ります。具体的には、若年性認知症の人については、介護保険優先原則に縛られることなく、就労支援や作業所、移送など障害者総合支援法によるサービスが必要に応じて利用できるようにします。また、若年性認知症への適切なケアが提供されるよう、介護支援専門員や介護スタッフの研修を進めます。
- 認知症になっても本人が希望すれば働き続けられるようにするため、企業が認知症に対する理解を深め、支援者を置く等の環境を整えます。

介護離職ゼロ対策

- 介護離職ゼロに向けた取り組みを強化します。
- 家族を介護する期間が長期化した場合に介護休業の通算期間を延長するなど、介護する家族の立場に立って、仕事と介護を両立できる環境を整えます。
- 介護休業を取得しやすくするため、介護休業中の賃金補償の拡充(毎月の賃金補償実質 100%、ボーナスも一定程度手当て)を目指します。
- 中小企業が介護休業取得者の代替要員を確保した場合に支給額を加算する「両立支援等助成金」について、加算額の引き上げを含めた見直しを行うことを目指します。
- 在宅で介護をしている家族に対するケアを重視し、レスパイト入院(介護家族支援短期入院)など、介護する家族が一時的に介護から解放され、リフレッシュするための支援、カウンセリングなど介護者のメンタル面の支援を進めます。
- 複雑になっている居住系サービス全体を整理し、特別養護老人ホームを含め、利用者にあった施設を必要な時に利用できるよう整備・充実します。

介護従事者の待遇改善

- 介護現場の人手不足解消のために、立憲民主党が提出した「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」を早期に成立させます。政府の新たな処遇改善策への上乗せ措置として、全ての介護・障がい福祉事業所で働く全ての職員に対し、月額 1 万円の処遇改善を行います。
- 全ての介護職員の賃金を全産業平均の水準に引き上げることを目指して、着実に処遇改善を行います。
- 介護従事者における、施設介護従事者と訪問介護従事者の待遇を同等にします。
- 介護従事者のキャリアや能力がより評価されるよう、介護分野のキャリアアップのための制度を推進します。
- 介護ロボットや AI の導入に積極的な事業者に対する支援を充実させることで、これらの技術の普及を促進し、介護従事者の負担軽減や作業の効率化を進めます。

ヤングケアラー支援

- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。(再掲)
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。(再掲)
- 自治体がヤングケアラーのアセスメントおよびケアマネジメントを行う部署を設置したり人材を確保したりできるよう、国が支援を行います。(再掲)

年金

年金制度

- 老後の備えとしての貯蓄の問題に向き合い、安心して老後を過ごせる社会をつくりまします。
- 老後の生活を社会全体で支え合う共助・公助の観点から、国民皆年金を堅持します。若い世代をはじめ全ての世代の国民に信頼される持続可能な年金制度の確立を目指し、最低保障機能の強化、世代間公平の向上に向けた年金制度の抜本改革案について検討を進めます。
- 当面、低所得の年金生活者(年金とその他の所得の合計額が基礎年金満額相当以下などの場合)に対しては、年金生活者支援給付金を手厚くします。さらに年金制度とは別に、簡易な資力調査を実施した上で低所得の高齢者に一定額を年金に上乗せして給付する制度を設けます。
- 将来の安心を高めるため、短時間労働者でも厚生年金に加入できるよう適用拡大を進めます。2024年10月から50人超規模まで引き下げられた企業規模要件については、新たに適用される事業所に対して必要な支援策を講じた上で撤廃します。また、賃金要件については月7.7万円に引き下げます。
- 年金の第3号被保険者制度の問題について、制度的公平や働き方に与える影響等を勘案しつつ見直し論議を進めます。
- 「年収の壁」等の課題を解決するため、抜本的改革を行うまでの当分の間の措置として、2つの給付金から成る「就労支援給付制度」を導入します。①配偶者の扶養家族だった人が年収130万円を超えて働く場合、社会保険料の負担が生じて手取り収入が急激に減ってしまう「年収の壁」に直面します。この手取り減収分を補うため、「就労促進支援給付」として、年収が130万円を上回って一定額に達するまでの間、年収の増加に伴って、徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。②低所得にもかかわらず国民年金や国民健康保険などの保険料を負担している年収130万円前後の方を対象に「特定就労者支援給付」を設けます。年収が130万円を上回る場合は①と同様の給付金を支給し、年収が130万円を下回る場合に

は生活保護など福祉による支援が受けられる手前の年収まで徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。

- 年金のマクロ経済スライド強化策の影響を検証し、年金改革論議の中でその在り方を検討します。
- 長期的に、現役世代の収入水準を参照しつつ、一定以上の所得のある高齢者には、基礎年金の一部、特に税財源を原資とする部分の支給制限を検討します。
- 年金積立金の運用は被保険者の利益、確実性を考慮し、運用割合が倍増された株への投資を減らします。ただし、10年間については市場等に与える影響等を考慮した経過措置を設けます。また、GPIF等に年金積立金の運用リスク情報の公表を義務付けます。公的年金の積立金運用については、労使の十分な経営参加や監査、理事の報酬決定など、被保険者の目線でガバナンス体制を構築します。
- 「消えた年金問題」について、これまで約1606万人の年金記録を取り戻しました。未統合の年金記録約5千万件のうち、2024年3月までに約3382万件の記録を解明し、生涯年金額で約2.9兆円の年金給付額を回復しました。また、年金記録が訂正されてから支払うまでの期間が大幅に短縮されました。今後も、残りの未統合記録の解明を着実に進めます。
- 無年金者を減らすため、これまで25年以上の保険料納付等が必要であった年金受給要件について、10年以上の納付等で受給可能にしました。さらに残された無年金の問題に取り組みます。
- 厚生年金等の未適用事業所に対する適用を速やかに徹底します。
- 政権の意向や経済目標の影響を受けずに数字に基づいて年金制度を設計するため、年金財政の中長期試算や世代会計、将来の年金所得分布や高齢者貧困率など、多様な将来推計も行える独立財政機関を国会の下に設置します。
- 日本年金機構を巡る度重なる不祥事を踏まえ、業務委託の在り方を含む事務処理の適正化や人員体制の確保、情報管理等の徹底など再発防止に取り組み、公的年金制度に対する国民の安心と信頼を確保します。

私的年金

- 国民年金基金・個人型DC(イデコ)の加入資格を有していたにもかかわらず加入していなかった期間がある場合について、公的年金への加入にかかわらず、加入期間を任意で伸ばすことができるようにします。
- 厚生年金加入者(企業型DC加入者を除く)等の個人型DC(イデコ)の拠出限度額を、企業型DCと確定給付型年金を実施している場合の企業型DCの拠出限度額と同額に引き上げます。
- 中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、従業員規模の要件を500人以下とします。

共生社会

生活保護・生活困窮者支援

- 生存権保障を強化する観点から、生活保護法の在り方を見直します。また、水準均衡方式を見直すとともに、健康で文化的な最低限度の生活を保障できる生活保護基準を検討し、必要な措置を講じます。見直しまでの間、要保護者に不利な内容の保護基準を定めないようにします。
- 就労インセンティブを損なわないようにするために、生活保護の収入認定や生活保護の各扶助を単独で支給することの是非等について検討します。
- 生活保護が適正に運用され実施されるよう、福祉事務所の実施体制について抜本的な見直しを行うとともに、総合相談体制、行政処分のチェック機能、人材育成、権利擁護を強化します。生活保護受給資格の要件を分かりやすく提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応します。
- 親族による扶養は生活保護の要件ではないこと、生活必需品である自家用車の保有を認めることなどを運用面で周知徹底します。
- 生活困窮者自立支援制度で現在任意事業となっている就労支援や学習支援などについて、義務化を目指します。本制度とホームレス自立支援施策については、相互の役割分担のもとに円滑な事業の連携を進めます。
- 経済的に困窮している人や社会的に孤立している人に対する生活支援を拡充するため、求職者支援制度の活用、ハローワークや自治体のさまざまな相談機能の縦割りの解消、NPO等との連携により、社会復帰・早期就労支援や住居確保、食料支援、医療支援、学習支援など、自立支援を充実させます。
- わが国のひとり親家庭の貧困率は OECD 加盟国の中で最悪の水準にあることから、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給月額を 1 人当たり 1 万円増額するとともに、支給期間を 20 歳未満に延長し(現行制度では 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学を後押しします。また、支給は毎月に改めることで、月ごとの収入のばらつきをなくし、ひとり親家庭の家計の安定を図ります。さらに、ふたり親低所得世帯にも月額 1 万円を支給します。(再掲)
- 今後、単身高齢者世帯が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含め、要介護度にかかわらず、低所得の高齢者であれば入居できる支援付き住宅の整備を進めます。
- 貧困による子どもの不登校、引きこもり、ひとり親家庭の生活困窮の状況、子ども、若者、女性、フリーターなどを含む非正規労働者等の生活実態などについて、貧困との関連から縦断調査を含め詳細な調査と分析を進めます。
- 無料低額宿泊所に関わる問題を解決し、いわゆる「貧困ビジネス」などによる被害を防止します。

住まいの安心の確保

- 住まいの安心を確保するために、新たな家賃補助制度を創設します。(再掲)

引きこもり等対策

- 引きこもりの状態など、生活実態等についての縦断調査を含め総合的な調査と分析を進めます。
- 生活困窮者等の空き家への入居、及びその後の生活支援に取り組んでいる NPO に対して、財政的支援を行います。NPO との協同により、空き物件のオーナーが抱える不安やリスクを解消し、従来、入居を断られてきた生活困窮者等の住まいの安心を確保します。
- 福祉事務所、市町村保健センターなどと連携し、支援の手が伸びていない家庭に対し、積極的に働きかけるアウトリーチによる対策を進めます。
- 家族が悩みを相談できるワンストップ窓口を作り、家族全体を支援します。精神保健福祉士や保育士などの専門職や子育て経験者、元教師など、地域の人材を活用します。
- 不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。
- 若者が気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の居場所「青少年センター」(仮称)の設置を進めます。

自殺対策等

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。
- 自殺対策基本法に基づき、国が都道府県・市町村の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業への財政支援や事業の結果の検証を行うことで、国が自治体と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させます。
- 若年世代への「包括的な生きる支援」の強化や、働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりよいホットライン」の拡充など、「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算等を確保して、引き続き自殺対策を推進します。
- 国が指定した法人が中心的な役割を担い、労働や福祉分野など広く関連施策と連動させた総合的・効果的な自殺対策の実施に必要な調査・研究や、その成果の活用等を行います。併せて、地域レベルでの自殺対策を担う地方公共団体の取り組みに対して支援します。
- 自殺予防対策を強化します。精神医療の場での向精神薬への過度の依存を是正し、アウトリーチ支援を充実させます。また、厚生労働省、内閣府、文部科学省等の連携をさらに充実させます。
- 小中高校での相談体制の強化と意見表明権を保障する仕組みとともに、学校外にも若者の居場所作りを進めるなど、子どもの自殺対策を進めます。

被爆者援護施策

- 被爆者やその家族、それを支える人々の意見に真に向き合い、被爆者援護施策の一層の充実を図るとともに、原爆症認定の遅れに伴う援護措置の遅延など、懸案の諸課題の解決を図ることを検討します。訴訟によらない全面解決を図るため、原爆症認定制度の抜本的な見直しを行います。

戦没者遺族等に対する援護施策

- 一日も早く、一柱でも多くの遺骨を遺族の元に返せるよう、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、諸外国や各府省、民間団体との協力や情報の収集を積極的に行い、遺骨収集に集中的に取り組めます。戦没者の遺骨が混入した土砂を埋め立てに使うことは認めません。
- 戦争体験者が高齢化していることを考え、平和を守り、戦争被害が風化しないよう後世に伝えるため、被爆者のみならず、空襲被害者、沖縄戦体験者などの体験を伝える伝承者の育成を行い、全国に派遣する事業を作ります。
- 空襲等で負傷等の被害を受けた「特定戦災障害者等」に対して特別給付金を支給する法律の制定を検討します。

アスベスト被害者等の救済

- 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の不十分な点を踏まえ、全てのアスベスト被害者の全面救済を図ります。
- トンネルじん肺について、訴訟を提起しなくても補償を受けられることができる基金制度の創設等の解決策を作ります。

障がい・難病

総論

- 「障害者の権利に関する条約」の批准のための一連の障がい者制度改革の成果を踏まえつつ、同条約を誠実に履行するため、条約の規定に基づいて、住み慣れた地域で、誰もが居場所と出番がある社会を実現します。
- 障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、障がいのない人とともに共生し、安心して地域で自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスにおける脱施設化をはじめ仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。
- 改正された障害者総合支援法の附則を踏まえ、2011年の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言の理念の実現を目指します。重度訪問介護の支援区分中度者への対象拡大や、常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動や就労の支援、障害支援区分の認定や障がい福祉サービスの支給決定の在り方、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援の在り方などのうち、積み残された課題について検討します。
- 精神障がい、知的障がい、身体障がい当事者の政策決定過程への参画を推進し、ともに議論しながら障がい者政策を進め、内閣府に置かれている障害者政策委員会の機能強化など、障害者基本法の改正を検討します。また共生社会の創造に向けた地域住民・NPOの活動に対する支援をより拡充するとともに、それらを通じて障がいの軽重にかかわらず、健常者とできる限り同等に社会に参画する選択肢を増やしていきます。
- 障がい者の活躍の場を広げるとともに障がい者本人の意思決定を尊重するため、成年後見制度をはじめとするさまざまな制度の在り方を検討します。
- 共生型福祉施設の設置を促進するなど、共生環境を整備します。
- 「障害者の権利に関する条約」の第27条(労働及び雇用)が「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」とうたっていることに鑑み、働く全ての障がい者にディーセント(働きがいのある人間らしい)でインクルーシブな就労の場を確保することを目標に据え、政策に取り組みます。
- 内部障がいや発達障がい者を含めた移動困難者にとって大都市だけでなく地方でも移動しやすいユニバーサルデザイン社会を実現します。また、「バリアフリー法」の対象に災害時の避難対策も含めて、避難所等のバリアフリーを実現するとともに、「バリアフリー法」によってバリアフリーが義務付けられていない小規模の交通施設や建築物等についても、円滑化基準の改定や財政支援などを通じて、バリアフリー化を進めます。
- 障がい福祉等に係る公的支出の対GDP比についてOECD平均である2%の水準を目指します。

障がい福祉サービスの安定提供、障がい福祉従事者の処遇改善

- 障害福祉サービス等報酬の増額による経営の安定化とサービスの質の向上を進めます。
- 障害福祉サービス等報酬の改定に当たっては、全ての障がい福祉事業者のサービスが安定的に提供されること、障がい福祉従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職の防止や事業所の人材確保につながるよう配慮し、福祉施設・事業所の活動の質の評価を反映させる仕組みの導入や、事務職や技術指導者等の処遇改善も行います。
- 障がい福祉事業所の安定的な運営のために、次期改定を待たずに令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定を見直します。具体的には、生活介護、就労継続支援 B 型、グループホームにおける現場の支援実態を顧みない報酬体系の導入や基本報酬の減額等を見直し、事業所に対する適切な評価や基本報酬の引き上げを行います。
- 障害福祉サービス等報酬の改定で食事提供体制加算の廃止や、送迎加算の引き下げが行われないよう、「食事加算等存続法」を制定します。
- 障がい福祉従事者の賃金を全産業平均並みに引き上げることが目標とし、まずは「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法」を早期に制定し、政府の処遇改善策からさらに支給対象を拡大、支給額を増額(障がい福祉事業所で働く全ての職員 1 人当たりプラス月額 1 万円)します。

虐待防止法の改正、差別解消法の実効性ある運用

- 学校や病院等における通報の義務化をはじめ、第三者によるチェック体制を整備するなど障害者虐待防止法を改正し、学校や病院等での虐待防止を進めます。精神保健福祉法の改正で義務化された精神科病院における虐待の通報の実施状況を踏まえ、虐待防止と報告を確保するためのさらなる取り組みを検討します。
- 改正障害者差別解消法の附帯決議や事業者に対する合理的配慮の義務化を踏まえ、基本方針等において、障がいの分野に応じて具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むこと等を検討します。
- 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止や解決に当たっては、ワンストップの相談窓口の設置や利用しやすい体制整備に努めるとともに、裁判外紛争解決の仕組みの検討など、障害者差別解消法の実効性ある運用を目指します。
- 障害者差別解消法の改正を踏まえて、障がい児・者が医療機関を受診しやすい環境整備に努めます。
- 精神疾患と犯罪を結び付ける偏見の解消に取り組めます。
- 旧優生保護法下での強制不妊手術被害者等に対する一時金・補償金について、地方自治体と連携し、対象者への周知に取り組めます。また、強制不妊手術等が進められた背景・原因を検証するとともに、優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓発を進めます。(再掲)

女性や性的マイノリティへの対応

- 複合差別など女性や性的マイノリティの障がい者が直面する課題の実態調査を行い、意思決定の場への参画を進めていきます。
- 障がい者が性暴力・DV 被害を受けた場合の対策を推進します。

社会保障

- 医療・介護・障がい福祉等に関する社会保障サービスの自己負担の合計額について、所得に応じて上限を設ける総合合算制度を創設します。(再掲)
- 障がい者の暮らしを支える制度を拡充します。介護保険優先原則の廃止、障害年金の引き上げなどを検討します。

就労支援、社会参加

- 福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労の在り方にさらなる検討を加え、すでに地方自治体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を目指します。
- 障害者雇用率制度における除外率制度の廃止に向けた取り組みを進めるとともに、雇用主が雇用率達成のみを目的として障害者雇用代行ビジネスを利用しないよう事業者への周知・指導を行います。
- 就労継続支援 B 型や地域活動支援センター等を利用している障がい者についても、労働者性が一定程度認められ、労災や健康診断など、個々の実情に応じて労働法規が一部適用されて安心して働けるよう、障がい者の就労支援体系全体の再編も視野に検討します。
- 短期的には、現行の福祉的就労における低工賃問題への対応を図り、事業者への支援策の拡充を含めて、安定的な就労場所の確保や一般就労への移行促進も含めた自立可能な仕組みを構築します。
- 障がい者がそれぞれの能力を發揮できるよう仕事を切り出すなど、障がい者の雇用(国の行政機関及び地方自治体を含む)を拡大し、定着支援を促進します。
- 障がい者雇用を促進する観点から、「障害者雇用納付金制度」の在り方を検討します。
- 職場・学校での介護、通勤・通学の移動中の介護を重度訪問介護の対象とする「重度障がい者就労就学支援法」を制定します。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての人が生涯にわたり文化芸術やスポーツを楽しめる環境を整えます。障がい者の余暇活動に対する支援の充実に努めます。
- 障がい者の公共交通運賃補助制度の拡充と、障がい者割引チケット購入の DX 化など利便性向上を進めます。

インクルーシブ防災、まちづくり

- 災害対策基本法の改正を踏まえ、災害で誰も取り残されることがないように、高齢者や障がい者などが避難計画策定や防災教育段階から関与する「インクルーシブ防災」を推進し、災害弱者対策を強化します。
- 「インクルーシブ防災」の実現に向けて、避難所等のバリアフリー化のための改修の要件拡大を進めます。
- 災害時の支援を充実します。小規模ホームのスプリンクラーの設置を支援します。
- UD(ユニバーサルデザイン)推進のために改修補助制度を拡充します。またホテル等のバリアフリールームの拡大とUD化を推進します。
- 鉄道の駅ホームからの転落防止等の安全対策のうち、財政的な負担の大きさから工事等が遅れているものについては、国が財政投融资資金等を活用して早急に進めます。(再掲)
- 鉄道駅などで真に必要な方が長時間待たずにエレベーターを利用できるよう基準等の見直しを進めます。
- カーボンニュートラルに向け、EV 充電インフラ整備のユニバーサルデザイン化、アクセシビリティのさらなる向上を進めます。
- 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の取り組みを進めます。
- 音響式信号機や盲ろう者対応信号の普及をはじめ、盲ろう者や視覚障がい者が安心して安全に渡れる横断歩道の整備を加速化するため、地域の合意形成に向けた指針を定めるとともに、国としても省庁横断的に取り組み、自治体への財政支援を拡充します。

情報アクセシビリティ・コミュニケーションの推進、手話言語法の制定

- 自治体での手話言語条例の制定を推進するとともに、聴覚障がい者が安心して日常生活や社会参加を進められるよう、手話習得の機会の拡大や手話文化の継承・発展を図る施策を推進する「手話言語法」を制定します。
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の附帯決議を踏まえ、障がい者による情報の十分な取得や利用と円滑な意思疎通の手段を充実させるため、国・地方自治体がアクセシブルな機器を優先調達する仕組みを導入します。
- 聴覚障がい者と聴者を電話で即時双方向につなぐ電話リレーサービスの着実な運用に努めます。

インクルーシブ教育・特別支援教育、学びの環境の整備

- 障がいの有無などにかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、合理的配慮と必要な支援を提供できるインクルーシブ(ともに生きともに育ちともに学ぶ)教育を大学教育に至るまで実現します。

- 障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育を目指して一人ひとりに応じた支援を行うため、医学モデルとなっている学校教育法上の特別支援教育の目的を見直し、特別支援教育の在り方について検討を進めます。
- 子どもが発達段階や習熟度に応じた指導をインクルーシブな場、あるいは居住地の近くで受けられるよう、通級による指導も含め、体制・支援を充実させます。
- 通級指導や交流および共同学習が、障がいのある児童・生徒を部外者として位置付けることがないようにします。教員や介助員、教材等の在り方について検討しつつ、普通学級で障がいのある児童・生徒が十分に学ぶための環境整備を進めると同時に、全ての教職員、普通学級の児童・生徒が、障がいのある児童・生徒とともに支えあい、仲間として受け入れる理解を深めるための取り組みを進めます。
- 障害者放課後デイサービスの体制の充実並びに経営の安定化と併せて、重度障がい児や医療的ケア児を含めた障がい児の受入れを進めます。
- 高校進学を希望する障がい者が、定員内にもかかわらず不合格になる事例もあることから、こうした定員内不合格を禁止するとともに、入試時及び入学後の環境整備を推進します。
- AYA 世代(思春期・若年成人)のがん患者や難病患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、特に取り組みが遅れている高校生のための院内学級を整備します。

医療的ケア児等の学ぶ権利の保障

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に則り、たんの吸引や経管栄養などを必要とする医療的ケア児の支援を拡充します。医療的ケア児の保育や学校教育等を受ける権利を保障するために、看護師を保育所や学校等に配置することや、研修を受けた介護福祉士等を学校に配置するための環境整備を進めるとともに、通学支援などを拡充し、希望する学校等に通学しやすい環境を整えます。医療的ケア児を家庭だけでなく社会全体で支えるための支援事業を拡充します。(再掲)

発達障がい

- 発達障がいに対する地域や企業、職場での他の職員、産業医の理解の増進、職場での意思決定支援者による支援の導入等により、さらなる障がい者雇用の拡充を図ります。
- 発達障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、2016年に施行された改正発達障害者支援法に基づき、発達障がいの疑いのある児童の保護者への支援、教育上の配慮、関係機関と民間団体の間での支援に資する情報の共有、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護、司法手続での配慮、発達障がい者の家族等への支援等を着実に進めます。また、特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員の在り方について検討します。
- 大人の発達障がいへの対応(就労支援、ピアサポート等)を強化します。

精神保健福祉法

- 精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。移行に必要な生活支援の在り方については、当事者とともに議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めます。
- 医療保護入院者退院支援委員会には、入院者本人及び本人の地域移行の支援者が参加することで、入院期間の更新やみなし同意による事実上の長期入院を防ぐ措置を講じます。
- 家族等が同意や不同意の意思表示をしない場合に、市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加することのないよう、必要な措置を講じます。
- 精神障がい分野のピアサポート(当事者による相談支援)事業がごくわずかな自治体でしか行われていない現状を改善するため、障害者ピアサポーター養成研修事業において事業所に雇用された障がい者だけでなく、多様な取り組みが評価されるように見直すなど、人材の養成・確保を国の責任で進めます。

失語症対策

- 失語症対策を進め、障害者手帳制度を是正し、障害年金等級の見直しを検討します。
- 失語症者が、どこに住んでいても意思疎通支援サービスが利用できるよう、失語症者向けの意思疎通支援者の養成、人材確保を加速化するため、自治体への財政支援を拡充します。

難病対策

- 難病・小児慢性特定疾患患者への支援を拡充します。
- 患者のニーズを踏まえ、難病対策を拡充します。2014年に成立した難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)で全国に設置された難病対策地域協議会の実態を把握し、患者・家族の積極的な参画を促すための支援を行い、協議会の活動を活性化します。また、医療費の自己負担限度額の在り方、成人後の小児慢性疾患への切れ目のない移行期医療(トランジッション)など、改正難病法の附帯決議に残された課題について検討を進めます。検討に当たっては、当事者の声に引き続き耳を傾け、ともに議論しながら進めます。
- 包括的な難病対策の促進に向け、難病等に対する有効な新規治療薬・治療方法の開発を進めるとともに、新たな治療薬の実用化に当たっては早期診断や早期治療が可能となるよう医療提供体制を早急に整備します。
- 指定難病の医療受給者証等により、難病患者にも障害者法定雇用率が適用できるよう、精神障がい者の雇用率算定の状況を見極めつつ検討を進め、難病患者の就労支援を強化します。
- 「難病の子どもの資金支援法」(仮称)を制定し、税制上の優遇措置を検討します。

- 先天性の代謝異常症等の患者が必要とする特殊ミルクの安定供給を進めます。
- ALS や筋ジストロフィー患者をはじめとする難病患者が人工呼吸器をつけて地域で安心して暮らせるよう、医療的ケアの提供体制を整え、医療機関をはじめとする地域の関係機関と連携した支援対策に取り組めます。
- 新型コロナウイルス感染症の後遺障害に関する研究調査を継続するとともに、ME / CFS(筋痛性脳脊髄炎 / 慢性疲労症候群)との因果関係の解明に向け、神経免疫系の研究調査を実施します。

子ども・子育て

チルドレン・ファースト

- 子どもの権利条約に則り、子どもの権利と最善の利益を最優先とする子ども中心のチルドレン・ファーストの政策を実現します。
- OECD加盟国の中でも最低水準とされている日本の子ども・子育て関連予算について、積極的な積み上げを行い、結果として対GDP比3%台(現状の倍増)を達成し、社会全体で子どもの育ちを支えていきます。
- いじめや虐待など子どもを巡る問題が起きた場合に、子どもの権利を最優先に擁護し、客観的な第三者として調査権限と提言機能を備えた「子どもコミッショナー」を設置します。

ヤングケアラーの実態に即した支援

- ヤングケアラーについての公的な調査が実施されたことを踏まえ、問題の社会的周知の徹底を図ります。(再掲)
- ヤングケアラーを早期発見し、関係者と情報共有する体制構築の推進、ヤングケアラー家庭への支援、教育や医療、就労など横断的な支援を実現する法律を整備します。カウンセリングなどの支援、家事支援やレスパイトケアなど、子どもと家庭への必要な支援策を拡充し、子どもの心身の発達と学びを支えます。(再掲)
- 自治体がヤングケアラーのアセスメントおよびケアマネジメントを行う部署を設置したり人材を確保したりできるよう、国が支援を行います。(再掲)

わいせつ教員等に対する対応について

- 日本版DBS制度(子どもと接する仕事に就く人に特定の性犯罪の前科がないか確認する制度)について、対象犯罪の範囲が狭い、ガイドラインに多くが委ねられ実際の運用が不透明といった懸念・課題の解決を図ります。(再掲)
- 子どもたちへの性犯罪被害を未然に防ぐため、空き教室をはじめ学校内等での死角をなくすための人的配置等を推進します。
- わいせつ行為を認知できるようになるための、子どもへの教育を推進します。
- 特別支援学校教員やベビーシッター等による知的障がい児等への性的虐待の増加を踏まえ、具体的な対策を検討します。

子どもの貧困対策強化

- 剥奪指標(社会の中で生活に必要と判断される、衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの)など子どもを取り巻く困窮度が分かる実態調査を行います。
- 相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定するとともに、生活困難度等について多面的に「見える化」を図ります。

- わが国のひとり親家庭の貧困率は OECD 加盟国の中で最悪の水準にあることから、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給月額を 1 人当たり 1 万円増額するとともに、支給期間を 20 歳未満に延長し(現行制度では 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学を後押しします。また、支給は毎月に変更することで、月ごとの収入のばらつきをなくし、ひとり親家庭の家計の安定を図ります。さらに、ふたり親低所得世帯にも月額 1 万円を支給します。
- ひとり親が資格取得のために講座を受講する際の負担の大幅な軽減や、講座受講時の子育て支援サービスの提供などの拡充を進めます。
- 障がいのあるひとり親家庭や生活保護家庭を支援する障害者加算、母子加算を継続し、障害年金、児童扶養手当の制度拡充を行います。
- 病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、ひとり親家庭に対する子育て・家事のヘルパー派遣を拡充します。
- 生活保護世帯の子どもの大学や専門学校への進学への妨げとなっている世帯分離の運用を改善し、生活保護を受けながら大学・専門学校等へ通うことができるようにすることで、貧困の連鎖を断ち切ります。
- 就学援助制度の利用促進を図るとともに、入学前は前倒し支給を行います。
- 生活困窮者自立支援法による子どもの学習支援事業は任意事業にとどまり、自治体の実施率が低いことに鑑み、自治体に対する支援策を講じることを前提に、学習支援事業を必須事業とします。その際に全ての子どもの学びの場を確保するという観点を明確にします。
- 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度の創設など公的関与の拡大を進めます。「不払養育費立替・取立制度導入法」の制定により、政府が「不払養育費立替・取立機構」を設立し、不払いの養育費の取立てを行う仕組みをつくります。(再掲)
- 親から子に引き継がれる貧困の連鎖を断ち切ります。就学前教育や高等教育に対する負担軽減策を実行します。
- 「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策」をさらに推進し、教育と福祉の連携を進めるため、小中学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などを加速します。
- 貧困が子どもの栄養状態・健康に悪影響を及ぼし、その結果として学習・就労等の活動を阻害するという悪循環を断つため、公立小中学校給食を無償化します。フードバンク・子ども食堂の促進等の施策を官民連携して展開します。

社会全体で切れ目ない子育て支援

- 誰もが安心して出産・子育てができるよう支援を拡大します。妊婦健診費用、出産費用、幼児教育・保育費用、就学関係費用、高等教育費用や育児休業給付など子どもの成長に合わせて必要となる各費用について、一層の助成や給付拡大を行います。
- 出産費用を無償化します。
- 児童手当は、世帯内の子どもの数にかかわらず、月額 1 万 5 千円に増額します。

- 住まいの安心を確保するために、新たな家賃補助制度を創設します。(再掲)

妊娠から出産までの支援の強化

- 妊娠から出産・子育てまで一貫して子どもの育ちを支援し、家族全体の心身の健康サポートを行う日本版「ネウボラ」(子育て世代包括支援センターを中核とする子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワーク)を全国で推進します。
- 相談と実際の支援を連動させるため、産婦人科・教育機関・企業・保健所・児童相談所・マザーズハローワーク、周産期母子医療センターなどの関係機関を、日本版「ネウボラ」を軸に再構築し、ワンストップの支援体制を整備して一層の支援を講じます。
- 母子とその家族が健やかに生活できるよう産後ケア事業を義務化するとともに、「産後ケアセンター」の開設と利用の促進を図ります。
- 母子手帳について、名称を親子手帳と併記することや、電子化に対応することなどを含め、検討を進めます。
- 成育過程にある子ども、その保護者、妊産婦に対し、妊娠期から成人期までの必要な成育医療・教育・福祉の提供を推進します。
- 多胎児・多子の保護者が直面する困難や不安に寄り添った支援を強化します。
- 妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、いつでも対応できるよう、24 時間対応の全国統一番号の電話ホットラインや SNS 上の窓口を開設します。
- アフターピル(緊急避妊薬)を処方箋なしで薬局で購入できるようにします。(再掲)
- 児童相談所の相談業務の対象に妊産婦も含め、若年妊娠など出産前からの相談体制を整備し、迅速に必要なサービスにつながるよう、他の行政機関や民間団体との連携を強化し、包括的な支援を提供します。
- 男女ともに年齢に応じた早期からの包括的性教育等により、予期せぬ妊娠を防ぐ一方、若年であっても家庭を持てる支援など、若者への教育、相談支援を強化します。

待機児童の解消

- 保育所や放課後児童クラブの待機児童を解消し、利用希望者を「全入化」します。
- いわゆる「隠れ待機児童」も含め、待機児童の実態を明らかにして保育所や放課後児童クラブの必要な整備量を設定します。
- 待機児童の解消のために、保育所と放課後児童クラブを積極的に増やします。小規模保育所や一時預かりについては、保育士配置、子ども 1 人当たりの面積の基準の緩和を行うことなく、保護者や地域の実情に応じて計画を立て、子どもの安全と良質な保育環境を守ります。

全ての子どもに質の高い保育・幼児教育を提供

- 保育所・認定こども園・小規模保育・放課後児童クラブなどを通じた保育等のサービスで、育児と仕事の両立ができる支援を充実させます。安全確保と万が一事故が起きた場合の十分な補償のための体制を整備します。

- 保護者の就業形態にかかわらず、また都市でも地方でも安心して子どもを通わせることができるよう、幼保連携型認定こども園や小規模保育などへの給付制度を着実に実施します。
- 認可外保育所に対する指導を徹底します。
- 配置基準の見直しや ICT 等の活用を進め、保育所での子どもの見守りを強化したり、保育士の事務負担を軽減して保育士が保育に専念できるようにします。
- 休日保育等を拡充し、働きながら子育てしている人を支援します。
- 病児・病後児保育と「子の看護休暇制度」を拡充します。
- 延長保育、夜間保育、障がい児や医療的ケア児の保育など多様な保育を充実させます。
- 希望する子どもたちが障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求し、難病や内部障がい、医療的ケア児を含む個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ(ともに生きともに育ちともに学ぶ)教育を大学教育に至るまで実現します。(再掲)
- 一時保育、ベビーシッターについて、質の担保をした上で、保育時間の柔軟化、使い勝手の向上、複数の類似制度の整理に取り組み、安心して利用できる体制を整えます。
- 一時保育をインターネットで見ず知らずの人に依頼しなければならない実態を解消し、責任を明確にした上で、料金の低廉化、子どもが安全に過ごせる保育施設の増設を進めます。
- 全ての就学前教育・保育の無償化を推進します。政府の幼児教育・保育の無償化では、0～2 歳の子どものいる家庭については、住民税非課税世帯だけが無償化の対象であるため、所得制限をなくし、0～2 歳の全ての子どもが幼児教育・保育の無償化の対象となることを目指します。
- 現在、無償化の対象となっていない「幼児教育類似施設」を対象とすることを検討します。
- 企業主導型保育事業と事業所内保育事業については、質の担保のために地元自治体の関与を強め、両者の統合を図ります。事業所内保育所については、従業員のニーズを把握し、過不足なく保育士の配置等、質の担保されたものとして設置・運営されるよう改善に努めます。企業主導型保育事業は、適切な設置基準等で質の担保を徹底します。
- 保育所や幼稚園、放課後児童クラブや児童養護施設等で働く全ての職員の賃金を 1 人当たり月額 5 万円引き上げます。まず、緊急的な措置として、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善法」の制定により、政府の処遇改善策からさらに支給対象を拡大するとともに、支給額を増額(プラス月額 1 万円)します。併せて、保育士のキャリア・スキルを「見える化」するキャリアカード制度を作り、就職・復職などを促します。また、保育所等の人件費比率を評価基準として公表するとともに、委託費の流用を厳格化することで保育士等の処遇改善を確認します。
- 保育士の確保を進めるため、自治体間の連携を促し、保育園ポイント(保育所入所基準指数)制度の適用について保育士自身の居住自治体に限るといった条件を外すなど、運用を改善します。

- 地方自治体による保育所等への事前通告なしの立入調査、通報窓口の充実や民間監査の活用により、保育の質を確保させます。
- 保育と教育に関わる事故のデータベース化と情報公開、自治体の第三者検証委員会の設置を促進し、保護者が保育所等を選べる体制を作ります。
- 保育士と幼稚園教諭の教育段階の統合を検討します。認定こども園への円滑な移行促進のために保育士と幼稚園教諭の資格の統合を検討します。給与や勤務時間等の待遇格差を改善します。
- 大規模集合住宅の建設に当たっては、事業者等と連携しつつ、人口増等による保育需要を想定した保育所の整備、子育てのしやすい都市計画・まちづくりを進めます。

産休・育休制度の充実、仕事との両立支援

- 子どもにとっての生活時間と生活習慣の獲得、情緒の安定、安心できる居場所の保障のために、保護者が子育てと仕事を両立できる社会をつくります。
- 家族(とりわけ子ども)のための休暇や休業制度の整備と、その取得が男女や雇用形態等の差別なく可能となる就労環境を確立します。
- 男性も女性も出産・育児休業が取得可能となる就労環境を整備します。
- 産休・育休取得による既入園児の退園措置を撤廃します。
- 育児休業取得後速やかに育児休業給付金の支払いが行われるよう改善します。
- 育児休業給付金の支給対象期間延長のための不承諾通知書(入所保留通知書)をハローワークに提出する義務を撤廃します。
- テレワークの推進、やむを得ず退職した社員の再雇用制度、育休の延長や時短勤務など、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者を支援します。
- 代替要員の確保の支援等により男性も女性も雇用形態にかかわらず育児休業を取得できる環境を整備するため、「中小企業両立支援助成金」を拡充します。
- 育児休業取得後の復職支援策を進めます。
- 短時間勤務の取得を性別や雇用形態等にかかわらず促進します。
- 女性の社会参加に不可欠な男性の育児参加の抜本的拡充に取り組みます。
- 夫婦協同育児や子育てシェア等の推進により、「3歳児神話」(3歳までは母親が子育てに専念すべきだという考え方)からの脱却を目指します。
- 育児休業給付を雇用保険制度から独立させ、国の負担による新たな制度を創設します。これにより、これまで雇用保険に加入できなかった非正規雇用者やフリーランスも育児休業給付を受けられるようにします。
- 男女ともに育休中の賃金補償を実質100%とする雇用保険法改正を実現します。また、育休の取得によってボーナスの支給額が減少する企業が多いことを踏まえ、減少するボーナスについても一定程度手当てできるようにします。併せて、育児休業給付の上限も見直します。
- 男性の育休取得促進に関して具体的な数値目標を設定するとともに、きめ細かな実態調査と分析に基づく実効性の高い方策を展開します。また、育休の一定期間を父親に割り当てる「パパクオータ制」、男性を含め一定期間の育児休業付与の義務化の導入も含め、男性の育児休業取得率向上などの支援を行います。

- 中小企業が育児休業取得者等の代替要員を確保した場合に支給額を加算する「両立支援等助成金」について、加算額の引き上げを含めた見直しを行うことを目指します。
- 自治体により支給の有無が異なる国民健康保険の出産手当金や傷病手当金については、支給推進のため、支給自治体への財政的な支援を目指します。(再掲)
- 産休・育休中に住宅ローンが組めないなど、取得に伴う不利益を禁止するとともに、ハラスメント対策に必要な措置を講じます。
- 育休を取得する場合の社会保険料免除制度を改善します。
- 介護休暇(原則 1 年に 5 日)と同様、育児についても育児休業制度や子の看護休暇(原則 1 年に 5 日)とは別に休暇制度を創設します。
- 男性の育児休業の取得の促進、各種ハラスメント対策、「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見、思い込み)」への対応等については、自主的な取り組みに委ねるだけでなく、国の方針としての政策誘導等、必要な措置を講じます。

子どもの居場所づくり

- 子どもが遊びと体験を通じて、生きる力を蓄える居場所、体験の機会を整備します。
- いじめや不登校、部活動、進路など、子どもたちの悩みや苦しみに寄り添うため、さらなる少人数学級の推進、学校現場への専門家配置、フリースクールへの支援を積極的に行います。
- 放課後児童クラブの整備を積極的に行うほか、学童保育の待機児童対策として、国からの整備費・運営費予算の増額、学校の余裕教室等の活用、職員の待遇改善、事務処理の簡略化など学童保育の行政的支援、法整備にさらに取り組み、学童保育の量と質を確保します。
- 学童保育の質や安全配慮に関わる基準の向上を目指します。
- 子ども食堂・学習サポート事業などの設置を促進し、助成を拡大します。
- 放課後デイサービスの現場の実態に即した報酬改定や質の確保、児童発達支援管理責任者の研修制度の課題に取り組みます。

若者の居場所づくりと活躍支援

- 気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の交流場所、勉強場所、食事などを提供する拠点をつくります。
- 急増する若者の自死防止のため、相談・支援・見守りを強化し、直面する困難や孤独の解消を目指します。
- サブカルチャー・ダンス・ミュージック・ゲーム・スポーツ・文化芸術等の活動の拠点づくりや育成を支援するなど、一人ひとりの個性を生かし、チャレンジを支えます。職場体験・自然体験・地域や異世代交流の機会を増やし、自己肯定感と生きる力を高めます。ワークルール・消費者教育等の強化により、不当な行為に加担しない、被害に遭わない力を醸成します。
- 元保育士、子育て経験者、元教師など地域の人材を活用し、思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる拠点と体制を作り、支援します。

- 子どもが不安や悩みを相談するための、文部科学省の「24 時間子供 SOS ダイヤル」などについて人員体制を強化します。
- 高校の未卒業者等の実態把握と相談・支援ができる機能を強化します。

社会的養育環境の整備

- 子どもの成長を保障するため、家庭的養育優先の理念を尊重し、子育て支援のほか子どもと過ごす時間の確保や子どもの生活時間を尊重した保護者の働き方の改善等、保護者を取り巻く環境の整備に努めます。
- 実親による養育が困難な場合、裁判所が早期に介入できるよう期間を設定することなども含め、親子分離、代替養育として特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)、里親による養育等を推進するなど、社会的養育環境を整えます。
- 家庭的な養育環境を確保するため、乳児院併設型の小規模児童養護施設を整備します。
- 児童養護施設等を退所した後の自立支援のため、安心できる居場所の確保や相談機能の充実などを強化し、成人後の経済的支援についても検討します。
- 特別養子縁組促進法の下、実親が育てることが困難な子どもも家庭的な環境で育つことができるよう、実親の支援、特別養子縁組制度の周知などを進めていきます。
- 乳児院・児童養護施設などの児童福祉施設の居住環境の向上、職員の増員、待遇改善など社会的養護環境の抜本的見直し、児童養護施設退所後の自立援助ホームの充実及び財政支援などを進めます。
- 里親制度に対する広報の強化と里親の育成や支援強化に向け、児童相談所及び児童家庭支援センター等の体制強化を進めます。

子どもを性犯罪被害から守る

- 「地位利用第三者児童虐待防止法」を制定し、経済的または社会関係上の地位に基づく影響力を有する第三者が行う児童に対するわいせつ行為等を「第三者による地位利用児童虐待」として定義するとともに、性被害の発見者に対して警察への通報義務を課します。
- 暴力を防止する教育を義務化し、暴力被害に遭った子どもへの個別対応を適切に行える体制を整備します。
- アダルトビデオ(AV)やいわゆる JK ビジネスによる女性・子どもの被害防止、被害者救済・支援、加害者取締り等のために、実態把握を進めます。既存の法制度を適切に運用・周知するとともに、包括的な法整備を含む必要な改善策を検討します。
- 若年世代の予期せぬ妊娠を減らし、また性暴力被害や加害を防ぐため、男女ともに年齢に応じた早期からの包括的性教育を行うとともに、相談、情報提供を行う拠点の整備を検討します。
- 性的虐待・暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大、深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではありません。子どもへの性暴力については「性暴力被害者支援法」を制定し、医療機関でのクライシス対応が可能な支

援センターの設置や専門職員の配置など性暴力の被害者となる子どもに対する支援を強化します。

- 被害者が子どもである場合、性犯罪捜査・公判などの過程で、さらなる負担を負わせることがないよう、司法面接制度を改善・普及させ、人材育成とともに、民間団体を含む関係機関との連携を強化します。(再掲)
- 児童・生徒への性犯罪の厳罰化を検討します。
- 未成年者に対する性暴力に係る公訴時効について、被害者の視点から検討を行います。

児童虐待及び不幸な死を防ぐ

- 家庭環境を失った子どもを、里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育するファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)を推進します。
- 中核市及び特別区については、児童相談所を必置とします。
- 児童虐待を受けた子どもたちの保護と虐待防止対策を進めます。保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談所など関係機関の機能強化を図り、関係する民間団体との連携と支援を強化します。
- 児童相談所の体制を強化するとともに、子どもの利益を優先する環境を整えます。児童心理司など専門職員の配置を強化することや、児童福祉司を増員し、配置基準を人口 2 万人当たり 1 人にすることを目指します。相談対応職員の常勤化と処遇改善も図ります。
- 児童相談所、家庭裁判所、警察、自治体、医療機関、教育機関、性暴力相談支援センター等関係機関や地域の連携を強化するとともに、情報共有を促進します。とりわけ転出等に伴う情報引き継ぎの通知を徹底します。
- 児童相談所と警察の間の情報の共有に関する協定の締結を促します。
- 学校や保育所等、幼稚園、養護教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校医(医科、歯科)や地域の医療機関、地域の福祉機関や NPO、児童相談所、居場所(児童館・学童保育・プレイパークなど)が連携し、子どもたちがどこに相談しても、誰が発見しても子どもたちを見守りサポートできる体制を整えます。
- 第三者的立場で相談・調整・支援する子どもの権利擁護センター等、子どもの最善の利益を考えた仕組みをつくります。
- 児童虐待・死亡事件の半数以上が 0 歳児である実態を踏まえ、市町村の子育て世代包括支援センターの体制・機能強化を図ります。また、特別な事情により希望する人が匿名で出産できる制度を検討します。
- 通告に応答できるコールセンター(児童相談所虐待対応ダイヤル、189)機能を強化し、緊急度・重症度を判別した上で、適切な保護・調査機関に振り分けることができるようにします。
- 小児歯科健診が虐待の早期発見にもつながることから、子どもの定期歯科健診を普及・促進します。

- 幼児教育・保育は、集団で過ごすことで得られるものがあり、子どもにとって有益であると指摘されています。そのため、全ての子どもが幼児教育・保育を受けられるようにすべきであり、さまざまな理由で保育所や幼稚園に通えていない「無園児」の解消を目指していきます。
- 親権者が児童に体罰を加えた場合の親権停止等の在り方について検討します。
- 児童虐待防止対策と DV 防止対策との連携を強化します。配偶者からの暴力を受けている者を発見した者について、努力義務とされている通報を義務化します。
- 事故や虐待で死亡した子どもの事例を記録・検証するチャイルド・デス・レビュー（CDR）を徹底し、再発防止につなげます。
- 若年層の自死数は急増傾向にあり低年齢化しています。小中高校での相談体制の強化と意見表明権を保障する仕組み作りを進めます。身近な友人の間で安心して相談し合えるよう、学校の学びにも組み込む等環境をつくります。
- 子どもの車内での熱中症死を防ぐため、子どもが取り残されるリスクが一定程度ある車両について、置き去り・見落とし防止装置の設置を義務付けるとともに、設置費用に対する国の補助等について盛り込んだ「車内置き去り防止法」を制定します。

ワーク・ライフ・バランスの実現

- 男女がともに家族としての責任を担い、健康で仕事とともに自己啓発や地域活動もできるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となる法律を作ります。
- 前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を義務付ける「勤務間インターバル規制」を導入します。
- セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラなどあらゆるハラスメントを禁止するとともに、職場でのハラスメント防止環境を整備します。
- 育児休業後の職場復帰支援の充実、キャリアの継続、給与などの待遇面の改善を企業の責務として法律に明記します。
- ファミリー・サポート・センターの抜本的見直しを図り、子どもの安全の責任の所在を明らかにするとともに、SNS を活用し、保護者の利便性を高めます。
- 母性保護、授乳権の確保の観点からも、妊娠・出産前後の女性が働きやすい環境を整備する企業への支援を拡充します。(再掲)
- 結婚、出産、介護、看護などさまざまなライフステージで、子育てや介護など、家族的責任がある労働者も就労の継続や両立が実現できるテレワークやサテライトオフィスなど働き方の工夫を支援します。またやむを得ない休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。その際、不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。(再掲)

民間団体の支援

- 子育て支援、暴力被害者支援などを行う NPO 等の民間団体が行政と対等な立場で連携し、活動しやすくするための環境を整えます。
- DV 被害を受けた母子の支援プログラムを作る民間団体が安定的に活動を継続できるように、人件費を含め、国や地方自治体が予算を助成し、効果的なプログラムの

全国展開を可能にします。また、NPO などの民間団体の事務処理の負担を軽減する体制を作ります。

旧優生保護法被害者への対応

- 旧優生保護法下での強制不妊手術被害者等に対する一時金・補償金について、地方自治体と連携し、対象者への周知に取り組みます。また、強制不妊手術等が進められた背景・原因を検証するとともに、優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓発を進めます。

経済産業

持続可能な経済成長(人からはじまる経済再生)

- 他の先進国に比べて日本が手薄になっている「人への投資」を伸ばし、一人ひとりの持ち味が活きる社会を創造します。同時に、思い切った重点投資で GLLD 分野(グリーン(Green:環境エネルギー分野)、ライフ(Life:医療・介護分野)、ローカル(Local:農林漁業・観光分野)、デジタル(Digital))を伸ばし、世界をリードする日本の「飯のタネ」を作り上げます。そして、セーフティネットの整備とフェアな分配・再分配により「安心」を確保し、幅広く消費を伸ばします。(再掲)(詳細は「経済政策」参照)
- 分権・分散型で内需主導の経済をつくり、公正な分配を推進することによって、持続的な経済成長と「分厚い中間層」の復活を目指します。
- 低賃金で人手不足が続いている介護や農業などの産業に対して、最先端の IT 技術やロボット技術などの導入を積極的に進めます。
- 社会的投資促進税制などにより、身近な分野で共助の精神に基づいて活動する NPO 団体などを支援します。

新産業創造・新雇用創出

- イノベーションを下支えするため、財政的な支援のほか、ビッグデータの活用支援、特区制度、国境を超えた人材技術交流、社会実験のための環境整備、規制等の障壁の除去などをスピーディーに進めます。
- テクノロジーファーストを軸に据えて、民間の企業、起業家、大学、研究機関等が進める技術開発やイノベーションの後方支援を行います。
- 創薬・バイオ、ゲノム医療、次世代通信技術、光電融合、量子暗号、AI、メタバース、航空宇宙、超電導、次世代モビリティの分野などを大規模かつ中長期的・計画的に推進します。
- 産官学、中小・大企業、国内外の企業家など異分野のプレーヤー同士を結び付ける手法(オープンイノベーション)を積極的に活用することで、能力が発揮でき、生活の質を高めるためのテクノロジーを推進し、日本発の「世界で戦える産業」を育成します。
- 産業競争力強化の観点から、製鉄産業などエネルギー多消費産業、脱炭素への対応が求められる自動車産業等への産業構造変革を促す財政支援を一層強化します。大きな投資が見込まれる設備更新については、前倒しで実施できるよう、各企業の成長戦略を後押しする支援を行います。(再掲)
- 鉄鋼分野での水素還元技術を世界に先駆けて実用化するため、国の財政支援を行うこと等により、カーボンニュートラルを進める中においても、鉄鋼産業の競争力・持続可能性の確保と雇用維持を図ります。(再掲)
- 水素発電、水素還元方式による製鉄、水素運搬船等の実用化を支援します。(再掲)

- 2050年までの脱炭素化社会実現に向け、電動自動車の普及や脱炭素化に資する自動車開発等の促進、地域の脱炭素化を促進するまちづくりの観点での電動自動車等の活用、自動車製造等の各段階や製造等に必要な電気の発電段階での脱炭素化、労働力の公正な移行、国際協力の推進等、総合的施策を通じて、わが国の基幹的な産業である自動車産業の脱炭素化を推進し、国際競争力の維持・強化を図ります。
- 電気自動車(EV)の充電ポイントや燃料電池車の水素スタンドの設置支援、EV・燃料電池車の開発・普及促進、次世代の蓄電技術の開発・製造支援、燃料の脱炭素化推進など、自動車産業の脱炭素化の基盤整備を強力に進めます。(再掲)
- 先端半導体の国産化を推進します。(再掲)
- 標準、規格、特許の分野での人材育成を強化し、国際標準を主導します。(再掲)
- 新産業やベンチャー企業の創出に向けた人材育成を進めるとともに、投資減税などにより、第4次産業革命(IoT、ロボット、人工知能、ビッグデータ、自動運転等)や最先端の技術革新などを後押しする研究開発、生産性向上に係る支援を拡充します。併せて、第5次産業革命を見据え、人材育成、基礎研究などへの支援を行います。
- 斬新な発想、アイデアが生まれる環境を整備し、ベンチャー企業の創業を支援します。また起業家が定住しやすい環境整備を進め、グローバルマーケットで戦い続けることのできる産業育成を目指します。
- 基礎研究費や研究開発費を今後10年間で大幅に引き上げます。(再掲)
- 特定条件下での完全自動運転(レベル4)・完全自動運転(レベル5)を世界に先駆けて社会実装するため、研究・開発の支援と、道路交通法など関連する法律の整備を総合的に進めます。
- シェアリングエコノミーの在り方を検討し、その法的・社会的基盤整備を推進します。
- キャッシュレス化を推進し、決済手続の省力化等の利便性向上、データ利活用による消費の活性化を目指します。
- 知的財産権に関する紛争処理機能を強化することで、特許紛争の早期解決を図り、知財システムの実効性を担保するとともに、新産業やベンチャー企業の創出を支援します。(再掲)

中小企業・中堅企業

- 中小企業憲章の理念に基づき、産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育て、地域資源を生かした事業への投資を促進し、事業継続、生産性向上、新事業の創出、事業承継などへの支援・拡充を総合的に行います。
- 中堅企業による地域経済の牽引と成長を支援するため、中小企業の持続的成長に必要な施策を講じたうえで、設備投資や研究開発等に対する税財政面での支援強化や人材育成などソフト面への支援、地域の中小企業と連携した経営資源や雇用の維持への支援などを図ります。
- 中小企業へのきめ細かな支援体制を構築するとともに、ものづくり技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、ODAを活用した海外展開支援などを一元的に推進します。

- 世界で活躍できるメイドインジャパンの企業を数多く輩出するためにスタートアップ支援を行うとともに、既存中小企業の成長産業・高付加価値創出産業への転換や、人材確保策・事業承継への支援を強化し、中小企業の継続と発展を支えます。
- 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、制度のさらなる見直しに取り組みます。中小企業の持つ技術の価値を見出し、将来のものづくりの担い手に技術を継承するための環境整備に努めます。単なる事業承継にとどまらない、事業の拡大・発展のためのアドバイス、人材及び事業マッチング支援を進めます。
- AI・ドローン・自動運転車・ロボット・ブロックチェーン・フィンテックなどの先端技術について、中小企業が導入しやすい環境を整備し、中小企業の産業革命を牽引します。
- 中小企業の生産性向上のため、人材、IT、デザインなどソフト面への支援を強化します。
- 中小企業の知的財産権を活用した技術革新を促進するために、弁理士などを活用した取り組みに対する補助制度を設けるなど、支援の充実化を進めます。
- オーダーメイド型の企業支援サービスを拡充し、「企業サポート行政」を積極的に展開します。
- 過疎や人口減少・高齢化による地方の課題に対して、解決につなげるための新しい技術を導入する自治体や中小企業の取り組みを支援します。
- 税制、立地支援、規制などの見直しにより、産業空洞化対策や中小企業を含めて企業が活動しやすい環境を整備します。
- 中小企業・小規模事業者・個人事業主・フリーランス等を支援する税制の強化・改善に取り組みます。特に、外形標準課税の中小企業への適用拡大はしません。
- 中小・小規模企業への法人税減税を検討します。(再掲)
- 中小企業者等の法人税率の軽減措置(15%)を本則化します。(再掲)
- 産業・企業の振興等の観点から、中小企業の機械等一部の償却資産にかかる特例措置の拡大を検討します。(再掲)
- 中小企業の交際費課税の特例について、拡充を検討します。(再掲)
- 新たに雇用した正規労働者に係る社会保険料の事業主負担を軽減する「社会保険料・事業者負担軽減法」を制定して、企業活動を支えるとともに、従業員の手取り増と生活の充実へつなげます。
- 中小企業への融資は、融資の際に不動産担保・人的保証に過度に依存することなく、中小企業の自立と発展に一層資する制度となるよう、さらなる改革を行います。また、中小企業経営者への融資について、第三者保証の原則禁止を徹底します。
- コロナ禍により多額の借り入れを余儀なくされた中小企業の事業再生と雇用維持を図るため、過剰債務について、減免の法的整備等や資本金への転換促進を金融機関の理解・協力を得て行います。
- 小規模事業者などの経営の効率化を図るために、中小企業組合(企業組合、協業組合含む)の起ち上げと運営を支援します。
- 中小企業の工場や仕事の現場において安全対策の充実を促進するために、働く者の安全に資する設備投資に対して、支援の拡充を図ります。

- 自動車整備士やバス・トラック運転手など、深刻な人手不足が生じている現場人材の確保に向けて、若者や女性等が魅力を感じる職種となるよう、働き方の見直しや働く環境、労働条件の改善などを着実に推進していきます。(再掲)

地域経済

- 農林漁業、観光、自然エネルギーで豊かな地域経済の基盤を整備します。(再掲)
- 地域の自主性を尊重しつつ地方都市のコンパクトシティ化を推進します。その際に地産地消のエネルギー社会への移行を進め、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進を図ることで、中小企業の仕事づくりにつなげます。
- 大店舗が出店する際には、近隣の商店街や住民との間で、営業時間やまちづくり等について話し合いをするための事前協議制度の導入を推進します。

公正な取引環境の確保

- 大企業と中小企業等との間の適正かつ公正な取引環境を実現するため、優越的地位の濫用に対する規制など独占禁止法の運用の徹底や、下請取引の適正化に向けた監視の強化等を図ります。
- 適切な価格転嫁対策を推進し賃上げにつなげるため、立場の弱い中小企業等の原材料費・エネルギー費・労務費に関する価格交渉について、綿密なフォローアップや無作為アンケート及び個別ヒアリングを通じた適時適切な情報の公表を行うなど、政府と公正取引委員会が定める「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の運用状況を不断に点検し、改善を促します。
- 多重下請業者や個人事業主及びフリーランス、また映像コンテンツ業界や運送業界など、特に労務費をはじめとする価格転嫁が困難であるといわれている業態・業界の状況把握を行いつつ、価格転嫁が困難である原因の分析に努め、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の運用と合わせて対策を推進します。
- 公正取引委員会や下請 G メン等の人員強化を図ります。とりわけ一部の地域が取り残されないよう、地方での価格転嫁対策を強化します。
- スマートフォンでの特定ソフトウェアに係る競争環境の整備について、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護など、公平・公正な競争と安全の両立の確保を図ります。また「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」に基づき策定される指針について、スマートフォンの安全・安心な利用と利便性確保の観点から、関係する行政機関、有識者、民間事業者等、幅広い関係者の知見を踏まえ、可能な限り明確かつ具体的に策定し、利用者への必要かつ十分な情報の提供に最大限努めます。
- デジタルプラットフォームに関わる取引について、適正な競争環境の整備に努めます。
- デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術の急速な進展に伴う消費者被害の複雑化・多様化や、海外の行政機関との連携の必要性に鑑み、消費者庁その他の関係省庁の予算、機構・定員を十分確保します。(再掲)

ものづくり・人材育成

- 日本のものづくりの現場を支える人材の育成を強力に後押しします。高校への多様な専門科の導入、高等専門学校・専修学校・工業高校等への支援を拡充します。大学等でも研究・開発やものづくりの基盤を支える高度人材の育成を推進します。
- 高度な専門領域に精通する人材育成に加え、技術の複合化に応えるため、複数の専門領域を学べる環境整備を進めます。また、即戦力の育成や働く場の確保につながるために、教育機関と企業等との連携も視野に入れた人材育成に取り組んでいきます。
- 同業者、異業種企業、大学等の教育機関、研究機関、政府の間の交流・連携を推進し、産業全体の総合力を高め、日本のものづくり競争力を強化していきます。
- 第4次産業革命に対応した経済産業政策の充実と合わせ、時代を先取りし、第5次産業革命をリードするプラットフォーマーを生み出すことを目指し、人材育成、基礎研究支援を行います。
- 生涯を通じて社会人の職業訓練を支援するとともに、セーフティネットを強化した上で成長分野への人材移動と集積を進めます。
- 女性活躍推進法(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」)の実効性を高めるため、男女の賃金格差と女性労働者の非正規比率、女性管理職比率等について、101人以上の企業等が目標値を設定し、公表することを義務付ける法改正を行います。(再掲)
- 企業内のリスキリング等でスキルアップした正社員の賃金を引き上げた企業等(中小企業等を中心に)への助成金等を創設します。(再掲)
- 企業が労働者にリスキリングさせるための時間を確保する責務を果たすことができるよう、デジタル化の推進などによって非効率な業務を削減するなど、生産性向上で、労働者をリスキリングする時間を捻出した企業等(中小企業等を中心に)に対して助成します。(再掲)
- 企業がリスキリングのための補助金を受ける際に労使の合意を前提とするなど、財政支援がリストラにつながらないようにするための手段を講じます。(再掲)

海外展開・資源外交

- 水・鉄道・都市開発・医療システムなど質の高いインフラのパッケージ輸出を積極的に推進します。併せて、東南アジアやインド、グローバルサウスの発展を見据え、環境技術をはじめとするわが国の優れた技術を生かして、共創による地域の課題解決と互いの成長に資するプロジェクトを推進します。ODAなどを活用した中小企業・中堅企業の海外展開を支援します。
- 資源外交による輸入先の確保やエネルギーをはじめとする資源の調達が多様化、未開発資源を活用するための技術開発支援、レアメタルをはじめとする金属資源の回収方法を確立した資源リサイクルの推進など、各種資源の安定確保を進めます。

- 特許や著作権など、知的財産を守り積極的に活用するため、国際的な知的財産戦略を推進します。また、日本の食文化やコンテンツを海外に積極的に展開し、ソフト分野でも稼ぎ、雇用を増やす産業構造をつくります。

経済安全保障

- 経済安全保障の観点から、「自由で開かれた経済」「民間主体による自由な経済活動」を最大限尊重しつつ、サプライチェーンの強靱化、先端技術の優位性確保、インフラセキュリティ強化などについて、実効性のある安全保障政策を推進します。(再掲)
- 幅広い分野で、知的財産の保護、情報セキュリティ、企業統治などを強化するとともに、通信、デジタル、クリーンエネルギー技術、宇宙などの経済分野に係る国際的なルールの形成を主導し、日本の優位性を確立するための「経済安全保障戦略」を策定し、総合的な国力の増進を図ります。(再掲)

エネルギー

気候危機・気候変動対策

温室効果ガス削減目標・目指す方向性

- 気候変動は人類存亡につながる人類共通かつ最大の脅威であり、その影響はこれまでにない厳しい気象現象や自然環境へのダメージなどの形で顕在化し、気候危機といわれる時代を迎えています。将来世代への責任を果たすため、あらゆる施策を総動員し、気候危機からの脱却を実現します。
- パリ協定の目標を達成するため、2030年に2013年比55%以上の温室効果ガス削減を目指します(60%削減も実現可能と検証済)。
- 地球温暖化対策に関する、国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、再生可能エネルギー導入目標の設定、省エネルギーの徹底、技術開発の促進、環境外交の推進、適応等を盛り込んだ基本法の制定を図ります。これにより、地球環境・生物多様性の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など、環境と経済発展の両立を図ります。

情報開示・多様な意見をすくいあげる仕組み

- 気候危機リスク及び気候危機への取り組みの開示を進めることなどにより、環境金融(環境に配慮した金融)や ESG 投資(環境、社会貢献、企業統治に配慮する企業への投資)を促進します。
- 気候変動対策推進のため、国民の意見を気候変動対策・エネルギー政策に反映させる仕組み(抽選による国民会議の設置＝くじ引き民主主義)の創出や法律名の変更など、現行法の抜本的な見直しを行います。
- 将来世代への影響を長期的観点から検討する「未来世代委員会」を創設し、公平・公正で開かれた科学的な政策議論を行い、国会や政府に対して提言・勧告を行うことができるようにする「未来世代法」の制定を目指します。

カーボンプライシングなど構造変革促進

- 全体としての税負担の軽減を図りつつ、気候危機対策を推進するためのカーボンプライシング・炭素税の在り方について、税制全体の見直しの中で検討を進めます。
- 強力な温室効果ガスであるフロンについては、その回収を徹底するとともに、助成制度の充実等により、自然冷媒など代替物質への速やかな転換を推進します。
- 技術革新に過度に依存せず、既存の省エネ・再エネ技術で最大限の温室効果ガス削減を行います。
- 各産業の脱炭素化を進めるに当たり、地域振興、新産業育成、雇用の公正な移行を強力に支援します。特に雇用については、新しい成長分野における雇用創出を

進めるとともに、雇用環境の激変緩和及び失業対策として、企業の雇用維持支援、職業教育施策の充実、雇用転換に伴う所得補償制度などを法制化します。

- 産業競争力強化の観点から、製鉄産業などエネルギー多消費産業、脱炭素への対応が求められる自動車産業等への産業構造変革を促す財政支援を一層強化します。大きな投資が見込まれる設備更新については、前倒しで実施できるよう、各企業の成長戦略を後押しする支援を行います。

エネルギー

エネルギー転換戦略

- 気候危機対策を強力に推進し、2030年の再生可能エネルギーによる発電割合50%及び2050年100%を目指し、2050年までのできる限り早い時期に化石燃料にも原子力発電にも依存しないカーボンニュートラル(温室効果ガス排出実質ゼロ)達成を目指します。
- 省エネルギーの取り組みを強化して、2030年に最終エネルギー消費30%削減(2013年比)、2050年には同60%削減を目指します。
- 2030年までに省エネ・再エネに200兆円(公的資金50兆円)を投入し、年間250万人の雇用創出、年間50兆円の経済効果を実現します。
- 省エネルギーのさらなる推進と合わせて、日本の資源である再生可能エネルギーを最大限活用することで、年間20兆円を超える資源輸入のための国富流出を止め、日本経済の成長につなげるとともに、再生可能エネルギー中心の災害に強い地域分散型エネルギー社会を実現します。
- 産業部門については、補助金、税制優遇等の施策を充実させ、省エネ設備への更新を促進し、2030年に全工場の80%で優良工場並のエネルギー効率を実現します。
- 災害に強く持続可能な社会づくり、少子高齢社会や消滅可能性都市、インフラ更新などの社会課題に対して、エネルギーを呼び水として、新しい社会の創造を模索します。
- 自治体・エネルギー企業・組合方式の運営主体などが共同参画し、地域内の発電所等からの熱を積極的に活用するまちづくり、地域の状況に合わせた親和性の高い再生可能エネルギーの導入の推進、エネルギーの地産地消を通じた分散型エネルギー社会を目指すスマートコミュニティへの転換を推進します。
- 公営住宅の断熱化を推進するとともに、低所得世帯に対して省エネ家電製品への買換えを公費によって支援するなど、福祉的エネルギー転換施策を創設します。

省エネルギー

- 断熱や省エネ機器の導入など、まずはエネルギーの使用そのものを減らすこと(省エネルギー)を徹底します。
- 中小企業の省エネルギー設備導入を進めるため、省エネ診断や省エネ機器導入への大胆な財政支援を行います。また、大企業の省エネ競争を促進するための支援や情報公開の在り方について検討を進めます。

- 補助制度を拡充してコスト回収時間を短縮することにより、高効率機器への切り替え促進、建物の断熱化、ゼロエネルギー住宅の拡大、省エネ家電への買換え促進を図ります。また、クールシェアなどライフスタイルの変革により、さらなる節電・省エネを推進します。
- 省エネ努力の「見える化」などにより、日本の持つ優れた技術の飛躍的な普及を図るとともに、熱供給などのエネルギーインフラ整備を推進します。世界最高水準の省エネルギー社会を実現し、日本の技術を海外にも広め、世界の脱炭素化に貢献します。

熱の利活用

- 日本では多くの熱が利用されていないことから、熱利用の拡大を目指します。地中熱や河川熱などの再生可能熱や廃熱利用の拡大、電熱併給のコジェネレーションの導入、熱エネルギーの面的利用(地域熱供給等)、コミュニティ単位での活用、廃熱のカスケード利用、断熱の徹底などにより、熱エネルギーの効率的な利用を進めます。
- バイオマス、太陽熱、河川熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱など再生可能熱エネルギーの普及目標等を定めるとともに、大規模な再生可能熱供給に対する買取り制度や、再生熱供給機器への助成制度の導入を検討します。

建築物の省エネ

- 遅れている建物の断熱化・ゼロエミッション化を推進します。建て替えや改修の際の補助金・税制優遇、金融支援、省エネ努力の「見える化」等により、2030年に全建物の10%のゼロエミッション化(リアル ZEB、ZEH)を実現します。地域の工務店・建設会社の参入を促進して地域経済の活性化につなげます。
- 住宅の断熱化・ゼロエミッション化により、快適で健康にも良い住環境の実現を目指します。建物エネルギー性能の最低規制を導入して光熱費のかからない高付加価値の住宅を普及させ、省エネによる家計の可処分所得の増加と建築事業者の収益向上を両立させます。
- 住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の断熱・省エネ最低基準の引き上げ、省エネリフォームの推進、断熱性の高い木材住宅の普及などを図ります。
- BEMS(Building Energy Management System)導入等による省エネの「見える化」を推進します。加えて、建築物の賃貸や販売の際に断熱性能の説明を義務化し、工場やオフィスの省エネ進捗度の公表や金融機関の省エネ融資を点数化して実績を公表する等の制度設計を行い、必要な規制の法制化を進めます。
- わが国が得意とする技術を生かし、エネルギー管理システム、太陽光パネル、家庭用燃料電池などを組み合わせた ZEB(Zero Energy Building)や ZEH(Zero Energy House)などの導入を力強く後押しし、スマートコミュニティ形成を促進します。
- 「公共施設省エネ・再エネ義務化法」を制定し、省エネルギー・再生可能エネルギー機器について、国の施設への導入を義務付け、供給を拡大し、普及・低価格化を進

めます。また、地方自治体の施設に対しても省エネルギー・再生可能エネルギー機器の設置が進むように地方自治体を支援します。

再生可能エネルギー(分野別)の推進

- 太陽光発電については、環境破壊につながる大規模開発を抑制し、屋根置き太陽光発電、大規模駐車場への設置、営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)を普及させます。公共施設の太陽光発電設置の義務化、ソーラーシェアリング向け FIT(固定価格買取制度)の導入などにより、太陽光発電事業を支援します。
- エネルギーの地産地消につながる屋根置き太陽光発電の普及を進めます。新築住宅・建物への太陽光発電(または太陽熱利用)設置の原則義務化、小型蓄電池とのセット導入、屋根貸し方式による初期費用ゼロの太陽光発電を推進します。
- コストが下がってきた大型蓄電池の導入を加速し、調整電源とします。
- 農地を活用する「ソーラーシェアリング促進法」を制定し、資金貸付けのネックとなっている農地法上の一時転用許可についての規制緩和措置などを講じ、全国的にソーラーシェアリングを展開します。また、生産緑地についてもソーラーシェアリングを可能とするよう法改正を目指します。
- 風力発電については、ポテンシャルの大きな洋上風力発電について、その導入目標を明確にし、ゾーニングを進め、導入を加速します。産業の裾野の広い洋上風力発電について、機器製造から建設、メンテナンスまで、競争力のある産業となるように国を挙げて支援します。
- 熱及び電気の再生可能エネルギー源として、河川エネルギーの利用を促進します。
- 発電に利用されていないダムによる水力発電の推進、温泉の持つエネルギーの農業等への有効活用などを進める法整備を行い、エネルギーの地産地消を推進します。
- ポテンシャルが世界第 3 位の地熱大国である日本の特性を生かして、地熱の利用を拡大します。比較的低温でも発電できるバイナリー発電を活用し、温泉利用と調和のとれた地熱発電を普及させます。発電と合わせて熱の直接利用も広げ、地熱を有効に使い尽くすカスケード利用を推進します。データに基づいた効果的・効率的で持続可能な地熱利用、環境保全のためのゾーニングの実施、地域の合意形成を支援します。
- 「地中熱利用促進法」を制定し、省エネ効果の大きい地中熱の利用を加速化します。
- 都市のヒートアイランド対策として、保水性アスファルト舗装の推進、建築物の遮熱塗装や高断熱化の推進、地中熱・河川熱の利用拡大などにより、大幅な省エネルギーと快適な生活の両立を図ります。

農林漁業と再生可能エネルギー

- 農山漁村は、再生可能エネルギーを産するのに好適な条件を備えています。資源の乏しいわが国にあって、エネルギーの地産地消を実現し、さらには都市への供給も可能とするなど、その可能性を最大限に引き出す施策を展開し、農山漁村の活性化を図ります。(再掲)

- 農地や林地、海洋における再生可能エネルギー発電事業による収益が農林漁業者を支えるエネルギー兼業を推進します。
- 農林漁業とエネルギー事業の融合、エネルギー兼業などにより収入を増やし、農山漁村や過疎地域を活性化します。そのためにソーラーシェアリング、小水力発電、バイオマス発電、洋上風力発電等の利用拡大のための制度改正とコストダウンを目指します。
- 環境に配慮した農業生産・経営を支える多様な設備・機械装置等の導入及びソーラーシェアリング等を促進するための税制上の措置を創設します。
- 農業分野での化石燃料に頼らない持続可能な農業(小水力や太陽光発電の電力の耕耘機への利用、ビニールハウスでの地中熱利用など)のモデル事業を各地で展開し、エネルギーの自給自足を支援します。

固定価格買取制度(FIT)

- 固定価格買取制度(FIT)は再生可能エネルギーの導入促進に大きな役割を果たしています。小規模優先、地域優先、安定電源優先などの原則を整理し、よりきめ細かな買取価格区分設定(規模別条件別価格設定など)、設備認定の運用の見直し、送電網への優先接続を実現するなど、再生可能エネルギーの拡大の趣旨に沿った制度改正を行います。
- FIT 後をにらみ、蓄電システムとの融合等による自家消費型・自立型の発電給電システムの導入を促進します。FIT の買取期間が終了した電源について、新たな電力販売ルールを確立します。

再生可能エネルギー規制の在り方・ゾーニング

- メガソーラーや風力発電など地域で建設反対の動きがある事例が増えています。土地利用のゾーニング、再生可能エネルギーに関する環境アセスメントの見直し、地方自治体の権限強化などにより、再エネの乱開発による環境破壊を未然に防止します。地域参加を確保するための地元企業や市民の出資を促進します。

太陽光発電パネルのリサイクル

- 太陽光発電パネルについては、有害物質を含むパネルの適正処理を徹底するとともに、中古市場の活性化により再利用を推進します。

分散型・スマートコミュニティ

- 再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消や、省エネルギー、蓄電技術の向上などにより、エネルギーの自給を通じて地域でお金をまわし、地域の自立・活性化と雇用創出を図ります。これを実現するため、「分散型エネルギー利用促進法」の制定を目指します。
- 持続可能な社会への転換のための投資を大幅に増やし、新たな市場・産業・雇用を創出します。再生可能エネルギーやエネルギー効率化、エネルギー市場のデジタル化、自動運転による共有型モビリティ等に官民の投資をシフトすることで、エネル

ギー輸入に伴う海外への資金流出を抑制し、地域で資金が循環する「分散ネットワーク型の持続可能な社会」を構築します。

- 地域が主導する再生可能エネルギーを普及させることにより、地域の経済循環、地域の自立的発展につなげます。地域の特性を生かした再生可能エネルギーの開発を進め、地域の中小企業、地方自治体、市民などが活躍する地域再生・活性化を実現します。
- エネルギー事業、公共交通事業、上下水道事業等を一体的に運用することにより、地方自治体が運営する事業の安定化、サービス向上を実現します(日本版シュタットベルケ=ドイツにおける地域のさまざまな公共サービスを担う事業体の日本版)。
- 工場立地地域や商業地域、田園地域など、それぞれの地域にある特徴を最大限尊重し、水力発電、地熱発電、地上・洋上風力発電などの再生可能エネルギーとバイオマスなどによる火力発電を組み合わせ、発電で生じる熱は、熱伝導管で施設へ融通し冷暖房に活用するなど、徹底した有効利用を図り、スマートコミュニティの形成を進めます。
- 地域内で発電された電力については、系統向けの売電や固定価格買取制度(FIT)を経由させない地産地消を原則的に優先させ有効に利用するために、託送料金の見直しや規制を緩和して域内送電線を適切に敷設するとともに、昼夜のバランス等を勘案し、スマートコミュニティ内で適切に電力消費できるような環境の整備を図ります。
- 地域の工務店、電器店を中心に、建物の断熱化や省エネ機器への切り替えを進める支援制度を創設します。省エネの初期投資の負担を軽減するため、融資制度を創設します。

スマートグリッド、デマンドレスポンス、デジタル化

- 環境エネルギー分野での革新的技術開発と実用サービス展開を図るため、「スマートグリッド革命」を推進します。具体的には、再生可能エネルギーの安定的な利用と国民全体の省エネ・節電行動の拡大を同時に実現するため、①あらゆるレベルでのエネルギー管理システム(EMS)の普及・促進、②デマンドレスポンス(需要応答)の導入、③VPP(バーチャルパワープラント)の活用を図ります。
- 電力システムのデジタル化を進め、電力市場を拡大・活性化し、より柔軟な需給調整を行います。
- BEMS (Building Energy Management System) ・ HEMS (Home Energy Management System) を利用した需要側と供給側のデジタルでの連携をより一層進めます。真のスマートコミュニティ実現に向けて、施設や技術を適切に配置・構築します。熱伝導管、送電線、データ通信網等の整備については、地域のインフラ更新時に合わせて、自治体と国が一体になって計画的に取り組みます。

新規技術・国際貢献

- グリーン=環境エネルギー分野、ライフ=医療・介護分野、ローカル=農林漁業・観光分野など、あらゆる産業分野におけるデジタル関連の研究開発などを支援します。

- グリーン成長を社会の大変革につなげていきます。グリーン(環境エネルギー分野)をわが国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させることで、新たなマーケットの創造を図りつつ、地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これによって、再エネ・省エネ産業の市場と雇用を拡大し、成長率のかさ上げと持続可能な経済・社会を目指します。
- 一人ひとりの命と暮らしを支え合う経済システムや、低廉で安定かつ低炭素なエネルギーシステムを確立します。その際には、雇用の公正な移行を維持します。
- IoT、AI などの最新デジタル技術、蓄電技術、VPP(バーチャルパワープラント)等の高度な需給コントロールシステム、海流発電、小型高効率地熱発電の開発・導入を加速し、省エネ・再エネ分野を日本の経済成長の柱となるように育てます(日本版グリーンニューディール)。
- 次世代のエネルギー関連技術の開発に国を挙げて取り組みます。次世代型太陽光パネル、洋上風力発電、環境調和型地熱発電(地熱のカスケード利用等)、海流発電、高効率蓄電技術、直流ネットワーク、再生可能エネルギーと組み合わせた水素利用モデル、IoT技術に基づくスマートコミュニティ、デマンドレスポンス、グローバルなエネルギー分配に向けた送電線の開発など、新たな技術開発を加速化させます。
- 次世代の蓄電技術(全固体電池等)の開発を支援します。
- 波力発電、潮力発電など、新たな再生可能エネルギー技術の開発を進めるとともに、Power to Gas 等の余剰電力対策の実用化を目指します。
- 世界的には再生可能エネルギーは最もコストの低いエネルギーとなっていますが、日本では未だ十分にコストが低下していないことから、技術開発、関連産業の構造改革などを通じて、さらなる低コスト化に取り組み、国民負担の軽減を図ります。
- 再生可能エネルギー、蓄電技術への支援を強化し、太陽光パネル、風力発電設備などの再国産化を目指します。
- 世界では、再生可能エネルギーは新しい産業として雇用を生み出し、経済を牽引するエンジンとなっています。日本でもこうしたエネルギー分野での成長の果実を享受できるよう、再生可能エネルギーのさらなる普及・拡大を目指します。
- 日本のものづくり産業の省エネルギー化・脱炭素化に向けた技術の開発及びその実装を支援し、日本のものづくり産業の活性化と世界の脱炭素化に貢献します。
- 最高水準の省エネルギー社会を実現し、日本の持つ優れた技術を海外にも広め、世界の脱炭素化に貢献します。
- 再生可能エネルギーの普及を通して、エネルギーを巡る紛争や貧困、格差、気候危機といった課題の解決に日本として積極的に貢献します。再生可能エネルギーを核とした社会インフラの整備について、資金と技術(人材育成を含む)をパッケージで提供し、支援国・支援地域の自立的・内発的発展を促します。
- CCS(二酸化炭素回収・貯留)、CCUS(二酸化炭素回収・利用・貯留)などの次世代エネルギー関連技術の実用化に向けた支援を行います。

- 鉄鋼分野での水素還元技術を世界に先駆けて実用化するため、国の財政支援を行うこと等により、カーボンニュートラルを進める中においても、鉄鋼産業の競争力・持続可能性の確保と雇用維持を図ります。
- 自動車分野でのカーボンニュートラル実現のための技術開発への支援、脱炭素エネルギーインフラの整備、電動車購入への支援等を国が大胆に行うことにより、自動車の脱炭素化で世界をリードし、日本の自動車産業の発展と雇用の維持を図ります。
- 電気自動車(EV)の充電ポイントや水素スタンドの設置支援、EV・ハイブリッド車(HV)・燃料電池車の普及促進、公共交通機関の脱炭素化への公的助成の拡充など、脱炭素化の基盤整備を強力に進めます。
- 次世代のエネルギーとして注目される核融合技術については、主要国の連携の下で進む ITER 計画への参画等を通して、その安全性、科学的・技術的実現性について検証します。

水素・燃料アンモニア

- 水素については、グリーン水素(再生可能エネルギーにより製造される水素)を前提に、大型バスや大型トラック、船舶などの燃料としての活用、メタネーション技術により作られる燃料(e-fuel)の航空機燃料などへの活用を進めます。
- グリーン水素から製造されるアンモニアについて、課題となる NOx の回収、製造コストの低減と発電に必要な量の確保に関する取り組みを支援します。

化石燃料

- 化石燃料については、CO₂ の排出の比較的少ない LNG 火力を中心に、再生可能エネルギーへの移行期を支える主力のエネルギーとして活用します。国として必要な設備投資・運転資金を支援します。
- 石油火力、石炭火力については、CO₂ 排出量が LNG 火力に比べて多いことから、当面緊急時のバックアップ電源としての活用を基本とします。燃料アンモニアの混焼技術などの新技術開発を支援し、将来的に燃料アンモニア専焼、CCS、CCU など、カーボンニュートラルに必要な新技術の可能性を探ります。
- 当面の化石燃料の安定確保のための資源外交を進めます。
- 化石燃料の安定的な確保と流通基盤の整備のため、複数の調達手段を確保し、価格の競合を可能にする環境の醸成と中期的な安定供給の確保に取り組みます。
- 当面は、石油並びに保存性に優れる LPG について、暖房・給湯部門における分散型エネルギーの一つとして位置付け、多様なエネルギー選択肢を保持していくとともに、製油所の強靱化、災害時の避難所での燃料や病院などの非常用発電燃料等の確保、及び供給体制の万全の確保を図ります。
- 2050 年カーボンニュートラルに向け、化石燃料消費の減少が見込まれる中、ライフライン・地域のエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドを維持するための支援を行います。多様化するエネルギーのインフラ及び地域コミュニティの中核施設となるよう支援します。

原子力発電

- 地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーを基本とする分散型エネルギー社会を構築し、あらゆる政策資源を投入して、原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現します。
- 原子力発電所の新設・増設は行わず、全ての原子力発電所の速やかな停止と廃炉決定を目指します。
- 実効性のある避難計画の策定、地元合意がないままの原子力発電所の再稼働は認めません。
- 避難計画については、原子力防災会議の意見、内閣総理大臣・原子力規制委員会の同意を法定し、国の責任を明確化させます。
- 防災対策の重点区域などの見直しに当たり、避難困難者対策を含め、周辺地域の原子力防災対策を強化します。
- 原子力発電所の速やかな運転停止、廃炉決定を実現するために、原子力発電所（事故炉を除く）の廃炉については、電力会社とともに国が責任を持って廃炉を進める体制を構築します。原子力発電所の廃炉に伴い債務超過が発生するなど、電力会社の経営が立ちゆかなくなる事態のないように配慮します。
- 原子力発電所及び原子力発電所関連施設の廃炉期間中の安全確保を徹底するとともに、訓練を実施し、万が一の放射能漏れ事故に対し、万全の体制を構築します。
- 廃炉を決定した原子力発電所の安全かつ着実な廃炉、原子力発電関連施設の徹底的な安全管理などに向けて、原子力に関する技術の継承・開発、人材の確保・育成、廃炉技術の確立について、国の責任の下で進めます。廃炉技術・放射性廃棄物の管理及び最終処分技術をパッケージ化して、海外への廃炉ビジネスの展開を目指します。
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)を復活させ、事故原因の徹底究明、事故に対する責任の明確化に取り組みます。(再掲)

原子力発電所立地地域への支援や雇用の確保

- 原子力発電所立地地域の経済・雇用に関する政策については、地方自治体、地域住民との話し合いと合意形成を大前提として取り組みます。
- 原子力発電所立地自治体の自立に向け、原子力発電所に頼らない地域経済の基盤の確立、経済活性化、雇用の公正な移行、地域主体のまちづくりを支援します。原子力発電に依存しない社会の実現を目指す中で、影響を受けることになる立地地域については、スマートコミュニティのモデル地域として位置付け、立地地域の電気代を削減するための財政的支援、先進的技術産業の誘致、グリーンエネルギーの導入支援等の各種施策を優先的・重点的に行うなど、経済・雇用が安定的に維持できるよう大胆な措置を実施します。
- 原子力発電所等立地地域振興特別措置法を改正し、立地地域において水素や再生可能エネルギーなどの新エネルギー関連産業の育成・振興を計画的に進めることを明記します。

- 廃炉を迎える原子力発電所関連施設立地地域が自立した地域経済を構築できるよう、国の支援をパッケージで実施します。原子力発電所につながる送電線網を活用した再生可能エネルギー拠点の立ち上げなど、新たな産業創出を目指します。
- エネルギー転換を達成するための人材の確保と育成に努めるとともに、労働者の雇用の公正な移行と影響を受ける地域の振興に、最大限取り組みます。
- 全ての原子力関係労働者への支援(転職支援、住宅確保、家族のサポートなど)を実施し、雇用の公正な移行を実現します。

核燃料サイクル・最終処分

- 核燃料サイクル事業の中止に向け、関係自治体との協議による新たな枠組みを構築し、使用済み核燃料は直接処分を行います。最終処分は、国の責任を明確にし、安全を最優先に科学的な知見に基づいて進めます。
- 使用済み核燃料の地層処分については、地震大国日本にあってその安全性、長期保管時の安定性など多くの課題が残っています。当面は、乾式キャスクによる保管に切り替え、一定期間安全に保持します。その間に、最終処分に関する技術開発、処分地の選定、最終処分に関わる合意形成などを国の責任で進めます。
- 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にはしません。
- 青森県が計画する産業振興戦略の実行を国として全面的に支援します。青森県は再生可能エネルギーのポテンシャルが大きいことから、エネルギー産業の集積基地としての発展を実現させます。また、スマートコミュニティのモデル地域として位置付け、立地地域の電気代を削減するための財政的支援、先進的技術産業の誘致、グリーンエネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行うなど、経済・雇用が安定的に維持できるような大胆な措置を実施します。

エネルギー政策基本法・基本計画

- エネルギー政策基本法については、エネルギー利用に関する原則の追加、国・地方公共団体等の責務の拡充等を内容とする改正を行うとともに、エネルギーの地産地消と省エネ・再エネ中心の社会への変革をエネルギー基本計画などで明確化します。
- 科学的根拠に基づく客観的なデータによってコスト計算を行い、これに基づいてエネルギー基本計画を策定します。

電力システム改革

- 分散型エネルギーの普及と並行して、公正な競争を確保する観点から、電力・ガスシステム改革の課題検証を行い、消費者の立場に立ったエネルギーの安定供給の確保等のさらなる電力システム改革を実現します。
- IoT・5G・ブロックチェーン等の技術を活用し、分散協調型の電力網を構築するとともに、電力取引市場を高機能化・活性化し、総合的な経済性、地域社会間の連結性、持続可能性を向上させます。
- 消費者への電力小売における電源構成表示の義務化などにより、消費者が的確に電力会社を選択し、電力を購入できるよう市場の環境整備を進めます。

電力系統

- 再生可能エネルギーの効率的かつ最大限の導入に向け、電力市場の活性化や制度・ルール等の見直しを行います。
- 小規模分散型の再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を実現するため、国策としての電力送電網の整備・強化・更新等により、系統の強化を進めます。
- 再生可能エネルギーを含む広域的な供給力を有効に活用し、市場を活性化させるため、地域間・地域内の送電網の増強を進めます。
- 地域間連携線の運用ルールの見直しや託送料金の柔軟化・透明化などにより、公正な競争を確保します。
- 送配電網の整備の加速化や託送料金の弾力化等により、再エネ発電に対する出力抑制を最大限回避します。地域のオフグリッドも視野に、地域分散ネットワークを支える送電網の整備を国の事業として行うとともに、蓄電設備の整備・運用を国主導で進めます。
- 電力・ガス取引監視等委員会の独立性をさらに高め、機能を強化し、市場の監視を徹底することで、公正な競争を促進します。
- 電気設備を点検する電気設備保安従事者の要員確保に取り組み、安全な設備維持に努めます。

エネルギー対策特別会計

- エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定と一般会計のエネルギー関連経費等に計上されていた原子力関連等エネルギー関連予算を、立地自治体が行う省エネルギーや再生可能エネルギー普及のための新規事業等の産業振興・雇用確保などの事業に重点的に割り当てます。

東北の復興

- 被災地・東北を「新産業特区」とし、エネルギー価格の抑制と再生可能エネルギーの加速度的な拡大を追求し、産業復興と雇用確保を実現します。

環境

総論

- 強力な台風や線状降水帯などの発生による自然災害が激化していることから明らかなように、地球温暖化による気候変動は、人が豊かに生きる地球環境を破壊する最も重要な要因の一つです。また、環境省の前身である環境庁の原点、水俣病問題は解決しておらず、それどころか PFAS 汚染問題など新たな公害が発生しています。これまで続く経済優先一辺倒ではなく人命や環境を重視し、環境と経済の好循環を目指します。
- 持続可能で、環境に調和した社会への移行に対応するため、国家の責任で専門的かつ省庁横断的な課題解決の仕組みを構築します。また、環境政策の根幹である環境基本法等について、予防原則や汚染者負担原則などを含め、抜本的な見直しに向けて検討します。
- 専門家だけでなく、NGO・NPO、将来世代である若者や関係者の意見を丁寧に聞き、環境分野での政策立案を共に進めるとともに、国会の委員会等への参考人として積極的に招致します。

環境健康被害救済・公害政策

- 縦割り行政を排し、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めます。昨今、被害が増加してきた香害などへの対応を含め、成分表示や表記の統一等、化学物質の製造から廃棄までの全体を、予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の検討を進めます。
- 環境健康被害の回復・軽減策及び被害防止対策の迅速な実施を図るため、「環境健康被害者等救済基本法」の制定に向けて検討を進めます。
- 公害健康被害補償不服審査会の審査を迅速化すべく、委員の増員やオンライン審査の在り方などを検討します。
- 差別や偏見のない社会を目指し、公害問題について学ぶ機会を充実させるとともに、公害を風化させないため、公害問題のアーカイブ化などを推進し、公害に関する資料の保管又は展示を行う研究機関及び民間団体等に対する継続的支援について検討します。

水俣病

- 2024年5月1日、環境大臣と水俣病被害者団体との懇談の場で起きた発言遮断はあってはならないことです。現地の皆さんと環境省との信頼関係の改善を図るとともに、水俣病特措法の再開(未申請者)と、疫学を含む健康調査の2年以内の実施、健康調査の結果などを受けての水俣病特措法の抜本的な見直しを目指します。

- 水俣病問題の解決には現行法の運用で対応できることもあることから、療養費などの充実、離島加算の増額、柔軟な認定ランクの変更などを進めるとともに、汚染者負担の原則に委ねては被害者が不利益を被ることになる場合の救済の在り方について検討します。

PFAS 汚染

- PFAS 汚染問題は、生きる上で基本となる安全な水の確保の問題です。国民の健康と安全を守る立場として、汚染源特定のために土壌調査を実施するとともに、広く血液検査を行い、PFAS の血中濃度が高い場合に相談や支援につながる仕組みを設け、これ以上の PFAS 汚染の拡大防止と市民の不安の解消を目指します。
- PFAS は多くの製品等に使用されてきたことから、関係する省庁が多く、主導的に取り組む省庁がないことから、省庁間の連絡会議などを設けるとともに、PFAS 問題に政府が責任をもって取り組む体制をつくります。
- PFAS 等、特定の化学物質等による水の汚染が疑われる場合に、地方自治体のみならず、国が汚染源を特定し、環境・健康調査をすることを義務付け、飲み水の安全を確保する等の法整備を目指します。

アスベスト健康被害

- アスベスト被害者の属性により救済内容に格差が生じない隙間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開・情報開示の促進や、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら基金を創設するなどのアスベスト対策を総合的に推進します。
- 2021 年に成立した建設アスベスト給付金法によって、裁判によらずに被害者に給付金が支給されることになりましたが、石綿建材メーカーは基金への拠出に依拠していません。石綿建材メーカーも参加した救済基金の創設を目指します。
- 解体作業でのアスベスト飛散防止を徹底するため、特定粉じん排出等作業での大気濃度測定義務化や、専門的知見を持つ第三者による事前調査・作業完了段階での調査義務化、特定粉じん排出等作業を行う事業に関する許可制度の導入を検討します。

シックハウス症候群や化学物質過敏症対策

- 建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス症候群の被害者の増加を防ぐため、建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求めるとともに、大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定の義務付けなど、シックハウス対策のための法制度の検討を進めます。
- シックハウス症候群や化学物質過敏症など、化学物質による健康リスクを低減させるため、実態調査や発症メカニズムの解明など科学的知見を充実させます。被害者には、有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型療養施設を建設するなどの対策を進めます。

- 呼吸器系・循環器系への影響が心配されている PM2.5 や黄砂について、モニタリングポストを増やし監視体制を充実させるとともに、有効な発生源対策を講じていきます。また、PM2.5 や黄砂の濃度が増加した場合の措置(注意報)を大気汚染防止法に位置付けるなど、全国で統一的な対応ができるよう検討を進めます。また、海外の PM2.5 の発生源に対しては、環境技術供与などを通じて、日本に飛来する PM2.5 を減らしていきます。
- 国民の約 4 割が罹患しているといわれるスギ花粉症の対策を強化するため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散抑制技術の開発をさらに進めます。

気候危機・気候変動対策

温室効果ガス削減目標・目指す方向性

- 気候変動は人類存亡につながる人類共通かつ最大の脅威であり、その影響はこれまでにない厳しい気象現象や自然環境へのダメージなどの形で顕在化し、気候危機といわれる時代を迎えています。将来世代への責任を果たすため、あらゆる施策を総動員し、気候危機からの脱却を実現します。(再掲)
- パリ協定の目標を達成するため、2030 年に 2013 年比 55%以上の温室効果ガス削減を目指します(60%削減も実現可能と検証済)。(再掲)
- 地球温暖化対策に関する、国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、再生可能エネルギー導入目標の設定、省エネルギーの徹底、技術開発の促進、環境外交の推進、適応等を盛り込んだ基本法の制定を図ります。これにより、地球環境・生物多様性の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など、環境と経済発展の両立を図ります。(再掲)

情報開示・多様な意見をすくいあげる仕組み

- 気候危機リスク及び気候危機への取り組みの開示を進めることなどにより、環境金融(環境に配慮した金融)や ESG 投資(環境、社会貢献、企業統治に配慮する企業への投資)を促進します。(再掲)
- 気候変動対策推進のため、国民の意見を気候変動対策・エネルギー政策に反映させる仕組み(抽選による国民会議の設置＝くじ引き民主主義)の創出や法律名の変更など、現行法の抜本的な見直しを行います。(再掲)
- 将来世代への影響を長期的観点から検討する「未来世代委員会」を創設し、公平・公正で開かれた科学的な政策議論を行い、国会や政府に対して提言・勧告を行うことができるようにする「未来世代法」の制定を目指します。(再掲)

カーボンプライシングなど構造変革促進

- 全体としての税負担の軽減を図りつつ、気候危機対策を推進するためのカーボンプライシング・炭素税の在り方について、税制全体の見直しの中で検討を進めます。(再掲)
- 強力な温室効果ガスであるフロンについては、その回収を徹底するとともに、助成制度の充実等により、自然冷媒など代替物質への速やかな転換を推進します。(再掲)
- 技術革新に過度に依存せず、既存の省エネ・再エネ技術で最大限の温室効果ガス削減を行います。(再掲)

生物多様性の保全

生物多様性の国際目標

- 豊かな生物多様性を守るため、2030年「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に定められたネイチャー・ポジティブの実現を目指します。
- 生物多様性条約の2020年愛知ターゲットの目標が達成できなかったことについての検証と、これからの目標設定に積極的な提案を行っていきます。
- 新枠組の目標に掲げられた陸と海の少なくとも30%以上を保全しようとする目標「30by30」を推進します。例えば沖縄県・西表島で世界自然遺産登録の際に指摘された現地の脆弱な生物多様性の劣化・損失を防ぐためのオーバーツーリズム対策等について検討します。
- 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」(ABS)について、薬品や健康食品等では、産業界から学術分野など多様な分野にわたっており、指針だけでの対応では限界があるため、ABS 国内指針の法制化を検討します。

地域の生物多様性

- 地域ごとの生物多様性の取り組みが重要であることから、「生物多様性地域戦略」の策定を促進します。
- 里山、里地で育まれていた生物多様性の復活を目指して、自然再生とバランスの取れた活用を進め、都市部での緑地の保全、緑のネットワークの整備を進めます。
- 生物多様性の宝庫でもある海を豊かな状態で保つため、海と海岸域、河川と森林など、陸域とのつながりを重視した一体的な保全と管理を実施していきます。
- 生物多様性の宝庫である森林は、水源涵養機能を持ち、二酸化炭素の吸収源でもあります。日本の森林の4割を占める人工林は間伐・主伐を計画的に実施し、持続可能な森林経営、さらには潜在植生による自然林の復活を進め、健全な森林再生を推進します。
- 生態系保全、国立公園管理、外来種対策、野生鳥獣保護、エコツーリズム等を推進する環境省自然系職員(レンジャー)の増員を行います。併せて、分野を限定せずに地域でサポートをする人や団体が増加する仕組みを検討します。

外来生物対策

- 侵略的外来生物の駆除、野生生物の適正管理を機動的に行うための基金を創設します。
- 外来種対策の強化として、問題を引き起こしている外来種の中から特定外来種をリストアップし、その移入や移動を禁止する「ブラックリスト」方式ではなく、海外からの生物の持ち込みを原則禁止し、徹底した予防原則に基づき、安全等が確認されたもののみ輸入を許可する「ホワイトリスト」方式への変更を検討します。
- ヒアリなどの特定外来生物による日本の生態系への影響を水際で阻止するため、港湾・空港、運輸、自治体、関係府省などとの連携を強化し、水際対策を進めます。
- 外来生物法改正では、アメリカザリガニやアカミミガメについて、輸入・放出・販売等を禁止する一方、飼養することのみを可能としましたが、一般家庭等で多く飼われている現状の中で、今後どのような解決を目指しているか不透明であることから、動向を注視し必要な対策を検討します。
- 湖沼等の水を抜いて水質を浄化し、外来生物を駆除する「かいぼり」を積極的に活用し、在来種保護と生態系保全を推進します。

生態系汚染対策

- これまでの拙速な議論を見直し、予防原則に立った遺伝子組み換え生物の施策の在り方について検討します。
- ゲノム編集技術の一部は生物多様性を確保するカルタヘナ法の規制対象とはなりませんでしたが、科学技術の進展によっては今後、環境や安全へのリスクが増大する可能性に鑑み、法が規制をしていない対象物についても、政府が情報収集を行うよう求めます。

ナショナルトラスト、サプライチェーン上の課題

- 日本の美しい自然、豊かな生態系を後世に引き継ぐため、民間が行うナショナルトラスト活動に対し支援を行う法制度(ナショナルトラスト法)の検討を進めます。
- 世界で象牙の市場が閉鎖される中、日本が活発に市場を開いていることで違法な取引の温床となっていることから、象牙の違法な国際取引を阻止するための規制強化等を検討します。
- 伐採木材の有効活用(国産材の利用促進、C・D材のバイオマス資源としての活用など)を充実させ、併せて海外から流入して日本の木材市場に悪影響を及ぼす違法伐採木材を日本の市場から排除するため、合法性の確認を徹底する仕組みや、違法伐採木材である可能性を否定できない木材流通の在り方について検討します。

ワンヘルスの実施施策強化

- 近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症となっており、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等を推進するため、人や動物の感染症研究を担う国や大学等の機関、全国的に構築された医師と獣医師との連携体

制の下、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的にとらえて対処する「ワンヘルス」の実施施策を強化します。(再掲)

動物愛護・福祉の強化

- 人と動物が幸せに暮らす社会に向け、動物を飼養・管理する者の責務と動物取扱業者の責任の強化、動物に不必要な苦痛を与える虐待行為に対する罰則の強化などに取り組みます。
- すでに禁止されている出生後 56 日以下の生体販売について、いまだに販売されている現状があることから、徹底した運用を推進するとともに、ペットショップにおける生体販売の規制の在り方について検討します。
- 産業動物や動物実験への対応を含め、動物福祉に関する法整備や「動物園法」の制定を目指します。
- 畜産動物の福祉を向上させるための支援ができる法規制等を整備し、アニマルウェルフェアの世界標準達成を目指すとともに、畜産物を調達する企業の国際競争力の低下を防止します。具体的には、ケージフリーやバッテリーケージの導入など、消費者・生産者目線に立ちながら検討します。
- 動物の高額取引や密輸入などを規制するため、罰則の強化について検討します。
- 動物虐待事犯を取り締まるためのアニマルポリスの設置、虐待所有者からの「所有権はく奪」と「緊急一時保護」制度の創設について検討します。
- 学校飼育動物などが虐待下にある場合の救済について検討します。
- ペットの同行避難の推進や、難病の FIP に対する治療薬など動物用医薬品の拡充を検討します。

鳥獣保護

- 人とクマとの遭遇が多く報告されていますが、クマが突如として狂暴化したのではなく、地方の過疎化などによって人の領域とクマの領域の接近など多面的な要因があります。そのため、駆除一辺倒ではなく、下草刈りやにおいが漏れないゴミ箱の設置などを徹底することで人とクマとのあつれきを軽減し、人身被害等を防止する体制整備も含めた効果的かつ効率的な保護管理について検討します。
- 狩猟を行う後継者の育成のため、狩猟を学び訓練する施設の増設を進めます。
- 近年、イノシシ、シカ、クマ、サル、キョンなどの野生鳥獣による農作物被害や人身被害が増えています。生態の調査及び適切な管理体制を強化します。

資源循環・脱使い捨てプラスチック

プラスチック汚染対策

- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の基本として、使い捨てプラスチックの使用量を減らすことが最も必要かつ効果的な対策であることから、脱使い捨てプラスチック社会を目指し、「廃プラゼロ法」の制定を検討します。
- プラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際条約の策定に向け、実効的な国際条約となるよう後押しします。
- 事業者の使い捨てプラスチック削減の取り組みは限定的であるため、ライフスタイル変革に不十分な現行の政策を見直します。
- 3R で最も優先すべきプラスチック廃棄物の発生抑制対策が圧倒的に不足しているため、再資源化のための回収を担う自治体の負担の在り方も含めて実効性ある対策を検討します。
- 現在政府が「有効利用」している廃プラスチックの熱回収については、実態としては石油から生産されたプラスチックを使用後に燃やしてエネルギーを得ているものであるため、気候変動対策の視点から、熱回収ではなくリサイクルする仕組みを検討します。
- マイクロプラスチックは風や海流に流され、すでに南極まで到達していることが確認されるなど、地球全体での生態系への影響が深刻化していることから、すでに一部の業界団体が実施している自主規制を法制化するなど、マイクロプラスチック対策について検討します。
- 海洋プラスチックごみの回収について、労務費の助成などのコスト面も含めた具体的な対策を検討します。

資源循環・不法投棄の課題

- 省資源型の循環型社会への転換を実現し、廃棄物の不適正処理や不法投棄を防ぐため、廃棄物に関連する法制度を抜本的に見直します。
- 廃棄物を有価物であると称するなどの不適正事例によって、環境や地域住民の健康への悪影響の懸念が生じるとともに、対応する自治体の負担も増加していることから、廃棄物の定義を明確化し、排出者責任を徹底させるとともに、国として責任ある対応を行います。
- 大量生産・大量消費型社会による環境負荷を低減するため、動静脈産業の連携を促しつつ、拡大生産者責任の趣旨に則って動脈産業における資源循環と廃棄物の発生抑制に関する施策の充実・強化を促進します。
- 全国の約 2800 件、総残存量 1010 万トン以上の過去の産業廃棄物の不法投棄に関して、循環型社会への転換の過程で、2050 年に向けて国が先頭に立ち、全件を適正処理することを目指します。

- 「負の遺産」として遠ざけられがちな廃棄物の最終処分場について、適正かつきめ細かな管理・監視体制を構築し、人の健康が脅かされることのない安全・安心な社会づくりを目指します。
- 循環型社会への移行は最優先であるものの、廃棄物の最終処分場の新たな建設は必要であることから、地下水脈など飲料水の水源地となっている地域には処分場を建設しないように規制を制定し、水環境を守ります。

フードバンク食品ロスの削減

- 政府目標「2000年度比で2030年度までに食品ロス半減」に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減を推進します。(再掲)
- サプライチェーンを通じた連携やフードバンク等の取り組みを推進するため、生ごみの資源化や個人・企業によるフードバンク等への食品の現物寄付に関する税制優遇措置や、意図しない不慮の食品事故についての寄付者への免責制度の導入、商慣習の見直し等による食品ロス削減に資する供給システムの確立を進めます。(再掲)

環境教育・環境情報の公開

- 環境問題の解決のため、自分たちの生活と自然環境との関係について学ぶ機会が重要であるという観点から、地域や NGO と協力し、環境教育プログラムの開発を促進して学校などでの環境教育を充実させ、環境と経済が両立する持続可能な社会を構築します。
- 幼少期の自然との触れ合いは自然環境への意識、感性、命に対する意識に大きな影響を与えるものであることに鑑み、学校教育でのプログラムに加え、地域での環境教育プログラムの充実を図ります。
- エコツーリズム・グリーンツーリズム(自然や農業に親しむ観光)・里山体験・ホエールウォッチングなどを推進し、自然環境保全態勢を整備するとともに、自然環境や生物多様性の重要性・希少性・経済性を学び、自然環境が損なわれる事態が生じないように、意識向上のための取り組みを進めます。
- 大気、水質等のモニタリング、自然環境保全基礎調査、各法律の施行状況調査、気候変動枠組み条約等国際条約に基づく報告等、環境省をはじめ各省庁で環境に関する情報の集約は行われています。しかし環境問題ごとの項目の整理がされておらず、データベース化されていないことから、それらの情報が政策決定を行う際に十分に提供され、調査の結果が反映できるよう、抜本的な見直しを検討します。
- 政策形成過程における市民参画の在り方、環境団体訴訟(環境団体が、環境利益を守るために、行政や企業などに違法行為の差し止め等を求める公益訴訟)の導入について検討します。

環境を巡るさまざまな課題の解決

- 重大な環境影響を未然に防ぐことを目的とした環境アセスメント法ですが、事業の実施決定後に配慮書が作成されるなど、未然防止の仕組みが不十分であるだけでなく、一度事業が始まると環境への負の影響があったとしてもその事業を止める手立てがありません。また、住民の参加や情報公開がまだ不十分であることから、住民参加の機会を確保することは当然として、地域を主体とし、保護すべきエリア等を設定するゾーニング制度の導入や、国と自治体の役割分担を見直し自治体の負担を軽減する観点からの欧州のセントラル方式の導入、環境影響が重大である場合の事業の一時停止措置や事業を行わない選択肢の追加など、法改正を含めて検討します。
- 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する国際条約であるオーフス条約の批准を目指します。
- 公共施設の建設などへの違法伐採木材の使用や、イベント開催時に多くの使い捨てごみが排出される現状を変革するため、責任ある調達や積極的な 3R 体制の構築を推進し、大型イベントのグリーン化を積極的に進めます。
- 下水道、農業集落排水、合併浄化槽の適切な配置について見直しを行い、良好な水循環の確保と効率的な生活排水対策を進めます。特に、新たに公共下水道の排水区域となる地域については、硬直的な接続義務を見直すことにより、より効率的に事業を進めます。
- 生物が厳しい生存競争の中で獲得してきた巧妙な仕組みや形態は、極めてエネルギー効率が高く、環境への負荷が非常に少ないという特色があることから、このような生物の機能や形態をまねた技術、バイオミメティクスの研究開発を推進します。

国土交通・沖縄北方

国土交通

基本的考え方

- 地域公共交通の持続可能性を高め、移動の権利を保障するとともに、交通従事者を支援し、人と環境負荷軽減を重視したモビリティを目指します。
- カーボンニュートラルを目指す上で、道路・鉄道・水運など多様な交通手段による地域間移動や物流を効率化します。
- 建築物のバリアフリー化や耐震化・長寿命化・省エネ化によって、不動産市場と建設市場の活性化につなげます。
- 生活密着型の事業を優先しながら公共事業の選択と集中を図ります。特に、昨今の大規模自然災害の頻発は、地域公共交通機関にも損失を与えてきました。安全性と防災力を高めるため、鉄道や道路をはじめ、港湾・橋梁・水道など老朽化が深刻な社会資本の円滑な維持管理と、長寿命化や更新に取り組めます。

まちづくり

- 交通まちづくり政策を検討します。人口減少、高齢化、地球温暖化などの諸問題に対して持続可能なまちづくりを支えるための観点が必要です。そのため、環境負荷の少ないコンパクトシティの形成など、まちづくりと交通を一体的に考え、誰もが安全に安心して移動できる環境の構築や脱炭素社会の実現に向け、公共交通を軸とした総合交通体系の構築や計画立案を図ります。
- 「低炭素まちづくり法」を活用し、人と地球にやさしい健康・安心住生活を実現します。また、建物の断熱化・エネルギー性能表示(エネルギーパス)の義務化など、建築基準法の改正の検討を進めるとともに、耐震改修を強力に推進します。さらに、まち全体の低炭素化を推進するため、路面電車からLRT(次世代型路面電車)への転換やITS(高度道路交通システム)の普及に努め、自動車流入規制・ロードプライシング(通行の有料化)の在り方の検討を進めます。
- 都市農業の機能や効果が発揮できるように、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みやソーラーシェアリングの活用を含め、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進を図ります。
- 「グリーンインフラ活用推進法」を制定し、自然環境が持つ多様な機能をインフラ整備へ活用することを推進します。
- 頻発する災害への対策や、バリアフリー化も含めたまちづくりの一環として、景観美化にも資する無電柱化をさらに推進します。
- 公共建築物への自然エネルギーの導入やグリーンインフラの活用を促進するための支援制度を整備します。また、小水力・地中熱・河川熱・下水熱などの自然エネルギーの導入を進めるため、規制緩和や手続きの簡素化、財政支援の強化を行います。

- 建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス症候群の被害者の増加を防ぐため、建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求めることや、大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定の義務付けなど、シックハウス対策のための法制度の検討を進めます。(再掲)
- 人口減少社会の中でのコンパクトシティ、大都市等の再生等に重点的に取り組み、持続可能で活力ある国土・地域の形成を図ります。
- 東京一極集中が地方の疲弊を招いている一方で、都市居住者の多くは長い通勤時間にストレスを感じ、生産性を低下させています。これらの問題を解消するため、コンパクトシティの形成を、地域の自主性を尊重しつつ進めます。
- 自治体の自主性を尊重した人口密度計画(コンパクトな都市づくり)を可能にして、住民の利便性確保と中心市街地の活性化を両立させ、地域全体の資産価値の下落を防止します。
- 地域内での購買活動の推進、エネルギーの地産地消などにより、地域循環型社会を構築し、地域経済の活性化を図ります。
- 東京からの本社機能の移転、工場などの誘致に加えて、農林水産業、中小企業・創業支援、観光、スポーツ等の施策により、地域に眠る資源を積極的に生かすことで、地域産業の活性化を図り、安定した雇用を地域で創出します。
- スマートシティを推進するため、地域を問わず ICT や Wi-Fi などを利用できるよう、インフラの整備・拡充を図ります。
- 地域に根ざした企業の海外対応や文化財等の地域固有の観光資源の磨き上げを支援して、アジアをはじめとする世界各地からの旅行者を増やし、アジア等への輸出を拡大することで、地域経済に海外の活力を取り込みます。

住宅政策

- 住まいの安心を確保するために、新たな家賃補助制度を創設します。
- 公共の住宅等の家賃算定に当たっては、住宅セーフティネットとしての機能が果たせるように、家賃負担に対して実効性のある配慮を行います。
- 要配慮者や子育て家庭への住宅支援、若い世代の流入を促進する団地の世代循環、高齢者向け住宅の供給拡大を進めます。
- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」も活用し、地域包括ケアシステムを構築して、まちづくりと一体的に高齢者の居住の安定を図るとともに、サービス付き高齢者住宅の建設を促進するなど、自宅と介護施設の中間的な施設の拡大を図り、安全・安心な高齢者居住を実現します。
- 所有者不明土地問題を含め、空き家対策を進めます。
- 自治体への支援を通じて、空き家を借り上げる「みなし公営住宅」(準公営住宅)を整備します。
- 面積要件の見直しなども含め、建築物等のバリアフリー化を一層促進します。
- 地域の工務店・大工などの人材と地元の木材などの資材を生かした中古住宅のリフォーム(耐震化、ゼロエネルギー化)の推進、既存住宅ストックの高価値・高品質化、宅地建物取引業者などへの支援、中古住宅の流通合理化・活性化を図り、中古住

宅流通・リフォームの 20 兆円市場化を目指すとともに、リバースモーゲージの拡充・活用促進など、高齢者による住宅の有効利用を図ります。

- 全ての住宅の断熱を促進することにより、健康寿命を延ばします。また、カーボンニュートラルの実現に向けて住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の断熱・省エネ義務化、省エネリフォームの推進、木材住宅の普及、省 CO2、創エネに取り組みます。熱の出入りの大きい開口部(窓)への断熱性の高い木製サッシの普及を図ります。
- マンションの省エネ化・長寿命化を図り、住民の安全と健康を守るとともに、築年数が古い物件について、建て替えを促進する政策をさらに拡充します。
- 「住宅宿泊事業法」(民泊新法)について、違法民泊の取締り、安全・衛生管理・防火・騒音等の対策、訪日外国人観光旅客の急増に対応した健全な民泊の普及等の諸課題の解決を目指します。

交通・物流政策

- 「交通政策基本法」に基づき、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の交通手段が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、有機的かつ効率的に連携する中で、国民が交通手段を自由に選択し、円滑・安全に利用できる環境を目指します。
- 人口減少・少子高齢化などに伴う利用者の減少や、コロナ禍により甚大な影響を受けた地域公共交通を支援します。
- 「バリアフリー法」に基づき、道路をはじめ、あらゆる交通機関で整備の水準を高め、バリアフリー化をさらに推進します。「交通政策基本法」を生かし、地域公共交通が維持され、便利な公共交通により円滑な移動ができる暮らしを実現します。
- 鉄道駅などで真に必要な方が長時間待たずにエレベーターを利用できるよう基準等の見直しを進めます。(再掲)
- 障がい者の公共交通運賃補助制度の拡充と、障がい者割引チケット購入の DX 化など利便性向上を進めます。(再掲)
- 鉄道の駅ホームからの転落防止等の安全対策のうち、財政的な負担の大きさから工事等が遅れているものについては、国が財政投融资資金等を活用して早急に進めます。
- 人口減少などに伴う利用者の減少、災害等の影響で経営が悪化、さらには存続が困難になっている交通機関の在り方について、それが地域の足として果たしている役割に鑑み、地域の声を聞きながら検討していきます。
- 整備新幹線の新函館北斗・札幌間について、工事の着実な推進を目指します。同時に、並行在来線に関わる地方負担の軽減、貨物運行ルート確保、青函トンネル共用走行の高速化・安全対策等に取り組みます。
- リニア中央新幹線については、環境への影響や、工事方法の安全性などを十分に調査した上で、東京・大阪間の早期全線開通を目指します。
- 鉄道についてはパークアンドライドの環境整備、在来線への支援、税制特例措置の継続、災害時の復旧支援や老朽化施設の大規模改修支援の充実を目指すとともに、バス・トラックなどについては、各種渋滞緩和策を実施し、定時性・速達性の向上を図ります。

- 交通事故の原因究明に資するドライブレコーダーの設置義務化について検討します。また、高齢者の交通事故対策として、サポートカー限定免許を交付された高齢者のサポートカー購入時に対する支援策を導入します。
- カーボンニュートラルに向け、EV 充電インフラ整備のユニバーサルデザイン化、アクセシビリティのさらなる向上を進めます。(再掲)
- 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の取り組みを進めます。(再掲)
- 「タクシー業務適正化特別措置法」(タクシー特措法)に基づき、行き過ぎた規制緩和を見直すとともに、貸切バスの安全対策の徹底を含め、バス・タクシー事業の経営環境及び労働条件を改善するための法制度を整備します。併せて、悪質事業者の排除等に向けた制度の検討を行います。
- 低料金でドアツードアのデマンドタクシー(乗合タクシー)、コミュニティバスなどを、国の基準の見直しや予算措置で強力的に支援します。
- トラック業界などで燃料油価格高騰に伴う運賃転嫁を促進するための法律を制定します。
- 自動車整備士やバス・トラック運転手など、深刻な人手不足が生じている現場人材の確保に向けて、若者や女性等が魅力を感じる職種となるよう、働き方の見直しや働く環境、労働条件の改善などを着実に推進していきます。
- 交通・物流において、安全・安心・安定のサービスを担保するため、技術職全般の処遇改善を図ります。
- 電子商取引市場の拡大による宅配便取扱い個数の急増と運送業界の人手不足に鑑み、マンション、戸建住宅への宅配ボックスの設置に対する補助などを通じて、無駄のない効率的な物流体制の構築を支援します。
- 道路整備に際しては、ミッシングリンクの解消など、地域が活性化するための道路ネットワークを構築します。
- 高速道路の利便性を向上させ、利用を活性化させることは、一般道や生活道路の渋滞解消による環境改善、そして新たな経済効果を生み出すことから、適切かつ計画的な道路の補修・建設を進めるとともに、簡易な出入口の設置を促進します。
- 高速道路の活用を促す料金制度を検討し、地域の活性化、物流の効率化、財政の健全化の視点とともに、維持更新に必要な財源の捻出、公共交通への配慮と支援をしっかりと行い、地域の活力・日本経済の活性化を図ります。例えば、償還期間の延長や、金利は実勢を踏まえた形に低減させること等により、料金体系を見直します。
- 空港・港湾の各施設の連携強化(羽田・成田空港など)により国際競争力を高めます。特に顕著な経済成長を遂げているアジア圏、なかでも北東アジア圏に対して、東北から沖縄に至る日本海沿岸域のゲートウェイ機能を強化するとともに、太平洋側と連結する日本海側の交通ネットワークを充実させることにより、国内外のヒト・モノ・情報の交流・連携を促進し、経済の活力と成長を促します。
- PFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備)におけるコンセッション(公共施設等運営権付与)方式を活用し、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図ります。

- 今や国家レベルの課題であるテロ・ハイジャックに対し、ソフトターゲットとして空港が狙われやすいことも踏まえ、航空法等の見直しを行い、航空保安に関する国の責任を明確にして防止策を強化します。
- 改正物流関連法に基づきさらにモーダルシフトを進め、エコで安全な交通・物流が整うよう、陸・海・空の交通・物流の安全事業規制の見直し・強化を行います。
- ドローンの安全性を十分に確保しつつ、まずはへき地や離島への物流に活用します。地震・暴風雨・水害・火山の噴火などの自然災害発生時には、災害状況の把握や物資の輸送に利用します。
- ライドシェアについては、諸外国(韓国、トルコ、台湾など)でも禁止されており、一旦認められた国でも、諸問題や裁判の判決等により、禁止や再規制を行う傾向にある国が、OECD加盟38カ国中で8割に及び、持続可能な地域公共交通の実現とも矛盾する政策であると考えます。政府の見解でもある「運行管理や車両整備等の責任の主体をおかないままに自家用車のドライバーのみが運行責任を負う形態を前提としており、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題がある」、「特区でも認めない」と同じ立場です。なお、議論に際しては、都市部及び地方・過疎地域の実情を鑑み、それぞれに応じた対策が必要であると考えます。

観光政策

- 住民にとって誇りと愛着を持てる観光地域づくりを目指し、年次有給休暇の取得促進及び休暇の分散取得などの休暇改革に取り組むとともに、観光人材の育成、観光資源の付加価値化・ブランド化の促進、旅館・ホテル業の振興、観光圏の開発など、観光環境を変革し、観光立国を強力に推進する施策を講じます。
- 持続可能な都市計画・まちづくりに向け、ローカルな分野である観光業と農林水産業を組み合わせた「6次産業」を生み出すことで、地域社会の自信と誇りを取り戻し、豊かな地域経済の基盤を整備します。
- エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進し、またバリアフリー化に取り組む公共交通事業者や小規模店舗等への支援などを通じ、持続可能な観光を目指します。さらに、観光地において、文化財を活用した地域づくりのための規制緩和等を検討します。
- 「伝統建築工匠の技」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、地域ごとの伝統文化について活性化を図ることで産業として確立させ、それら日本文化を観光コンテンツとして活用することを通じ、コロナ禍により重要性が高まったマイクロツーリズム市場の拡大を図ります。
- 被災地域に対する海外からの誘客、修学旅行等の団体旅行誘致などの地方の取り組みを支援し、被災地域全体への来訪を促進します。
- 交流人口の増加により国内観光需要を喚起することで、地方経済の活性化や地方の雇用機会の創出を促進します。
- 為替動向に影響されない安定的な交流人口の確保を目指し、観光資源の質的向上を図ります。
- 観光需要を地域経済のエネルギーにするため、観光をマネジメントする人材を育成するとともに、有給休暇を取りやすくします。

- 観光における日本の強みは、文化芸術、食文化であることも踏まえ、総合的な施策を展開します。特に、地域の特産品やそれを用いた酒類などの加工品をローカルツーリズムに生かし、地域の活性化につなげます。

社会資本・河川・ダム

- 従来の 20 世紀型公共事業の延長線にある国土強靱化に加えて、自然と共生し、スリムでしなやかな国土を形成するため、21 世紀型社会資本整備や、グリーンインフラを生かした災害に強いインフラの整備を着実に進めるとともに、豊かで多様な社会資本を再生させ、それらを有効に活用します。さらに、地元のニーズに根ざし、地元企業が自信と誇りを持って仕事ができ、人に優しく思いやりのある地域密着型の社会資本整備を進め、防災力を向上させるとともに、地域の暮らしと雇用を守ります。
- 公共事業の選択と集中を図り、社会資本の円滑な維持管理・更新を進めつつ、都市部を含め、国土の安全性・防災性と効率性の向上を実現します。これにより、今ある社会資本の老朽化・安全対策に万全を期し、縮減管理・ダウンサイジングを計画的に進めます。
- 「建設職人基本法」の見直しなどを通じて、社会資本の整備、老朽対策等、重要な使命を担う労働者の賃金・安全確保等の労働環境・処遇を改善することにより、建築土木品質の向上を図ります。また、解体業、建築士事務所等の次代を担う産業分野について業種としての確立を図ります。建設キャリアアップシステム(CCUS)については、法律上の根拠を明確にして運用を図ります。
- 建設産業の経営見通しと雇用を安定化するため、民間の建設需要の変動を行政の建設需要(老朽インフラの更新や維持管理、民間への補助等)で補います。
- 高度成長期に整備されたエネルギー・情報通信を含む基幹インフラの老朽化が原因となって大規模な事故被害が発生している現状を改善するため、その改修を促進するための基金等を整備します。
- 生活密着型の事業を優先しながら公共事業の選択と集中を図り、無駄な事業を見直した上で、真に必要な事業に振り分け、社会資本の円滑な維持管理と長寿命化や更新に取り組みます。また、大規模開発から既存施設の維持・保全を重視した施策への転換を図ります。
- 河道拡張や堤防補強、遊水池の設置など、総合的な流域治水により、できる限りダムに頼らない治水を推進します。ダムの見直しにより中止となった地域の振興・生活再建のための法律を制定し、ダムに頼らない地域振興を行い、生活支援を行います。
- 堤防整備を進める一方で、内水氾濫(堤防内側の氾濫)の対策を強化します。
- 生活者の立場から水の安全・安心を守ります。政府が 2018 年に制定した改正水道法によって、地方自治体の水道施設の運営を民間企業に委ねるコンセッション方式の導入が促進されることになりました。コンセッション方式には、災害で断水が起きた場合に適切な対応が取られなくなる恐れがあるなど、大きな問題があります。水道事業の運営権を民間に委託するコンセッション方式を廃止します。
- 「下水道法」の改正などを通じ、下水道、農業集落排水、合併浄化槽の適切な配置について見直しを行い、良好な水循環の確保と効率的な生活排水対策を進めます。

特に、新たに公共下水道の排水区域となる地域については、硬直的な接続義務を見直すことにより、より効率的に事業を進めます。

- 熱及び電気の再生可能エネルギー源として、河川エネルギーの利用を促進します。(再掲)
- 近年の気象の変化による水害の発生など、河川の流域管理の重要性が高まっていることから、河川の流域全体を見据えた施策の推進を実施します。また、河川の持つエネルギーを最大限活用するために小水力発電や河川の熱利用を進めます。
- 顕在化する気候変動を踏まえ、治水計画(河川整備計画やその背景にある河川整備基本方針等)の見直しを行います。
- 2021(令和 3)年に、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことを受け、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)が制定されましたが、盛り土や土砂類の搬入・搬出についての定期的な実態把握や、残土処分場の確保、関係府省の連携・情報共有など、土石流災害に対する総合的な発生防止策を引き続き検討します。
- 開発により環境への影響が想定される場合に、影響を軽減するための措置を取る日本版代償ミティゲーション制度(開発によって失われる自然をゼロとする考え方)の導入を検討します。

災害・気象

- 多発する災害対応や各種施策の遂行に当たり、地方自治体によっては過度な負担が生じていることから、地方整備局の拡充や人的支援を通じ、負担軽減を図ります。
- 自然災害の甚大化・頻発化に伴い、気象庁の役割は一層重要になってきていることから、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震等に関する対策研究費の予算拡充や観測体制の充実を図ります。

グリーンイノベーション

- グリーン(環境エネルギー)分野をわが国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させること等で新たなマーケットの創造を図りつつ、地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これにより、再エネ・省エネ産業の雇用を拡大していきます。
- SDGs にも資する「自然との共生」を通じたグリーンインフラを活用し、都市のヒートアイランド対策を図るとともに、都市緑地のさらなる拡大を目指します。

水資源

- 「水循環基本法」に基づき、生命を育む水循環・水資源を守り、次世代に引き継ぐために、循環する水全体、森・川・海を一体として捉え、流域全てを視野に入れた健全な水循環を確保します。水の広域的な需給調整を行うことにより、流域全体で水を有効活用します。
- 地下水は地域共有の貴重な資源であり、水循環の一部をなす公共水であるとの認識に立ち、健全な水循環が維持されるよう、地下水の保全と利用促進を定める「水循環基本法」を推進します。

- 水道水など飲料水の源泉地域は、環境と健康の観点から規制を強化し、廃棄物処理場などの建設を禁止します。

海洋政策

- 「海洋基本法」「宇宙基本法」「地理空間情報活用推進基本法」等を生かし、海洋国家日本を維持・発展させるために、海洋や宇宙に関わる産業を活性化させます。海洋・水産資源の確保と保全、日本人船員の育成を図ります。
- 洋上風力や海洋資源の利用等、海域での自然エネルギーの技術開発・導入拡大によって、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に加え、エネルギー関連産業の創出と経済発展の実現に努めます。
- 海上保安庁などの警戒監視、警備体制を拡充し、尖閣諸島や EEZ(排他的経済水域)をはじめとする領土・領海の守りを固め、国境離島の保全を進めます。
- 日本は四方を海に囲まれ、本州、北海道、四国、九州、沖縄島を含め 1 万 4125 島からなる海洋国家です。日常から海に関心を広げ、診療船の島民の健康維持への活用や、遊覧観光の振興を図ります。また、大規模災害時には、海路による人の避難や物資の輸送を行えるように備えます。

森林資源

- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を生かし、公共建築物の木造建築化をさらに推進するとともに、日本の森林を守り、持続可能な林業経営を可能とするため、国産材(地元材)による道路の木製ガードレール化など、公共事業での木材活用を推進します。
- 木材を建築材として活用するだけでなく、未利用森林資源の活用、間伐材等の端材を原料とするバイオマス発電と熱供給、木質ペレット等の利用促進や、森林資源からプラスチック代替材やバイオエタノールを生産する等の施策を進め、石油産業に代わるバイオマス産業の基盤を構築します。

離島振興

- 離島はわが国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っていることから、そのハンディキャップに配慮し、振興を図ります。
- 「離島振興法」を生かし、離島活性化交付金等を活用して、離島の交通・教育・医療・福祉等の充実・強化を進めます。
- 「有人国境離島地域保全特別措置法」により、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する措置を講じるなど、わが国の領海、排他的経済水域等の保全に努めていきます。
- 島内の消費を伸ばし、有人国境離島経済の活性化を図るため、「有人国境離島地域保全特別措置法」を改正します。
- 離島と本土との地域間格差の是正や離島への定住促進を目的とし、国土連続性の確保、物価の格差是正、生業の確保と生活の利便性の向上、医療体制や教育機関の確保に取り組みます。

沖縄振興

- 沖縄振興一括交付金については、制度創設時の原点に立ち返り、地域主権の精神を軸とし、先端的な特区を創設するなど、真に沖縄の創意工夫や自然・地域の特性を生かした産業を育成し、自立した地域振興と活性化に資するように取り組み、自立的かつ継続的發展につなげていきます。
- 沖縄の地政学的な優位性を生かして、アジアの物流の拠点となるよう港湾・空港の整備や規制緩和等を進めます。また、基地や米軍施設移転後の跡地の利用について、地権者、地元自治体等と協議の上、国の責任で再開発などの必要な後押しができるよう制度の検討を進めます。
- 離島県の沖縄は物流コストが本州と比べ 2 倍もかかるため、製造業の大きな足かせになっています。物流コストの軽減を図り、産業振興を推進します。
- 交通渋滞の緩和や観光振興に資する新たな公共交通システムとして、沖縄への鉄道の導入を進めます。

北海道振興・北方政策

- 農業や観光、自然エネルギー等のさまざまな資源に恵まれ、多くの可能性を持つ北海道のポテンシャルを最大限に引き出す総合的な開発を進め、道民所得の向上など、振興を図ります。
- 広大な面積に恵まれた北海道は、風力や太陽光、バイオマスなど、自然エネルギー資源の宝庫であることから、自然エネルギーの拠点として整備・推進していきます。
- 北海道の旧産炭地域を中心に行われている事業については、地域の経済・雇用に大変大きな影響があることが想定されます。国産石炭の活用について検討・支援を進めるとともに、旧産炭地域の振興を図ります。
- 北方四島はわが国固有の領土であり、日本に帰属すべき領土であることについて、国民の理解を深め、対外的にも積極的に発信します。また、国際法に則り、わが国の主権の正当性を積極的に国際社会に発信していきます。
- 2018(平成 30)年に改正された「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」を踏まえ、北方領土隣接地域の振興や住民生活の安定に資する施策を推進します。
- 経済交流活動については、真に互恵的であって、国民・道民の理解を得られるものについて、検証しながら進めます。
- 旧北方領土島民の高齢化に配慮し、北方墓参や交流事業でのバリアフリー化や利便性の向上を図ります。また、旧島民の高齢化が進んでいく中で、次の世代にもこの問題を引き継げるよう、若者世代への継承対策を進めます。
- 領域等の警備において、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため、「領域警備・海上保安体制強化法」を制定します。

農林水産

基本的考え方

- わが国の農林水産業は、国民生活に必要な不可欠な食料を安定的に供給するという極めて重要な役割を担っており、食料安全保障の基盤をなすものです。また、農林水産業は、その生産活動を通じて、国土・自然環境の保全、集落の維持・発展、地域文化の伝承等、多面にわたる機能を発揮しています。こうした重要な役割を担っている農林水産業の経営の持続的かつ安定的発展を通じ、食料安全保障の強化と多面的機能の発揮を図ることを基本として諸施策を展開します。
- 食料自給率が 4 割を下回っている現状にあって、食料安全保障の確立は、喫緊の課題です。食料安全保障の確立には、その基盤となる農業者の健全かつ安定的な経営が大前提であり、安定した経営による多様な農業が広く展開されることが必要です。これを通じて全国民が享受する多面的機能が発揮されます。このため、かつて実施された農業者戸別所得補償制度を、食料安全保障の確保と多面的機能の発揮に貢献する農業者の所得向上等に資する農地に着目した直接支払に転換し、わが国農業の中心である家族経営や集落営農等を積極的に支えます。併せて、中山間地域等条件不利地での地域資源の活用、農業生産の活性化、地域の特性に合う多様な農業の展開、多面的機能に着目した直接支払、有機農業や環境保全型農業の推進等の施策を通じ、農山村の再生を実現します。
- 自民党政権が講じてきた「新自由主義的な政策」から転換して、「農林水産業の競争力強化」への偏重を改め、農業経営の安定対策の構築・強化を図ります。農林水産業固有の特性やわが国の農山漁村社会の歴史に根ざした地域政策を経営安定対策と一体的に推進します。農協・漁協や自治体の振興を通じたコミュニティづくりや、環境負荷低減を図る持続可能な農林水産業を推進します。
- わが国農業は、大規模専業農業から農外収入を得ながら小面積を耕作する小規模兼業農業まで、規模や農法、作物等、多種多様な農業が存在しています。多様な農業が複層的に存在することは、わが国農業に極めて重要で、規模拡大を進める農業者も、小規模兼業で経営する農業者も、ともに、わが国の農業を支える存在として重視します。このため、各種支援策において、一律に「規模拡大」を要件とすることは盛り込みません。規模拡大を進める農業者、小規模兼業農家など、多様な農業者の経営ニーズに即したきめ細かな支援策を講じていきます。
- 今後 20 年で個人農家(基幹的農業従事者)が 120 万人から 30 万人に激減すると推計されています。新規就農を一層促進するため、現行の仕組みでは不十分な支援策を抜本的に見直し、農業技術等を習得するための研修の拡充・強化や、経営確立を支援する仕組みを検討します。これにより、地方への移住、農業への就労・転職を促進し、中山間地域を含む地域コミュニティを再生させます。

- 農業生産に欠くことのできない重要な生産資材である種子を守ります。国民全体の財産である国産の種子の開発・普及を進め、安価で安定的に農業者に供給できる環境を整備します。
- 肥料・飼料・燃油などの生産資材の高騰対策の強化と、供給体制の整備・安定を図ります。
- 規制改革推進会議や国家戦略特別区域諮問会議の活用に偏重してきた官邸主導の農政から脱却し、多種多様な農業者が共生する多様な農業の在り方を支援します。
- 農業従事者の人権への適切な配慮など、雇用環境の整備を図るとともに、農産物等の輸入に際して、輸入元の農業従事者等の人権が尊重されるよう相手国に求めます。
- 2024(令和 6)年の食料・農業・農村基本法改正において、年次報告(食料・農業・農村白書)のうち、講じようとする施策を明らかにした文書の作成と国会提出が廃止されましたが、これを復活させます。

食料・農業・農村政策 — 食料安全保障と食の安全・安心

食料自給率の向上

- わが国の主要な農産物の輸入依存度は増加傾向にあり、食料自給率は、カロリーベースで 40%を切る極めて厳しい状況にあります。そのため、食料自給率の向上を図ることを基本とし、農地の確保とその有効利用、農業従事者の育成・確保、農業技術の維持・向上等を通じ、国内生産の増大を図っていきます。
- わが国農業の中心である家族経営をはじめとする多様な農業経営の活性化、国内農産物の需要拡大、耕地利用率や農業生産力の向上に向けた施策及び食育・地産地消の取り組みの総合的・一体的な推進、新たな直接支払の実施によって、食料自給率 50%を目指します。
- 食料自給率を向上するためには消費面の取り組みも重要です。学校給食等での国産農産物の積極的な利用を促し、農業体験活動に取り組むなど食農教育を推進することなどを通じ、国産農産物の選択がわが国農業の持続的発展に大きく寄与することについて、広く国民の理解を深め、実践へとつなげていきます。
- 現下の気候変動・地球温暖化の進行、世界的な食料需給の変動といった状況に対処し、危機管理の徹底、農地・担い手の確保、再生産の確保を旨とした適正な価格形成と国内生産の拡大、安定した流通体制の整備、国内生産の維持・拡大を旨とした貿易ルールの形成を図ります。不測時ばかりでなく、平時より、国民一人ひとりが安全かつ十分な量の食料を入手することができるよう、食料安全保障を確立するための法整備を行います。
- 食料・農業・農村基本計画に掲げる食料自給率目標等の達成状況について、2024(令和 6)年の食料・農業・農村基本法改正では単に公表するにとどまっていますが、これについて審議会の意見を聴取した上で、国会へ報告することとします。

新たな直接支払制度の構築

- 食料安全保障に資する新たな直接支払制度を構築します。その際、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金について見直しを行います。
- 収入保険制度については、真に農業者の経営の安定に資する内容になるよう検討します。
- 水田活用直接支払交付金については、水田における飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、魅力的で特色のある製品の産地づくりに大きな役割を果たしていることから、その恒久化を図ります。畑地化した水田については、営農継続を担保する実効性のある支援の在り方を検討します。
- 備蓄は、不測の事態における食料供給を維持するという極めて重要な役割を担っています。こうした備蓄の機能強化を図るため、備蓄対象となる品目、適正な備蓄水準、備蓄運営の仕組み等について、検証を行い、法整備等に向けた検討を進めます。
- ミニマムアクセス米については、日本国内での消費動向や、国の財政負担を伴って多くが飼料用米として販売されているなどの状況を踏まえ、その見直しを検討します。
- パンや麺、ケーキなど多様な用途に活用できる米粉の消費拡大に向け、米粉の魅力を発信し、米粉用米の生産を推進するとともに、米粉の製造、米粉製品の開発・販路開拓を進めます。
- 国内産麦の需要拡大に向け、産地間連携による需要の多い品種の導入、品質・収量の向上のための営農技術の導入、品質区分出荷やストック機能の強化など、総合的な対策を進めます。

国民の求める安全・安心な食料の生産と提供

- 消費者が求める安全・安心な食料生産の普及に必要な有機 JAS 等の認証の取得を支援します。
- 食の安全確保に向け、農林水産省と内閣府・消費者庁・厚生労働省などの関係政府機関の連携を強化するとともに、窓口のワンストップ化を進めます。
- 地域の農業用植物の優良な品種の確保と地域農業の持続的な発展に資するため、公的試験研究機関での新品種育成の促進や適切な利用、在来品種の多様性確保、種苗生産に係る技術を有する人材の育成を促進する法律の制定を図ります。

食の選択を可能とする仕組みづくり

- ゲノム編集食品など、論議のある新しい技術を用いた食品等については、予防的見地とともに、消費者が安心して食品を選択することができるようにする観点から、食品表示制度を見直します。

国境をまたぐ食品や遺伝子、種子管理の厳格化

- 違法な農林水産物・食品の持ち込み、国内流通を防止するため、輸入動植物・食品の監視体制を強化し、税関職員や食品衛生監視員等の人員確保など検疫体制を整備するとともに、トレーサビリティ制度の確立に向けて、必要な法整備に取り組みます。

輸出促進

- 日本の農林水産物の魅力や、ユネスコ無形文化遺産である「和食」など日本の食文化を世界に向けて正しく発信し、販路拡大を含め輸出促進に向けた施策を戦略的に進めます。
- 海外の規制に対応できる産地や地域産品を育成し、海外の消費志向を捉え、地域特産品や国産原材料を活用した加工品の輸出を促進することにより、農業所得の向上、農山漁村の活性化を図ります。
- 農林水産物の輸出を促進するため、輸出先国の規制に対応した認証の取得を支援します。

食品ロス削減

- 政府目標「2000年度比で2030年度までに食品ロス半減」に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減を推進します。(再掲)

フードダイバーシティの推進

- 宗教上、思想・信条上あるいは健康上の理由などから、食に制限のある人々が、安心して食に触れ、美味しい食を楽しんでもらえるよう、食の多様性(フードダイバーシティ)を推進していきます。

食育の推進

- 食を通じて、健康な身体や心を培い、食と農に対する理解を深める「食育」を進めます。また、朝食の取れない児童・生徒に対する朝給食の導入、学校給食の無償化・オーガニック化、子ども食堂などの取り組みを支援します。

食料・農業・農村政策 ー農業の持続的発展

担い手確保、新規就農者支援等

- 地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画の作成とその実現に向けた取り組みを支援します。
- 地域の農林水産高校等を地域の農林漁業やその魅力の発信拠点として支援・整備し、第1次産業に関わろうとする若者の可能性を最大限追求できる場となるよう活用の多様化を図ります。
- 就農人口の極端な減少に対応し、農村の集落機能を維持するため、都市住民が田園回帰で農業を営む新たな兼業農家の様式(半農半 X・副業農業)等の多様なライフスタイルを担い手の一形態として推進・支援します。
- 次の時代を担う農業者を幅広く育成・確保するため、就農準備資金・経営開始資金(旧青年就農給付金)、雇用就農資金を交付するとともに、技術面でのサポート体

制を整備するなど、研修・経営開始・経営発展の各段階に応じ、総合的な新規就農者に対する支援を行います。

有機農業の振興

- 生物多様性に寄与するなど環境負荷低減に資する有機農業の振興を図ります。そのため、有機農業に取り組む農業者を支援し、指導者を育成・確保するとともに、学校給食等への利用を推進し、有機農産物の市場を拡大します。

園芸作物・地域特産作物＝野菜・果樹・花き・茶・薬用作物等

- 野菜・果樹・花き・茶・薬用作物等の振興を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要拡大など、生産から消費までの取り組みを総合的に支援します。
- 中山間地域の重要な基幹作物である茶栽培の支援を図ります。また、関連するお茶文化の振興や海外への普及等を総合的に支援していきます。

畜産・酪農の振興

- 畜産・酪農については、地域の特色に応じた畜産物生産を目指し、経営安定対策を講じるとともに、後継者の確保、生産性の向上、省力化の推進に向けた取り組みを強化します。
- 獣医師や家畜防疫官の人材確保など、動植物検疫の適正な体制の整備・拡充を図り、海外からの家畜伝染病流入の防止のため、水際対策を強化します。また、国内農業の防疫レベルを上げるとともに、飼養衛生管理基準の高位平準化を図ります。
- 将来展望を持って畜産・酪農経営が行えるよう、飼料高騰対策を強化するとともに、中長期的な視点に立ち、畜産・酪農農家と耕種農家の飼料ニーズのマッチング、飼料生産の効率化・増産の推進等により、飼料自給率を向上し、国産飼料基盤に立脚した畜産・酪農の確立を図ります。

アニマルウェルフェア(家畜福祉)の強化

- 生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながるアニマルウェルフェア(家畜福祉)を促進します。

ワンヘルスの実施・施策強化

- 近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症となっており、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等を推進するため、人や動物の感染症研究を担う国や大学等の機関、全国的に構築された医師と獣医師との連携体制の下、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的にとらえて対処する「ワンヘルス」の実施施策を強化します。(再掲)

農業のスマート化の推進

- スマート農業技術については、中小家族経営や条件不利地を含めた農業者の主体性が確保され、生産性の向上に寄与するものとなるよう、開発・普及を進め、効果的な活用に向けた人材育成を支援します。

気候変動と災害対策

- 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化に対処し、農業者等が直接受けた被害については、可能な限り早急に復旧することはもとより、農業水利施設等の防災・減災事業を積極的に進めます。また、二次被害対策を含め、被害農業者の救済と農業経営の再建等のための支援策を拡充していきます。
- 気候変動に伴う作物の生産適地の変化等に対処し、高温障害に適応可能な品種・技術の開発・普及と、地域の特性に合った品種・品目の導入を加速化させます。

食料・農業・農村政策 — 農村の振興

農山村機能の維持・地域の活力等

- 農山村の魅力都市へ発信し、都市と農山村の交流を推進するとともに、都市と農山村との双方に居所を有する生活をする事ができる環境を整備することにより、農的関係人口の増加と農山村の活性化を図ります。
- 農業委員会が果たす公的機能を再評価し、優良農地を守り、耕作放棄地解消につながる農地の引き受け手探しや、担い手への集積・集約化等、農村集落の維持に大きな役割を果たす地域の調整役としての機能強化を図ります。地域の代表者としての位置付けを明確にするため、「公選制」の復活について検討します。
- 国民共有の財産である公共財としての農地の機能向上を図る土地改良については、農業者の負担から国民全体への負担へと、その負担の在り方を検討し、国費によって進めます。
- 地産地消の取り組みを進めるため、地場産農林水産物を学校給食等において利用するほか、スーパーマーケットでの地産地消コーナーの設置や、直売所、朝市等での提供を進めます。
- 農地の権利移動・転用等の農地制度については、必要な農地の維持・確保、地域農業との調和、集落機能の維持が図られることを旨として運用していきます。
- 農林漁業分野で活躍する障がい者は、担い手として重要な戦力となっています。農福連携事業等により、障がい者の農林漁業分野への就職や、就労継続支援事業所の農林漁業への取り組みを強力に推進し、障がい者の農林漁業分野への進出と活動の促進、生活の質の向上を図ります。また、農林漁業・農山漁村を、障がい者だけでなく、高齢者、不登校の子どもたち、生活困窮者など社会的に生きづらさがある多様な人々への支援の場として生かしていく取り組みを進めます。

- 所有者不明の農地であっても貸借を可能とする仕組みや所有者不明の森林を経営管理できる特例措置が始動しています。これらの制度の運用状況を検証し、所有者不明の農地・森林の適切な管理・利用がなされるよう、さらなる改善に向けて検討を進めます。
- 農地は多面的機能の発揮や国民に安全・安心な食料を供給する公共財です。農地転用の厳格な運用に向けて、ヨーロッパ諸国に見られる都市計画のなかでの厳格なゾーニング規制など、従来の農地法・農振法・都市計画法等の枠組みを超えた本質的な農地政策の在り方を検討します。
- 先進的な食料産業の発展だけでなく、漬物製造や郷土料理の提供など、地域の伝統的な食品産業の活性化を図り、多様な食品関連産業の振興と食文化の継承を進めます。

6 次産業化

- 農林漁業(1次産業)と製造業(2次産業)、小売業・観光業等(3次産業)の事業の総合的・一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す「6次産業化」の取り組みを推進します。農林漁業者による加工・販売の取り組みを通じて、農林漁業者の所得の確保と農林漁業の持続的かつ健全な発展を図り、農山漁村の活力、地域社会の自信と誇りを取り戻します。

環境・エネルギー分野における農山漁村の貢献

- 農山漁村は、再生可能エネルギーを産するのに好適な条件を備えています。資源の乏しいわが国にあって、エネルギーの地産地消を実現し、さらには都市への供給も可能とするなど、その可能性を最大限に引き出す施策を展開し、農山漁村の活性化を図ります。
- 農業生産に伴う土壌炭素固定や温室効果ガス抑制を勘案した「資源・エネルギー生産性」を考慮し、地球環境負荷を認識するため、輸送量と輸送距離を定量的に把握する「フードマイレージ」を普及させます。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を農業・農村から支えるために、SAF(持続可能な航空燃料)として利用できるナタネなどのバイオ燃料製造向け農作物の生産を支援します。

中山間地域等の振興

- 中山間地域その他条件不利地域において、農業を継続し、農村集落が共同体として存続していくことができるよう、就業機会の増大、生活環境の整備・利便性の確保等を進めます。
- 棚田地域は、地域住民等の共同活動によって守られ、農産物の供給をはじめ、「日本のピラミッド」といわれるほどの美しい景観など、多面的機能を有している国民共通の財産です。こうした棚田を核とした地域振興を通じ、棚田を将来に継承していくための施策を講じていきます。

鳥獣被害対策

- 近年の野生鳥獣の出没急増、それに伴う人的被害や農作物被害の深刻化といった実態を十分に踏まえ、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理を 3 本柱とする鳥獣被害対策・予算のさらなる充実を図ります。捕獲後の鳥獣の利活用を推進します。

都市農業の振興

- 市街地等の消費地に近い場所で営まれる都市農業は、新鮮な農産物の提供、豊潤な緑地・景観の保全、防災空間の提供及び都市住民との交流による農業への理解促進など、多様な役割を果たしています。今後とも、都市農業の振興のため、意欲ある都市農業の担い手の育成・確保、都市農地の保全・有効活用、市民農園の開設・整備、農的空間の創設等を進めます。

食料・農業・農村政策 — 農業協同組合の役割と体制・機能の強化

- 農業協同組合は、農業者の経営と生活の安定・向上を第一義的な目的とする農業者の相互扶助組織であるとともに、地域住民の生活に欠かせないインフラを提供している重要な組織です。こうした農協の役割を明確に位置付け、その自主的な取り組みを支援することを通じ、農村地域住民の生活環境の整備と利便性の向上を図ります。
- 農協などの地域に根差した協同組合の活動や、協同組合間の協同・連携を促進するための仕組みづくりを検討します。

森林・林業政策

森林の多面的機能の発揮と保全

- 森林の健全な状態での維持は、国民生活及び国民経済全体に多大な利益をもたらします。このため、森林経営者や林業従事者の所得を安定・向上させること等により、健全な林業経営を継続するとともに、社会全体で森林づくりを行うとの考え方の下、森林経営管理制度を活用した所有者不明森林の管理保全、地籍調査や林地台帳の整備を含め、地元の森林組合及び市町村、国及び都道府県が連携して公的役割を果たす体制をさらに強化します。
- 豪雨災害による山腹崩壊の早期復旧及び山地防災力の強化のため、森林経営者が受けた損害の救済対策、森林土木事業等を拡大実施します。併せて、森林の適正な整備・保全に支障をきたす盗伐や開発行為等に対する規制を強化するとともに、外国資本による森林所有に対する規制について検討します。
- 森林を適切に管理・保全することにより、土砂災害の防止や水源の涵養など、森林の持つ公益的機能を向上させるとともに、木材の安定供給の強化を図ります。そのため、自然条件等に応じた複層林化・針広混交林化・広葉樹林化、国産材の利用

促進を進め、フォレスター(森林総合監理士)、森林施業プランナーなどの専門家の育成等を支援します。

- カーボンニュートラル達成に向けて、森林の持つ二酸化炭素吸収機能をさらに活用するため、森林整備の促進について国民的理解の醸成を図るとともに、J-クレジット制度における森林・木材分野のクレジットの活用を強力に推進します。
- 森林環境譲与税については、森林面積に応じて山元に一層集中させるよう制度を改革し、造林・間伐・路網整備などの森林整備をはじめとする森林吸収源対策のための諸施策を着実に進めます。
- スギ・ヒノキ等による花粉対策として、無花粉・低花粉のスギ・ヒノキの苗木の生産拡大を進め、建築分野における需要創出策とともに、伐採加速化計画を策定し、実行します。花粉飛散情報や飛散防止剤の実用化など飛散対策を進めるとともに、医療提供体制の整備を進めます。
- 多面的な価値を有する都市近郊の森林を維持します。また、神宮外苑地区の再開発事業に伴う樹木の大量伐採には反対します。

林業の振興

- 小規模・零細な森林所有構造と森林所有者の多様な意向を踏まえ、森林経営管理制度の活用等を通じて施業の集約化を図り、主伐、再造林及び保育等の循環型森林施業を実施する体制を構築していきます。
- 労働者協同組合、特定地域づくり事業協同組合等の団体も活用しながら林業の担い手を育成・確保し、安全な労働環境を整備し、雇用の安定を図ります。林道・森林作業道の整備、高性能林業機械の導入及び優良種苗の確保等、総合的施策の展開により、堅実かつ安定的な林業構造を確立し、林業所得の安定・向上を図ります。

木材産業の振興

- 林業の持続的・健全な発展と森林の整備・保全に重要な役割を果たしている木材産業について、木材流通・加工の合理化等の施策を林業振興策と連携して推進することにより、川上から川中・川下の関係を強化し、木材価格の安定と川上への還元を図ります。
- 森林・林業に関する国民の理解を深めつつ、公共・非公共建築物の木造化の推進、CLT(Cross Laminated Timber=直交集成材)の活用などにより、国産材の利用を促進します。また、間伐材・林地残材等の未利用材のさらなる活用に向けて、木質エネルギー利用、木糸や CNF(Cellulose Nano Fiber=植物由来の次世代素材)等のマテリアル利用を推進します。
- 間伐・主伐後の造林など、適切な森林管理を支援し、国産材の安定供給体制を整備することなどにより、「木材自給率 50%」を目指します。また、適正に管理された森林から産出した木材を認証する「FSC」「SGEC」制度を推進するとともに、国産材の価格を低下させる要因の一つでもある違法伐採木材の日本市場への流通を阻止するため、改正クリーンウッド法の施行状況を検証するとともに、さらなる実効性向上に向けた施策の検討を行います。

山村の活性化

- 山村は、林業者が安定的に経営を営み、地域住民が定住し、森林の多面的機能を発揮する重要な場です。山村振興のため、森林資源の循環利用による林業経営の維持・安定及び生活環境の整備を図ります。
- 地域住民が里山林の保安全管理に関わり、森林・山村を観光資源として活用しつつ、環境教育・体験活動の場とし、都市との交流を進める体制を整備することにより、国民全体の森林への理解を深め、併せて、二地域居住・移住・定住の促進を図ります。

国有林野の役割

- 国有林野事業については、国民の安全・安心を確保するための公益重視の管理経営を推進し、その組織力・技術力・資源を生かして、国有林野の荒廃地や保安林を整備するとともに、民有林と一体となって、災害復旧・被災地域の支援を行い、また、林業の低コスト化等に向けた技術の実証・普及、人材の育成を支援します。
- 国有林野の活用により、林産物を計画的・安定的に供給し、地域経済の振興、住民生活の向上に寄与するよう支援していきます。
- 国有林野職員について、自律的な労使関係の下で労働関係の調整が行われてきたことに鑑み、引き続き労使関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革による自律的労使関係制度が措置されるまでの間、暫定的に、労使関係に関する従前の法律関係を確保するための措置を講じるとともに、人材の確保を図ります。
- 国有林野の樹木採取権制度について、樹木採取権者による採取跡地の再造林の実施状況など、その運用状況を検証し、問題があれば制度を見直します。

水産政策

漁業所得等の安定・向上と担い手の確保

- 地域と水産業の担い手、女性及び高齢者のそれぞれが役割を分担しつつ、地域ごとの水産資源の特性を生かし、持続的生産を行うとともに、付加価値の向上を目指した流通・加工に取り組むことにより、漁業所得等の安定・向上、多面的機能の発揮及び地域の活性化を図ります。
- 近年の異常気象や海洋環境の変動にも対応できるよう、漁業収入安定対策である「積立ぶらす」を強化します。
- 漁業用燃油や養殖用配合飼料等の漁業用資材価格の急騰に対応するため、「漁業経営セーフティネット構築事業」を活用し、国の負担割合を高めて補填金を早急に支払うこと等により、困窮している漁業経営の安定を図ります。
- リース方式による漁船の導入を支援し、持続的な漁業生産構造を確立するとともに、国産水産物の流通促進と消費拡大を推進します。
- 地域ごとの実情に即した具体的対応策を地域の水産業関係者自らが考え合意する「浜の活力再生プラン」(浜プラン)の策定と実行が有効であることから、浜プラン

の目標達成に必要な資源管理、生産基盤整備、流通・加工対策、魚価対策及び多面的機能の発揮等に必要な支援を行います。

- 将来の漁業を担う人材を確保するため、漁業の魅力の発信、水産高校等による水産教育の充実、若手海技士の養成を進めます。

「スマート水産業」の推進

- ICT 技術を活用して生産・加工・流通の連携を高め、水産業全体での生産性向上や漁獲物の高付加価値化を図る「スマート水産業」を推進します。スマート水産業の展開に当たっては、漁業者に過度な負担が生じないように、十分な支援措置を講じます。

水産資源の活用と管理

- 地球温暖化による近年の海洋環境の変動や乱獲による資源量の減少などを踏まえ、産出量規制を行う出口管理(アウトプット・コントロール)のみならず、従来の漁船の隻数、漁期、網目等の入口管理(インプット・コントロール)、及び技術的規制(テクニカル・コントロール)を適切に組み合わせて、科学的根拠に基づく適切な資源管理を行います。
- 資源管理に当たっては、水産資源の管理・利用に関する科学的調査・研究をさらに促進させ、資源評価の制度を高めるとともに、漁業者の意見を十分に聞いて、その経験と知識を生かします。なお、「積立ふらす」及び漁業共済制度を見直し、TAC制度の適用などの出口管理、地球規模での資源変動、国際的な資源管理の取り組みの変化等によって漁業者の収入が減少する際には、十分な補填措置を講じます。
- 内水面漁業については、資源の生育状況等の調査、特定外来生物等による被害の防止措置等資源回復の取り組み、漁場環境の整備、回遊魚類の増殖の取り組み、遊漁・レジャーとの調整、経営の育成、人材確保、錦鯉等の輸出拡大の取り組みなどへの支援を行い、活性化を図ります。
- 悪質化・巧妙化する外国漁船による違法操業の取締り強化を進め、海洋・水産資源の確保と保全、漁業経営の安定を図ります。
- 生態系や資源の持続性に配慮して漁獲されたことを示す「水産エコラベル認証」の普及を後押しします。
- 赤潮のメカニズムの解明と対策の強化・充実を図ります。

漁村地域の活性化

- 水産業や漁村が果たす多面的かつ重要な役割に対する国民の理解を深め、豊かで住みやすい漁村とするための生活環境の整備等の施策を総合的に講じるとともに、各地域の特性を生かした体験漁業、漁家民宿等により、都市と漁村の交流に積極的に取り組み、活力あふれる漁村を全国各地に創出していきます。
- 漁業・養殖業及び水産物加工・流通業の振興、漁港の整備・活用などを促進し、漁村の活性化と地域所得の向上を図ります。
- 沿岸漁業、養殖業等への新たな企業参入については、地元漁業協同組合が中心となって地域社会の意向を取りまとめた上で決定する仕組みを導入します。

- 漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取り組み、藻場・干潟等の保全など、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の取り組みに着目した支援を強化します。
- 前浜の活用については、漁業経営の安定と未来を見据えた漁村の振興に資するよう、新たなルールづくりに取り組みます。

漁業協同組合の機能強化

- 漁業協同組合は、漁業経営の安定・発展や漁村地域の経済や社会活動を支える中核的組織として極めて重要な役割を果たしています。こうした役割が十分発揮されるよう、漁協経営の安定、組織の強化に取り組みます。

水産物の消費・輸出拡大

- 国民 1 人当たりの水産物消費量が年々減少し続けている事態に対応するため、消費量減少の原因及び消費者ニーズの変化を見極め、健康に良い魚介類の消費・輸出拡大に向けて、水産加工・流通対策の強化と魚食文化の普及・啓発及び食育の拡充・強化等の対策を講じます。

操業の安全確保

- わが国周辺水域で操業する外国漁船の増加が著しく、これら外国漁船との資源及び漁場を巡っての競合が激化する中で、関係水域において、これまで通りの安全操業を確保し、わが国の漁業者に影響が生じることのないよう関係省庁を督励するとともに、万が一の場合に備えた体制を早急に整備します。

捕鯨の伝統と食文化の継承

- わが国の商業捕鯨の安定的実施のために、捕獲枠の増加、鯨種の追加、操業水域の拡大を目指し、資源の活用をさらに推進します。商業捕鯨については、伝統や食文化を守り、つなぐために、わが国の持つ科学的な知見を生かし、他の捕鯨国との連携を強化し、理解の向上に努めます。

科学的根拠のない輸入規制の撤廃

- ALPS 処理水の海洋放出の安全性や、モニタリングの取り組みについて、丁寧に説明を行い、科学的根拠に基づかない輸入規制に関しては、関係国に対し、政府一丸となって即時撤廃を強く働きかけます。影響が顕著な品目について、海外を含めた販路開拓の支援、透明性の高い情報発信などの風評対策を講じていきます。

憲法

「論憲」を進める

- 現行憲法の基本理念と立憲主義に基づき「論憲」を進めます。国家権力を制約し、国民の権利の拡大に資する議論を積極的に行います。
- 内閣による衆議院解散の制約、臨時国会召集の期限明記、各議院の国政調査権の強化、政府の情報公開義務、地方自治の充実について議論を深めます。
- 現行の 9 条を残した上で自衛隊を明記する自民党案では、前法より後法が優先するという法解釈の基本原則が働き、戦力不保持・交戦権否認を定めた 9 条 2 項の法的拘束力が失われ、フルスペックの集団的自衛権まで行使可能となりかねません。これは、平和主義を空文化させるものであり、反対します。

公平・公正な国民投票の実現

- 国民投票の公平及び公正を確保し、国民が正確な情報に基づいて判断できる環境を整備するため、広告放送、インターネット有料広告、運動資金、外国人からの寄附等を規制するとともに、国民投票に関するインターネットの適正な利用の確保を図るための方策を盛り込む国民投票法の改正を行います。

国会議員の任期延長について

- 衆議院の解散や任期満了による衆議院議員の不在時に発生した緊急事態に対しては、憲法 54 条 2 項で参議院の緊急集会が国会機能を代行できると規定されている上、災害対策基本法など、緊急事態に応じた個別法令が整備されており、議員任期延長を含む新たな緊急事態条項を憲法に定める必要はありません。

「憲法論議の指針」(2020年11月19日 立憲民主党政調審議会了承)

基本姿勢

憲法は、主権者である国民が国家権力の行使について統治機構の在り方を定めたいという一定の権限を与える。同時に、その権限の行使が国民の自由や権利を侵害することに制約を課す。憲法に関する議論は、ステレオタイプな「護憲論」、「改憲論」によることなく、この立憲主義をより進化・徹底させる観点から進める。

戦後、国民の間に定着している「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の理念を堅持する。論理的整合性・法的安定性に欠ける恣意的・便宜的な憲法解釈の変更は認めない。

立憲主義は手段であり、その目的は個人の尊重、基本的人権の確保にある。憲法制定時には想定されていなかった社会の変化に伴い、憲法に明示的に規定されていないが、確保されるべき人権の在り方について、議論を行う。

上記の観点から、日本国憲法を一切改定しないという立場は採らない。立憲主義に基づき権力を制約し、国民の権利の拡大に寄与するのであれば、憲法に限らず、関連法も含め、国民にとって真に必要な改定を積極的に議論、検討する。

検討に際しては、憲法の条文の規定ぶりから具体的かつ不合理な支障があるか、あるいは条文に規定がないことから具体的かつ不合理な支障があるかを重視する。すなわち、立法事実の有無を基本的視座とする。

いわゆる安全保障法制について

日本国憲法は、平和主義の理念に基づき、個別的自衛権の行使を限定的に容認する一方、集団的自衛権行使は認めていない。この解釈は、自衛権行使の限界が明確で、内容的にも適切なものである。また、この解釈は、政府みずからが幾多の国会答弁などを通じて積み重ね、規範性を持つまで定着したものである(いわゆる47年見解。末尾参照)。

集団的自衛権の一部の行使を容認した閣議決定及び安全保障法制は、憲法違反であり、憲法によって制約される当事者である内閣が、みずから積み重ねてきた解釈を論理的整合性なく変更するものであり、立憲主義に反する。

いわゆる自衛隊加憲論について

現行の憲法 9 条を残し、自衛隊を明記する規定を追加することには、以下の理由により反対する。

- ① 「後法は前法に優越する」という法解釈の基本原則により、9 条 1 項 2 項の規定が空文化する^(注1)。この場合、自衛隊の権限は法律に委ねられ、憲法上は、いわゆるフルスペックの集団的自衛権行使が可能となりかねない。これでは、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理が覆る。
- ② 現在の安全保障法制を前提に自衛隊を明記すれば、少なくとも集団的自衛権の一部行使容認を追認することになる。集団的自衛権の行使要件^(注2)は、広範かつ曖昧であり、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理に反する。
- ③ 権力が立憲主義に反しても、事後的に追認することで正当化される前例となり、権力を拘束するという立憲主義そのものが空洞化する。

(注1) 従前の解釈を維持しようとするならば、明確かつ詳細にそれを明記する必要がある。これは相当大部かつ厳格な規定が必要となる。また、その際には、集団的自衛権一部行使容認という立憲主義違反について、容認する規定とするのか、否定する規定とするのか、明確にされなければならない。

(注2) わが国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」という要件。この要件は、いわゆる昭和47年見解が日本に対する武力攻撃を念頭に置いていたのに対し、新たに「同盟国等に対する武

力攻撃」を含むとする解釈を「基本的な論理」(7.1 閣議決定)に基づくと称する点で便宜的・恣意的な解釈変更といわざるを得ない。

文民統制について

文民統制(シビリアンコントロール)とは、政治と軍事を分離し、軍事に対する政治の優越を確保すること、その政治が民主主義の原則に基づいていることを基本原則とする。

国の防衛に関する事務は憲法 73 条にいう「他の一般行政事務」に属し、内閣は国会に対して連帯して責任を負っているため、立憲的統制の核心は国会による統制である。

ところで、憲法 66 条 2 項は特に「内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない」としている^(注3)。これは、実力組織はとかく暴走しがちであり、その行使に当たっては、政治の判断を優越させる趣旨である。

南スーダン PKO の防衛省の日報に関しては、発見から大臣への報告に 1 か月も要しているが、このことに限らず、現場からの報告のタイミングがずれれば大臣の適時適切な判断はできなくなる恐れがある。また、イラクの日報では、大臣の指示に従わず、「存在しない」ことにしていたのであるとすれば、文民条項の趣旨を損ねる。

また、南スーダン日報の開示請求が行われた時から、防衛省が日報の「破棄を確認」し、不開示を決定したのは、南スーダン PKO に参加する自衛隊部隊の派遣延長の是非、安全保障関連法に基づく新任務「駆け付け警護」を付与すべきかどうか、焦点となっていた時期である。この日報がきちんと公開され、現地情勢が明らかになれば、派遣延長や新任務付与の決定にも影響を与えていたはずであり、国会による立憲的統制に対して背を向けるものである。

文民統制に関する憲法上の議論は、自衛隊という実力組織に対する評価の問題もあり、これまで希薄であったことは否定できない。文民統制の在り方について、憲法上の議論の必要性を確認する^(注4)。

(注3) 日本国憲法制定時には、憲法にこのような条項を定めた国はなく、閣僚の文民規定を憲法に規定しているのは、現在でも韓国に例を見る程度。

(注4) ドイツ基本法では、憲法としては極めて詳細なシビリアン・コントロール条項が規定されている。

臨時会召集要求について

憲法 53 条後段には、衆議院か参議院のいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならないとされているが、期限が切られていない。

第 194 国会は、3 ヶ月前に野党が要求していたにもかかわらず放置され、要求テーマに関する審議はまったく行われず、臨時会冒頭での解散が行われた。このような臨時会の召集の仕方は憲法 53 条後段に基づくものではなく、同条前段の内閣の発意に基づくものとみるべきで^(注5)、少数会派の要求を無視した違憲状態の下で解散が行われたと言える^(注6)。

衆議院総選挙後の特別会は選挙の日から 30 日以内に召集しなければならないことが憲法 54 条に規定されており、このバランスからも、臨時会についても期限を記述すべきかどうかについての議論を進める。

(注5) 政府は要求書送付の日から召集日の前日までの期間は 98 日間としているが、53 条後段の趣旨からすると、要求に応じた審議ができるようになったのは特別会であり、要求書送付日から特別会の召集日(平 29.11.1)前日までの期間は実に 132 日間。

(注6) 臨時会の召集要求書提出後、臨時会の冒頭で解散が行われたのは、第 105 国会(昭和 61 年、第 2 次中曽根康弘内閣)、第 137 国会(平成 8 年、第 1 次橋本龍太郎内閣)について 3 回目。

衆議院の解散について

衆議院の解散については、内閣不信任案の可決あるいは信任案の否決の場合についての規定が 69 条にあるのみで、実質的な解散権が内閣にあることすら明文で規定されていない。このことから、第 2 回の解散以来、天皇の国事行為に関する 7 条を理由に解散が行われている。

解散は、選挙で選ばれている衆議院議員を任期満了前にその任期を終わらせるものである以上、相応の理由が必要はずで、大義なき解散は許されることではない。しかし実際には、政権は自身に都合のよい時期に自由に解散権を行使できてしまっている。

そもそも議会の解散制度は、君主側が民選議会に対する抑制手段として行使してきたという歴史があり、民主政治の発達とともに解散権の行使は抑制されるようになってきている^(注7)。内閣が恣意的にタイミングを選べるような運用は是正されるべきであり、この点についての憲法論議を進める。

(注7) イギリスでも、2011 年議会任期固定法が成立し、下院の解散を行うことには縛りがかった(ただし、2019 年 12 月 12 日に総選挙を行うという特例法により、総選挙が実施された例がある)。

国政調査権について

憲法 62 条は、国政調査権を両議院の権能とし、証人の出頭・証言、記録録の提出を求めることができるとしている。具体的には、特別の院議決定に基づいて調査特別委員会を設ける方法、常任委員会による調査要求を議長が承認する方法などにより権能が行使される^(注8)。

一般に、国政調査権は国会の権能を有効に行使するための補助的手段であると説かれるが(いわゆる補助的権能説)、国会の権能は立法権にとどまらず、予算審議、行政監視など広範に及び、行政国家化した現代において、立憲主義の観点からは議会による行政統制の重要な手段である。

にもかかわらず、議院内閣制の下では、議会の多数派が内閣を構成することになるので、両院において行政監視のためにこれを行使しようとした場合、多数決原理に基づき、与党が合意しない限りこの権能は発動しえないということになり、実効性に疑問がある。この欠陥を埋めるべく、平成 10 年に衆議院規則を改正し、予備的調査制度が衆議院において採用された^(注9)(衆議院規則 56 条の 2、56 条の 3、86 条の 2)。

しかし、予備的調査制度は委員会による国政調査権の行使とは異なり、強制力を伴うものではない。そもそも国政調査権そのものが多数決原理でよいのかどうかについて^(注10)、議論を進める。

(注8) 森友学園への国有地処分に関する、①財務省決裁文書の国会提出要求は、平成 29 年 3 月 2 日の参議院予算委員会における委員からの提出要求を踏まえ予算委員長より政府に提出要求がなされたものであり(参議院委員会先例により憲法 62 条に定める国政調査権の行使である国会法第 104 条による成規の手続を省略して行われたもの)、②会計検査院への検査及び報告要請は、3 月 6 日に参議院から、憲法第 62 条に基づく国政調査権の行使として国会法第 105 条の規定に基づきなされたものである。(平成 30 年 3 月 28 日 参議院事務総長答弁)

(注9) 委員会は、審査・調査のため事務局の調査局長・法制局長に対して予備的調査を行い、報告書を提出するよう命じることができる。この場合、議員 40 名以上の要請で命令を発するよう書面を議長に提出することができる。

(注10) ドイツ基本法 44 条では、議員の 4 分の 1 の申し立てで主として政府・行政の汚職・不正調査を目的とする調査委員会を設置できるとされている。

知る権利などについて

基本的人権の中でも、表現の自由は特に重要な人権であるとされている。たとえば、権力の行使に行き過ぎがあったとしても、表現の自由が確保されていればそれを是正することができるからである。すなわち、表現の自由は、説得と投票箱の過程、民主主義のプロセスを担保する重要な人権といえることができる。

しかし、表現の自由が民主主義のプロセスにとって有効に機能するためには、その前提として十分な情報に接していることが必要である。不十分な情報や誤った情報に基づいて議論を重ねても、正しい結論を得ることはできない。

南スーダン PKO の防衛省の日報やイラクの日報のように、破棄していたと国会に対して説明されていたものが 1 年後に「発見」されるようなずさんな公文書管理や、加計学園の問題では、政権に不都合な情報を怪文書扱いしたり、森友学園への国有地処分を巡る事件において、決裁文書の改ざん等により国政調査権が蹂躪されるという議会制民主主義の存立にもかかわる空前の事態が生じた。

桜を見る会の招待者名簿についても、シュレッダーで破棄した、バックアップデータも復元不可能と信じがたい答弁は枚挙にいとまがない。

公文書管理や情報公開の在り方は、民主主義の前提となる「知る権利」を担保するものである。「知る権利」を回復、充足するため、公文書管理の在り方、電子決裁の推進等について議論を進める。

LGBT の人権、特に同性婚と憲法 24 条について

LGBT に関しては、教育の現場や職場をはじめとして、あらゆる場面での差別の解消等、人権の確保・確立が必要である。

ところで、政府は、「現行憲法の下では、同性カップルの婚姻の成立を認めることは想定されていない」、「同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家庭の在り方の根幹に関わる問題で、極めて慎重な検討を要する」と述べている^(注11)。

この点、憲法 24 条 1 項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とされているため、同性どうしの結婚はできないようにも読める。

しかしこの条文は、結婚相手を強制的に親が決めたり、戸主や親の承諾を必要とする戦前の「家」制度から^(注12)、婚姻をするかどうか、婚姻をだれとするかを本人の自由意思に解放する趣旨である。そうだとすると、異性婚は両性の合意のみによって成立することを定めたものと制限的に理解すべきであり、同性婚について禁止する規範ではないと考える。

学説においても、同性婚は禁止されてはいないが、これを採用するかどうかは立法裁量であるという考え方が一般的である。

なお、憲法 24 条 2 項が「配偶者の選択……婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とし、憲法 13 条が個人の尊厳と幸福追求の権利を定め、その内実として人格的生存に不可欠な自己決定権が保障されているとの理解の下では、むしろ、同性婚も憲法上の保障を受けるとの解釈も有力に主張されている。この立場に立つと、その法的整備をすることは単なる立法裁量ではなく、立法府としての責務となる。

この点、立法政策の問題と捉えるべきか、憲法上の保障のレベルの問題と捉えるべきかについて、議論を進める。

なお、いずれの立場に立つとしても、同性婚を可能とするよう、法的整備をすることに憲法上の支障はないものと認識する^(注13)。

(注11) 2015 年 2 月 18 日、参議院本会議での安倍総理(当時)の答弁。

(注12) 明治民法では、家族の婚姻には戸主の同意が必要であり、一定の年齢(男は 30 歳、女は 25 歳)未満の子の婚姻には父母の同意が必要であった。

(注13) 1989 年にデンマークで「登録パートナーシップ制度」が採用され、2000 年にオランダが同性間の婚姻を容認して以来、同性間の婚姻を容認する国が増加している。ベルギー(2003 年)、スペイン(2005 年)、カナダ(2005 年)、南アフリカ(2006 年)、ノルウェー(2008 年)、スウェーデン(2009 年)、ポルトガル(2010 年)、アイスランド(2010 年)、アルゼンチン(2010 年)、デンマーク(2012 年)、ウルグアイ(2013 年)、ニュージーランド(2013 年)、フランス(2013 年)、ブラジル(2013 年)、英国(イングランド及びウェールズ)(2013 年)、ルクセンブルク(2015 年)、アイルランド(2015 年)、フィンランド(2017 年)、マルタ(2017 年)、ドイツ(2017 年)、オーストラリア(2017 年)など。

高等教育の無償化について

国際人権規約 A 規約 13 条 2(b)及び(c)により、中等教育及び高等教育を漸進的に無償とすることが国家の責務とされている。日本政府は長くこの条項を留保していたが、民主党政権下の平成 24 年 9 月 11 日に留保を撤回する旨、国連事務総長に通告した。

憲法 98 条 2 項^(注14)は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規」を誠実に遵守することを必要としているので、わが国においては既に「高等教育の漸進的無償化」はすでに国内法上遵守すべき、政府の法的義務となっていると考えられ、憲法改正の対象として議論する意義は見出しがたい。

《参考》

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第 13 条 2(b)及び(c)

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

日本国憲法第 98 条 2 項

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(注14) この規定は、総司令部案にも、第 90 帝国議会に提出された帝国憲法改正案にもなく、衆議院における審議過程で、わが国の主体的判断で立案・成立したものである(佐藤幸治著「日本国憲法論[第 2 版]」98 頁[成文堂]2020 年)。

国民投票について

憲法改正は国民の「承認」によって成立するが、承認の要件である「過半数」の意義について、憲法改正国民投票法は「有効投票総数」の過半数としている^(注15)。

このことに関して、いかに投票率が低くても憲法改正が実現するのは問題であり、「最低投票率」を導入すべきとの意見もある^(注16)。

しかし、最低投票率の制度には、①ボイコット運動を誘発する可能性があること^(注17)、②専門的・技術的な憲法改正で、必ずしも高い投票率を期待できない場合も存在すること、③最低投票率を満たしたほうが低い民意を反映するという民意のパラドックス^(注18)の可能性があることから、制度としての弊害が大きいと考える。

憲法改正の正当性に疑義が生じないようにするのであれば、投票率を問題とするのではなく、絶対得票率について検討されるべきである^(注19)。

ただしこの場合も、憲法を法律で書き換えることができないはずであるところ、国民投票によって「憲法となるべきとされた規範」を法律で無効としてしまう疑いがある。実際、最低投票率ないし絶対得票率を定めている多くの国で憲法上の根拠条文を置いている^(注20)。

したがって、絶対得票率を定めるのであれば、憲法 96 条に明記することが望ましい。

憲法改正国民投票法成立後、大阪市で特別区設置法に基づく住民投票、英国で EU 離脱の国民投票が行われ、直接民主制についての新たな知見が形成された。特に、テレビのスポット CM やインターネットによる情報発信など、投票の公正さに疑義を生じ

させる恐れのある課題について、現在の国民投票法の仕組みが適切かどうかについて、検討を行う。

また、引き続き、憲法改正国民投票法の附則の規定に従い、一般的国民投票制度について、その意義及び必要性についての検討を行う。なお、衆議院の解散を制限した場合、総選挙後に国政に関する重大な問題が生じ、任期満了を待たずに国民の意思を問うべき必要が生じた場合、一般的国民投票制度が有効な手段となる余地があり、この観点からの検討も行う。

(注15) 一般に、憲法は強制投票制を採用していないことから、棄権の自由もあるものと考えられ、棄権した者を投票に行って反対票を投じたものと同様に考えることは不合理であり(「有権者総数」は採用しない)、また、無効票を全て反対票と擬制することは適切でない(「投票者総数」は採用しない)と考えられたからである。

(注16) 「日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議」(平成 19 年 5 月 11 日参議院日本国憲法に関する調査特別委員会)

(注17) ボイコット運動が起こっている状況の下では、投票に行くこと自体が「裏切り行為」となり、実質的に投票の秘密(憲法 15 条 4 項)が担保されない事態となる恐れがある。

(注18) たとえば、最低投票率を 50%とした場合、45%の投票率で賛成 80%の場合、全体の 36%の賛成があるにもかかわらず不成立。60%の投票率で賛成 50%の場合、全体の 30%の賛成で成立。

(注19) 仮に、有権者の半数が投票に行き、その過半数の賛成は必要だと考えたとすると、絶対得票率は 25%となる。これに届かないようにしようと、ボイコット運動をしようとしても、75%の有権者に働きかけなければならず、事実上不可能。したがって、ボイコット運動を誘発する可能性は著しく低くなる。

(注20) 憲法に最低投票率を設けている国は韓国、スロバキア、ポーランド、ロシア、セルビア、ウズベキスタン、カザフスタン、ベラルーシ(有権者の 50%以上)、コロンビア(有権者の 25%以上)、憲法に絶対得票率を設けている国はデンマーク(有権者の 40%以上)、ウルグアイ(有権者の 35%以上)。これに対し、法律で最低投票率を設けている国はパラグアイ(有権者の 51%以上)、絶対得票率を定めている国はウガンダ(有権者の過半数)、ペルー(有権者の 30%以上)が散見されるにすぎない。

地方自治について

相次ぐ大規模災害やコロナ禍の経験を踏まえ、住民により近い地方自治体のほうが、実情の把握ときめ細やかな救済が可能であることが再認識された。国の役割は外交、安全保障、社会保障制度やマクロ経済政策等に限定し、住民に身近な行政は地方自治体が担う「補完性の原理」について、憲法 92 条の「地方自治の本旨」との関係に留意しながら議論を進める。

また、国と地方の役割分担の再整理を行う中で、条例制定権や財政自主権など地方自治の基盤をなす権限に関して法律の縛りがあることが適切であるかについても、立法事実の有無を検討する。

その他の検討事項

立憲主義の維持・確保のため、現在の違憲審査制の在り方で十分といえるか、外国における憲法裁判所の例なども参考に、検討を行う。

東日本大震災、コロナ禍などの経験を踏まえ、緊急事態における国家権力の役割とその立憲的統制について、既存の法制度の改正で対処できることを念頭に置きつつ、立法事実の有無について検討を行う。

あいちトリエンナーレ展における補助金不交付決定や、学術会議の任命拒否は、精神的自由に対して萎縮的效果をもたらし、民主主義のプロセスを毀損する。このような具体的事例に照らし、憲法の花神にかなう国費の支出のありかた、組織・団体の自律性・専門性の尊重・確保について検討する。

《参考》参議院決算委員会要求資料「集团的自衛権と憲法の関係」(いわゆる47年見解)

国際法上、国家は、いわゆる集团的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上右の集团的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集团的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

内閣法制局・昭和47年10月14日

ビジネスと人権

- ビジネスと人権をテーマに政府の政策を見直し、企業や NGO などステークホルダーとの意見交換を行い、有効な政策や法整備について検討します。これにより、男女平等政策の促進や LGBTQI+ の権利保障、人種差別に対する断固とした対応、気候正義の観点による政策転換等の人権保護・尊重の取り組みを促進し、企業価値の毀損や収益減少のリスクを回避するとともに、消費者や投資家からの理解を得て、収益の増加や企業価値の向上等につなげます。
- 人権問題による企業イメージ低下や訴訟リスクを回避し、グローバル企業として人権尊重の責任を果たすことで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、サプライチェーン全体の改善と、国際競争力の強化につながる人権デューデリジェンス（自社やサプライチェーンにおける人権侵害リスクを特定し、予防・軽減策を講じる）の法制化を検討します。
- 国連の「パリ原則」に基づいた、人権侵害からの救済、立法・政策提言、人権教育の推進や人権侵害に対する調査や勧告など、既存の司法制度を補完し、より包括的な人権保護を実現するため、独立した人権救済機関を設置します。

立憲民主党 政策集2024

発行：立憲民主党政務調査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1